

接続料の算定等に関する研究会

第七次報告書

目次

はじめに	1
第1章 卸協議の適正性の確保に係る制度整備	4
1. 検討の経緯	4
2. 規制の対象等に関する事項	5
(1) 検討事項	5
(2) 主な意見	7
(3) 考え方	17
(4) 省令等の整備	21
3. その他の検討事項	21
(1) 検討事項	21
(2) 主な意見	22
(3) 考え方	24
第2章 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証 26	
1. 検証の経緯	26
2. 光サービス卸における卸料金の検証	27
(1) 検証の結果	27
(2) 主な意見	29
(3) 考え方	30
3. モバイル音声卸における代替性の検証	32
(1) 検証の結果	32
(2) 主な意見	38
(3) 考え方	39
第3章 着信事業者が設定する音声接続料の在り方	40
1. 検討の経緯	40
2. 議論の経過	44
(1) 事業者ヒアリングの結果等	44
(2) 指定設備設置事業者の選択可能化について	60
(3) トラヒック・ポンピングについて	69
3. 考え方	74
第4章 接続料等と利用者料金の関係の検証	78
1. 検討の経緯	78
2. 接続料等と利用者料金の関係の検証(移動通信分野)	79
(1) 検証対象サービス等の選定	80
(2) MNOによる検証結果の妥当性	86
(3) 次回以降の検証の進め方	89

3. 接続料と利用者料金との関係の検証(固定通信分野)	92
(1) 検討事項.....	92
(2) 主な意見	93
(3) 考え方	99
第5章 モバイル接続料の適正性向上	103
1. 検討の経緯	103
2. 予測値の算定方法	103
(1) 検討事項.....	103
(2) 主な意見	105
(3) 考え方	106
3. 原価の適正性の確保	107
(1) 現状	107
(2) ステップ1(音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦)	108
(3) ステップ2・3.....	118
4. 利潤の適正性向上	119
(1) 検討事項.....	119
(2) 主な意見	120
(3) 考え方	121
5. 需要の適正性の確保	121
(1) 検討事項.....	121
(2) 主な意見	123
(3) 考え方	124
第6章 5G(SA方式)時代におけるネットワーク機能開放	125
1. 検討の経緯	125
2. 主な意見	127
3. 考え方	131
第7章 固定通信分野の接続料における報酬額の算定方法	134
1. 検討の経緯	134
2. 議論の経過	135
(1) 検討事項.....	135
(2) 主な意見(β 値の適正性)	137
(3) 主な意見(主要企業の平均自己資本利益率の算定方法の適正性)	141
3. 考え方	142
第8章 加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法	145
1. 検討の経緯	145
2. 議論の経過	147

(1) 見直しの是非.....	147
(2) 見直しの進め方.....	149
3. 考え方	155
第9章 加入光ファイバ等の提供遅延.....	158
1. 検討の経緯	158
2. 議論の経過	160
(1) 報告の内容	160
(2) 主な意見.....	163
(3) 第 70 回会合以降の対応の経緯	166
3. 考え方	167

はじめに

本研究会では、令和4年9月に第六次報告書を取りまとめて以降も、同報告書で挙げられた接続ルールや卸電気通信役務に関する各種課題に加え、オブザーバーである関係事業者・事業者団体から新たに問題提起のあった論点について議論・検証を行ってきた。

令和4年9月の第62回会合からは、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号。以下「改正法」という。)の成立を受け、関連する制度整備に向けた論点等について検討を行った。また、同年11月の第64回会合からは、本研究会第六次報告書の考え方を踏まえて策定した「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」に沿って、検証対象とするサービス等の検討や、当該サービス等の検証結果について議論を行った。さらに、新たな論点として、同月の第65回会合からは、シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しに関する議論、同年12月の第66回会合からは、着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関する議論を、令和5年2月の第68回会合からは、第一種指定電気通信設備の接続料の算定における適正利潤に関する議論をそれぞれ行った。加えて、継続的な論点として、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証、固定通信分野のスタックテストに係る検討、モバイル接続料の検証、5G(SA方式)時代におけるネットワーク提供に係る課題の検討、加入光ファイバ等の提供遅延に係る検討等を実施した。

本報告書は、これらの多岐にわたる論点について、関係者からのヒアリングでの意見や、議論の内容、それらを踏まえた本研究会としての考え方を整理するとともに、今後の考えられ得る検討課題やフォローアップ事項等を提示するものである。

本報告書の内容を踏まえ、関係事業者・団体及び総務省において、適切な取組が行われることを期待する。

【令和4年9月以降の会合開催状況】

日程	開催内容
第62回 令和4年9月27日	○卸協議の適正性の確保に係る制度整備に係る検討項目案 ○接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針について (移動通信分野における指針の策定及び固定通信分野における指針の改定)
第63回 令和4年10月19日	○卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関するヒアリング
第64回 令和4年11月15日	○卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関するヒアリング ○接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針(案)に対

	する意見及びその考え方(案)について ○移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証の対象サービス等に関するヒアリング
第65回 令和4年11月30日	○移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証の対象サービス等に関するヒアリング ○卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関する論点整理案 ○シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しについて
第66回 令和4年12月21日	○「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証」の対象サービス等の案について ○卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関する骨子案 ○シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しに関するヒアリング ○着信事業者が設定する音声接続料の在り方について
第67回 令和5年1月24日	○シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しに関するヒアリング ○着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関するヒアリング
第68回 令和5年2月20日	○「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果について(光サービス卸) ○「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果について(モバイル音声卸) ○第一種指定電気通信設備の接続料の算定における適正利潤について
第69回 令和5年3月7日	○シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しについて(現状整理) ○着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関するヒアリング ○5G(SA方式)時代におけるネットワーク提供に係る課題の検討に関するヒアリング
第70回 令和5年3月30日	○加入光ファイバ等の提供遅延に係るNTT東日本・西日本からの報告結果について ○第一種指定電気通信設備の接続料の算定における適正利潤に関するヒアリング ○シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しについて

第71回 令和5年4月18日	○着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関する論点整理① ○モバイル接続料の検証について ○移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証結果について ○固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証について ○第一種指定電気通信設備の接続料の算定における適正利潤に関する論点整理
第72回 令和5年5月9日	○モバイル接続料の検証に関するヒアリング ○5G(SA方式)時代におけるネットワーク提供に係る方針整理案 ○固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関するヒアリング ○シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しに関する進め方について
第73回 令和5年5月30日	○着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関する論点整理② ○モバイル接続料の原価抽出プロセスに関する現状整理 ○固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する論点整理 ○東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款の変更認可申請等について(将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等)
第74回 令和5年6月13日	○モバイル接続料の検証に関する方針整理案 ○移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針の改正方針について ○シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しに関する検討の方向性(案)
第75回 令和5年6月27日	○加入光ファイバ等の提供遅延に係る事業者間協議の状況について ○着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関する検討の方向性(案)について ○第七次報告書(案)について
第76回 令和5年8月29日	○第七次報告書(案)に対する意見及びその考え方について

第1章 卸協議の適正性の確保に係る制度整備

1. 検討の経緯

卸電気通信役務(以下「卸役務」という。)については、電気通信事業者の創意工夫により高度かつ多様な電気通信サービスの提供を可能とするため、相対契約を基本としている。その中で第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備(以下「指定設備」という。)を用いた卸電気通信役務(以下「指定設備卸役務」という。)は、例えば光サービス卸¹やモバイル音声卸²等の広く一般利用者が利用するサービスの提供のため多くの事業者により用いられており、事業者間の競争関係や市場に与える影響が大きくなってきているにもかかわらず、長期にわたる料金の高止まりが指摘されていた。

こうした指摘を踏まえ、総務省において、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」(令和2年9月策定)(以下「卸検証ガイドライン」という。)を整備し、検証が実施されている(第2章を参照)。

こうした指定設備卸役務の料金等を巡る状況については、「競争ルール検証に関する報告書2021」(令和3年9月16日公表)において、携帯電話の音声通話料金(特に従量制料金)について「これまで卸料金の引下げが進まなかった要因分析を含めて、別途専門的な検討を進め、速やかに所要の制度整備を図ることが必要」との提言があり、また、本研究会第五次報告書(令和3年9月10日公表)においても、「光サービス卸やモバイル音声卸など公正競争上の影響が大きい卸役務については、例えば、卸料金その他の提供条件等についての卸先事業者への事前の情報開示を義務付けるなど、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の改正も含めたルール整備の検討を行うことが適当」と提言したところである。

これらの提言を踏まえ本研究会は議論を進め、「卸協議の適正性の確保に係る制度整備について」を取りまとめた(令和4年2月16日)。この取りまとめでは、「指定設備設置事業者の交渉上の優位性や両者の情報の非対称性を是正し、より協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図る」ため、指定設備卸役務を提供する事業者に対し、

- ・ 正当な理由のない限り指定設備卸役務を提供する義務及びそれを担保する措置
- ・ 料金の算定方法その他協議の円滑化に資する一定の事項について、卸先事業者の求めに応じて卸先事業者により情報を開示する義務及びそれを担保する措置

¹ FTTHアクセスサービスを提供する事業者向けにNTT東日本・西日本がFTTHアクセスサービス等を提供する卸電気通信役務

² MVNO向けにMNOが音声サービスを提供する卸電気通信役務(令和5年6月時点では株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社の3社が提供)

を設けるべく、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の改正を行うことが適当である」と提言した。この取りまとめを踏まえた内容を含む「電気通信事業法の一部を改正する法律案」は令和4年3月4日に閣議決定・国会提出され、同年6月17日に成立した。

今般、本研究会では、この法律の施行(本年6月16日)に向け、令和4年2月の取りまとめにおいては引き続き検討することが適当であるとしていた、

- ・ 事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして規制対象とする指定設備卸役務(以下「特定卸役務」という。)の範囲、
- ・ 提示義務を課す情報の範囲

等の規制の対象等に関する事項及び

- ・ 固定通信に係る指定設備卸役務への卸先事業者の参入後の協議の在り方、
- ・ モバイル音声卸の標準的な料金の公表

等の指定設備卸役務に関するその他の検討事項について整理するため、指定設備を設置する電気通信事業者(以下「指定設備設置事業者」という。)である

- ・ 東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)(以下「NTT東日本及びNTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)、
- ・ 株式会社NTTドコモ(以下「NTTドコモ」という。)、
- ・ KDDI株式会社(以下「KDDI」という。)
- ・ ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」という。)(以下、NTTドコモ、KDDI及びソフトバンクを「MNO3社」という。)

並びに指定設備卸役務の提供を受ける事業者(以下「卸先事業者」という。)等から構成される団体である

- ・ 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会(以下「JAIPA」という。)、
- ・ 一般社団法人テレコムサービス協会FVNO委員会(以下「FVNO委員会」という。)、
- ・ 一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会(以下「MVNO委員会」という。)

に対してヒアリングを実施し、議論を行った。

2. 規制の対象等に関する事項

(1) 検討事項

本研究会第六次報告書(令和4年9月9日公表)までの議論を踏まえ、改正法による改正後の電気通信事業法において総務省令に委任された規制の対象等に関する次の論点について、議論を行った。

<特定卸役務の範囲>

- 事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして、特定卸役務の対象から除外することが適当な卸役務にはどのようなものがあるか。
- 事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして、特定卸役務とすることが適当な卸役務にはどのようなものがあるか。
- 特定卸役務のうち、同役務を提供する事業者自身が提供していない役務の形態については、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして、対象から除外することが考えられるのではないか。

<提示される情報の範囲>

- 卸先事業者への事前の情報提示を義務づけるべき「協議の円滑化に資する事項」にはどのようなものがあるか。例えば、接続料相当額や回収が見込まれている費用項目が考えられるのではないか。

また、規制の運用において必要となる次の論点についても、関連するガイドラインに記載することを想定し、議論を行った。

<正当な理由の範囲>

- 役務の提供を拒める「正当な理由」の範囲としてどのようなものが考えられるか。接続の場合には、電気通信事業法第32条等において、接続の請求を拒める「正当な理由」を規定しており、同様とすることが考えられるのではないか。
- 情報の提示を拒める「正当な理由」の範囲としてどのようなものが考えられるか。

(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供)

第三十八条の二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨、総務省令で定める区分ごとの卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該業務を廃止したときも、同様とする。

2 特定卸電気通信役務（**第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外のものをいう。**以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、**正当な理由がなければ、その業務区域における当該特定卸電気通信役務の提供を拒んではならない。**

3 特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れを受けた場合において、当該特定卸電気通信役務に関し、当該申入れをした電気通信事業者の負担すべき金額その他の提供の条件について提示をする時までに、当該申入れをした電気通信事業者から、当該提示と併せて**当該金額の算定方法その他特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項として総務省令で定める事項**を提示するよう求められたときは、**正当な理由がなければ、これを拒んではならない。**

4 総務大臣は、特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該電気通信事業者に対し、公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

(出所)第 62 回会合資料 62-1(事務局資料)より抜粋

【図1-1 改正法による改正後の電気通信事業法第 38 条の2】

(2) 主な意見

① 事業者からの意見(特定卸役務の範囲)

＜固定通信分野の指定設備設置事業者(NTT東日本・西日本)からの意見＞

- ・ 今般の制度整備に当たっては、光コラボとモバイルを一律に扱うのではなく、両者の卸元／卸先の関係性の相違を踏まえた整理が必要。また、FTTHアクセスサービスにおいて、自己設置・相互接続・サービス卸といった各形態の特徴を生かしたサービス・設備競争をバランスよく促進することが重要であり、特定の形態を優遇する場合、各形態の間の公正な競争を歪めるおそれがある。【NTT東日本・西日本】
- ・ 光サービス卸の卸料金は、接続料とは異なり、単年度のコスト変動に応じてリニアに料金を連動させる性質のものではない。卸料金を接続料相当額に連動させるということは、卸先事業者が、利用者数の少ない段階において、卸元事業者が負った設備投資リスクを負わずに利益を享受することにほかならない。【NTT東日本・西日本】
⇒ 本意見に関し、FVNO委員会から「卸料金は設備投資分も含めて設定されており、卸先事業者は卸料金の支払いを通じて卸元事業者の設備投資の回収に貢献している。また、卸先事業者は顧客獲得のための営業コスト・申込受付のためのシステムに係るコスト等を負担しており、卸先事業者が利益のみを享受しているとの主張には違和感がある。」との意見があった。
- ・ 多様な事業者の創意工夫によるサービスの柔軟性・多様性を担保する観点から、その対象は卸役務の制度趣旨を損なわない必要最小限の範囲とすべきであり、卸元事業者が現に提供している役務のうち、公正競争上影響の大きい役務に限定すべき。【NTT東日本・西日本】
- ・ 当社は卸先事業者なくして事業の展開はできず、制度によらずとも事業者間のビジネススペースの取組で自ずと協議の進展が図られることから、過度な規制は不要なのではないか。【NTT東日本・西日本】
- ・ 公正競争への影響の多寡は、契約者数やシェア等の競争の「結果」だけではなく、①利用者にとっての選択可能性、②事業者にとっての代替性及び③事業者にとっての影響度合いの観点等、提供手段や市場特性等の競争の実態に着目して評価すべき。【NTT東日本・西日本】

＜固定通信分野の卸先事業者からの意見＞

- ・ FTTHアクセスサービスの卸を範囲とすべき。【JAIPA】
- ・ 各事業者のサービスの展開やマーケットの属性によって異なる部分はあるものの、ユーザー数・価格帯が影響の大小の判断基準の一つになるのではないかと。【FVNO委員会】

- 光サービス卸に加えて「ボトルネック性を有する第一種指定設備を用いた卸役務」の全てを特定卸役務の対象とすべき。光サービス卸のほか、法人向けマーケットでは光IP電話の通話料・基本料が収益に与える影響が大きいこと等を踏まえると、光IP電話卸についても影響が少なくないと言える。【FVNO委員会】
⇒ 本意見に関し、NTT東日本・西日本から「特定卸役務の規律を課すとしてもFTTHアクセスサービスに限定すべきであり、光IP電話については、

- 電話サービスが多様なコミュニケーションの手段に1つに過ぎなくなり、競争に与える影響が著しく低下していること、
- 卸先事業者は、接続を用いたOAB-J IP電話を自ら提供することが可能であり、現に2社が提供中であること、
- マスユーザにおけるセット販売率は比較的低く、マス市場における影響度合いは限定的であること

を踏まえれば、公正競争上の影響が大きいとは言えず、特定卸役務の対象とする必要はない」との意見があった。

⇒ NTT東日本・西日本の意見に関し、FVNO委員会から「

- 光IP電話について、個人の利用者の契約数や利用率は低下しているが、法人・個人事業主の利用者の利用については低下しておらず、継続的に一定の利用がある。
- NTT東日本・西日本の意見中「利用者にとっての選択可能性」、「事業者にとっての代替性」の部分も、法人・個人事業主で光回線を契約の利用者については電話番号の変更を行うことが難しい等の理由で、光IP電話を選択いただく割合が多いかと思う。
- 上記をふまえ、法人・個人事業主の利用者へサービスを提供している卸先事業者としては、光IP電話の影響は多いと考えられるため、特定卸役務の対象に含めていただきたい。

」との意見があった。

⇒ これらの議論に関し、構成員から「(双方向の)番号ポータビリティが可能となれば、光IP電話の提供義務は重要ではなくなるのか」との質問があったところ、関係事業者から次の回答があった。

- 固定電話網のIP網への移行の完了により番号ポータビリティの問題は解消するが、法人・個人事業主を主な対象とする卸先事業者では、顧客が業務上固定電話を必要としており、光IP電話契約率が高いことから、引き続き影響が大きく、光サービス卸同様に、卸料金の値下げを検討いただきたい。【FVNO委員会】

- 利用者の大半は光電話(発番)ではなく、どのサービスにも同番移行が可能であり、加えて、IP網移行後は全ての事業者間で双方向に番号ポータビ

リティが可能になる。【NTT東日本・西日本】

＜移動通信分野の指定設備設置事業者(MNO3社)からの意見＞

- 携帯電話サービスのうち、MNOが現に利用者へ提供している音声通話及びデータ通信の基本的なサービスを卸役務として提供する場合には、特定卸役務とすべきである一方、付加的なサービスのほか、MVNOが自己で実現出来るもの、MVNOに提供意向がないもの、競争を目的に提供していないもの及びMNOが新規の受付を停止しているものを卸提供する場合については除外すべきでないか。【NTTドコモ】
- 特定卸役務の範囲を検討するに当たっては、MNOが利用者向けに提供していないもの、MNOが利用者向けに提供しているものであっても利用者数が少ないもの、MNOが利用者向けにサービスの終了を予告しているもの又は終了を予定しているもの、MVNOからの提供要望がないもの及び個別のMVNOやパートナー企業の要望を踏まえて提供している役務については対象から除外すべきではないか。【KDDI】
- 公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスについてはアンバンドル化されていることから、アンバンドル機能をベースに特定卸役務の範囲について検討すべきではないか。【ソフトバンク】
- MNOが自社利用者向けに提供していないもの、付加的なサービス、終了見込みのサービス等継続的に加入者数が少ないものについては、対象から除外すべきではないか。【ソフトバンク】

＜移動通信分野の卸先事業者からの意見＞

- 第二種指定設備を用いた卸役務は、原則として全てを特定卸役務とすべきであり、特にモバイル音声卸、5G(SA方式)及びセルラーLPWAは含めるべき。【MVNO委員会】
- 競争関係に及ぼす影響が少ない役務は最小限度とすべきであり、具体的には
 - ①MVNOが同種の役務を提供していない又は提供の意向がないもの、
 - ②MNO自身が役務提供していない又は加入者数が継続的に少ないもの、
 - ③MNOが提供終了を予告している又は予定しているものが該当するのではないか。

5G(SA方式)等の今後登場するサービスについては、上記①及び②に該当することが考えられるが、こうしたサービスについて特定卸役務から除外するかについては慎重な議論が必要。【MVNO委員会】

② 事業者からの意見(提示される情報の範囲)

＜固定通信分野の指定設備設置事業者(NTT東日本・西日本)からの意見＞

- 卸料金に関する卸先事業者のご理解を深めて協議の円滑化を図るとともに、卸先事業者に改めて接続と卸役務のコスト・リスクの違いをご理解いただき、相互接続も含めた利用を促進してFTTH市場の活性化を図るため、次のような情報の開示について、卸先事業者の要望を踏まえつつ前向きに検討・対応していく考え。
 - 接続料相当額の費用項目、営業コストの費用項目
 - 現状の接続料相当額を基準とした当該年度の接続料相当額の指数
 - 光サービス卸に用いる接続機能に係る接続料の一覧
 - コストの大半を占めるアクセス回線部分における収容ユーザー毎のユーザー当たり接続料【NTT東日本・西日本】
- 卸先事業者の中には自己設置又は接続によるサービス提供を行う事業者も含まれる中、開示義務を課すことにより当社のみが一方的に競争上の不利益を被ることとなるような経営情報については、設備構築事業者とサービス提供事業者の間およびサービス提供事業者の間の健全な競争を歪めることになるため、開示対象にすべきではない。特にサービス原価は競争の根幹を成す極めて重要な経営情報であり、開示対象とすることは採り得ない。【NTT東日本・西日本】
- 製造原価や仕入原価に関する情報は、競争上の地位等を害するおそれがあるものとして、不正競争防止法では営業秘密、行政機関情報公開法では不開示情報とされていることを踏まえて、慎重な扱いが必要。【NTT東日本・西日本】
- 移動通信分野の卸料金と異なり、光サービス卸では接続と卸役務で料金の設定単位が異なるため、ユーザー当たり接続料相当額を開示することによって、収容効率等のサービス設計を開示することになる。【NTT東日本・西日本】
- 通信系事業者と非通信系事業者でコスト・料金を分離することには、以下の問題点がある。
 - 支援に係るコストを事業者毎に特定・把握することは困難であること。
 - 支援に係るコストの多寡は多様な要素で決まるものであり、通信系／非通信系という2つの業態で分離できるものではないこと。
 - 支援の仕組みは全てのパートナーが同様に利用し得るものであり、利用の要否・程度が異なるものは一部に過ぎないこと。
 - 支援に要するコストの個別負担を求めた場合、異業種からの新規参入が阻害され、多様なサービス展開の障壁となること。【NTT東日本・西日本】

＜固定通信分野の卸先事業者からの意見＞

- 卸料金の内訳(接続料相当額、光サービス卸の運営に係るコスト、卸先事業者

の支援に係るコスト)及び卸料金の中長期的な料金水準を定例的かつ適切な時期に提示いただきたい。【FVNO委員会】

- 接続料自体は公開されていることから、接続料相当額が卸先事業者に提示されることに問題があるとは考えていない。むしろそれを提示しないことで、円滑な議論の展開を妨げられているのではないか。【JAIPA】
- 事業者間の協議が整わず裁定の申請があった際には、総務省が当事者に算定根拠の提供を求めた上で、最終的に適正原価に適正利潤を加えた卸料金とすることを基本として裁定されることになっている。事業者間の協議においても、卸元事業者が自主的に算定根拠を示して協議に臨むことが望ましい。【JAIPA】
- 指定設備に関する協議においては一般的な商慣習に委ねていては競争が進展しないことから電気通信事業法で特別の規律を設けているのであり、指定設備の卸役務においても接続同様に料金の透明性を確保すべき。【JAIPA】
- 通信系の卸先事業者と非通信系の卸先事業者では、卸先事業者のサポートに係る費用が大きく異なることが考えられるが、非通信系事業者のサポートに要するコストについては、卸役務全体の営業費用として計上するのではなく、非通信系の卸先事業者を積極的に開拓してきたNTT東日本・西日本の戦略的投資に係る経費として、非通信系の卸先事業者に負担させ、又はNTT東日本・西日本において負担すべきものとする。通信系と非通信系のコストの内訳の提示を受けて、団体協議の場で精査を行っていくことが適当。【JAIPA】

<移動通信分野の指定設備設置事業者(MNO3社)からの意見>

- 音声卸及びデータ卸の基本的なサービスのうち、既に接続メニューを設定しているものは、接続料を提示することが可能である一方、それ以外は、接続メニューを設定していないため接続料相当額を提示することは困難。【NTTドコモ】
- 標準的な料金や回収すべき費用項目とすべき。【KDDI】
- 接続料の設定がある場合の接続料相当額、卸料金と接続料相当額の差分で回収が見込まれている費用項目とすべき。【ソフトバンク】

<移動通信分野の卸先事業者からの意見>

- 特定卸役務については、「接続料相当額」及び「回収が見込まれている費用項目」といった料金の内訳や料金水準の納得性に資する情報の速やかな提示を必須とすることが必要。【MVNO委員会】

<移動通信分野における特定卸役務に該当しない卸役務に関する情報提供に係る意見>

(指定設備設置事業者からの意見)

- 必要な情報提供はこれまでも実施してきているところであり、本研究会第六次報告書に基づき、MVNOにおける必要な検討期間に留意し、引き続き情報提供

に努めていく。【NTTドコモ】

- 特定卸役務に該当しないものについてまで規制を設けるべきではない。【KDDI】
- 新たに提供される役務については、外部要因によってMNOの仕様が確定していない場合があるため、あらかじめ開示内容や開示時期について規制を設けることには慎重な議論が必要。【KDDI】
- 「協議の端緒になり得る情報」は、開示できる状況になればMVNOの要望に応じて情報提供する。【ソフトバンク】

(卸先事業者からの意見)

- 特定卸役務に該当しない卸役務についても、新たに提供が行われる役務については、協議の端緒となり得る情報として、MNOが実装する機能の全体像、提供開始時期、提供までの情報開示スケジュール等を遅滞なくMVNOに提供すべき。【MVNO委員会】

③ 事業者からの意見(役務の提供を拒むことができる正当な理由)

<指定設備設置事業者からの意見>

- 少なくとも接続の拒否事由に相当するものは「正当な理由」として認められるべき。【NTT東日本・西日本】
- 過去に音声定額サービスの大臣裁定で示されたとおり、MNOが原価割れリスクを負うこと等、MVNOに不当に有利な条件での特定卸役務の提供は、役務提供を拒むことができる「正当な理由」の範囲に含まれるべき。【NTTドコモ】
- (卸役務の提供を求められた場合、)当該役務を代替する接続機能の存在や、既に提供している役務を組み合わせることでMVNOが自己実現できるなど、特定卸役務の範囲から除外すべきものとして示した形態に該当することは「正当な理由」として認められるべき。【NTTドコモ】
- 電気通信事業法第32条の接続の拒否事由を準用することに賛同。【KDDI、ソフトバンク】
- 個別のMVNOやパートナー企業の要望を踏まえて提供している役務について、パートナー企業以外の者から当該役務を同条件で提供することを求められた場合については、役務提供を拒むことができることとすべき。【KDDI】

<卸先事業者からの意見>

- 卸先事業者が役務提供を拒まれる実態を把握しておらず、接続の拒否事由と同様とすれば十分。【JAIPA】
- 電気通信事業法第32条に規定されている接続の拒否事由を特定卸役務の提供を拒否する「正当な理由」に準用する案に賛同。また、特定卸役務の提供に係る「電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難で

あること」との項目については、MNOとMVNOとの間に電氣的接続が必要である場合に限り適用されるべき。【MVNO委員会】

- ・ 「正当な理由」により特定卸役務の提供を拒否する場合には、MNOは、その拒否が合理的なものであることをMVNOが判断できる具体的な根拠（通信量の範囲や閾値等）を開示するべき。【MVNO委員会】

＜移動通信分野におけるソリューション型役務³の扱いに関する意見＞

- ・ 個別のMVNOやパートナー企業の要望を踏まえて提供している役務について、パートナー企業以外の者から当該役務を同条件で提供することを求められた場合については、役務提供を拒むことができることとすべき。【KDDI】（再掲）

④ 事業者からの意見（情報の提示を拒むことができる正当な理由）

＜指定設備設置事業者からの意見＞

- ・ 卸先事業者の中には自己設置又は接続によるサービス提供を行う事業者も含まれる中、開示義務を課すことにより当社のみが一方的に競争上の不利益を被ることとなるような経営情報については、設備構築事業者とサービス提供事業者の間およびサービス提供事業者の間の健全な競争を歪めることになるため、開示対象にすべきではない。特にサービス原価は競争の根幹を成す極めて重要な経営情報であり、開示対象とすることは採り得ない。【NTT東日本・西日本】（再掲）
- ・ MNOのモバイル回線、ソリューション及び端末等を一体として法人顧客（法人型MVNO）に提供し、当該法人顧客の自社サービスと併せて第三者に提供する場合については、当該法人顧客との円滑な取引のために、一般的なMVNOと同等の情報提示を拒むことが認められるべき。【NTTドコモ】
- ・ MNO間の競争領域に関わる内容やインサイダー情報に関わる内容については、提示を拒むことが認められるべき。【KDDI】
- ・ MNOのサービス設計に関する営業機密情報や個別のMVNOに提供しているサービスに関する情報でNDA⁴の対象となっているものについては、提示を拒むことが認められるべき。【ソフトバンク】

＜卸先事業者からの意見＞

- ・ 卸元事業者の経営上、明らかな支障を及ぼすと合理的に説明できるものに限定すべき。【FVNO委員会】

³ BtoBtoX型のビジネス（電気通信事業者が電気通信分野以外の様々な分野においてサービスを提供する企業をパートナー企業として、当該企業に対する通信サービス及びビジネスソリューション等を提供し、パートナー企業がエンドユーザーにサービス提供をするビジネスモデル）において、MNOがパートナー企業に提供するサービスのうち卸電気通信役務に相当する部分

⁴ 秘密保持契約（Non-Disclosure Agreement）

- 単に営業上の秘密であるだけでは足りず、卸元事業者がその取引先等とのNDA等との関係上開示できないもの、外部からの調達原価に係るもの等、「(正当な理由)」として許容される事由は)限定列举に留めるべき。ただし、取引先等とのNDAについては、「正当な理由」の範囲を広げるために範囲を拡大することは許容されない。【JAIPA】
- 卸先事業者ごとに卸料金が一律であるならば、卸先事業者・卸先事業者団体に卸料金を開示することは差し支えないはず。また、一般に開示するものでない以上、他の自己設置事業者等との間で競争上の不利益を被ることはないと考えられる。【JAIPA】
- MNOとMVNOの間にはNDAが結ばれるため、情報の提示を拒否するのは、MNOの経営上、明らかな支障を及ぼすと合理的に説明できるものに限定すべきであり、単に経営上の秘密であることのみをもって情報の提示を拒絶することは「正当な理由」として認められるべきではない。【MVNO委員会】

＜移動通信分野におけるソリューション型役務の扱いに関する意見＞

- MNOのモバイル回線、ソリューション及び端末等を一体として法人顧客(法人型MVNO)に提供し、当該法人顧客の自社サービスと併せて第三者に提供する場合については、当該法人顧客との円滑な取引のために、一般的なMVNOと同等の情報提示を拒むことが認められるべき。【NTTドコモ】(再掲)

⑤ 構成員からの意見

＜特定卸役務の範囲＞

- 競争関係に及ぼす影響の大きさが、どういった基準で判断されているかの整理が必要。

(固定通信分野に関する意見)

- (NTT東日本・西日本からは)消費者向け市場では卸先事業者と共創関係にあるとの説明があったが、(資料上)法人向けの市場では卸元事業者と卸先事業者が競合しているようにも見える。
⇒ 本意見に関し、NTT東日本・西日本から「法人向け市場は、回線サービス単品ではなく、ICT利活用・DX推進に係る総合的なソリューション提案を競い合う競争環境であり、FTTHアクセスサービス単体で市場が形成されているわけではない。法人利用者が比較検討する回線サービスも、FTTHアクセスサービスだけではなく、広域イーサネット、専用線、モバイル回線等多種多様である。法人向け市場で当社が卸先事業者と競合することはあり得るが、そのことは、回線サービスとしての競合を意味するものではない。」との意見があった。
- 光IP電話は、PSTNと異なり局給電がないこと等から、今まであまり規制の対象として考えてこなかったのではないかと。また、10年間値段が動かなかったモバイル

ル音声卸と比較して、比較的影響は小さいのではないかと。

- 光IP電話そのものの契約数がかなり多いことを踏まえて特定卸役務の対象とするかどうかを議論すべき。
- (光IP電話について、)利用者に対する重要性という意味では、特に法人の場合の電話番号変更の難しさや、マーケットがそれなりに継続的にあるという回答があったため、今すぐ影響が少ないという判断はできない。
- 当面まだ光IP電話の重要性が少ないとは決して言い切れず、ウォッチの必要があるが、NTT東日本・西日本自身がクラウド電話を積極的に販売しているといった時代の方向性を踏まえて、どこまで詳細に検討すべきか判断すべき。

(移動通信分野に関する意見)

- 携帯電話サービスについては、当然に特定卸役務の範囲に含まれると考える一方、「競争関係への影響が少なくないもの」について、MNOが自社としてエンドユーザーに提供はしていないものの、卸役務は提供している場合についてどのような取扱いをするのか検討が必要ではないか。
- 卸先事業者からは、5G(SA方式)等の現在提供されていないサービスや今後発展が見込まれるサービスについても特定卸役務に含めるべきとの意見があったが、こうした役務についてどのように「競争関係に及ぼす影響」を判断するかについては検討が必要ではないか。
- MVNOからは、「加入者数が継続的に少ない役務」については、特定卸役務の対象から除外することで良いのではないかととの意見があったが、将来加入者数が増加することも考えられるところ、こうした役務を対象から除外するか否かについては慎重な検討が必要ではないか。

<提示される情報の範囲>

(固定通信分野に関する意見)

- どのように決着するかは別として、事実として通信系の卸先事業者と非通信系の卸先事業者でどのようなコストの差異があるのか、知っておく必要がある。
- 価格差がいろいろある中で、その適正性について今の状況ではきちんと説明を受けてないので、何とか適正性について説明、理解できるような形の情報提供が必要。
- 適正性、透明性、予見性が大事であり、これまで恐らくほとんど説明を受けていなかったと示されているので、今回の制度整備である程度説明が得られるよう情報提示について考えるべき。
- 一般の商習慣上提示できないという意見があるが、情報が出せない場合は、どういう理由で出せないのか、必要な情報ができるだけ出せるようにすべきという観点で議論し、卸元事業者から説明いただかなければならない。
- 卸料金と接続料相当額の乖離については、「ワニの口」と揶揄されてきたが、今

回、固定費と変動費の関係を示していただいたことで、(卸料金を接続料相当額にリニアに連動させた場合、)リスクをとった卸元事業者の利益が卸先事業者に移転してしまうことは明確になったと思っている。その上で、卸料金と接続料相当額の差額の適正な水準については検証を検討しても良いのではないかな。

- 収容率が明らかになるのがNTT東日本・西日本にとって好ましくないという考え方は理解できるが、(地域毎の)小さな単位で収容数が明らかになることは競争上問題が出るとしても、NTT東日本全体、NTT西日本全体等でまとめた数値であれば、それほど心配しなくても良いのではないかな。
- 接続料相当額の指数が何の役に立つのか疑問。
⇒ 本意見に関し、NTT東日本・西日本から「指数を提示することによって、卸先事業者から要望もあった、卸料金に含まれるコストの増減傾向を具体的に把握することが可能。」との意見があった。
- ユーザー当たり接続料相当額を開示すると収容効率といった手の内を全てばらすことになり、かえって他事業者に迷惑がかかってしまう、企業秘密として認識しているといったNTT東日本・西日本の主張を勘案すると、原価として接続料相当額の生データを出すことは少し厳しいのではないかな。
- 相対的に情報の価値は小さくなるが、傾向値としての判断等ができる意味でいうと、次善の策としての接続料相当額の指数による提示はありうるのではないかな。
- 接続料相当額を出せない理由に関する回答について、十分納得できていない。
- 指数で出すのであれば、どのような数字が出てきて、どのように合理的判断を下す材料になるのか見てみたい。

<移動通信分野における特定卸役務に該当しない卸役務に関する情報提供>

- 特定卸役務に該当しないサービスで、今後MVNOにとって大きな影響力を持つ項目については、特定卸役務に該当しなくても、MNOに対するセーフハーバー・ルールの設定等により、将来の予見性に資するような情報が提供されるようにする必要があるのではないかな。

<情報の提示を拒むことができる正当な理由>

- 経営上の秘密であっても正当な理由がなければ情報を出していただくことが適切であるが、どのような事例が正当な理由に該当するかについて明確にすることが必要ではないかな。
- NDAの対象であって、他の個別の事業者に関わる情報については提供する必要はないのではないかな。
- 情報の提示を拒むことができる正当な理由については、実際に事業者に対して具体例を示す必要があり、今後事例を蓄積していくことが必要ではないかな。

＜移動通信分野におけるソリューション型役務の扱い＞

- ソリューション型役務については、場合によってはパートナー企業の知財が絡むようなことも起こり得るのではないかな。
- (ソリューション型役務について、特定卸役務の範囲から除外する案と、特定卸役務の範囲には含めるが情報提示義務の対象から除外する案のうち、)どちらの対応案を採用するかについては、役務提供義務の範囲や情報提示義務の範囲をどのように設定するか次第ではあるが、両者の間をとることも考えられるのではないかな。提供義務については、特定の企業に対してカスタマイズされた商品について、全く同じ条件ではほかの企業が要望してきたときに同じものを提供するのは難しいのではないかな。
- 情報提示義務については、一般商慣行に基づくのではなく、「競争上不利になる」「利益を不当に害される」といった観点から手当することを明確にするべきではないかな。
- ソリューション型役務の扱いについて、固定通信分野ではこの役割が大きくないため問題ないが、移動通信分野では、役務提供義務や情報提示義務といった点について慎重な対応を要すると感じる。固定通信分野ではあまりカスタマイズがされないため、信頼性や品質も含めて、どういったネットワークを構成して提供するかということが、利用効率も含めて非常に重要な情報である一方、移動通信分野ではカスタマイズされているので、情報の提供が難しいのだと思う。ネットワークの構成と品質の関係や、あるいはカスタマイズのレベルを、どこまでならほかにも情報提供できるのかといった議論がこれから必要になってくるのではないかな。

(3) 考え方

① 特定卸役務の範囲

＜固定通信分野における特定卸役務の範囲＞

第一種指定設備を用いる特定卸役務については、FTTHアクセスサービスを含むことが適当である。

また、光IP電話については、現在、NTT東日本・西日本の光IP電話卸のシェアは固定電話サービス中 17%⁵を占めるところ、双方向番号ポータビリティが可能となる令和7年1月までの間については、特に法人利用者において固定電話番号を変更したくないという需要があるとの卸先事業者の意見を踏まえると、事業者間の競争関係に与える影響が少ないとは言えず、特定卸役務の範囲に含めることが適当である。

⁵ 固定電話サービス(050番号を利用するものを除く。)におけるシェア。令和4年度第1四半期の電気通信サービスの契約数及びシェアに基づく。

その上で、光サービス卸の卸先事業者においても第一種指定設備との接続⁶により（又は第一種指定設備との接続により光IP電話を提供する事業者から卸役務の提供を受けることにより）光IP電話の提供が可能であることも鑑みると、双方向番号ポータビリティが可能となった場合は、光IP電話を特定卸役務の範囲から除くことが適当である。

＜移動通信分野における特定卸役務の範囲＞

第二種指定設備を用いる特定卸役務については、

- 携帯電話サービス、
- 当該サービスと代替性を持つ全国BWAサービス、
- IoT市場の拡大が予想されることを踏まえセルラーLPWA⁷サービス

を含むことが適当である。ただし、これらのサービスのうち、適正な競争関係に及ぼす影響が少ない次のサービスについては、特定卸役務に含めないことが適当である。

- MNOが現に自社の利用者向けに提供していないもの（5G（SA方式）の一部形態による提供を含む。）
- MNOが自社の利用者向けに提供の終了予告をしているもの又は終了を予定しているもの
- 携帯電話サービス及び全国BWAサービスに付随して提供されるもの
- 競争を目的としていないもの

また、MNOが利用者向けに提供しているもののうち、継続的に利用者数が少ないものについては特定卸役務に含めないサービスから除外する（特定卸役務に含める）ことが適当である。

＜その他＞

特定卸役務の範囲については、市場の競争環境に変化が生じた場合に柔軟に見直すことができる仕組みとすることが適当である。

② 提示される情報の範囲

特定卸役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項は、

- 接続料相当額 及び
- 卸料金と接続料相当額との差分で回収が見込まれている費用項目

を基本とすることが適当である。

⁶ NGNの優先パケット転送機能等を利用することにより、光サービス卸によりFTTHアクセスサービスを提供されている利用者向けにも、他の事業者が光IP電話を提供することが可能。なお、NGNの優先パケット転送機能を利用できるのはNGNとIPoE接続する事業者（VNE事業者）に限られるため、それ以外の事業者はVNE事業者から卸役務等の提供を受ける必要がある。

⁷ Low Power Wide Area。従来よりも低消費電力、広いサービスエリア、低コストを可能とする無線通信システムであり、IoT等において活用される。

＜固定通信分野の特定卸役務に関して提示される情報＞

固定通信分野においては、接続料相当額そのものではなく、接続料相当額の指数を開示することについて議論があった。接続料相当額の水準を示す指数については、NTT東日本・西日本の説明に十分納得していない、指数が何の役に立つのか疑問であるといった否定的な意見も多数あったものの、

- 接続料相当額そのものを提示すると、卸先事業者の中には、自己設置又は接続によりFTTHアクセスサービスを提供する事業者が含まれる中、自己設置又は接続による事業において当該情報を活用することが可能。
- その場合、競争相手のサービス原価及び利益を見据えたうえでユーザー料金、戦略の立案・実行が可能となり、NTT東日本・西日本が一方的に競争上の不利益を被る。
- 以上の事情については、(接続による提供が可能な役務については)卸料金が接続料と同一の単位で設定されている移動通信分野と異なる。

といったNTT東日本・西日本の説明には一定程度の合理性が認められる。

したがって、少なくとも現時点においては、競争状況への影響等を勘案すれば、法令上、接続料相当額そのものの提示を求めることは適当ではなく、次善の策として、接続料相当額の水準を示す指数の開示を義務づけることが適当である。

その上で、本研究会における構成員意見等も踏まえると、指数の提示の合理性や卸協議に与える影響については継続的に注視していく必要があり、今後、指数の提示によって卸協議の適正性確保等が図られない状況にあると認められる場合には、改めて対応を検討することが適当である。

なお、卸先の業態(通信系／非通信系)ごとのコストに関する情報については、NTT東日本・西日本において分離可能な範囲で、卸先事業者に対してNTT東日本・西日本において丁寧に説明していくことが適当である。

＜移動通信分野の特定卸役務等に関して提示される情報＞

「接続料相当額」については、特定卸役務のうち既に接続料が設定されているものとどまらず、接続料が設定されていないものについても基本的には提示を求めることが適当である。

また、特定卸役務に該当しない卸役務であっても、特に今後のMVNOの経営に大きな影響を及ぼし得る役務については、当該役務に関する情報提供が、MVNOの将来の予見性確保において重要な役割を果たすと考えられることから、MNOによる当該情報提供を促進することが適当である。

当該情報提供を促進するための具体的な方法については、総務省において引き続き検討することが適当である。

③ 役務の提供を拒むことができる正当な理由

特定卸役務の提供を拒むことができる「正当な理由」については、電気通信事業法第32条等に規定されている接続の拒否事由を準用することとするのが適当である。

なお、移動通信分野において、「正当な理由」により特定卸役務の提供を拒否する場合に、MNOは、その拒否が合理的なものであることをMVNOが判断できる具体的な根拠(通信量の範囲や閾値等)を開示すべきとの意見があったが、接続を拒否する場合の取扱いに鑑み、通信量の範囲や閾値等のデータについては、卸先事業者の開示する必要はないとすることが適当である。

総務省においては、卸元事業者が「正当な理由」に該当する以外の理由で特定卸役務の提供を拒否していないかについて、引き続き注視することが適当である。

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

第三十二条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- 一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)

第二十三条 法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。
- 二 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること。

(出所)第62回会合資料62-1(事務局資料)より抜粋

【図1-2 電気通信事業法等における接続応諾義務に関する規定】

④ 情報の提示を拒むことができる正当な理由

単に経営上の秘密であることのみをもって情報の提示を拒むことができる「正当な理由」とするのは不適切であり、次に掲げる、より限定的な事由を「正当な理由」の具体例としてガイドラインに記載することが適当である。

- 当該情報が、卸元事業者が他の事業者と締結したNDAによる保護対象である情報のうち、個別の事業者のみに係る情報であることが明らかである場合
- 当該情報が、卸元事業者が利用者向けに提供する自社のサービスの設計に関する営業秘密であって、当該情報を提示することにより、卸元事業者の競争上の地位を不当に害する場合(次のような情報)

➤ プラン毎の平均利用データ量・原価及びこれらを推計可能な情報 等

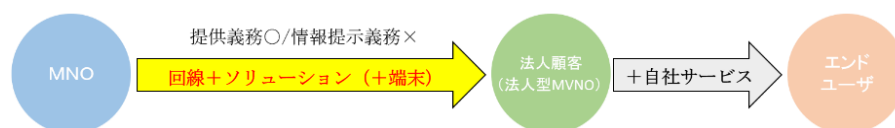
今後、「正当な理由」の具体例については、引き続き事例を蓄積し、必要に応じてガイドラインに追記することが適当である。

また、総務省においては、卸元事業者が「正当な理由」に該当する以外の理由で情報の提示を拒否していないかについて、引き続き注視することが適当である。

⑤ 移動通信分野におけるソリューション型役務の扱い

移動通信分野におけるソリューション型役務のうち法人顧客(法人型MVNO)ごとにMNOがカスタマイズを行う回線部分については、特定卸役務に含めることで役務提供義務を課することが適当である。ただし、ソリューション型役務を他事業者を提供する際に、「パートナー企業の知的財産権が侵害される場合」については役務の提供を拒むことができる「正当な理由」に該当することが明らかとなるよう、ガイドラインに記載すべきである。

また、法人利用者との取引において、回線部分の原価を提示することはMNOが競争上不利な立場に置かれることとなることから、「ソリューション型役務に係る情報提示を求められた場合」については、基本的に情報提示を拒むことができる「正当な理由」に該当することが明らかとなるようガイドラインに記載すべきである。



(出所) 第66回会合資料 66-2(事務局資料)を元に作成

【図1-3 移動電気通信分野におけるソリューション型役務の扱い】

(4) 省令等の整備

以上の本研究会の考え方等⁸を踏まえ、総務省においては、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)等の省令・告示⁹並びに「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(平成14年6月策定。以下「MVNOガイドライン」という。)及び「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(平成27年2月策定)の改正等について、情報通信行政・郵政行政審議会へ一部諮問のうえ、令和5年1月21日から同年2月20日までの間、意見募集を行い、その結果及び同審議会からの答申を踏まえ、同年4月27日に制定・公布した。

3. その他の検討事項

(1) 検討事項

指定設備卸役務に関して、次の論点について議論を行った。

- ・ 固定通信分野における卸参入後の協議(特に団体協議)において、どのような

⁸ その他、特定卸役務に係る規律の整備等を踏まえ、指定設備卸役務に関する届出制度について所要の改正を行った。

⁹ 電気通信事業法施行規則第25条の7の5第3号の規定に基づく卸電気通信役務を告示する件

進展が見られ、あるいは問題が生じているか。例えば、本研究会において卸先事業者等から指摘のあったNDAの範囲や規定内容等についてどのように考えるべきか。

- 全ての第二種指定設備設置事業者が公表することを前提とすれば、モバイル音声卸の標準的な料金を公表することができるのではないか。
- 指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展はあったか。

(2) 主な意見

① 事業者からの意見(固定通信分野における卸参入後の協議の在り方)

<指定設備設置事業者(NTT東日本・西日本)からの意見>

- FVNO委員会との団体協議等、双方向の真摯かつ建設的なコミュニケーションを通じて光コラボの更なる利便性向上に向けて取り組んでいるところ。卸先事業者の要望を反映する仕組みの提供を開始したほか、その他の要望についても、優先的な対応が必要とされた17項目について対応を協議し、既に10項目について対応した。今後も継続的に対応していく考え。【NTT東日本・西日本】
- NDA対象の情報に関する団体協議については、卸先事業者のグループとの間でNDAを締結するなどの方法により対応する考え。卸先事業者以外に所属する者が団体の事務局等の立場で団体協議に参画したいとの要望については、事務局の役割等のルールについて今後検討する必要。【NTT東日本・西日本】

<卸先事業者からの意見>

- 令和3年11月に卸先事業者にアンケートを実施したところ「卸元事業者からの提案が中心で、料金・提供条件に関する協議が難しい」「定例的な運用等の協議の場がない」「要望の対応を依頼したが、卸元事業者より『全卸先事業者とそれぞれ対応することが困難』との回答があった」等の意見があった。【FVNO委員会】
- 卸先事業者の要望を反映する仕組みの開始、紙様式対応のシステム化等、コラボ事業の円滑化の進展が図られているものの、卸料金と接続料相当額の東西差(NTT東日本は4割、NTT西日本は3割)が卸料金に反映されていない理由、卸料金と接続料相当額の連動性等について、より詳細な説明が必要。【FVNO委員会】
- NTT東日本・西日本の光サービス卸のNDA条項が事業者団体・事業者間の協議を不可能としているが、NTT東日本・西日本と個々の卸先事業者では、交渉力・分析力において圧倒的な非対称性があるため、卸先事業者は団体としてまとまって対応しない限り、まっとうな交渉を行うことはできない。また、事業者団体が研究会等に具体的な情報の提供を行うためには、第三者への情報開示に

係る書面による同意が必要だが、その内容については協議中であり、研究会等に具体的な情報提供を行うことができない。事業者団体とNTT東日本・西日本で包括的なNDAを締結するなどの手法が考えられるのではないか。【JAIPA】

② 事業者からの意見(モバイル音声卸の標準的な料金の公表)

＜指定設備設置事業者(MNO3社)からの意見＞

- 卸料金は、一次MVNOにとって二次MVNO向けの前倒しであるため、一次MVNOにとって重要な経営情報である点に留意し、慎重な制度設計が必要。【NTTドコモ】
- モバイル音声卸の標準的な卸料金を公表することについて、全指定設備設置事業者の公表を前提に検討することを提案しているが、他MNOの意見も踏まえて丁寧な議論が必要。【KDDI】
- MVNOは必要な情報を適時適切に入手可能であり、問題は生じていない認識。また、政策決定や評価のプロセスにおいては都度卸料金を提示しており、適切な政策の決定・評価がされている認識。さらに、通常の商慣習的にも仕入れ額を公表することは不自然であり、公表する意義はないと考える。【ソフトバンク】

＜卸先事業者からの意見＞

- 全指定設備設置事業者の公表を前提に検討する旨の意見が一部のMNOから出されていることを踏まえ、早期実現を要望。標準的な料金については一般に公表することが適当。【MVNO委員会】

③ 事業者からの意見(卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況)

＜指定設備設置事業者からの意見＞

- 卸料金は、これまでのコスト効率化や将来の変動要素等を勘案の上、需要拡大を目的に提供開始以降の約8年で4度にわたり自主的に値下げしており、光の更なる需要喚起に向け、令和5年度中に5度目の卸料金値下げを実施予定。今後においても、継続的なコスト効率化を図ることで更なる低廉化に努めていく。【NTT東日本・西日本】
- コストだけにとらわれることなく、個々の要望に応じたサービスメニューの提供や多様な料金の設定等により、スタートアップ、異業種企業、地方創生に取り組む企業等を支援していく考え。【NTT東日本・西日本】
- 卸料金は低廉化しており、新サービスの提供開始に伴い卸メニューの追加を行った。引き続きMVNOからの要望を相互に明確化しつつ、提供条件の柔軟化等に努める考え。【NTTドコモ】
- モバイル音声卸の標準料金は従来より低廉化しており、さらに協議によって提供料金や提供条件の柔軟化が進展しているとの考え。【KDDI】

- ・ サービス開始以来3回にわたり音声卸料金の値下げを実施。今後も接続料算定と同時期に毎年度卸料金見直しを検討。【ソフトバンク】

＜卸先事業者からの意見＞

- ・ 研究会等での議論を踏まえ、令和3年に卸料金の値下げが行われたが、平成27年以降値下げが続く接続料との一定の連動性が確保されるべきものと認識しており、卸料金と接続料相当額の乖離が大きくなっていかなく、今後も継続的に卸料金の値下げが行われる必要。【FVNO委員会】
- ・ 接続料の改定の際に、卸料金の値下げを検討すべき。【FVNO委員会】
- ・ 指定設備卸役務の料金低廉化が一定程度進展したことにより、MVNOの音声サービスにおいても通話料の値下げや定額サービスの導入等が活発化し、市場競争の促進・利用者利便の向上につながったと評価。【MVNO委員会】
- ・ 卸協議の適正性の確保により、今後も継続的に低廉化・提供条件の柔軟化が進むことが重要。【MVNO委員会】

④ 構成員からの意見

- ・ NTT東日本・西日本とFVNO委員会・JAIPAの協議が進んでいることを聞いて、少し安心した。

(3) 考え方

① 固定通信分野における卸参入後の協議の在り方

NTT東日本・西日本が提供を開始した卸先事業者の要望を反映する仕組み等を積極的に活用しつつ、引き続き、卸元・卸先の双方が参入後の協議に真摯に対応することが適当である。

団体協議に係るNDAに関する課題については、団体協議を希望する事業者団体と卸元事業者の間で、課題の解決に向けた論点(卸先事業者以外に所属する者が団体の事務局等の立場で団体協議に参画する場合の事務局の役割等のルール等)を整理していくことが適当である。

その上で、なお団体と卸元事業者の間で見解の隔たりがある場合は、総務省において必要な対応(団体と卸元事業者間の協議へのオブザーバー参加等)を検討すべきである。

② モバイル音声卸の標準的な料金の公表

モバイル音声卸の標準的な料金の公表について、公表の障壁となっている事項、公表が競争環境に与える影響等を明確化しつつ、議論を継続することが適当である。

③ 指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展

総務省においては、特定卸役務に関する制度が導入され間もないところであるが、今後も、その導入の効果を踏まえながら、指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討することが適当である。

第2章 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証

1. 検証の経緯

電気通信事業者が電気通信役務の提供に当たって他の事業者の電気通信設備を利用する場合には、料金等の提供条件について厳格なルールが適用される「接続」と、相対協議を基本とする「卸役務」による利用形態が並立することにより、提供条件等の適正性確保と柔軟な設備利用のバランスが図られてきた。

しかしながら、第1章で述べたとおり、指定設備卸役務の料金の適正性については累次の課題が指摘され、制度導入時に期待された適切なバランスが図られていない事態が生じていたことを踏まえ、事業者間協議の適正性を確保するための電気通信事業法の改正が行われた。今後、改正法による交渉環境の整備等の効果により、事業者間協議における価格交渉等が進展し、指定設備卸役務の料金の低廉化等が実現されることが期待される。

本研究会としては、指定設備卸役務について、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申」(令和元年 12 月 17 日情報通信審議会答申)における取りまとめ¹⁰を踏まえ、接続と卸役務の代替性に関する検証について議論を進め、本研究会の議論を基に策定された卸検証ガイドラインによる検証の状況について随時確認をしている。

固定通信分野においては、NTT東日本・西日本が提供する光サービス卸について、接続との代替性が不十分とされている¹¹ところ、令和2年度に実施した第1回、令和3年度に実施した第2回の検証¹²に引き続き、今般、第3回の検証結果について総務省から報告を受け、卸先事業者等(JAIPA)からヒアリングを実施し、議論した。

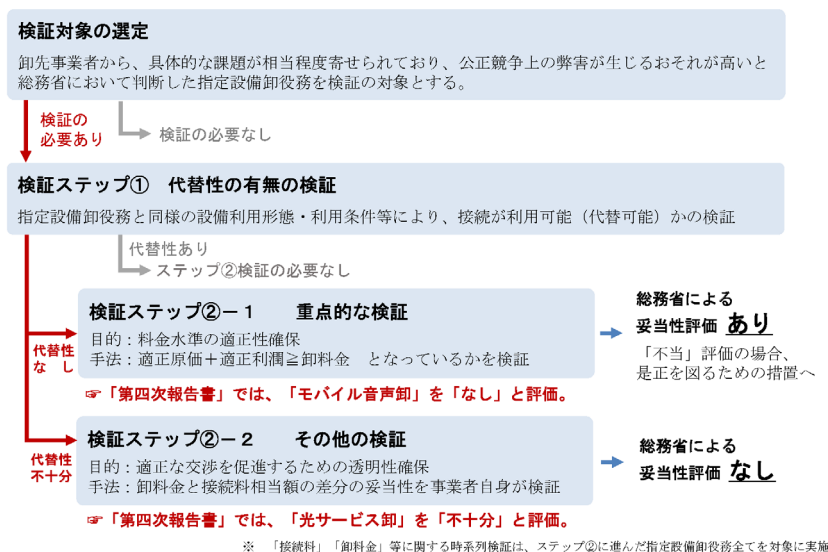
また、移動通信分野においては、MNO3社が提供するモバイル音声卸について、接続との代替性の有無の評価が保留されているところ、前回評価時からの状況変化

¹⁰ 接続では実質的に代替困難な可能性がある指定設備卸役務について、一層の透明性・適正性・公平性を確保するための措置として、接続料相当額をベンチマークとした卸料金の検証等を示した上で、「一部施策の具体化に当たっては、総務省の研究会等において検討することが適当」とされた。

¹¹ 卸役務では、NGN及びアクセス部分(加入光ファイバ)がユーザー単位で利用されている一方、接続では、NGNの接続料は設定されているものの利用されておらず、また、アクセス部分については、ユーザー単位での接続料設定がされていないことから、代替性が不十分と評価されている(本研究会第四次報告書)。このこと等を踏まえ、光サービス卸に関する検証の実施について令和2年10月27日に総務省からNTT東日本・西日本に通知(『指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン』に基づく検証の実施について(通知)令和2年総基料第270号)。

¹² 第1回検証については、令和3年2月9日にNTT東日本・西日本から総務省に報告があり、第42回会合(令和3年2月24日)において総務省から本研究会に報告、議論。第2回検証については、令和3年11月30日にNTT東日本・西日本から総務省に報告があり、第52回会合(令和4年1月31日)において総務省から本研究会に報告、議論。

等を踏まえ、MNO3社及びMVNO委員会にヒアリングを実施した上で、再度接続との代替性の検証を行った。



(出所)第 68 回会合資料 68-1(事務局資料)より抜粋

【図2-1 卸検証ガイドラインに基づく検証スキームの概要】

2. 光サービス卸における卸料金の検証

(1) 検証の結果

第 68 回会合において、NTT東日本・西日本が卸検証ガイドラインに基づき検証した令和3年度の「その他検証」及び「時系列検証」の結果¹³について、総務省から報告があった。その概要は次のとおりである。

① 「その他検証」の結果

本検証では、卸料金と接続料相当額¹⁴の差分において回収しようとしている費用項目について、NTT東日本・西日本が自ら差分の妥当性を検証した。

NTT東日本・西日本からは、当該差分において回収しようとしている費用項目として、①光サービス卸の運営に係るコスト及び②卸先事業者の支援に係るコストの具体的な費用項目を示した上で、①と②の合計の概算額が示された。その上で、令和3年度の卸料金と接続料相当額の差額は、卸料金に対してNTT東日本でおおむね4割強、NTT西日本で4割弱程度¹⁵であったが、上述のコストの概算額と当該差額を比較すれば、

¹³ 令和4年11月30日付け

¹⁴ 卸検証ガイドラインにおいて、役務提供の際に必要な営業費は含まれないこととされている。

¹⁵ 第1回検証では「概ね3割程度」、第2回検証においては「NTT東日本は概ね4割程度、NTT西日本は概ね3割程度」であった。

- ・ 市場環境、競争状況の変化に対応し、新たなサービス開発や設備増強に係る投資へ対応する必要があること
- ・ サービス卸の提供に係るシステムの開発等で累次の開発や稼働を要しており、接続料相当額以外の部分でコストの増加要素が生じていること
- ・ 設備の老朽化や技術の進展に伴う設備投資や、卸先事業者の様々な要望に対応していく必要があること
- ・ 過去数年の接続料相当額の大幅な低廉化は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う光サービスの特需・資本コストの減少、光ファイバの耐用年数の見直し、乖離額調整の影響といった一時的な要因を含むこと
- ・ 直近の人件費や原材料費・燃料費の高騰、光サービスの需要の一巡や資本コストの上昇を踏まえると、今後はこれまでのようなトレンドでのコストの低減は見込めないこと
- ・ 光サービス卸の料金は、サービス提供料金として、コストの変動に応じてリニアに増減させるものではないこと

等を踏まえると、NTT東日本・西日本それぞれにおいて、当該差分について妥当であるとの自己評価であった。

②「時系列検証」の結果

本検証では、接続料相当額、卸料金、小売料金について、直近3年間の額を時系列で比較し、コストの変動が適切に卸料金に反映されているか、反映されていない場合はどのような事由があるかについて、NTT東日本・西日本において自ら検証した。

NTT東日本・西日本からは、卸料金について、今回の検証対象である令和3年度までに3度にわたり値下げを実施しており、卸料金については、需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等、コスト以外の様々な要素も勘案して決定していることから、「その他検証」で述べたような観点を踏まえれば、平成 31・令和元年度から令和3年度におけるコストの変動と卸料金の関係は、NTT東日本・西日本においてそれぞれ妥当との自己評価であった。また、併せて、次の点についても報告があった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会全体の動きに合わせた卸先事業者の要望への対応が必要となっていることや、将来の不透明度が増している中、令和3年度においては、リモートワーク需要の拡大といった直近の市場環境の変化等を踏まえ、7月に卸料金の値下げを実施したこと、
- ・ (今回の検証対象期間ではないが)令和4年9月にフレッツ光クロス(に対応する光サービス卸のメニュー)の卸料金の値下げを実施したこと 及び
- ・ 卸先事業者とともに光市場の需要を更に喚起するため、令和5年度中に5度目の卸料金値下げを実施する予定であり、今後、市場環境等を踏まえた卸料金の追加値下げを検討していく考えであること

(2) 主な意見

① 事業者からの意見

- 卸料金とコストがリニアに連動せず、実際には需要動向、競争状況、市場価格等を勘案して決定されているとの説明があったが、そうであるなら、本検証を通じて卸料金の妥当性を評価することは難しい。【JAIPA】
- 費用項目を列挙されても、必要性は理解できるものの、差分が妥当であるかどうかについてはコメントのしようがない。【JAIPA】
- 卸料金が下がらない中で、光サービス卸の運営や卸先事業者の支援が効率的に実施されているか疑念がある。卸先事業者の要望を踏まえた対応については、費用対効果の観点で過剰・非効率な運用になっていないか、サービスの品質を卸先事業者が把握・検証できるようにすべき。【JAIPA】
- 設備投資に関する説明については、接続料原価の一部である減価償却費との関係等が曖昧である¹⁶。【JAIPA】
- 本検証と合わせて、接続による代替性を高めることが必要であり、当協会としては、光サービス卸の提供形態に対応する「ISP接続」の実現に向けて、NTT東日本・西日本との協議に取り組んでいきたい。【JAIPA】

JAIPAの意見に関し、NTT東日本・西日本からは、「本検証に当たり、卸の運営・支援に関わるコストといった接続料相当額以外のコスト、市場競争環境の変化、事業者の要望や設備の老朽化等への対応、今後のコストや需要の見通し等の事項も含めて、我々としては総合的に検証を行っており、妥当性を適切に評価できている」と考えており、「ご理解いただけるよう、引き続き丁寧に説明させていただく考え」である旨、回答があった。

② 構成員からの意見

- 費用要素の一つひとつはコスト要因として理解できるが、定性的な説明であり、定量的なデータで検証しないと中身は理解できない。
- 単年度ではコストと卸料金がリンクしていないという説明だと思うが、その場合、予見性を高めるために、移動通信分野（におけるデータ接続料の将来原価方

¹⁶ なお、第1章に係る議論において、卸料金・接続料相当額の差額と設備投資の関係について、NTT東日本・西日本は「これまでの設備投資のうち費用化されたものは減価償却費として、また設備投資に係る資金調達等の資本コストは報酬額として、それぞれ接続料原価に反映されており、当社と接続事業者がそのコストを接続料として応分に負担している」、「その上で、当社が卸先事業者に提供する光サービス卸の料金については、卸先事業者が他の提供手段を選択可能であり、当社の光サービス卸を利用し続けることが保証されない中、過去の設備投資のうち、現時点で費用化されていない未償却残高が相当程度残っていることや将来の追加投資の発生が想定されることなどを勘案して設定する必要があると考え」る旨、説明している。

式による算定)でなされているように、1年後、2年後、3年後にこうなり得るということを出していただくなど、何か新しい工夫が必要となる可能性がある。

- (NTT東日本・西日本で卸料金が同一である理由について質問があり、それに対しNTT東日本・西日本が①光サービス卸開始当初から全国均一のスペックで提供しており、効用は同一であること、②卸先事業者の声を踏まえて、卸料金は卸先事業者が中長期的に織り込むベースであると考えていることから、卸料金を同一としている一方で、短期的には市場環境に応じて卸先事業者が機動的に活用できる販売奨励金等を設定している旨を回答したことを受けて、)NTT東日本とNTT西日本で市場環境が異なり、接続料相当額も異なるのであれば、東西で卸料金が同一であることにより、コストベースから離れてしまう。NTT東日本・西日本それぞれコストベースで卸料金を決めているわけではないと理解するが、やはり接続との代替性についてはもう少し議論が必要。

そのほか、本検証に関しては、第1章で述べた議論において次の意見があった。

- 卸料金と接続料相当額の乖離については、「ワニの口」と揶揄されてきたが、今回、固定費と変動費の関係を示していただいたことで、(卸料金を接続料相当額にリニアに連動させた場合、)リスクをとった卸元事業者の利益が卸先事業者に移転してしまうことは明確になったと思っている。その上で、卸料金と接続料相当額の差額の適正な水準については検証を検討しても良いのではないかと。

(3) 考え方

光サービス卸については、接続との代替性が「不十分」であるとして、「その他の検証」及び「時系列検証」が行われている。これら検証の目的は、指定設備卸役務の提供における適正な交渉を促進するための透明性の確保であり、指定設備設置事業者たるNTT東日本・西日本において自ら検証を行うが、総務省における妥当性評価はなされない。

今回の検証で光サービス卸の料金に関する検証は3回目となるが、第2回の検証を踏まえた本研究会第六次報告書の取りまとめに際して行われた意見募集においては、関係事業者等より、

- 卸料金と接続料相当額の差額がNTT東日本・西日本で異なるものの、卸料金が同水準であることに対する理由の説明がなされていない。
- 卸料金と接続料(及び1ユーザあたり接続料相当額)の連動性が見られないことへの詳細な説明がなされていない。
- 卸料金の引き下げが行われない場合には卸料金と接続料相当額の乖離の拡大傾向は続くと考えられるため、検証の透明性を高めて継続的に実施する必要。といった意見があった。本研究会は、これら意見に対し、NTT東日本・西日本においては、こうした指摘があることを踏まえつつ、今後の本検証では十分な説明を行うこと

が適当であるとの考え方を示したところである。

今回の検証では、前2回の検証に引き続き、NTT東日本・西日本から費用項目や卸料金と接続料相当額との差額が示されたことで、一定の透明性の担保に寄与したと考えられるものの、今回の検証においても、事業者・構成員よりNTT東日本・西日本による説明に対する指摘があった。こうした経緯・指摘を踏まえて、NTT東日本・西日本においては、より一層丁寧な説明を行うことが適当である。

また、第1章において述べたとおり、総務省においては、改正法の施行後における卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視することが適当であるところ、合わせて、本検証によって卸料金の透明性が確保され、本検証が指定設備卸役務に係る協議の適正性の確保に貢献できているかどうかについても確認されなければならない。

この点、次回の検証において、指定設備卸役務の提供に係る協議の状況に改善が見られず、卸料金の算定方法について、卸先事業者等への説明がなお不十分だと認められるような状況となっている場合、総務省においては、本検証の在り方の見直しも含め、必要な措置について検討していくことが適当である。

また、本研究会第四次報告書(令和2年9月25日公表)において、光サービス卸の接続との代替性が「不十分」とであると評価した際には、

- 今後、卸役務による提供の度合いや接続機能の影響力の変動、接続事業者からの接続に関する改善提案への対応状況、現時点で考慮されていない接続を困難とする事由等の状況を踏まえ、代替性に関する評価が変わることも考えられる。
- 光サービス卸については、接続による代替性を高める具体的な措置を実現するための団体協議等をNTT東日本・西日本及びJAIPAを進めるとともに、総務省においてはその状況を注視し、必要に応じてフォローしながら、接続による代替性を高めていくことが適当。

と指摘している。

指定設備卸役務に係る協議の適正性を確保するための制度が施行された現在にあっても、接続による代替性を高める具体的な措置を実現するための団体協議は引き続き重要であり、本検証を通じた卸料金の透明性の確保が十分でない状況となれば、なお重要性を増すことになると考えられる。NTT東日本・西日本及び関係事業者等において上述の協議を進めていくことが適当であるとする本研究会の考え方は、現在においても変わりはない¹⁷。

¹⁷ なお、脚注11の通知において「貴社の光サービス卸の代替手段となる接続機能が実装される等、当該光サービス卸の接続による代替性の検証の評価に変更が生じ得る事実がある場合には、貴社から総務省に対して当該事実を報告するものとする」とされており、協議の結果、代替性の検証の評価に変更が生じる事実がある場合には、NTT東日本・西日本から総務省に報告がなされる。総務省においては、この報告の結果等を確認していくことが考えられる。

3. モバイル音声卸における代替性の検証

(1) 検証の結果

① モバイル音声卸における接続の代替性の再々検証

モバイル音声卸については、卸検証ガイドラインに基づき、モバイル音声卸を検証の対象とすることとし、総務省においてその旨をMNO3社に通知した(令和2年 10 月 27 日)。

当該通知において、MNO3社の提供するモバイル音声卸はいずれも「接続との代替性なし」として、「重点的な検証」の対象とされていたが、令和3年2月 16 日にKDDI 及びソフトバンクから、同月 17 日にNTTドコモから、それぞれプレフィックス(00XY) 自動付与に係る接続機能の実装の報告があったことから、改めて卸検証ガイドラインに基づく代替性の再検証(ステップ①)を実施した。

再検証の結果、本研究会としては、次の理由から、MNO3社の提供するモバイル音声卸について評価を保留することが適当と判断し、総務省においてその旨をMNO 3社に通知した(令和3年6月8日)。

- 一部のMNOにおいて、プレフィックス自動付与機能を利用する際にSIM交換が必要であること
- モバイル音声卸と設備利用形態の同等性があるIMS接続には制度面・技術面・経済面の課題があること
- 接続料と卸料金の差異等に関してMNOとMVNOとの間に情報の非対称性があること

こうした状況のうち、電気通信番号計画の一部変更等の制度整備によりMVNOが総務大臣から音声伝送携帯電話番号の指定を直接受けることができるようになったこと及び接続料と卸料金の差異等に関する情報の非対称性についても第1章で述べた制度整備により一定程度の解消が期待されること等の前回検証以降の状況変化を踏まえ、卸検証ガイドラインに基づく代替性の再々検証(ステップ①)を実施した。

② 代替性を検証する接続機能

MVNOの利用者が他の事業者の利用者に対して音声通話を発信する際に、モバイル音声卸を利用する場合、MNOのネットワークと着信事業者のネットワークが直接接続されることとなり、MNOのネットワークとMVNOのネットワークとの間に電氣的な接続は存在しない。

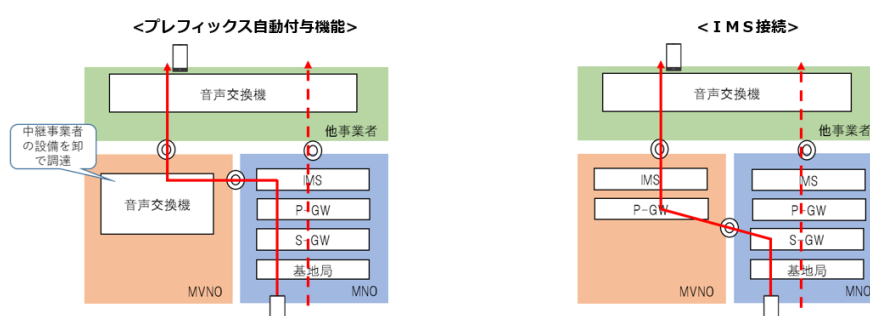
プレフィックス自動付与機能を利用する場合と、IMS接続を行う場合は、MNOのネットワークとMVNOのネットワークとの間で接続が行われる。

プレフィックス自動付与機能を利用する場合には、MNOのネットワーク内において、利用者の契約するMVNOが判別され、当該MVNOが用意する音声交換機に自動

的に接続するプレフィックスが付与され、当該MVNOの音声交換機と接続される。

IMS接続を行う場合は、MVNOが、携帯電話の音声サービスを提供するための設備（音声呼の制御や加入者情報の管理・認証に必要な設備。以下「IMS」という。）を設置してMNOのネットワークと接続することとなる。

前回検証時には、総務大臣から音声伝送携帯電話番号の指定を直接受けることができる事業者はMNOのみであり、MVNOはMNOが指定を受けた音声伝送携帯電話番号の提供を受けて音声サービスを提供してきた。この点、令和5年2月に電気通信番号計画の一部変更等の制度整備が行われたことにより、IMSを設置すること等を条件として、MVNOも総務大臣から音声伝送携帯電話番号の指定を直接受けることができるようになった。



（出所）第 68 回会合資料 68－3（事務局資料）より抜粋

【図2－2 プレフィックス自動付与機能に係る接続機能及びIMS接続の概要】

こうした状況を踏まえ、今般実施した再々検証においては、プレフィックス自動付与機能に係る協議状況とIMS接続に係る協議状況を踏まえ、総合的に代替性の有無について判断した。

③ 関係事業者に対する事実確認

検証に当たり、総務省においては、MNO3社及びMVNOに対し事実確認を行った。MVNOについては、MVNO委員会を経由してMVNO委員会に所属するMVNOに回答を求めたところ、

- ・ 株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」という。）
- ・ 株式会社オプテージ（以下「オプテージ」という。）
- ・ 株式会社朝日ネット（以下「朝日ネット」という。）
- ・ ビッグロブ株式会社（以下「ビッグロブ」という。）
- ・ フリービット株式会社（以下「フリービット」という。）
- ・ 日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）
- ・ イオンリテール株式会社（以下「イオンリテール」という。）

の7社から回答があった。

事実確認の結果は次のとおりである。

＜プレフィックス自動付与機能提供に係る整備状況＞

- 前回の検証後、一部のMNOにおいては、プレフィックス自動付与機能の提供に際してSIM交換を不要とする設備改修を行うこととなっていたが、改修は完了しているか。
 - SIM交換を不要とする設備改修は令和3年8月に完了。【KDDI】
 - 令和3年12月中旬に既に改修を完了。【ソフトバンク】
- 現在、MVNOがプレフィックス自動付与機能による接続を実現する上での課題は存在するか。
 - 特段課題は存在しない。【NTTドコモ】
 - プレフィックス自動付与機能実現に際し、現時点でMVNOにおける課題はないと認識。【KDDI】
 - 課題はないものとする。【ソフトバンク】
 - MVNO自らが中継事業を行っていないことがほとんどであることから、中継事業者を選定し音声を卸提供してもらう必要があるが、中継事業者とのサービスオーダー、利用者課金連携等のシステム連携は、MNOとの間で構築したシステム連携と類似のものであり、大きな課題はない。【IIJ】
 - 当社は既にプレフィックス自動付与機能による接続を完了しており、現時点で実現における課題は存在しない。【オプテージ】
 - 既に実現済みで特段の課題はない。【朝日ネット、ビッグロブ】
 - プレフィックス自動付与機能では、中継事業用設備のコストをMVNOが負担。MVNOは、発信呼で経由する中継事業用設備のコストを負担する一方、着信呼では中継事業用設備を経由しないため、着信接続料を得ることができず、MVNOに一方的なコスト負担を強いるものであり、経済的な課題が存在。【日本通信】
 - 着信接続料はMNOに入るため、MNOと価格競争できる状況にならない。【フリービット】
 - ①MNOに起因した通信障害に加えて、中継事業者のシステム障害による通信障害が発生するため、通信障害の発生リスクは高くなる点、②MNOの音声サービスとは通信品質が異なる点(HD+の対応等)、③国際電話へ発信する場合に、利用者が意識してアプリ電話を利用する必要がある点。【イオンリテール】
 - VoLTE(相当の品質)が使えない点。【フリービット】

＜中継事業市場における競争状況＞

- 中継事業市場において、前回検証時から競争状況(事業者数、事業者の構成等)に変化はあるか。
 - 中継事業市場における競争状況に特段の変化は見られず、現在も中継事

業市場は公正な競争が働いている。【KDDI】

- MVNOはMNO系列以外の事業者含め自由に中継事業者を比較・選択をされているものと推察しており、公正な競争が働いている状況に変わりない。【ソフトバンク】
- 前回検証時から、特に中継事業への新規参入者が大幅に増加したわけではなく、また、既存の中継事業者側におけるサービスについても、劇的な料金低廉化等、特に際立った更新も無いものと認識。【日本通信】
- 事業者数や構成等は変わっておらず大きな変化は無いものとする。【IIJ】
- 当社は中継事業を行っていないため中継事業市場における競争状況の変化までは把握できていないものの、プレフィックス自動付与機能による接続を検討していた際に複数の中継事業者より提案があったこと等から、中継事業市場における競争が一定程度活性化されていたと想定。【オプテージ】
- 令和7年に固定電話網のIP網への移行が予定されている中で、中継事業市場の縮小等の可能性もあり、現状において中継接続料等の先行きが不透明な状況であると認識。【オプテージ】
- 特に変化はない。【フリービット】
- MNOとの音声通信に係る接続は、MVNEにて対応している。【朝日ネット】

<IMS接続の協議状況>

- IMS接続についてMVNOから協議の申入れや、今後の協議に向けた事前の相談等はあるか。／相談等を行っているか。
 - 複数のMVNOからの申入れがあり、実現に向けて協議を重ねている。【NTTドコモ】
 - 5G(SA)におけるIMS接続については協議の打診を受けており、今後、接続方法等の技術的要件、提供条件等について詳細検討を進めていく予定。4G、5G(NSA)におけるIMS接続についてMVNOからの協議申入れはない。【KDDI】
 - 令和4年6月10日付で、NTTドコモにIMS接続に係る事前調査申込書を提出した。【日本通信】
 - 当社では効率的な設備構築の面から、5G(SA)と同時にIMS接続を実現することを目指しており、既にMNOに対して協議を申し入れ、協議を開始している。【オプテージ】
 - 協議は行っていない。【朝日ネット、ビッグロブ、フリービット】
- (実際に協議や事前相談等を行っている場合、)MVNOがIMS接続を実現する上での課題(技術的・経済的な課題を含む。)にはどのようなものがあるか。
 - 一般的には設備投資の判断や他網との音声接続、緊急通報の実現等が課題となりうると想定。なお、当社の対応としては、ホストMNOとしてMVN

Oの新たな設備(IMSやHLR¹⁸等)との連携や、音声相互接続の対応の観点において設備改修が必要と想定。【NTTドコモ】

- 5G(SA)におけるIMS接続については接続方法等の技術的要件、提供条件等について、今後、詳細検討を進め、実現する上での課題の洗い出しを行っていく予定。【KDDI】
- IMS接続の実現に当たっては、一般論として以下の課題があるものと理解。
 - ◇ 標準外の接続方式の検討
 - ◇ 緊急通報について、MVNOが直接緊急機関と接続する場合に必要な対応・緊急機関側の改修等、MVNOが直接接続せず当社から機能提供する場合に必要なシステム改修・開発等各種対応
 - ◇ 位置情報連携やMNP等のMNO各社との連携に伴う開発等各種対応
 - ◇ 事業用通信設備に関して、MNO同等の技術基準への適合維持(損壊・故障対策・品質基準の確保等)
 - ◇ 指定番号単位が混在することにより、TTC¹⁹標準の変更や改修等の既存事業者の対応【ソフトバンク】
- MVNOがIMS接続を実施する場合、緊急通報の実現方法(ネットワーク構成や提供価格等)についてどのように案内しているのか、あるいは今後する予定でいるか。／MNOからどのように案内されているか。
 - MVNOからの要望に基づき、現時点においては「S8 Home Routing(S8HR)方式」及び「Local Break-Out(LBO)方式」の双方で検討。今後、MVNOとの議論を踏まえ実現する方式を決定していくものと想定。【NTTドコモ】
 - MVNOとの協議を踏まえ、実現方法を検討。【KDDI】
 - 緊急通報の卸役務での提供を要望される場合は、MVNO自身での接続可否及びその理由等を確認した上で検討を進める予定。【ソフトバンク】
- IMS接続の協議開始から実装までにはどの程度の時間を要すると想定しているか。
 - 接続用ソフトウェアの開発が必要な場合、標準的な接続期間は、特別な事情がない限り、開発着手から18カ月以内の見込み。ただし、現時点においては、接続方式・実現方法等を当社とMVNOとの間で検討を重ねている段階であり、開発着手に必要な詳細仕様が未確定であるため、実装までの期間は未定。【NTTドコモ】
 - 5G(SA)におけるIMS接続については、MVNOからの要望を踏まえ、実現方法を検討。ただし現時点ではどの程度時間を要するのか想定することは困難。【KDDI】

¹⁸ Home Location Register。端末位置登録等の機能を持つ設備。

¹⁹ 一般社団法人情報通信技術委員会。

- 具体的な期間の見積もりを行うことは困難。現在標準的なL2接続について接続申込からサービス開始までは最長 18 ヶ月と提示しているが、新たな接続形態のため、協議・実装期間を含めるとそれ以上の期間を要することもあるかと想定。【ソフトバンク】

＜モバイル音声卸の料金の変動状況＞

- モバイル音声卸の料金（基本料及び通話料）は前回の検証後どのように変化しているか。
 - プレフィックス自動付与機能の提供によって、ほとんどのMVNOの音声契約者が接続に移行しつつあることもあり、音声卸料金の見直しは行っていないが、MVNOからの要望や引き続き音声卸を利用するMVNOの状況等を踏まえ、引き続き検討する。【NTTドコモ】
 - モバイル音声卸の標準料金は低廉化し、さらに、協議によって提供料金や提供条件の柔軟化が進展。【KDDI】
 - 音声卸役務料金については、接続料水準の推移等も踏まえ水準を見直しており、前回検証後、令和4年4月より、基本料金・従量料金ともに値下げを実施。また、直近の水準についても接続料水準の推移等を踏まえ見直し（値下げ）を引き続き検討する。【ソフトバンク】

④ 検証結果案の提示

以上の確認結果を踏まえ、総務省において、卸検証ガイドラインに示された次の4つの観点から代替性を総合的に評価した。本研究会としては、第 68 回会合において総務省から検証結果案の提示を受け、議論を行った。

まず、各項目についての評価は次のとおりであった。

＜a:卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。＞

- プレフィックス自動付与機能については、設備の利用形態はモバイル音声卸とは異なるものの、利用条件はモバイル音声卸との間で一定の同等性が確保されていると評価する。
- ただし、令和7年の固定電話網のIP網への移行後、中継事業市場が縮小する可能性があることから中継接続料等の先行きは不透明であり、同市場の競争環境については注視する必要がある。
- IMS接続については、設備の利用形態はモバイル音声卸と同様であるものの、利用・提供条件は今後事業者間で協議される事項であり、現時点で同等性を判断することは困難である。

＜b: 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザーに提供可能か＞

- プレフィックス自動付与機能について、MNOが緊急通報等をコストベースの卸役務で提供することで、MVNOは実質的に同様の役務を提供可能である。
- IMS接続については、緊急通報の実現方法については現在事業者間で協議中であり、実現方法の目途がついていないことから、現時点で同様の役務を提供することができるかを判断することは困難である。

＜c: 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。＞

- プレフィックス自動付与機能については、同機能の実装後、卸料金が一定程度低廉化しているものの、前回検証時と現在の間では大幅な卸料金の変更は見られない。また、MNOとMVNOの間の情報の非対称性は解消されていないところ、改正法による規律の整備等によって情報の非対称性が一定程度解消し、卸交渉の適正化及び卸料金の低廉化が期待されるため、引き続き状況を注視する必要がある。
- IMS接続については、事業者間で協議が行われている段階であり、現時点で卸契約交渉への適正性の寄与を判断することは困難である。

＜d: その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。＞

- IMS接続については事業者間の協議が開始されたばかりであり、実装までは一定の期間を要する。

以上の評価を踏まえた代替性検証の結果案は次のとおりであった。

- プレフィックス自動付与機能については、SIM交換等の設備利用条件への制約は解消されたものの、設備の利用形態がモバイル音声卸とは異なる点、固定電話網のIP網への移行の影響が見通せない点、MNOとMVNOとの間に情報の非対称性がある点等に課題がある。一方、IMS接続は設備の利用形態がモバイル音声卸と同等であるが、緊急通報の実現方法等に課題があるほか、実装までには一定の期間を要する。
- こうした状況を踏まえれば、本検証においては引き続き評価を保留とし、交渉状況等を踏まえて改めて検証を行うことが適当である。

(2) 主な意見

以上の結果について、構成員から次の意見があった。

- 卸検証ガイドラインに基づき、接続による代替性を議論する場合、状況の把握が非常に重要であり、このような形で検証の評価基準を示し、それに沿った評価として事務局から提示された検証結果案は、おおむね賛成できるものである。

- これまでにプレフィックス自動付与機能の実装等が行われたが、IMS接続に関しては協議中であり、また令和7年には固定電話網のIP網への移行が完了するといった状況を踏まえれば、事業者側からの総務省への進捗状況の報告について制度的に担保するか、あるいは今後逐次、事実確認・状況把握を行っていく必要がある。
- プレフィックス自動付与機能を通じて提供する場合に、MNOとMVNOの間で通信品質等に若干違いが出る可能性があるという指摘があったが、大きな問題ではないと理解したので、事務局から提示された検証結果案でよいのではないかと。

(3) 考え方

総務省は、本研究会における議論を踏まえ、モバイル音声卸の代替性評価を保留し、その旨MNO3社に通知した(令和5年2月20日)。

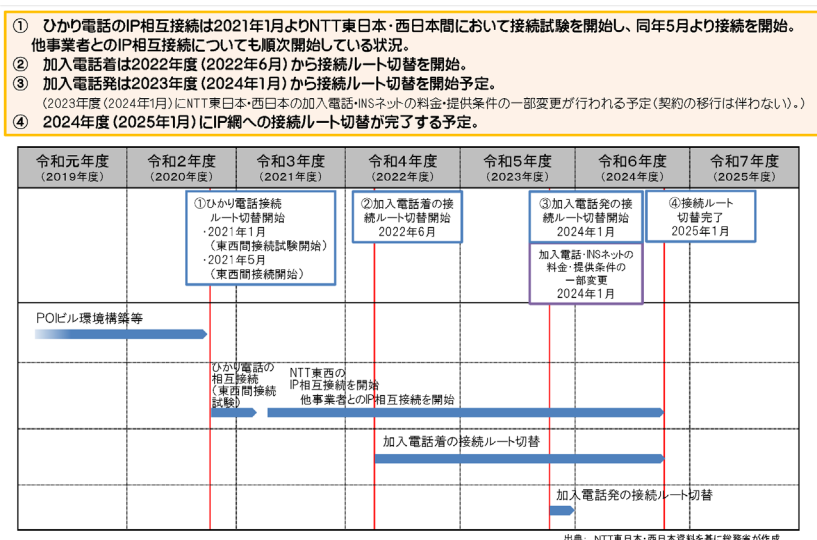
総務省においては、MNOとMVNOの間の情報の非対称性の解消状況やIMS接続の実装状況等を踏まえて、改めて検証を行うとともに、必要に応じて移動通信分野の代替性検証の在り方に関する検討を行うことが適当である。

第3章 着信事業者が設定する音声接続料の在り方

1. 検討の経緯

電話等の音声サービスに係る接続(以下「音声接続」という。)においては、音声通話の双方向性に応じて、接続する事業者同士が相互に接続料を支払い合う形態が典型的である。

音声接続に関しては、これまで、NTT東日本・西日本のPSTN²⁰は、交換機を介して他事業者の利用者間の通話を媒介する「ハブ機能」等を有し、電話網の基幹的な役割を担ってきたところ、固定電話網のIP網への移行後においては、事業者間の接続形態は原則として東京都及び大阪府に所在する2箇所のPOIビルにおいて直接接続を行うこととなるなど、音声接続における事業者間の接続関係が変容する²¹。



(出所)情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会(第41回)資料41-1

【図3-1 固定電話網のIP網への移行工程】

こうした状況を踏まえ、総務省においては、音声接続のルールについて累次の検討を加えてきたところ、音声接続における「着信接続料」の在り方についても、議論が深められている。

これは、音声接続では、発信時及び途中でどのようなネットワークを経由しても、最終的には通話が着信する利用者にサービスを提供する事業者(以下「着信事業者」という。)のネットワークを介さなければ通話が成立せず、着信事業者の設定する音声接続料(着信接続料)は、音声接続に参加する基本的に全ての事業者が支払う必要が

²⁰ 公衆電話交換網(Public Switched Telephone Network)

²¹ なお、NTT東日本・西日本のIP網であるNGNは我が国の基幹的な通信網としての性格を引き続き有すると考えられる。

あるところ、こういった性質に着目して、着信接続料に関して事業者間協議による価格交渉が成立せず、事業者間の公平性や利用者料金の柔軟な設定の観点で課題があるという指摘について、制度的な対応が検討されてきたものである。

直近の「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申 ～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～」(令和3年9月1日情報通信審議会答申。以下「最終答申」という。)においては、固定電話網のIP網への移行後における着信接続料の在り方について、次のとおり「考察」している。

- 「ユーザ料金の低廉化」については、着信接続料が携帯電話の通話料金に与える影響は限定的であり、ネットワーク費用以外の要素(営業費、管理費や利益等)が携帯電話の通話料金の大きな割合を占めており、競争が十分に機能していないことに起因する可能性が高い。
⇒IP網移行を契機とした接続ルールของ在り方の議論とは別に、競争政策全体の議論の中で具体的に検討を進めていくことが適当。
- 「事業者間の公平性の確保」については、一部の固定電話事業者に関して問題が提起されている一方、他の多くの事業者においては、事業者間協議を基本とする現行ルールの下で、問題が生じていない。
⇒現に個別の事業者間で生じている問題については、まずは既存のガイドラインや紛争解決に係る枠組みにより、当事者間で協議が調うように努力すべき。
- 規制コストも踏まえると、現時点で着信接続料規制を導入することは適当ではない。「着信ボトルネック」に起因して新たに問題が発生、顕在化することがないか、実態を注視していくことが必要。
- 「着信ボトルネック」に係る議論の中で一部事業者から提案のあったビル&キープ方式の導入については、①各事業者間のネットワーク構成・接続料単金に差異があるため、事業者間精算を行わないことによる不公平が想定されること、②同方式の導入により国民利用者にとって少なからぬ影響を生じる料金設定等を行う場合には、広く国民利用者の理解が必要であること等の課題を踏まえつつ、まずは事業者間により協議により進めていく努力がなされることが必要であり、その上で必要な制度的対応について検討する余地がある。

今般、本研究会においても、複数の指定設備設置事業者より、固定電話網のIP網への移行により事業者間の関係が双務的に変化すること、現行の音声接続料の仕組みに起因する問題(非指定設備の接続料への過度の利潤の上乗せ、トラヒック・ポンピング(後述)等)の発生等を背景に、音声接続における「ビル&キープ方式」の導入も含め、着信事業者が設定する音声接続料に関する制度的な検討が必要ではないかとの論点提起があった²²。

²² 第64回会合NTT東日本・西日本、NTTドコモ等。

この論点提起を受けて、現在の音声接続料の状況を確認し、想定される制度的対応の性質や、その他講ずべき措置等について検討するため、以下の論点について、関係事業者にヒアリングを実施し、議論を行った。

＜ビル&キープ方式を選択可能とすることについて＞

- 指定設備設置事業者が、希望する接続事業者との間でビル&キープ方式を選択できるようにすることについて、公正競争上の懸念事項はあるか。
- 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択することが可能となった場合に留意すべき事項について
 - 希望する接続事業者以外の事業者であっても、例えばトラヒック・ポンピングへの関与等が疑われる事業者との間でビル&キープ方式を採用することは適当か。適当である場合、他にビル&キープ方式を採用することが適当と考えられる場合はあるか。
 - 指定設備設置事業者と接続事業者の間にネットワーク構成や音声接続料の水準差があることについてどう考えるか。
 - その他考慮すべき事項はあるか。
- その他、音声接続料に係る望ましい制度の方向性について、最終答申において議論された、音声接続料に係るその他の制度（指定設備設置事業者以外も含めた着信接続料規制、pure LRICの採用等）について、現状を踏まえた上でどのように考えるか。

＜その他音声接続料に関して見直すべき措置について＞

- 第二種指定設備設置事業者間の音声接続料の水準差についてどう考えるか。
- その他検討すべき事項はあるか。

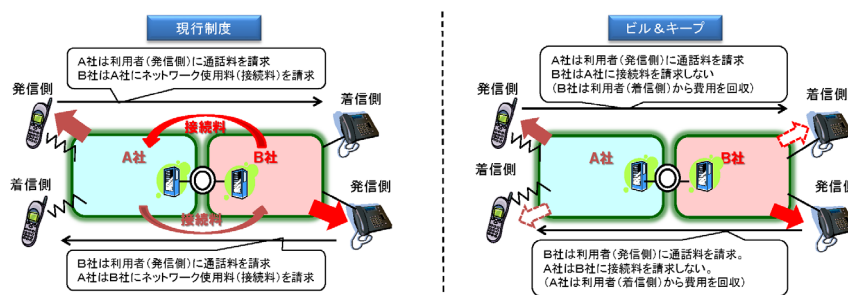
なお、以降の議論における「ビル&キープ方式」について、次のとおり補足する。

音声接続における「エンドエンド料金方式」は、複数の事業者が電気通信設備を相互に接続して利用者にサービスを提供している場合において、当該複数の事業者で合意した接続協定に基づき、特定の事業者が、複数の電気通信役務を通算した「エンド・ツー・エンド」の利用者料金を設定する（その設定する権利を料金設定権という。）ものである²³。従来のエンドエンド料金方式においては、料金設定権を有する事業者が他の事業者のネットワークの使用料として接続料を支払い、他の事業者は接続料により料金設定権を有さない通信に係る自らのネットワークのコストを回収することとなる。

これに対し、ビル&キープ方式は、利用者料金の設定方式はエンドエンド料金方式

²³ これに対し、「ぶつ切り料金方式」では、相互に接続する各事業者がそれぞれ自網にかかる部分の利用者料金を設定し、利用者はその合計を支払う。接続料のやりとりは行われない。

と同様であるものの、接続料については、互いに支払わないこと²⁴とするものである。この場合、網のコストの回収という観点から言えば、料金設定権を有さない通話に関しては他事業者からの接続料が得られないことから、「自らの網のコストは自らの利用者料金収入から回収する」という考え方に立つこととなる。



(出所) 情報通信審議会 2020-ICT 基盤政策特別部会基本政策委員会(第12回)資料より抜粋

【図3-2 ビル&キープ方式】

指定設備設置事業者以外の事業者（以下「非指定事業者」という。）においては、電気通信回線設備に関する接続応諾義務を除き、接続に関して特段の事前規制は課せられておらず、接続料及び接続条件は当事者たる事業者間の協議により定めることが基本とされているため、非指定事業者同士の接続にあつては、現在においてもビル&キープ方式を採用することが可能である。

一方で、指定設備設置事業者のうち、第一種指定設備を設置する事業者（NTT東日本・西日本）にあつては、接続約款の認可要件として接続料を「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らして公正妥当なもの」（電気通信事業法第33条第4項第2号）とするよう定められており、いわゆる「コストベース」での接続料算定・設定が義務づけられていることから、接続料を0円と定めることは本規定との関係で不可能である。ただし、「その内容からみて利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定めるもの」（同条第3項）については認可を要さないため、この限りではない。

また、第二種指定設備を設置する事業者（MNO3社）にあつては、接続料が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるもの」（電気通信事業法第34条第3項第2号）であることが接続約款変更命令の要件とされている。これまで、接続料の算定・設定については、第一種指定設備と同様、コストベースを基本に行われており、接続料を0円と定めることは本規定との関係においては接続約款変更命令の対象とは

²⁴ 具体的には「接続料を設定しない」「接続料を0円とする」等を内容とする接続協定によることが考えられる。

ならないものの、他の観点から問題がないかについては確認が必要である。

なお、非指定事業者においても、当事者間の協議が不能・不調となった場合等には、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁又は総務大臣による裁定といった紛争処理スキームを活用し、接続料の水準を決定することとなる。その際、「接続料の水準の決め方は、事業者間で合意が可能であれば、様々な決め方があり得るところではあるが、事業者間で別段の合意がなければ、かかった費用を回収するコスト主義の考え方が効率的であり、したがって、第一次的に検討されるもの」(本研究会第一次報告書(平成 29 年9月8日公表))との考え方に立ち、総務省の定めた「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」(平成 30 年1月策定。以下「裁定方針」という。)においては、非指定事業者の接続料につき「当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする」²⁵こととされており、紛争処理スキームにおいてビル&キープ方式を採用することは、少なくとも現時点においては想定されていない。

2. 議論の経過

(1) 事業者ヒアリングの結果等

各論点について、指定設備設置事業者(NTT東日本・西日本、MNO3社)、電話事業者

- ・ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTTコム」という。)
- ・ ZIP Telecom 株式会社(以下「ZIP Telecom」という。)
- ・ 株式会社アイ・ピー・エス・プロ(以下「IPS Pro」という。)
- ・ 楽天モバイル株式会社(以下「楽天モバイル」という。)
- ・ オプテージ
- ・ 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ(以下「エネルギア」という。)
- ・ アルテリア・ネットワークス株式会社(以下「アルテリア」という。)
- ・ フリービット
- ・ 株式会社STNet(以下「STNet」という。)

及び卸役務の提供を受けるなどして音声サービスを提供する事業者の団体として

- ・ 一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会(以下「JUSA」という。)
- ・ MVNO委員会

からヒアリング等を実施したところ、事業者及び構成員から次の意見があった。

²⁵ 裁定方針においては、続いて、「原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めること」とした上で、「有効と認められるデータの提供が行われない場合」には、「原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。」とされている。

① 電話・音声接続に関する現状認識に係る意見

＜電話・音声接続の現状＞

- 音声通話は、固定電話からモバイル、さらには LINE、Teams、Skype といった通信アプリ等、新たなコミュニケーションツールにシフトしており、コロナ禍を契機としたリモートワークの拡大によりこうした動きは更に加速している。利用者はこうした多様なサービス・ツールから通信手段を選択しており、当社の固定電話や光IP電話もその中の選択肢の一つに過ぎなくなっている。【NTT東日本・西日本】
- 固定電話市場全体が、顧客獲得を事業者間で争う「競争フェーズ」から、サービスをコストミニマムかつ安定的に提供していく「維持・縮退フェーズ」に移行していく中、当社は、これまで果敢のコスト削減に取り組んできたものの、限界に近づき、当社のみで更なる効率化を進めることは困難。今後も回線数やトラフィックの継続的な減少が見込まれる中、サービス提供の維持に向けては、規制対応コストも含め、これまで以上のコスト効率化が課題。【NTT東日本・西日本】
- アプリ等による音声代替サービスやSNSによる新たなコミュニケーションが進展し、音声サービス市場全体としては縮小傾向である一方、音声接続料の算定等には相当な稼働・コスト(接続料算定、事業者間協議・精算、明細システムの維持・管理等)を要する。なり手の確保が困難であり、地道な作業におけるモチベーション確保も必要であるなど、相応の知識・技能を有する人材の確保は困難。【NTTドコモ】
- 音声トラフィックは直近 10 年で 25%減少しており、今後も市場は縮小傾向。通信業界全体で事業者間協議・精算実務の簡素化・効率化を検討する時期にきている。【KDDI】
- 通信インフラは国民生活や経済活動に不可欠なライフラインであり、安定的なネットワーク提供・維持のために、事業運営上ネットワーク維持コストを適切に回収することは非常に重要。これは「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を基本とする接続料算定の原則にも沿うものと理解。【ソフトバンク】
- 音声通話は明らかに減少している中で、事業モデルの転換をしないと音声アプリに置き換えられて事業が無くなってしまう。【フリービット】

＜固定電話網のIP網への移行との関係＞

- 固定電話網のIP網への移行後の事業者間の接続形態はシンプルな発着2社間の直接接続となる。これにより、NTT東日本・西日本を含む各事業者は、お互いに着信網の接続料を負担した上で発信呼の料金設定を行う対称・対等な関係となる。【NTT東日本・西日本】(本意見に関し、NTTドコモ、KDDI、NTTコムからも同旨の意見があった。)

- 固定電話網のIP網への移行に係る事業者間の意識合わせの場においても、接続ルールや精算等の簡素化・簡便化を志向し議論を実施しており、IP接続への移行は従来のルールや商慣習を見直す絶好の機会。【NTTコム】

② 事業者間協議における課題に係る意見

＜事業者間協議で解決できない問題が生じているとの立場＞

- 音声接続料については原則非規制が望ましいものの、着信網の独占性に起因し、次の問題が生じてきた。
 - 過度な利潤の上乗せ等による着信接続料の高止まりに対する抑止力が働かない構造にあること
 - こうした事業者が存在した場合、協議により算定の妥当性を確認していくことは困難であること
 - 結果、着信接続料を負担する他の事業者は、ユーザー通話料の低廉化や柔軟な料金設定が困難となること

着信接続料の高止まりを解消するためには全事業者に対して実際費用方式による接続料算定を義務づけるなどの方策も考えられるが、接続会計の整理等や協議を通じた妥当性の確認には相当の稼働やコスト・期間を要するため、現実的ではない。【NTT東日本・西日本】

- 次のように、有効なルールがない中での交渉を今後も継続していく場合、各事業者の音声接続料水準の格差が拡大あるいは定着化するおそれがある。
 - 事業者間協議において、NDAの締結により第三者への開示は防げたとしても、競合事業者に対し自網のコストやトラフィック等の詳細情報を開示することは事業運営上困難であるほか、接続会計が整備されていない非指定事業者では開示するための算定根拠作成に稼働・コストを要するため実務上対応が困難であるなど、接続料に係る算定根拠の相互開示が困難。
 - 事業者間協議において、仮に相手事業者網のコストやトラフィックの情報を受領したとして、指定設備設置事業者のように第三者のチェックもないため、接続料算定根拠としての妥当性の判断が困難。例えば、間接コスト配賦基準等に各事業者独自の考え方が含まれる場合、その考え方が妥当かどうかの判断が困難。
 - ベンチマークとして参照するモデルが複数あり(PSTN-LRIC、IP-LRIC、NTT東日本・西日本ひかり電話)、何をもって近似とするかの判断材料もルールもないため、判断・合意形成が難しい。接続料の収支状況によってベンチマーク設定の考え方が左右され、交渉が難航。毎年様々な譲歩案を駆使して交渉を重ねた結果、複数の合意パターンが存在し、遡及精算を含めた複雑な事業者間精算処理を実施している。【NTTコム】

＜事業者間協議で解決できない問題は生じていないとの立場＞

- 音声接続料は長年LRICモデルにて公平性を保って運営できていると評価。また、LRIC水準だけではなく相対契約による低廉化された料金も適用されているため、トラフィックが偏向となっている場合でも公平性が保たれるような状態になっている。【IPS Pro】
- 現状、多くの事業者がPSTN－LRIC等の市場価格又は対向事業者とのミラー²⁶で接続料を設定しているなかで、特に大きなトラブルは発生していないと認識。接続料協議で課題が生じているのは限られた事業者間であると推察しており、当該事業者は、例えば前年対比の実績トラフィックの増減等の情報を基に、まずは2社間で協議を重ね解決することが望ましい。【ZIP Telecom】

＜指定設備設置事業者と接続事業者間の音声接続料の水準差＞

- NTT東日本・西日本のひかり電話と同様にIP設備を使用しているのにもかかわらず、固定事業者のIP電話の接続料水準はLRICをベンチマークの一つとしているため、高止まりしている可能性がある。【NTTドコモ】
- 指定設備設置事業者と接続事業者の間では経営戦略やトラフィック量に違いがあり、ゆえにネットワーク構成や音声接続料の水準に差異が生じるのは当然。指定設備設置事業者が定める接続料は、総務大臣の承認を受け、または総務大臣に届け出られた算定方法に基づき算出されることから、適正性が確保されており、また、非指定設備設置事業者の音声接続料についても、事業者間の合意により決定されることから、協議を通じ適正性が確認されている。こうしたことから、現行の方式を維持することに問題はない。【楽天モバイル】
- 指定設備設置事業者と接続事業者の間にネットワーク構成や音声接続料の水準差があることについては、各事業者独自の経営方針に従って設備構築しており、これを統一することは困難。【オプテージ】
- これまでの音声接続料に係る制度を踏まえると、事業者の規模、地域性、サービス内容、技術要素等を加味してネットワークが構成され、結果的に網コストに反映される認識のため接続料に水準差があることは自然。とはいえ、事業者の規模、地域性、サービス内容、技術要素等を加味した上限値を設定可能であれば、円滑な事業者間協議に寄与するとも考える。【エネルギー】

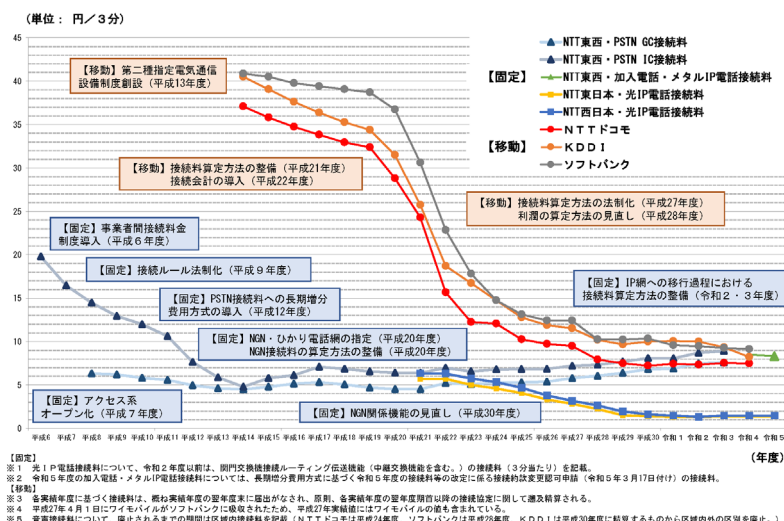
＜事業者間協議の実態や、いわゆる「ベンチマーク」について＞

- トラフィック・ポンピングが疑われる事業者のトラフィックは増加傾向であるが、NTT

²⁶ 最終答申では、「発信網ミラー」について、「発信事業者の設定する接続料をベンチマークとして、着信事業者の接続料に採用する方法。中小の固定系・非指定事業者では、接続会計をしておらず自ら接続料を算定することが困難、あるいはその負担が大きい等の理由から、発信網ミラーに応じるケースも少なくない。」としている。

東日本・西日本のPSTNトラヒックは減少傾向であり、LRIC接続料はベンチマークとして適さない。【NTTドコモ】

- ・ 非指定事業者は算定ルールが存在せず、二者間協議による合意が基本。多くが市場価格(LRIC・ひかり電話単金)を採用しているが、採用する市場価格と実ネットワークの類似性が主な協議ポイントとなる認識であり、実ネットワークと乖離した設定となるケースも発生し得る。【ソフトバンク】
- ・ 他事業者の設定する着信接続料に係る協議において、実際に具体的な算定根拠等の提示をこれまで頂いたことはない。また、仮に提示いただいたとしてもその妥当性の確認には相当の稼働・期間を要することが想定されることを踏まえ、具体的な算定根拠の提示をいただけなかったとしても、固定系事業者の場合、当社の設定する着信接続料(PSTN及びひかり電話接続料)と同等以下の水準である場合には、着信接続料に係る費用負担の同等性は確保されているとして、当該着信接続料について合意を図ってきた。【NTT東日本・西日本】
- ・ 非指定事業者の実際の設備構成等がひかり電話に近似しているのであれば、ひかり電話単金をベンチマークとして用いることは不適切ではない。なお、既に回線交換設備は製造されておらず維持限界を迎えており、各事業者はIP網への移行を進めている状況を踏まえれば、現在の非指定事業者の実際の設備構成等は、ひかり電話に近似していると考える。【NTTドコモ】



(出所)第 71 回会合資料 71-1(事務局資料)より抜粋

【図3-3 指定設備の音声接続料の推移】

③ ビル&キープ方式に係る意見

<原則的にビル&キープ方式を採用すべきとの立場>

- ・ 対称・対等な接続関係となるIP網移行後においては、規制対応や運用に係るコストを最小化する観点からも、全ての事業者が一律・公平にビル&キープ方式

を用いることにより、着信接続料高止まりの課題に対応することが最適。【NTT東日本・西日本】

- ビル&キープ方式は、IP網への移行と併せて、特段の支障(需要の拡大期にある小規模な新規参入の事業者、片務的な接続形態等)がなければ全事業者一律に導入し、ビジネスモデルの転換による利用者利便の向上を図るべき。当社としても、ビル&キープ方式の導入により低廉で使いやすい料金の実現を目指す考え。【NTTドコモ】
- 全事業者へのビル&キープ方式導入は、環境変化に応じた新たな制度の有力案。指定設備制度については、これまでも公正競争上の課題を踏まえて検討がなされ、累次のルール整備が図られてきたところ、様々な音声接続を取り巻く環境変化(固定電話網のIP網への移行、トラヒック・ポンピングの出現、音声市場の縮小等)を踏まえれば、既存制度の見直しを検討する時期。【KDDI】
- ビル&キープ方式の全事業者への一律導入を進めるべき。【フリービット】

＜ビル&キープ方式は二者間の合意に基づくべきとの立場＞

- ビル&キープ方式は最終答申で整理されたとおり、二者間で合意できた場合に採用されるべき。全事業者一律採用や、一方が要望すれば採用するといったルール化は適切なコスト回収の原則から逸脱。【ソフトバンク】
- 二者間合意により採用されるのは、具体的には次のような場合を想定。
 - 双方の発着トラヒックと接続料単金を掛けた精算総額が同程度である場合(ネットワーク構成やコスト構造が異なる事業者間での導入は難しい。)
 - トラヒック・取引金額規模が些少で、事業者間精算や接続料算定コストの方が双方大きい場合。【ソフトバンク】
- ビル&キープ方式は、接続し合う事業者間のトラヒックが均衡し、互いの設備を同等に利用し合うことを背景に導入されるものであると理解している。加えて、現状の事業規模や設備構成等の違いを踏まえた事業者間協議の上で接続料単金が設定されているなどのため、公平性の観点に鑑み、接続する2社間で合意できた場合に採用されることが適当。【オプテージ】
- 事務処理の簡素化の観点から、事務処理コストが無視できないほど支払額が少額な事業者間精算は見合わせる選択はとり得ると考えられるが、それ以外は、従来通り事業者間精算が適当。【エネルギー】
- 適切なコスト回収の観点から全事業者一律採用や片方だけの要望による強制適用に繋がる制度とならないよう慎重に検討を進めて頂きたい。【オプテージ】

＜自網コストの効率化・事業者間の公平性の確保に係るインセンティブ＞

- 自網コストが全て自社負担となるため、他社から過剰な利潤を得る余地はなく、効率化インセンティブが強く働く。【NTT東日本・西日本】

- ビル&キープ方式は、音声接続料水準の高止まり及び接続料水準差の解消等、事業者間の公平性の確保に繋がる。(固定事業者との間では、IP電話に係る接続料水準の高止まり解消による公平性の確保、モバイル事業者との間では、音声接続料水準差の解消による公平性の確保につながる。)【NTTドコモ】
- 事業者が自らの判断でコストや利用者料金をコントロール可能となる点で公平であり、自社設備を効率化しようとするインセンティブも全ての事業者等に等しく働くことに加え、全事業者において着信接続料算定・精算等に要する運用コストの削減が図られることを踏まえれば、設備構成や現行接続料の水準差は、ビル&キープ方式の採用を妨げる理由にはならない。【NTT東日本・西日本】
- ビル&キープ方式を導入すべきであるのは、双務的な関係にある場合の接続料水準が近接しているからではない。【NTTドコモ】

< 音声接続に係るコストの削減 >

- 接続料の算定(会計整理等を含む。)や接続料を精算するためのシステム、請求・照合等に係るコストが不要。【NTT東日本・西日本】
- 音声サービスが縮小している中、新時代に対応した働き方改革を進める上でも、官民の規制コスト最小化に資する最も簡便で最適な方式。【NTTドコモ】
- 具体的には、当社においては接続料算定にかかる社員稼働、精算業務にかかる業務委託費用等、事業者間協議にかかる社員稼働、明細システムの維持・管理費用等の項目で削減を見込んでいる。また、総務省においては、接続料の届出・検証・算定方法の見直し(制度整備)等の接続料の適正化にかかる稼働や、あっせん、仲裁等の紛争処理手続きにかかる稼働を削減できる。【NTTドコモ】
- 双務的な関係にある接続事業者間の精算が不要となることで、精算実務や精算システムのメンテナンスに係る業務負荷が軽減されるほか、それらの事業者間の接続料の協議・調整に係る各種業務等の負荷軽減にも寄与する。【KDDI】
- 一部の呼でビル&キープ方式を導入したとしても精算業務に係るコストは現行とほとんど変わらず、削減効果は見込めない。なお、事業者間の精算についてはシステム化されているため、現状においても大きなコストは発生していない。【ソフトバンク】
- 事業者間の毎月の接続料精算、毎年の交渉・遡及精算に要する稼働や専門人材の維持・確保、精算システム等のコストが不要となる。【NTTコム】

< 音声接続の参入障壁の軽減 >

- IMS接続を導入するMVNOにとっては、ビル&キープ方式の導入により、相互接続先の他事業者との協議や事業者間精算等の事務的コストの軽減に資するものと想定。【MVNO委員会】
- 日本において、相互接続による電話事業への参入には、設備投資のほか、接

続に係る長期間を要する複雑な手続きや事業者間精算の仕組みに対応するためのコストが参入障壁となっている。【JUSA】

- 日本では、ユニファイド通信事業者は既存事業者に網接続を依存せざるを得ない現状。(ビル&キープ方式の導入と併せて)既存事業者に接続を依存せず競争ができる環境整備として、接続協議の省力化・短期間化、全番号種別を番号ポータビリティの対象とする(050 番号、0570 等)こと、クラウド時代に則した番号割当条件、050 番号やクラウドPBX等の緊急通報受理機関接続、NGNのIPoE接続料の低廉化等が必要。【JUSA】
- 毎年、接続料の算定や各事業者との接続料の交渉が必要というのは、新規参入事業者にとって人材確保の視点から大きな参入障壁。
 - 接続料の算定や渉外業務という特殊且つ右肩上がりではない業務を担当する担当者の今後のキャリアパスを想定すると非常に大きな負荷。
 - 担当者の新規採用、グループ内での異動等での人材確保を行うことが大きな負担【フリービット】

＜小規模事業者における事業継続性・競争への影響＞

- ビル&キープ方式の影響は、かけ放題等の通話料定額制の浸透次第ではあるが、電話事業者の主な収入源のひとつである通話料収入にも影響を及ぼす可能性があり、設備維持や事業継続に必要な収入面において特に小規模事業者への影響は大きいのではないかと。設備投資や維持にかかるコストを基本料金等に転嫁できるとは限らず、各事業者は接続料や通話料収入に代わる新たな機能等の拡充や設備の効率化等が更に求められるという認識だが、機能の拡充や設備の効率化が上手く進まなかった場合は、事業撤退等も起こりうると思われる。結果、利用者によるサービス選択肢の縮小や事業者減少により競争や設備効率等のインセンティブを損なう可能性も有している。【ZIP Telecom】
- 通話料の従量課金では、事業規模やサービスエリアが小さくとも自社が持つトラフィック次第で規模の大きい事業者とそれなりの競争ができている認識。通話料定額制の収益は契約者数に左右されることとなり、規模の大きい事業者の優位性が高いのではないかと。【ZIP Telecom】
- ビル&キープ方式導入後は多くの収益が加入者数(番号数)に依存するため、多数の加入者を有する事業者の市場支配力が強まり、市場の寡占化が進むおそれもある。この導入によって中小の接続事業者や卸先事業者が(相対的・絶対的問わずに)競争上の不利益が生じないよう、①導入時の制度面での対策、②導入後の定期的な市場の確認・見直し議論が必要。【JUSA】
- 小規模事業者はトラフィックのバランスが不均衡(大手移動系通信事業のかけ放題メニュー等の影響で固定電話と携帯電話間の音声呼量において、携帯発固定着の音声呼量が多く、トラフィックが不均衡となっている状況と認識。)な現状に

において、事業者間精算方式を前提とした自社のお客さまからの利用料のみでは事業継続性に支障が生じるおそれがあり、ひいては利用者利便を損ねるおそれがある。【オペテージ】

- ビル&キープ方式を取り入れた場合、弊社のように事業規模が小さい事業者では収支面への影響が多いため、慎重に検討を進めていただきたい。【STNet】
- 事業者の規模(契約者数)とトラフィックバランス・接続料収支は直接関連しないため、ビル&キープ方式の導入により、契約者数の少ない事業者が不利になることはない。また、ネットワークのIP化が進展している中、容量やスペック等に応じた様々な通信機器が提供されており、事業者は事業規模に応じて選定することが可能であることを踏まえれば、事業規模に基づくスケールメリットはそこまで働かなくなってきている。【NTT東日本・西日本】
- 特に移動通信事業はサービスの特性上、契約者数の多寡にかかわらず全国できめ細かなエリア展開が必須であり、大規模な固定費が発生することから、契約者の少ない事業者が不利になる。契約者が多い事業者にとって有利、契約者が少ない事業者にとって不利になるような制度変更は、健全な競争に悪影響を及ぼす。【ソフトバンク】

<コスト回収に係る懸念>

- 特にモバイルに関しては音声のトラフィック量も非常に大きく、災害時や障害時にも安定的に提供する必要のある非常に重要なサービスの一つとして捉えられている。その維持コストも含めてコストをどんどん下げていく議論にはなっていない。【ソフトバンク】
- 他社発自社着呼のコストを自網内コストや自社発他社着呼等から回収することは、当該通話で便益を受けている受益者とコスト負担者の相違等が発生するため、適切ではない。【ソフトバンク】
- 当社では携帯事業者からの着信が多く、着信のために多くの設備コストをかけているが、ビル&キープ方式では適正な原価回収ができず問題。【STNet】
- ビル&キープ方式は、理論上、相互の着信接続料を同等規模と見なし相互非請求とするものであり、相手事業者への支払いが不要となる接続料が自社着信分のコスト回収原資にあたる。このため、必ずしも着信コストを利用者から回収する必要はない。【NTTコム】

<全ての呼種を対象とすべきとの立場>

- 一部でも既存精算方式が残れば、既存の精算システムは必要となり、結果的に事業者間精算コストが低減できず、参入障壁も下がらない。ビルアンドキープが全接続(国内全呼種)に確実に適用されることが必要であり、特に加入者番号以外の番号(トールフリー番号等の付加サービス)にもあまねく適用されることが必

要。【JUSA】

- 全ての呼種に適用すべき。【フリービット】

＜一部の呼種は対象外とすべきとの立場＞

- ビル&キープ方式は、双務的關係にある接続事業者間において相互に発生する接続料を互いに請求しないという考え方と認識。着信課金、国際電話等の片務的な呼種は、特定のサービス提供事業者がエンドエンドで料金を設定して利用者から収入を得ており、発信・着信事業者は(一方的に利用されるのみであり、)自網コストを接続料以外では回収する術がない。固定電話網のIP網への移行後もこの構造に変化はなく、サービス提供事業者への接続料請求は今後も必須であることから、ビル&キープ方式の対象外とすべき。【KDDI】
- 着信課金や国際通話等、発着間の双方向接続でない呼種においては、サービス提供事業者は利用者から収入を得る一方、発信／着信事業者は自網コストを接続料以外で回収する術がないことから、当該呼における接続料算定・精算は継続して必要。【ソフトバンク】

＜一部の呼種を対象外とする場合の簡便な事業者間精算方式の検討＞

- ビル&キープ方式は全事業者一律に導入することが適当だが、仮に二者間合意による段階的な導入等を進めていくのであれば、着信課金・国際通話については、トラフィック量や接続料取引額の規模、事業運営への影響度等を踏まえつつ、既存の規制の見直し・簡素化(例えば、トラフィックによらない定額精算の導入等)を含め、改めて検討することが適当。【NTT東日本・西日本】
- 特段の支障がなければ全事業者一律にビル&キープ方式を導入すべきだが、片務的な接続形態は特段の支障に該当するため、接続料の算定を継続する必要がある。ただし、ビル&キープ方式の導入と併せて簡便な方法を採用していくべき。【NTTドコモ】

＜一部の呼種を対象外とする場合でも、接続料の低廉化を図るべきとの立場＞

- 着信ボトルネック性により着信接続料を下げるインセンティブが働きにくい構造は、一般呼に限らずサービス呼(着信課金等)含め共通的課題と認識しており、加えて、サービス呼には、
 - 発側・着側両方の接続料支払いが必要となる形態となっており、一般呼以上に接続料水準の収支影響が大きい
 - 仮に、一般呼のみにビル&キープ方式を導入した場合、サービス呼の接続料交渉・精算が残るという課題も存在する。上記課題解決には、サービス呼もビル&キープ方式導入対象とすることが望ましいが、それが難しい場合には、発信・着信接続料高騰の抑止や事業者間交渉円滑化のために、例えば、非指定事業者が設定する接

続料はNTT東西ひかり電話水準をベンチマークとすることを原則とするなどが考えられる。【NTTコム】

- 仮にビル&キープ方式の恩恵を中継事業者が享受できないとすれば、中継接続料等の高止まり等、(プレフィックス自動付与機能による)接続と(モバイル音声)卸の代替性低下につながる事が考えられる。この点、代替性確保の観点から、ビル&キープ方式が広く普及した場合においても、着信接続料等が継続的に低廉化し、プレフィックス自動付与を採用するMVNOが継続的にそのメリットを享受できることが重要。【MVNO委員会】

<利用者料金の柔軟化・定額制料金の浸透>

- 自社サービスの料金の設定範囲が、自網コストのみ(他網コストの負担なし)となるため、より柔軟なサービスメニュー等を検討する余地が広がる。【NTT東日本・西日本】(NTTコムからも同旨の意見があった。)
- 自網自己負担となると、他事業者の接続料水準に左右されずに利用者料金を決定することが可能となり、定額制料金等の柔軟な料金設計が可能となり、利用者利便の向上が図られる。【NTTドコモ】
- 自社の設備費用の管理と自社の創意工夫で、エンドユーザーへの料金プランを作ることが可能となる。【フリービット】
- ビル&キープ方式が主流となった後は固定電話事業者内にもかけ放題等の通話料定額制を軸とする新しいサービスが浸透してくることが予見される。【ZIP Telecom】
- ビル&キープ方式では、自社の料金設定の範囲が自網コストのみとなる。自社の設備規模に見合った料金設定がコントロールできるようになる点は評価できる。【ZIP Telecom】
- (現在の接続料交渉を継続するなら、)一部の事業者の接続料水準が高止まりすることにより、利用者料金の低廉化等を阻害するおそれがある。【NTTコム】
- 固定電話網のIP網への移行は、日本のネットワークがオールIP化するというエポックなタイミングであり、このタイミングを逃さず過去のしがらみは一旦断ち切り、外を向いて事業環境を再構築すべき。ライバルは通話アプリだけでなくSNSやOTT、その他生活者の時間を奪っていく多くのもの。外のライバルを打ち負かし、ライバルと手を組んだりして行くことが必要で、そのためにビル&キープ方式を使った新サービスの創出ができる環境を整備する必要がある。【フリービット】

<利用者料金と直接的に連動するものではない・影響は限定的との立場>

- 利用者料金は、ネットワークや営業コスト、他事業者との競争環境等を総合的に勘案した上で設定されるものであり、接続料支出と直接的に連動するものではなく、(このことは、)ビル&キープ方式導入後も変わらない。ビル&キープ方式

導入による収支影響や市場動向を踏まえ、利用者料金についても検討してまいりたい。【KDDI】

- 最終答申で「着信接続料がユーザー料金に与える影響は限定的で、『着信接続料を低廉化すれば、携帯電話のユーザー料金の低廉化が確実に期待できる』と説明することは困難」とされているが、その状況に変化はない。【ソフトバンク】

＜着信者課金との関係＞

- 海外主要国でビル&キープ方式が採用されているのは利用者から着信料金を回収している米国のみ。日本同様、発信者課金前提でのビル&キープ方式採用事例はない。（発信者課金前提では）他社発自社着呼は接続料での回収が前提となっているため、ビル&キープ方式を採用すると当該コストの回収ができなくなる。【ソフトバンク】
- 着信者課金も考え得るかとは思いますが、利用者料金の設定については、どのようなものが最適か利用者利便を考えながら今後も検討してまいりたい。【NTTドコモ】
- 利用者料金については、様々な状況を踏まえて設定していく。その中でももし着信者課金が魅力的であるのであれば、判断するということかと思うが、現時点ではまだ考えていない。【KDDI】
- 着信者課金については、現時点で当社では考えていない。柔軟な料金体系については検討していきたいが、例えば、移动通信分野における定額制メニューを現時点では用意できていないところ、こういったことも今後検討が進んでいくのではないかと。【NTT東日本・西日本】
- （他社発自社着呼のコストについて、）着信側のユーザーから料金を回収することについて、国民利用者からの理解を得ることが必要だが、難易度が高い。【ソフトバンク】
- 一般呼において、着信通話料の考え方は利用者に受け入れられないのではないかと。【ZIP Telecom】

＜卸料金との関係＞

- 今後も利用者料金の低廉化が進展することは望ましいと考える一方、ビル&キープ方式の導入により、仮にMNOの音声料金のみが低廉化を実現するといった状況となった場合、MNOとMVNO間の競争力に大きな差が生じ、イコールフットINGの確保が困難となるおそれがあると想定する。この点、MNOとMVNO間の公正な競争環境が担保されるよう、音声卸料金の更なる低廉化や音声定額プランの卸提供等、MVNOがMNOと同等の競争力を有するサービスの実現に繋がる取り組みも併せて講じられることが極めて重要。【MVNO委員会】

＜原則化する場合の影響緩和・救済措置等＞

- ビル&キープ方式の採用による経営影響等を緩和する観点から、一定の規模

以上の事業者間から段階的にビル&キープ方式を導入するという対応も取り得る。【NTT東日本・西日本】

- 指定設備設置事業者以外の事業者で、ビル&キープ方式の全事業者一律導入により事業継続性等に問題の出る可能性がある場合については激変緩和措置を用意し手当をする事が妥当。【フリービット】
- 現状の小規模事業者が設定している接続料は、必ずしも原価を反映したものとはなっておらず、仮に救済措置を行うことになれば、対象事業者の原価把握の方法を一から検討する必要がある。音声市場が継続的な縮小傾向にある中で小規模事業者の原価把握方法をルール化することは、過剰な規制コストになりかねず、小規模事業者にとっても大きな負担になるものと考ええる。【KDDI】
- 例えば、需要の拡大期にある小規模な新規参入の事業者において、当該事業者の設備コストが一時的に増加し、収入を上回る期間がある場合等は、激変緩和措置として一定期間ビル&キープ方式の対象外とするなどの配慮が必要ではないか。【NTTドコモ】
- 現在は、様々なIP系設備（ルータ・サーバ等）が提供されており、契約者が少ない事業者は、その事業規模に対応した容量やスペックのIP系設備を選択して設備を構築するため、規模の経済性を考慮する必要があるとは必ずしも言いきれない。加えて、ビル&キープ方式の導入により、音声接続料に係る精算業務や事業者間協議等のコスト削減が可能となることを踏まえれば、契約者が少ない事業者が必ず不利になるということはなく、小規模事業者に対する一律の救済措置までは不要。【NTTドコモ】

<ビル&キープ方式の導入時期>

- IP網移行後においては、接続料の低廉化が進んでいくと思われる。接続料の推移次第ではあるが、ビル&キープ方式が接続料の取り決めや料金精算等に要するコストより効率的と判断されるタイミングはいずれ来ると思われ、自然にどこかのタイミングでビル&キープの考え方は浸透してくる。ビル&キープの考え自体を否定するものではないが、例えばIP網への移行が完了する令和7年以降等、比較的早い段階でビル&キープを浸透させる理由もない。【ZIP Telecom】
- 固定については、固定電話網のIP網への移行完了を待たずに、2社間で合意可能な全ての事業者からビル&キープ方式を採用し順次移行していき、令和7年からは全事業者への一律導入とすべき。モバイルについては、固定電話網のIP網への移行完了を待つことなく、すぐに全事業者への一律導入を開始すべき。【フリービット】

<合意によらないビル&キープ方式>

- トラヒック・ポンピングの事例を含め、過剰な利潤の上乗せ等による接続料の高

止まりが続き、事業者間の協議が整わない場合は、事業者間の公平性や利用者利便確保の観点から、当該事業者の合意有無にかかわらずビル&キープ方式の適用を求めることができる仕組みを設けるべき。【NTT東日本・西日本】

- 事業者間の個別協議に採用方式を委ねると交渉優位な事業者に有利な精算方式が採用される。【JUSA】
- 一般呼(0AB-J、0A0 回線相互間の通話)に係る事業者同士の着信接続料はビル&キープ方式を原則とすることをガイドライン²⁷・裁定方針等に明記し、ルール化することを提案。ただし、双方が算定根拠に係る情報を開示し、相手方の接続料水準について両者が合意した場合、合意した水準で精算することは可能とすべき。【NTTコム】

④ 議論の進め方等に係る意見

- ビル&キープ方式導入の是非や導入されるタイミングについては広く意見を求め、公平な市場競争が整うようにご配慮いただきたい。【ZIP Telecom】
- ビル&キープ方式の採用国での現状・課題からなぜ少数の国のみで採用されているのか冷静な分析が必要。【IPS Pro】
- ビル&キープ方式の採用は均衡を保ってきた市場や事業者の関係性、経営自体に大きな変化を与える可能性が大きいため、メリットやデメリットを洗い出したうえで慎重に判断すべき。【IPS Pro】
- 接続事業者間のみならず、卸先事業者に対して大きな影響があるため、この議論には卸先事業者の参加も必要。【JUSA】
- ビル&キープ方式が、音声通信サービス利用者及び同サービスの提供事業者の全体利益に叶うかどうかを、現時点で判断することは時期尚早。
 - IP網への移行後の、音声通話の総量がどのように推移するかを現時点で予測することが困難
 - 総量のみならず、各事業者において通話量がどのように推移するかを現時点で予測することが困難
 - 事業者ごとに発着のバランスは異なり、網維持コストも異なるため、公平なコスト負担となるかが不明
 - 大規模事業者の意見のみで推進されると、市場の寡占化が進む懸念が存在。【アルテリア】
- 米国のビル&キープ制度が議論された背景を正確に把握するには至っていないが、米国におけるビル&キープ方式が検討された当時の正確な導入背景や、日米における網使用料算定方法やユーザー料金設定範囲(着信通話料等)の差異、現在日本国内で生じている課題等の比較検討を踏まえ、国内に適したビ

²⁷ 事業者間協議の円滑化に関するガイドライン(平成24年7月策定)

ル&キープ方式の導入検討の参考とすることが望ましい。【KDDI】

⑤ 指定設備設置事業者のビル&キープ方式の選択可能化に係る意見

((2)において後述)

⑥ 他の接続制度・接続料規制との関係に係る意見

<指定設備制度との関係>

- 2社間合意によるビル&キープ方式の導入が進み、指定設備規制に基づく接続料の精算規模の縮小が進んだ際には、事業者全体の規制対応・運用コストを最小化する観点から、既存の規制の見直し・簡素化を含め、改めて検討することが望ましい。【NTT東日本・西日本】
- 全ての事業者がビル&キープ方式を用いることを目指すのであれば、現行の非対称規制は撤廃し、事業者によらず一律のルール導入に向けた検討を進めていくことが必要。【NTT東日本・西日本】
- ビル&キープ方式導入後も、片務的な呼種、ユニバーサルサービス制度における補填額算定、接続料と利用者料金との関係の検証のように、既存の接続料制度は必要。事業者間協議・精算実務の簡素化が求められるものの、指定設備制度の意義に変わりはない。【KDDI】

<その他の接続料規制>

- 着信接続料規制や pure LRICの採用等の制度は検討に膨大な時間を要し、縮退しつつある音声サービスにおいては過剰な規制コストとなる。令和7年度に向けて新たな制度を検討するのであればビル&キープ方式が望ましく、算定方法見直しや別の制度検討を行う必要はない。【KDDI】
- 二種指定設備設置事業者の算定方法簡素化のほか、精算が残る片務的な事業者間接続においても、例えば非指定事業者の接続料にベンチマーク方式を採用するなど、接続料算定の在り方についても検討する必要。【KDDI】
- 全社共通で接続料の透明化(接続料規制)を図るのであれば、小規模事業者に過度な負担がかからないように調整することが前提。【ZIP Telecom】
- 着信接続料規制については、個社間の接続料協議において、大きな問題は発生しておらず、今後大きな市場成長も望めない音声通信分野においてかける規制対応コストに対する効果は薄い。仮に着信接続料規制を導入する場合は、公平性の観点から固定・モバイル双方に係る制度検討とすべき。特に小規模事業者にとって過度な負担となるおそれがあり、一定の配慮が必要。【オプテージ】
- 接続料の適正性の観点から pure LRICの採用もビル&キープ方式の採用と並行して検討してもよいのではないかと。【オプテージ】

⑦ トラヒック・ポンピングとの関係に係る意見

((3)において後述)

⑧ 第二種指定設備設置事業者間の音声接続料の水準差に係る意見

- ・ 縮小傾向にあるが、事業者間の音声接続料の水準差が現に生じている。需要の算定方法の差分が接続料水準差に影響を与えている可能性があり、事業者間で合致しているか検証が必要。【NTTドコモ】
- ・ 契約数の多寡等によりネットワークの効率性・トラヒックに差異が生じることは自然であり課題とは言えない。【KDDI】
- ・ 第二種指定電気通信設備接続料規則及びMVNOガイドラインに則り算定しており、第二種指定設備設置事業者間に違いはない。ユーザー規模(トラヒック規模)やネットワークコストの違いが反映されていると認識。【ソフトバンク】
- ・ 携帯事業はサービスの特性上、全国できめ細かなエリア展開が必須であり、シェアや規模にかかわらず大規模な固定費が発生するため、規模の経済が働きやすい構造。また、携帯事業は基地局設備がコストの大部分を占めるところ、事業者間で保有周波数・割当時期といった外的要因でコスト差分が生じうる。【ソフトバンク】
- ・ 第二種指定設備設置事業者間での音声接続料の水準差があること自体は事業規模やネットワーク設備形態によるものであるが、その適正性・透明性の検証は引き続き重要。【オプテージ】
- ・ 総務省において検証される過程で合理的な説明がなされた結果と理解しているため、水準差があることも含めて受け入れている。【エネルギー】

⑨ 構成員からの意見

<ビル&キープ方式について>

- ・ ビル&キープ方式の下では、各事業者の契約者数が利益に影響すると思われる。特に、契約者が少ない事業者が不利になると思われる。
- ・ フラットレートになると、利用者がたくさんコールをかけるようになり、設備の増強も必要になる。今まで設備のコストはある程度着信接続料で回収できていたとすると、どういう形での回収の仕組みがあり得るのか考えていく必要がある。
- ・ 実現した暁には低廉で使いやすい料金の実現を目指す考えを(NTTドコモが)はっきり宣言されたのは意義が大きい。
- ・ (ビル&キープ方式に)メリットがあれば、あるいは運用コスト等が下がれば、そして競争が促進されれば、メリットがかなりの割合で競争を通じて消費者に還元されると考えており、還元されることを期待。還元できないとなれば、競争が十分機能していないのではないかと。

＜議論の進め方等＞

- 自分の企業のメリット・デメリットではなく、競争政策としてどうであるかということで意見があるべき。
- ビル&キープの問題というよりは、今の音声接続料にどんな問題があるのかというところを、一回考えておいた方が良い。接続料水準が問題なのか、各事業者の接続料の違いに問題があるのか。
- 諸外国において、どのように音声接続料を設定しているか、どういう水準で決まっているか確認いただきたい。
- 様々な事業者の意見を聞いて、課題や問題点が整理された。この現状認識の下で、固定電話網のIP網への移行や、音声市場やネットワーク技術が今後どのように進んでいくのか、そういった環境状況を踏まえつつ、今後の競争政策、音声接続料の在り方を引き続き議論していくことになる。その中には当然ビル&キープ方式も一つの手段として含まれているので、競争政策の中でこれから議論が深められていくことで、きちんと整理されていくと考える。

＜他の接続制度・接続料規制との関係＞

- 接続料算定に関する規制がない非指定事業者に規制をかけるだけの論拠があるか議論しなくてはいけない。

（「指定設備設置事業者のビル&キープ方式の選択可能化に係る意見」及び「トラヒック・ポンピングとの関係に係る意見」については、(2)及び(3)にて後述）

(2) 指定設備設置事業者の選択可能化について

事業者ヒアリングにおいては、指定設備設置事業者が希望する事業者との間でビル&キープ方式を選択できるようにすることについて、次の意見があった。

① 事業者からの意見

＜選択可能とすべき・選択可能とすることは問題ないとの立場＞

- 全事業者でビル&キープ方式を採用する議論に時間を要するのであれば、少なくとも指定設備設置事業者を含む2社間において合意が図られれば、ビル&キープ方式を用いることは認められるべき。【NTT東日本・西日本】
- 双方の合意がある場合は全ての事業者がビル&キープ方式を選択できるようにすべき。【NTTドコモ】
- 2社間で双方合意している場合に指定設備設置事業者もビル&キープ方式が選択可能になることは問題ない。【ソフトバンク】
- 事業者間精算方法の幅が広がることから、ビル&キープ方式を選択できるようになることは望ましい。ビル&キープ方式の選択が両事業者の合意に基づいて行

われるのであれば、公正競争上の懸念はない。【楽天モバイル】

＜指定設備設置事業者等の交渉上の優位性・事業者間協議における適正性＞

- 指定設備設置事業者に対しては、求められれば他の事業者にも同様の条件でビル&キープ方式に応じることを義務づけることにより、公正競争上の問題は生じない。【NTT東日本・西日本】
- 指定設備設置事業者が合意に基づき個別にビル&キープ方式を選択している場合、当該事業者が他事業者と合理的な理由なく同方式を選択しないということがなければ、公正競争上の懸念はない。【NTTドコモ】
- 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を採用できるようにする場合は、協議上の立場の優位性を活用し、ビル&キープ方式の採択が強制されることがないよう配慮すべき。【ソフトバンク】
- 事業者間協議において事業規模の大小が影響し、ビル&キープが一方的に強要されることが起きないように配慮されることも必要。【ZIP Telecom】
- 事業者間協議において、協議上優位な立場にあると考えられる指定設備設置事業者の意向に沿う形でビル&キープ方式の選択が適用されるようなことがあってはならない。事業者双方が適切にコスト回収することを前提に、指定設備設置事業者は、接続事業者との協議において、ビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できるように配慮する必要がある。【楽天モバイル】
- ビル&キープ方式を採用可能とする場合、指定設備設置事業者は強い交渉力を有することから、相手によって事業者間精算方式とビル&キープ方式を合理的な理由なく使い分けするのは不公正であり、一部の事業者とビル&キープ方式を採用した際には、その他の希望事業者に対しても同等に取り扱う等、留意が必要。【オプテージ】
- 発着トラフィックを均衡させることができないことや網コストが異なる状況で、同一設備に対して受益者負担の考え方をもつ事業者間精算と、それとは異なる考え方のビル&キープ方式を恣意的に選択する懸念があるため、指定設備設置事業者側でどのような場合にビル&キープを選択できるのかを、事前に明確化、整理が必要。【エネルギー】

＜選択可能となることが他事業者に及ぼす影響＞

- ビル&キープ方式の考え方自体を否定するものではないものの、指定設備設置事業者が接続料の選択肢としてビル&キープ方式を取り入れることが可能となれば、当該精算方式を適用する事業者数の推移にもよるが、この精算方式が事業者間の標準的な精算方式となり得る可能性があり、設備維持や音声通話料等、各事業者の収支面に影響が出る可能性があると推察。【ZIP Telecom】
- 指定設備設置事業者間のみで本制度を採用した場合でも、規模の大きな事業

者がかけ放題サービスを提供し、その利用者がつなぎ放題をし、小さな事業者の回線を消費することが容易に想像できる。また、小規模事業者は電話番号の属性や提供エリア、加入者数で大手事業者と戦えず、その結果大規模事業者のみが生き残るという寡占が進む。【IPS Pro】

- ビル&キープ方式が、一部の事業者、特に指定設備設置事業者のような市場支配力のある事業者において一度導入されると、いずれデファクトスタンダード化され、導入を望まない事業者としても拒否できない仕組みとして認識されていくことが危惧される。このような状況においては、小規模かつ着信トラフィックの多い事業者が、ネットワークコスト負担増を強いられることとなり、利用者料金の高騰、または事業からの撤退を余儀なくされるなど、利用者及び市場全体にとって不利益な事態が生じる可能性がある。【アルテリア】

② 構成員からの意見

- アカデミックな立場からは、ネットワークのオペレーションは規模の経済性がかなり効く分野であり、各事業者が原価プラス適正利潤で接続料を設定するとしたら、大きい事業者ほど安く、小さい事業者ほど高くなるのが自然。精算の手続きにかかるコストはないほうが良いという観点でビル&キープを合意の上で選択することは、小さい事業者にとってもあり得ると思うが、大手事業者からの無言の圧力によって強制的にビル&キープを選択するということがあるとまずいのではないかという観点を懸念。
- 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択できるようになることにより、電話の市場を抑圧的にしてはならないという観点で、事業者から指摘いただいたデファクトスタンダードになってしまう、小規模事業者の回線を消費するといった懸念について、具体的に整理する必要がある。
- 指定設備設置事業者の選択可能化については先行して議論していくべきと考えるが、その前提として、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能となることが公正競争に与える効果について整理する必要がある。

これらの意見を踏まえ、指定設備設置事業者のビル&キープ方式の選択可能化については、本研究会として、

- 指定設備設置事業者との間の接続料取引においてビル&キープ方式を選択しない事業者も含めた問題が具体的にどのようなものか
- 公正競争に与える効果
- 選択可能化に際して必要となる措置

等について、関係事業者から意見を聴取しつつ、具体的な議論を進めた。

③ 事業者からの意見(再聴取)

＜ビル&キープ方式を選択しない事業者も含めた問題に係る意見＞

- 指定設備設置事業者がビル&キープ方式の選択が可能となり、当該精算方式に合意する事業者が増えると、複数の市場価格(PSTN-LRIC、IP-LRIC、ひかり電話水準、ビル&キープ方式)のうち、ビル&キープ方式が市場価格として認知され、当該方式が事業者間の標準的な精算方式となり得る。【ZIP Telecom】
- 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択すると、同方式が事実上のルール、スタンダードとなり、あるいは同方式を希望する指定設備設置業者から同方式を受諾する圧力が強まることが推測されるため同方式を指定設備設置業者に認めることに反対。

我が国では、携帯電話／固定電話間の通話は携帯電話発信／固定電話着信のトラヒックが固定電話発信／携帯電話着信を大きく上回っており、ビル&キープ方式では、発信通話料収入が少ない固定電話通信が主力の事業者に大きな影響が発生。その結果、固定電話事業者の通信ネットワークの維持、サービス提供の継続が困難となる。特に当社のような小規模な固定電話事業者の経営への影響が大きく、大手通信事業者による寡占化が進み、利用者のサービスおよび事業者の選択肢が減り、利用者の利益を損ね、通信市場の健全な成長に悪影響を与える。

仮にビル&キープ方式を選択できるようになる場合であっても、選択しない場合の接続料が合理的に設定されるようにLRIC方式の堅持を希望。

固定電話網のIP網への移行後の接続構成においても、繋ぐ機能POIビルを介して接続する構成に変わるものの、接続当事者間が合意したセッション数を設定するというボトルネックがあるため着信側の設備を増強が必要となるという構造は、NTT東日本・西日本を介して接続する現在の接続構成と変わらない。

ビル&キープ方式は発信／着信がバランスしている場合にのみ採用されうる方式であり、発信／着信がアンバランスな現在の市場には適合しない。【IPS Pro】

- 多くの中小規模の事業者は、指定設備設置事業者(特にNTT東日本・西日本)と、電話サービス以外のフレッツ光等の他のサービスや、コロケーション、光ファイバ等の他の設備についても接続を行っており、ビル&キープ方式の採用を拒否することにより、これら他サービスや他設備の円滑な接続協議に影響が出るのではないかと懸念や付度がなされ、デファクトスタンダード化していくことを懸念。【アルテリア】
- NTT東日本・西日本等の指定設備設置事業者の意向であるビル&キープ方式を拒否する中小規模の事業者が、市場(利用者)から、その正当性を考慮さ

れることなく、単に一般に信頼されている大規模な事業者の意向に背く事業者であるといったバイアスのかかった認識をされるおそれがあり、それを避けるために採用を受け入れざるを得なくなる事態についても、デファクトスタンダード化していく要因となると懸念。【アルテリア】

＜公正競争に与える効果に関する意見＞

- 着信接続料の協議においては下記のような課題があるため、2社間の協議のみで円滑に合意を図ることができるとは限らず、結果、不当に高額な接続料の適用が継続し、事業者間の公平性が損なわれる懸念がある。

- 具体的な算定根拠の作成・提示が困難なこと。
- 提示された情報の妥当性の確認が困難なこと。
- 指定設備事業者の接続料をベンチマークとして用いるとしても、相手方のネットワーク構成等の確認が困難なため、用いるベンチマークが適切かどうかの判断が困難なこと。

現に、当社においても、一部の事業者より、算定根拠の提示がないまま独自に算定した当社接続料水準を上回る単金を設定する、あるいは、自社網がPSTNに相当するとして、ひかり電話より高額なPSTN接続料水準のみを設定することが妥当との主張がなされ、結果、長期にわたり未合意の状況が続くケースが発生していた事例がある。

一方、ビル&キープ方式の選択が可能となれば、上記の着信接続料の協議に係る課題を解消することが可能となり、事業者間の公平性確保が図られる。

また、ビル&キープ方式を採用する場合、トラヒック・ポンピングのような不適切なビジネスモデルを抑止・是正することが可能となるという点でも、着信接続料に係る事業者間の公平性確保に資するものと考ええる。【NTT東日本・西日本】

- ビル&キープ方式が選択可能となり、同方式が普及すれば、自社のネットワークコストの削減効果をそのままユーザー料金等に反映できるようになるため、利用者利便の向上につながることを期待される。

また、紛争している事業者との間で個別にビル&キープ方式が選択可能となれば、トラヒック・ポンピングのような不適切なビジネスモデルの是正につながることも期待される。例えば、裁定方針において、近似的に他の費用等を用いることが困難な場合にビル&キープ方式を採用するようにすることで、総務大臣裁定を通じた事業者間の合意がなされることを想定している。

なお、合意に基づき個別にビル&キープ方式を選択している指定設備設置事業者が、他の事業者と合理的な理由なく同方式を選択しないということがなければ、公正競争上の懸念はないと考えます。【NTTドコモ】

- ビル&キープ方式導入は個社の判断に委ねるのではなく、全事業者同時期、一律導入とすべき。その理由は次のとおり。

- 二者間の個別の合意により導入する場合は相手事業者との接続料収支の損得勘定を考慮するため、収支が黒字の事業者が同意する可能性は極めて低い。
- ビル&キープ方式賛成事業者であっても、個社ごとの協議が条件であれば個々の接続料収支を重視せざるを得ないため、ビル&キープを採用できるケースは稀と想定。
- 特に、トラヒック・ポンピングの疑いがある事業者(＝接続料収支は大幅黒字)からは同意を得られない。

指定設備事業者がビル&キープ方式を選択可能となるだけでは、上記のとおり状況に変化は生じないため、特段の効果は期待できない。

なお、全事業者同時期、一律導入を原則としつつ、二者間の個別の合意があればビル&キープ以外の方法(現状どおりの接続料精算を含む。)を採用可能とすることは考慮しても良い。【KDDI】

- ビル&キープ方式については事業者にとってそもそも大きなコスト削減は見込まれず、その他に期待されるメリットも特段ないものと考えており、エンドユーザーにとっても確実なメリットは期待できないと考えているため、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能になった場合であっても公正競争上好影響があるものとまでは言えない。

現状少なくとも第一種指定設備設置事業者はビル&キープ方式を採用できないため、その他の事業者が第一種指定設備設置事業者との間でビル&キープ方式を採用したくても制度上できない状態が解消され、協議により採用することが可能になるという効果はある。【ソフトバンク】

<選択可能化に際して必要な措置(接続約款関係)>

(指定設備設置事業者からの意見)

- 着信接続料については事業者間協議を通じた合意形成が基本であり、それは指定設備設置事業者においてビル&キープ方式の採用が可能となったとしても変わらないことから、接続約款においても、当社と接続事業者のいずれか一方の意思のみでビル&キープ方式を採用できるものではなく、双方の合意が前提になることは明記する必要がある。

一方、ビル&キープ方式の対象呼種等の具体的な内容については、ビル&キープ方式が指定設備設置事業者、非指定事業者双方の接続料の適用や精算に係るものであり、協議を通じて合意形成を図っていくものである以上、接続約款等において一方的に定めることは難しい。【NTT東日本・西日本】

- ビル&キープ方式の導入に係る必要な措置として、接続約款に何らかの規定を追加する必要があると考えるが、具体的な内容については、今後の議論を踏まえて検討する必要がある。なお、その前提として、第二種指定設備設置事業者

がビル&キープ方式の選択制を接続約款に記載することについて、総務大臣が接続約款変更命令を出さないことを制度上担保いただく必要がある。【NTTドコモ】

- 対象の呼種(又は対象外とする呼種)、接続形態等の条件を接続約款に規定することは、接続における公平性・透明性の確保につながる。【KDDI】
- 約款化の必要性の有無、約款化した場合の呼種、接続形態等の条件付けに関しては、例えば、サービス呼等ビル&キープ方式の採用が不適切な呼種や接続形態以外について、従来の精算方式に加え、ビル&キープ方式も選択できる旨の規定を新たに設けるとともに、指定事業者又は接続事業者の一方的な要望のみで強制的に採用されないよう「両者が合意した場合に限り選択できる」といった要素も当該規定に盛り込む必要があると現時点では想定。【ソフトバンク】

(非指定事業者からの意見)

- 指定設備設置事業者による競争上の優位性を用いた協議に陥らない為に、接続約款にビル&キープ方式が選択可能となる条件を規定することに賛成。接続約款には、ビル&キープ方式を適用する場合は、双方の合意が必要となることや、一方の事業者がビル&キープ方式を望まない場合は、従来の精算方式にかかる接続料水準の協議が行われること等の記載が盛り込まれることが適切。【ZIP Telecom】
- 従来の精算方式とビル&キープ方式との選択制が不可避の場合には、約款化に際して、次の事項の盛り込みを希望。
 - 原則として、呼種や接続形態等の条件を付けず、LRIC方式をベースとした接続料を提示すること
 - 例外として、接続事業者が合意した場合のみ、ビル&キープ方式を選択できること【IPS Pro】
- ビル&キープ方式は基本的にはトラヒックが均衡にあることが前提に採用される方式と考えており、トラヒックが不均衡な事業者が存在する現状においては従来の事業者精算方式を採用することが接続事業者の事業継続性や利用者利便の確保に資する。このことから、全事業者一律採用や片方だけの要望による強制採用につながらない制度とすることが自由で公正な競争環境の整備には肝要であり、これを担保するための措置として約款化は必要。【オプテージ】
- 交渉上の優位性及び情報の非対称性を配慮すると、どちらを選択するかを強制されるのではなく、接続事業者側が選択できることが望ましい。したがって、接続約款において、事業者間協議の適正性を確保する観点から従来の精算方式に加え、ビル&キープ方式を接続事業者側が選択できることを規定していただく必要がある。【楽天モバイル】
- IMS接続を導入するMVNOにとっては、ビル&キープ方式により相互接続先

の他事業者との協議や事業者間精算の事務的コストの軽減が期待される。指定設備事業者は強い交渉力を有していることから、非指定設備事業者との間で接続方式に係る協議が不調とならないよう、制度としてMVNOの選択可能性が担保されることが重要であり、約款化は必要。【MVNO委員会】

- ビル&キープ方式が適用される場合の呼種・接続形態については、一般呼、サービス呼等の区分に関係なく全ての呼種、接続形態に適用されることが適当。いずれかの呼種・接続形態をビル&キープ方式の適用外とした場合、当該呼種については事業者間協議を要することとなり、指定設備設置事業者による競争上の優位性を用いた協議を行う可能性があり、協議に要する時間的コストや特定の呼種のみを対象とした網使用料精算に人的・設備的コストを要するなどの観点からも適当ではない。【ZIP Telecom】
- 仮にビル&キープ方式が事業者間協議によって決定される場合、交渉上の優位性によって大手事業者により有利な精算方式や条件が設定されことや、特定の接続事業者との接続条件に他者との差異を生じさせることで、間接的に特定の事業者が競争上不利な立場におかれること等が懸念され、公平性や透明性確保について手当が必要である。
 - 接続約款において精算方式を明示すること
 - 接続事業者が精算方式を選択・決定すること
 - 全呼種を対象とすること(着信課金等の付加番号も含む。)
 - 接続約款に基づく詳細な接続条件(技術的条件、精算、呼種、接続約款に基づかない提供機能の有無、網機能改造等)が開示されること【JUSA】

<選択可能化に関して必要な措置(その他)>

(指定設備設置事業者からの意見)

- ビル&キープ方式の採用が強制されることがないことを担保するためには、約款化だけではなく、本研究会の報告書や「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」等で次のような「2社間の協議において、強制的にビル&キープ方式の採用を求めることは適切でない(業務改善命令に該当するなど)」ことの具体例を明示いただくことも有効。
 - ビル&キープ方式を選択しない事業者に合理的な理由なく、精算に係るコストの一部負担を求めるなどの不当な差別的取扱があった場合
 - ビル&キープ方式に合意後、トラフィック状況の変化を理由に一方の事業者が従来の精算方式への見直しを申し出たにもかかわらず、合理的な理由なく応じない場合
 - ビル&キープ方式の採用を拒否していることを理由に、他サービスや他設備の接続協議を遅延させる又は接続を拒否する場合【ソフトバンク】
- ビル&キープ方式の採用が当事者間の適切な協議を経て合意されたものであ

ることを検証できるようにすること及び透明性を確保する観点から、ビル&キープ方式による接続協定の締結又は変更については、認可又は事前届出事項とすることが妥当。

なお、接続料規則や接続約款においては、「両当事者間において、特段の合意がある場合は、総務大臣の認可(届出)を条件として、規則または約款によらない料金とすることができる」²⁸等と規定することが妥当。【アルテリア】

- ・ 制度整備後の事業者間の接続協議において、従来の接続ルールと同様に指定設備設置事業者は特定の事業者に対し不当に差別的な取扱いをしないことが重要。この点、非指定設備事業者の希望する接続方式をトラヒックの状況等を理由として拒むことは、不当な差別的取扱いに該当するものと考えており、今回の制度整備後においても適正な協議がなされているか総務省による継続的な確認が必要。【オブテージ】
- ・ 指定設備設置事業者から提示された接続条件・状況等を他の接続事業者や総務省、団体等に対して共有が可能であること。また、希望する複数の接続事業者が参加する接続協議が、接続事業者側の希望によって実現可能であること。【JUSA】

② 構成員からの意見(再聴取を踏まえた意見)

- ・ 小規模事業者から様々な心配事が示されたが、音声市場は今、そういった懸念が生じうる市場であると認識している。こういった事業者の懸念事項に関しては、総務省として、問題を緩和できるような条件の整備・準備をしていただきたい。そういった準備・整備をしながら、合意の下でビル&キープ方式を選択可能にすることは理解できる。
- ・ 小規模事業者の懸念事項とともに、指定設備設置事業者の間においても、少し距離感がある意見が確認できているので、いかにこの意見をまとめていくか、今後議論を行っていただきたい。
- ・ 一部の事業者から、ビル&キープ方式を導入できれば、コスト削減効果を利用者に還元すると書いていただいた。政策としてビル&キープ方式等を導入していく効果については、どこの企業が得をし、損をするかではなく、最終的に競争に寄与し、あるいは利用者の利益に還元できるかで測るべきであり、利用者への還元について答えていただいたことを評価したい。また、そういう意味では、ビル&キープ方式が部分的に導入された後、何らかの競争のメリットが生じている

²⁸ 第一種指定電気通信設備に関しては、電気通信事業法第33条第10項に基づき、総務大臣の認可を受けて認可接続約款等と異なる接続料・接続条件に基づく接続協定を締結することができるが、この場合であっても、接続料・接続条件に関する認可要件は接続約款の場合と同様であり、コストベースの算定が求められる。第二種指定電気通信設備に関しては、総務大臣に届け出た接続約款によらなければ、接続協定を締結することができない(電気通信事業法第34条第4項)。

か、利用者に利益が還元されていくかどうかについて注視していくべき。

- 接続料の算定コストの軽減は、一般の利用者への還元につながる。
- いわゆるサービス呼はなかなかビル&キープ方式の対象にはならないと思われるため、接続料は算定する必要は必ず残る。それでも、サービス呼だけのために接続料を算定すれば良い状態になれば扱うトラフィック量も大分減るので、マンパワー削減にはなると聞いている。
- 着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル&キープ方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されている。そのような事業者にまでビル&キープ方式を強要することは無理があると思われ、選択制とすることが良い。その上で、ビル&キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制度上必要。

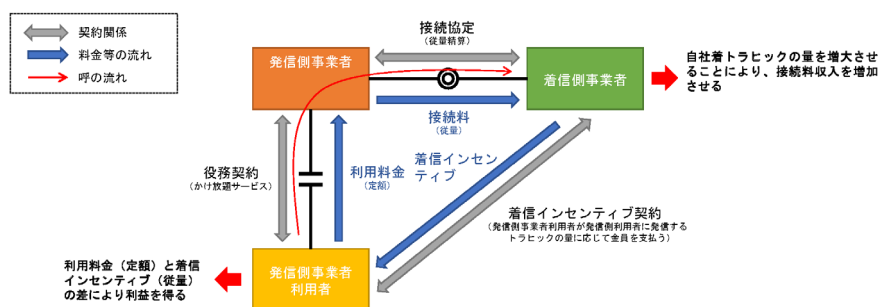
(3) トラフィック・ポンピングについて

事業者ヒアリングにおいては、一部の事業者からビル&キープ方式の原則化の論拠の一つとして「トラフィック・ポンピング」の問題が挙げられた。

これは、音声接続に係る音声取引において、携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」を利用した「トラフィック・ポンピング」が生じており、これを解決するためにはビル&キープ方式の導入が必要であるとするものである。

トラフィック・ポンピングは、典型的には次のような状況を指すと理解できる。

- 音声における接続協定で、発着トラフィックの量に応じて相互に接続料を支払う通常の事業者間精算方式が採用されている場合に、
- 接続協定の一方の事業者(以下「着信側事業者」という。)が、協定の相手方事業者(以下「発信側事業者」という。)の利用者(通常、発信側事業者の「かけ放題サービス」を利用している者)との間で「着信インセンティブ契約」(当該利用者が、発信側事業者を経由して、着信側事業者の利用者に発信するトラフィックの量に応じて着信側事業者が金員を支払う旨の契約をいう。)を締結することにより、
- 当該トラフィックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させる。
- 当該接続料収入は、実際にかかるネットワークコストと乖離することから、その一部を着信インセンティブ契約において着信側事業者が支払う金員の原資とすることができる。



(出所) 第73回会合資料73-3(事務局資料)より抜粋

【図3-4 トラヒック・ポンピングの典型的な状況】

本研究会において示されたトラヒック・ポンピングに係る意見は次のとおりである。

① 事業者からの意見

＜ビル&キープ方式の原則化により解決すべきとの意見＞

- (トラヒック・ポンピングの問題において、)仮に有効と認められる接続料の算定根拠となるデータの提供が行われない場合、ベンチマークとする適切な接続料も存在しないケースが想定される。トラヒック・ポンピングは現に発生しており、早急に解決すべき政策課題であるため、根本的な解決手段として、ビル&キープ方式を用いることを速やかに裁定方針として定めるべき。【NTTドコモ】
- トラヒック・ポンピングは喫緊課題であるところ、事業者間協議を通じた合意形成・MNOによる対策強化のみでは解消することは困難であり、また、通信事業者は「通信の秘密」を遵守する必要があるため、接続事業者のトラヒック・ポンピングへの関与を証明することは困難。全事業者へのビル&キープ方式導入はトラヒック・ポンピングへの極めて有効な解決策。モバイル・固定間におけるビル&キープ方式の前倒し導入について検討すべきではないか。【KDDI】
- いたちごっこが続く対症療法ではなく、ビル&キープ方式を全事業者に導入する原因療法を行うことで根治させることが可能。MNO3社とも、トラヒック・ポンピングの問題を認識し、何かしらの対応は必要と考えており、コンプライアンス上も社会的な要請も鑑みても早急に根本的な対策を進めるべき。【フリービット】

＜ビル&キープ方式の導入ではない方法で、解決すべきとの意見＞

- 一部の課題解消のために一律ビル&キープ方式を導入するのは短絡的であり、健全に事業を営む事業者の適正なコスト回収を阻害すべきではない。課題ごとに抑止方法を検討すべき。トラヒック・ポンピングについては一部の事業者において発生している疑義があるが、対象ユーザーに対する定額から従量課金への変更や着信事業者への状況確認等、抑止に向けた個別対策を実施している。事業者による防御策や事業者間での協議等に寄与すべく、業界として総務省

に次のような対策を検討いただきたい。

- 業務改善命令を含む総務省見解の明示・公表
- 申告に基づく疑義事業者へのトラヒック急増理由等の確認・報告要請【ソフトバンク】
- トラヒック・ポンピングは解決すべき課題ではあるが、関与等の疑いでビル&キープ方式を採用することは、一方の事業者の主張のみで採用を認めることと同義であり、不適當。【ソフトバンク】
- トラヒック・ポンピングの疑いのある事業者との間では、その関与性を証明することは困難であり、トラヒック・ポンピングの疑義をもってビル&キープ方式の導入に関する合意を得ることは難しい。【ソフトバンク】
- トラヒック・ポンピングが確かに証明された場合には、ビル&キープ方式ではなく問題点を指摘した業務改善命令を出すのが正しい処置。ビル&キープ方式でトラヒック・ポンピングを抑制するという対処が適切とは思えない。【IPS Pro】
- 音声接続料の設定有無にかかわらず、利用者料金の定額制を導入する際にトラヒック・ポンピングが発生することは容易に推察でき、対処を実施することが可能であったのではないか。事業者の個別対策や事業者間の協議(争い)等によって対応がすすめられている認識であり、トラヒック・ポンピングがビル&キープ方式の導入に対する理由にはならない。【JUSA】
- トラヒック・ポンピングへの関与が疑われる事業者との間でビル&キープ方式を採用することは有効な手段の1つである一方で、まずは当該事業者間での適切な協議がなされることが基本。その上で不正な行為等についての改善がなされない場合は、行政側で状況を確認いただくとともに必要に応じ、行政指導等の措置を講じていただくことがトラヒック・ポンピング等の不正行為の抑止にとって重要。【オプテージ】
- ビル&キープ方式の採用の是非はあくまで接続料の在り方に関する論点の一つであり、トラヒック・ポンピングへの関与等が疑われる事業者への対処とは別に、競争政策に関する議論の中で扱われるべき。【楽天モバイル】

② 構成員からの意見

＜トラヒック・ポンピングへの対応についても速やかに進めるべきであるものの、ビル&キープ方式の検討は競争政策の観点から行うべき旨の意見＞

- ビル&キープ方式については、競争政策全体の議論の中で具体的に検討を進めることを大事な視点として議論を進めたい。その意味では、トラヒック・ポンピングは副次的に出てくる問題。
- 問題の所在する事業者が明確に確定できるということだが、確定できるのであれば、どのように対応すべきか。事業者間で早急に対応策を協議していただくか、

総務省でどういう対応を支援できるか、ルール化できるか、ぜひ考えていただきたい。急いで具体的な対応をしていくべき。

- トラヒック・ポンピングはビル&キープ方式そのものに関係するよりも、違法性という意味で一般利用者に対して大きな影響を与えていることから、十分対処すべき問題である。

③ トラヒック・ポンピングに係る考え方の公表

以上を踏まえると、トラヒック・ポンピングについては、速やかな解決を要する問題であるという点についておおむね争いはない。しかしながら、その解決の方策については、ビル&キープ方式の原則化が根本的な解決となるとする意見があった一方で、業務改善命令その他の行政当局による関与により解決を図るべきとの意見があった。

後述するとおり、ビル&キープ方式の原則化については、競争政策上の観点から十分な議論を要するため、原則化による速やかな解決を期待することは困難である。したがって、本研究会としては、まずは総務省において、トラヒック・ポンピングの実態の検証を行い、電気通信事業法の適用について考え方を示すことが適当と整理した。

これを踏まえ、総務省は第 73 回会合において、トラヒック・ポンピングにおいて見られる、いわゆる「着信インセンティブ契約」に関する電気通信事業法の適用についての考え方を公表した。

この考え方においては、着信インセンティブ契約を「音声における接続協定の一方の当事者（着信側事業者）が、他方の当事者（発信側事業者）の電気通信役務の利用者との間で締結する契約であって、当該利用者が（発信側事業者を経由して）着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて着信側事業者が金員（インセンティブ）を支払う旨のもの」と定義した上で、次のとおり電気通信事業法の適用についての考え方を整理している。

いわゆる「着信インセンティブ契約」に関する 電気通信事業法の適用についての考え方（令和5年5月 30 日公表）

- 1 通信を促す行為は、電気通信事業の発達に資すると考えられ、また、電気通信事業法上、着信に対してインセンティブを支払う契約を禁止する規定もないことを踏まえると、着信に対してインセンティブを支払う契約自体が直ちに電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保に支障を生じさせるものとは言えないと考えられる。
- 2 また、当該インセンティブの原資が着信側事業者の着信接続料収入の一部であることについても、接続料の妥当性は原則として事業者間の協議の中で確保されるべきものであることから、当該インセンティブを支払うことが、直ちに業務改善命令の対象となるものではないと考えられる。

- 3 しかしながら、着信インセンティブ契約が電気通信役務の利用者が契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高いものである場合、着信側事業者がその旨を認識しつつ当該行為を防ぐための必要な措置を講じないことは、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。

このため、発信側事業者が自己の電気通信役務の利用者による当該行為を防止するために着信側事業者が締結している着信インセンティブ契約の是正を図ることが必要だと考える合理的な理由がある場合、当該発信側事業者が当該着信側事業者に対して着信インセンティブ契約の是正を要請したにもかかわらず、当該着信側事業者が当該要請に真摯に応じないことも、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。

また、他の電気通信事業者の利用者に当該電気通信事業者の契約約款に違反する行為をその旨認識しつつ行わせることによって、接続料収入を増加させようとすることも、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。

- 4 上記の適正かつ合理的な事業の運営とは言えない行為が継続的に行われると、契約約款に違反する行為が行われた発信側事業者に、違反行為の察知や利用停止などの対応をとる業務(※)が発生して通常の業務が妨げられるのみならず、当該利用者に対し約款違反行為を行わせ、その結果、当該発信側事業者の利用者に電気通信役務の提供が拒否されるなどの重大な不利益を被らせるおそれがある。これに加え、「かけ放題サービス」という利用者利便の向上に大きく資するサービスの提供促進も阻害されかねない。

これらを踏まえると、このような行為が継続的に行われた場合、結果として電気通信の健全な発達や国民の利便の確保に支障が生じる可能性は否定できないと考えられる。

※当該電気通信事業者が契約違反行為を察知・防止するために、通常の業務を超えた対応(頻繁なモニタリング等)を行わざるを得ない状況であることが前提。

- 5 したがって、着信インセンティブ契約に関して、上記3及び4に該当すると考えられる場合は、電気通信事業法第29条第1項第12号の要件に該当し、同項に基づく業務改善命令の対象になる可能性があると考えられる。

(参考)電気通信事業法

第29条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一～十一 (略)

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

2 (略)

これに対し、構成員からは次の意見があったところであり、総務省においては、トラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことが適当である。

- (総務省から)電気通信事業法上の考え方が示され、改善が期待できると思うが、これでどこまで改善が進むか心配なので、定期的に定点観測していただきたい。例えばFCCの定義を使うなどすれば、疑いのある事業者の洗い出し、被害額の推計等も可能かと思われるので、そういった調査を定期的の実施し、早急に改善するよう見守っていく必要がある。

3. 考え方

① 検討の前提

まず、本件議論に係る前提として、電話・音声接続に関しては、市場の縮小、新たなコミュニケーションツールの登場・普及、接続料算定コスト低廉化の必要性、固定電話網のIP網への移行等の状況変化を指摘する意見があったほか、引き続き、ネットワーク維持コストを適切に回収することの重要性を指摘する意見があった。

本件の議論に関しては、本研究会も含め、こうした状況・前提を踏まえたうえで整理を図ることが適当である。

また、音声接続における事業者間協議については、事業者間協議では解決し得ない問題(着信網の独占性に起因する着信接続料の高止まり、協議における有効なルールがない等)が存在するとの指摘があった一方、問題については、現行の事業者間協議の中で問題を解決すべきとの意見もあった。

この点、現行の接続制度では、指定設備以外の接続料については原則として(ビル&キープ方式の採用も含め、)事業者間協議に委ねられているところ、指摘のあった問題について、問題の所在を明らかにし、真に事業者間協議では解決し得ないと評価できるかどうかについて、まずは検討することが適当である。

② ビル&キープ方式

その上で、ビル&キープ方式について整理をしていくと、ビル&キープ方式を原則化することについては、原則化すべきとの意見・合意に基づき適用することとすべきとの意見の双方があった。着目している観点・議論の趣旨はそれぞれ種々であり、例えば、

- メリットとその評価(自網コストの効率化、事業者間の公平性、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等)
- デメリットとその評価(小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等)
- 対象とすべき呼種・接続形態(サービス呼の扱い、対象外とする呼種がある場合の対応等)
- 利用者料金等への影響(料金の柔軟化、定額制料金の浸透、着信者課金との関係、卸料金との関係等)

・ 導入の進め方等(影響緩和・経過措置、導入時期等)
等の観点から意見があった。

ビル&キープ方式を原則化する場合、電話市場における競争、事業、料金等の前提となっている現行の事業者間精算方式を変更することとなる。このことに鑑みれば、利用者料金等に及ぼす効果等のみならず、上述の論点を含めた様々な観点についてそれぞれ明確化を図りつつ、丁寧な議論を進めていくことが適当である。また、仮に原則化を行うとした場合の我が国の接続制度における位置付けについても併せて整理することが適当である。

そのため、総務省において、ビル&キープ方式の原則化の検討に当たっては、固定電話網のIP網への移行後における音声通信に係る市場の在り方を踏まえつつ、情報通信審議会に諮問し、次の点を中心に議論を進めていくことが適当である。

- ・ 音声接続において、事業者間協議では解決し得ない問題(着信網の独占性に起因する着信接続料の高止まり、協議における有効なルールがない等)が存在するとの指摘についてどのように考えるか。
- ・ ビル&キープ方式について挙げられたメリット(自網コストの効率化、事業者間の公平性、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等)及びデメリット(小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等)についてどのように考えるか。
- ・ 海外におけるビル&キープ方式の導入に関する検討を踏まえてどのように考えるか。
- ・ 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種についてどのように考えるか。
- ・ 利用者料金等に及ぼす効果についてどのように考えるか。
- ・ 仮に原則化を行う場合、我が国の接続制度における位置付けについてどのように考えるか。
- ・ 仮に原則化を行う場合、影響緩和に関する措置(経過措置等)や、導入時期についてどのように考えるか。

ビル&キープ方式と(音声における)指定設備制度の関係についても、簡素化・非対称規制の撤廃等に関する意見があったところ、この点については、今後の議論において、まずは簡素化等の必要性の観点から整理を進めていく必要がある。

また、その他の接続料規制(特に、pure LRIC²⁹の非指定事業者への適用をはじめとする着信接続料に対する対称規制)については、ビル&キープ方式と並行して検討

²⁹ LRIC方式には複数の方式が存在するところ、我が国におけるLRIC方式は(1)費用において共通費を含み、(2)需要において接続の増分需要だけではなく全需要を対象としているという特徴を有する(LRAIC+)。これに対し、共通費を含めず、接続の増分需要に対する純粋増分費用のみを接続料原価とする方式をpure LRICといい、欧州等の着信接続料規制において用いられている。一般に、LRAIC+等の他のLRIC方式と比較して、pure LRICでは接続料の水準は低廉となる。

してもよいという意見に対し、過剰な規制コスト、小規模事業者における負担等に関する指摘もあった。真に事業者間協議で解決し得ない課題がある場合においても、着信接続料に係る規制については、pure LRICを積極的に採用すべきとの意見がなかったことも踏まえ、規制コスト・事業者負担等の観点を踏まえて検討を進めることが適当である。

なお、第二種指定設備設置事業者間の音声接続料の水準差については、ネットワークの実際費用・需要に差がある以上当然であり、指定設備制度の下で算定されている以上問題ないとする意見が多くあったが、需要の算定方法の差分があるのではないかとする意見もあった。この点については、引き続き、本研究会等における接続料算定の適正性の検証等を通じて、検討を進めていくことが適当であるが、本報告書の取りまとめまでの議論については、第5章において後述する。

③ 指定設備設置事業者の選択可能化

以上のとおり、ビル&キープ方式を原則化することについては、引き続き様々な観点から丁寧な議論を要するところ、本研究会において先行的に検討した指定設備設置事業者のビル&キープ方式の選択可能化については、接続する二者間の合意に基づき選択する限りにおいては問題ないとする意見があった。一方で、指定設備設置事業者の有する交渉上の優位性等に鑑み、事業者間協議の適正性を確保する必要があるとの意見、接続する二者間の合意に基づき選択できるようにすることが指定設備設置事業者との間でビル&キープ方式を選択しない事業者も含めた問題を生じさせるとの意見もあった。

この点、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能となることが公正競争環境に与える効果として、指定設備設置事業者や他の事業者がビル&キープ方式を選択していくことにより、利用者料金の低廉化・多様化等の効果が期待できると考えられ、本研究会において継続して議論を進めたところである。

まず、一部の事業者の指摘する「ビル&キープ方式を選択しない事業者も含めた問題」については、その根本は、指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景とした圧力等により、他事業者がビル&キープ方式を選択せざるを得ない状況になるという懸念にあると考えられる³⁰。

この点、指定設備設置事業者の持つ交渉上の優位性に鑑みれば、無限定に選択可能とした場合、そのような事態が生じるおそれは否定できないことから、選択可能とした場合には、指定設備制度の下で何らかの制度的措置を講ずる必要がある。具体的には、関係事業者及び総務省の提案を踏まえれば、次のような制度的措置をとるこ

³⁰ ビル&キープ方式を採用し、通話料定額制のサービスを提供する事業者からの着信呼によって回線が圧迫されるとの懸念についても、従来の接続料取引を前提に適正な交渉が成立すれば、当該着信呼に対応するためのコストを接続料から回収することができると考えられる。

とにより、問題の発生を事前に抑止することが可能であると考えられる。

- ビル&キープ方式に合意する条件(合意の対象とする接続の形態等)を接続約款に具体的に定めること。
- 一の事業者との間でビル&キープ方式を選択した場合、求められれば他の事業者にも同様の条件でビル&キープ方式に基づく接続に応じることについて、接続約款に定めること。(従来の接続料精算を継続し、又は従来の接続料精算を再開することを希望する事業者に対し、これを拒まないことを含む。なお、選択可能とするのみである以上、従来の接続料精算に用いる接続料については、引き続き、法令等に基づいてコストベースの接続料を算定し、接続約款に定めるべきことについては、当然である。)
- 当該指定設備設置事業者のビル&キープ方式に係る合意の状況及びビル&キープ方式に係る協議において不当な差別的取扱いを行っていないか等について、報告を求めるなどにより総務省が確認するための措置をとること。

以上を踏まえれば、まずはビル&キープ方式の部分的な導入を図る方策として、指定設備設置事業者が接続する二者間の合意に基づきビル&キープ方式を選択可能とすることが適当である。総務省においては、本研究会における議論を踏まえ、指定設備制度において、指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景としたビル&キープ方式の強要が生じないための措置を講じつつ、ビル&キープ方式を選択可能とするための具体的な制度整備³¹を進めることが適当である。

また、制度整備以降の音声における利用者料金及び卸料金の動向については、総務省において注視していくことが必要である。

³¹ 例えば、第一種指定電気通信設備制度においては、「その内容からみて利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に及ぼす影響が比較的少ない」接続料・接続条件については認可を要しない(事前届出制)とされている(電気通信事業法第33条第3項及び第7項。具体的な対象については電気通信事業法施行規則第23条の6において、付加的な機能の接続料及び接続条件等が規定されている。)ところ、ビル&キープ方式を選択する場合の接続料について、これに位置付けることが考えられる。また、第二種指定電気通信設備制度においては、ビル&キープ方式を選択する場合の接続料を0円と設定することについて接続約款変更命令の対象とならないことをMVNOガイドラインにおいて明らかにすることが考えられる。そして、いずれについても、ビル&キープ方式を選択可能とする際の条件等について、接続約款記載事項(電気通信事業法第33条第4項第1号ホ、第34条第3項第1号ホ)とすることが考えられる。

第4章 接続料等と利用者料金の関係の検証

1. 検討の経緯

接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)については、固定通信分野において、接続料の妥当性を検証することを目的として平成11年から検証が行われてきており³²、平成20年以降は、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(平成19年7月策定)³³に具体的な実施方法を定め、検証が行われていた。

平成30年には、本研究会第一次報告書の議論を踏まえ、総務省において、利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨を明確化するとともに、利用者料金等の他の原因により不当競争性の排除が困難な場合、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定すること等を規定するため、新たに「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」を策定した。

その後、本研究会第五次報告書までの議論においては、新たに、移動通信分野の接続料等³⁴に関して、令和2年10月以降、MNO3社が新たな大容量の料金プランを相次いで発表したことに伴い、当該プランについてMNO3社の試算の結果等に基づく検証を行った。さらに、その結果³⁵を踏まえて、MNOとMVNOの間のイコールフットリングの適正性の確保の観点から更なる検証を行うため、モバイル市場の性質を踏まえたスタックテストの実施方法について、指針策定の可能性も含めて検討を行うことが適当である旨、提言した。

その後も検討を継続し、本研究会第六次報告書においては、移動通信分野におけるスタックテストの実施方法について具体的な考え方を取りまとめるとともに、固定通信分野のスタックテストについても、固定通信市場の変化等を踏まえた所要の見直しについて提言した。これを受け、総務省において、意見募集を経て令和4年11月に「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」を策定するとともに、固定通信分野における「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」³⁶

³² NTT東日本・西日本あて行政指導「接続料の算定に関する事項」(平成11年8月31日郵電業第101号)及び「接続料と利用者料金の関係等について」(平成13年1月31日総基料第16号)に基づきNTT東日本・西日本が検証・公表するほか、一部のサービスについて総務省が検証を行い、情報通信審議会に報告していた。

³³ 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年3月30日情報通信審議会答申)を踏まえて総務省が策定。

³⁴ 接続料及び卸電気通信役務の料金(卸料金)。

³⁵ 「直ちに原価割れの状況だとは言いきれないものの、MVNOがMNO3社の『新料金プラン』に対抗するサービス提供に鑑みてデータ接続料等の水準が適切なものなのかとの観点の疑義は残った。」

³⁶ 本改定において、名称を「固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」に変更した。

を改定した³⁷。

移動通信分野のスタックテストについては、策定された指針(以下「モバイルスタックテスト指針」という。)において、所要の要件に加え、「検証を行う合理性があることが本研究会において認められたもの」を検証対象とすることとされていたことから、今般、検証対象とするサービスについて検討した上で、当該サービスのMNO3社による検証結果等について、議論を行った。

また、固定通信分野のスタックテストについては、本研究会第六次報告書において、改めて検討することが適当とされた「加入電話・ISDN」の検証の在り方等について、関係事業者からヒアリングを実施し、議論を行った。

2. 接続料等と利用者料金の関係の検証(移動通信分野)

今般、移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関して、次の点について検討を行った。

＜検証対象サービス等の選定＞

モバイルスタックテスト指針において、検証対象となるのは、MNOが提供するサービス・料金プラン(以下「サービス等³⁸」という。)のうち、次の条件を全て満たすものである。本研究会では、まずはMVNOから検証対象となると考えるサービス等として提示を受け、それらが条件を満たすかについて検討を行った。

- ① MNO3社が現に提供しているサービス等のうち、その料金の月額相当額が、MVNOが現に提供する同等のサービス等の料金の月額相当額を下回るか、又はこれと近接しているもの
- ② ①に示すサービス等のうち、MVNO又はその関連団体から具体的な課題³⁹に基づいて本件検証の対象とすべき旨の要望が寄せられたもの
- ③ ②において要望が寄せられたサービス等のうち、本件検証を行う合理性があることが有識者会合(本研究会)において認められたもの

＜MNOによる検証結果の妥当性＞

上記の議論の結果、検証を行う合理性が本研究会において認められたサービス等については、総務省から当該サービス等を提供するMNO各社に通知した(令和4年12月22日)。MNO各社は、令和5年3月末、モバイルスタックテスト指針に従って当

³⁷ 本研究会としても、第62回会合において策定案及び改定案について、第64回会合において意見募集で示された意見に対する考え方案について説明を受け、議論を行った。

³⁸ 単一の料金プランの中で、利用者が各自のニーズに応じてデータ通信容量のオプションを選択するものについては、本件検証において、各オプションを個別の料金プランとして取り扱う。

³⁹ 「具体的な課題」の例として、「MVNOからMNO3社へ継続的に利用者が移行していることが定量的に明らかである場合」や「MVNOが①に示すサービス等と同等の価格で競合サービス等を提供することが困難であることが立証出来る場合」等が挙げられる。

該サービス等について検証を実施し、その結果を一部公表するとともに総務省に報告した。本研究会では、MNO各社の検証結果の妥当性について検討を行った。

＜次回以降の検証の進め方＞

このほか、初回の検証を踏まえたモバイルスタックテスト指針の改定方針や、固定通信と移動通信のセット割引の取扱いについても検討を行った。

固定通信サービスと移動通信サービスのセット割引については、「競争ルールの検証に関するWG」（以下「競争WG」という。）において、MNOの提供するFTTHアクセスサービスの固定通信市場への影響を検証するため、検証上の扱いの検討が進められてきた。そうした状況を踏まえ、先般のモバイルスタックテスト指針策定時の意見募集の際には、セット割引の取扱いに関する意見に対し、

- ・ 固定通信と移動通信のセット割引については、引き続きに競争WGにおいて検討することが適当
- ・ 固定通信と移動通信のセット割引のうち、どの程度が携帯電話サービスに係るものであるか等が明確になった際には、モバイルスタックテスト指針の見直しを検討することが適当

との考え方が示されていたところである。

今般、競争WGの議論において、競争WGにおける検証対象2社（NTTドコモ及びソフトバンク）においては、会計処理上、各サービスの「独立販売価格」をもとにセット割引の値引き額を（固定／移動通信間で）按分しており、会計処理上の基本的な考え方は共通していることが明らかになった。（なお、両社の会計処理の結果得られた按分比を用いてセット割引の値引き額を固定／移動通信間で按分するとFTTHアクセスサービス：モバイルサービス＝1：2～3との比率が得られる。）

こうした点を踏まえ、競争WGにおいても、「モバイルスタックテスト（移動通信分野における接続料等と利用者料金の間の関係の検証）においては、固定通信サービスとのセット割引を検証における原価に算入しない扱いとしているが、本WGにおける不当競争の検証上の按分の考え方を踏まえて、セット割引を考慮して検証を行うこととすべき」との方針が整理されたことを受け、移動通信分野におけるスタックテストにおいてセット割引を考慮することについて検討を行った。

（1）検証対象サービス等の選定

① 主な意見

検証対象とすべきサービス等については、MVNO委員会、IIJ、オプテージ及びMNO3社に対しヒアリングを実施したところ、次のとおり、事業者及び構成員から意見があった。

(i) 事業者からの意見

<基準①:料金の近接>

- MNO3社の提供するサービス等のうち、低容量帯(3～5GB)の4サービス等(UQ mobile、Y!mobile、povo2.0及びLINEMO)及び中容量帯(15～20GB)の5サービス等(UQ mobile、Y!mobile、ahamo、povo2.0及びLINEMO)については、MVNOのサービス等と料金が近接しているのではないか。【MVNO委員会】
- 低容量帯(3～5GB)の4サービス等(UQ mobile、Y!mobile、povo2.0及びLINEMO)及び中容量帯(15～20GB)の5サービス等(UQ mobile、Y!mobile、ahamo、povo2.0及びLINEMO)については、IIJのプランと料金が近接しているのではないか。【IIJ】
- Y!mobile(3GB)、UQ mobile(3GB)及びahamo(20GB)については、オプテージのmineoのプランと料金が近接しているのではないか。【オプテージ】
- 中容量プランにおいて、ahamo、povo2.0、LINEMOは、MVNOの料金プランとデータ通信量等を比較して総合的に勘案すると、近接する料金プランであると考えられるのではないか。【NTTドコモ】
- MVNOから検証要望のあったMNOのサービス等の中には、月額料金がMVNOのサービス等を60%以上上回っているものもある。特に低容量帯のUQ mobile／Y!mobile及び中容量帯については、「月額相当額を下回る、又は近接」している状況か否かについて、有識者会合において合理性を検証すべき。【KDDI】
- LINEMO(3GB)は料金近接の可能性があるが、低容量帯におけるY!mobile、中容量帯におけるY!mobile／LINEMOについては、競争事業者のサービス等とは一定の料金乖離が認められるのではないか。【ソフトバンク】

<基準②:具体的な課題に基づく要望>

- MVNOからの移行を検討している者にアンケートを実施したところ、約1/3がMNOのサブブランド及び廉価プランへの乗り換え意向を示しており、今後も現在の傾向が継続する可能性が高い。【MVNO委員会】
- MNOからの移行を検討している者に対してアンケートを実施したところ、45%がMNOのサブブランド等への乗り換え意向を示した一方、MVNOへの乗り換え意向を示したのは13%にとどまった。【MVNO委員会】
- 当社サービス等からMNOの廉価プラン及びサブブランドに毎月一定の割合で転出しており、割合は増加傾向にある。【IIJ】
- 低容量帯(1～5GB)においてはMNOのサブブランドへの、中容量帯(10～20GB)においてはMNOのオンライン専用プランへの転出割合が継続的に高いことが確認できた。【オプテージ】

- 検証は料金プラン単位で行われることから、MVNOはプラン毎の利用者転出情報を提示すべきであるが、プラン毎の情報抽出が運用上困難であれば、ブランド単位の利用者移行情報を提示すべき。【KDDI、ソフトバンク】
- 料金プラン毎の移行状況のデータについて、MNOが転出元の場合であっても、システムティックにプラン移行状況の数字をとることはできないため、不正確な部分はあるが、移行状況についてはアンケートの集計結果によりお示しいただくことかと思う。【KDDI、ソフトバンク】
- MVNOから提示された情報により「競争事業者から指定事業者へ継続的に利用者が移行していることが定量的に明らか」とであると判断できるか否か、有識者会合において合理性を検証すべき。【KDDI、ソフトバンク】

<基準③:検証の合理性>

- MNOと直接契約関係にないMVNOから、当該MNOのサービス等について検証要望が寄せられた場合は、当該要望の合理性について、接続料の違い等を踏まえた慎重な議論をすべき。具体的には、当該MNOと契約をした場合に、当該MNOのサービス等と同等の料金でMVNOがサービス等を提供することが困難であること等を定量的に示すべき。【ソフトバンク】

(ii) 構成員からの意見

- MNOが料金を引き下げ、あるいは廉価プラン等を出されたことは良いことだが、競争上はMVNOに大きな影響を与えている気がするので、本検討においては、MVNOがヒアリングで指摘した点を慎重に検討していきたい。
- 料金の近接性や利用者の移行について、様々な動向を見ながら判断することについてはそのとおりであり、MVNO委員会、MVNO各社及びMNO各社からは、それなりの判断基準を出していただいている。
- 一部のMNOから、MVNOからは料金プラン毎の移行状況のデータを提示してほしいという意見があったが、具体的にどのようなデータを希望しているのか。実績データが欲しいのであれば、むしろ受け入れ側のMNO側が正確に把握しているのではないかと。MVNOから正確なデータを提示することは困難ではないかと。
- 3つの基準にしたがって検討した結果、ahamo(20GB)、povo2.0(3GB)及びLINEMO(3GB)について、本件の検証対象とする合理性を認めることで良いと思う。

② 考え方

上記の各者意見も踏まえた、検証対象サービス等の選定に係る本研究会の考え方は次のとおりである。

<基準①:料金の近接>

【低容量帯プラン(3GB)】

低容量帯プラン(3GB)において今回の議論の対象となったサービス等は以下のとおりである。

MVNO側から料金近接の指摘があったプラン						
低容量帯プラン	MVNOプラン		MNOプラン			
	IIJmio	mineo	UQmobile	Y!mobile	povo2.0	LINEMO
データ容量	4 GB	5 GB	3 GB			
データ通信料金	¥990	¥1,518	¥1,628	¥2,178	¥990 (※1)	¥990
音声定額料金	¥500 (※2)	¥550 (※3)	¥770 (※3)	¥770 (※3)	¥550 (※2)	¥550 (※2)
月額料金	¥1,490	¥2,068	¥2,398	¥2,948	¥1,540	¥1,540

(※1) 月額基本料金0円に、30日間有効の3GBトップアップ料金990円/20GBトップアップ料金2,700円をそれぞれ加算したもの

(※2) 国内通話5分定額の価格

(※3) 国内通話10分定額の価格

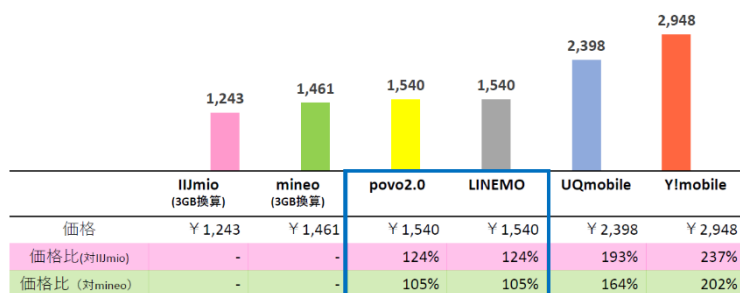
※各社プランの内容は2022年11月1日時点のもの

(接続料の算定等に関する研究会第64回MVNO委員会資料を基に総務省で作成)

(出所) 第 66 回会合資料 66-1 (事務局資料) より抜粋

【図4-1:議論の対象となったサービス等(低容量帯プラン(3GB))】

これらのプランについて、IIJmio 及び mineo のプランの月額料金を、同じ容量の3GBに換算し、料金の近接性を確認した。



(出所) 第 66 回会合資料 66-1 (事務局資料) より抜粋

【図4-2 料金の近接状況に関する分析(低容量帯プラン(3GB))】

povo2.0 及び LINEMO において提供される低容量帯プランについては、MVNOの提供するプランと料金の近接度合いが高く(5%~24%)、特に mineo の同容量帯プランとの料金の乖離が 10%未満であることを踏まえれば、基準①を満たすとみなすことが適当である。

一方、UQ mobile 及び Y!mobile において提供される低容量帯プランについては、MVNOの料金と一定程度乖離(64%~137%)しており、基準①を満たしていないとみなすことが適当である。

【中容量帯プラン(15GB 及び20GB)】

中容量帯プランにおいて今回の議論の対象となったサービス等は以下のとおりである。

【MVNO側から料金近接の指摘があったプラン】

(税込)

中容量帯プラン	MVNOプラン		MNOプラン				
	IIJmio	mineo	UQmobile	Y!mobile	ahamo	povo2.0	LINEMO
データ容量	20GB		15GB		20GB		
データ通信料金	¥2,000	¥2,178	¥2,728	¥3,278	¥2,970	¥2,700 (※1)	¥2,728
音声定額料金	¥500 (※2)	¥550 (※3)	¥770 (※3)	¥770 (※3)	¥0 (※2)	¥550 (※2)	¥550 (※2)
月額料金	¥2,500	¥2,728	¥3,498	¥4,048	¥2,970	¥3,250	¥3,278

(※1) 月額基本料金0円に、30日間有効の3GBトッピング料金990円/20GBトッピング料金2,700円をそれぞれ加算したもの

(※2) 国内通話5分定額の価格

(※3) 国内通話10分定額の価格

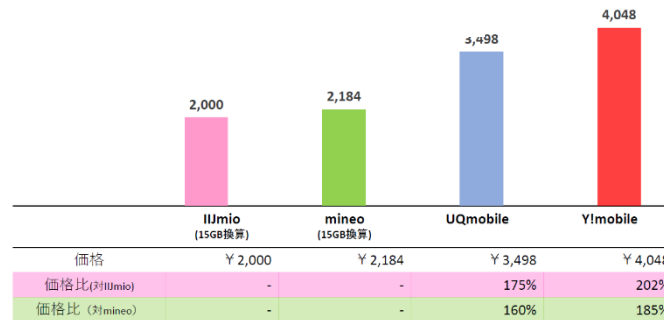
※各社プランの内容は2022年11月1日時点のもの

(接続料の算定等に関する研究会第64回MVNO委員会資料を基に総務省で作成)

(出所) 第 66 回会合資料 66－1 (事務局資料) より抜粋

【図4－3: 議論の対象となったサービス等(中容量帯プラン(15GB 及び 20GB))】

これらのプランのうち 15GB のサービス等について、IIJmio 及び mineo のプランの月額料金を、議論の対象となったMNOのサービス等と同じ容量の 15GB に換算し、料金の近接性を確認した。

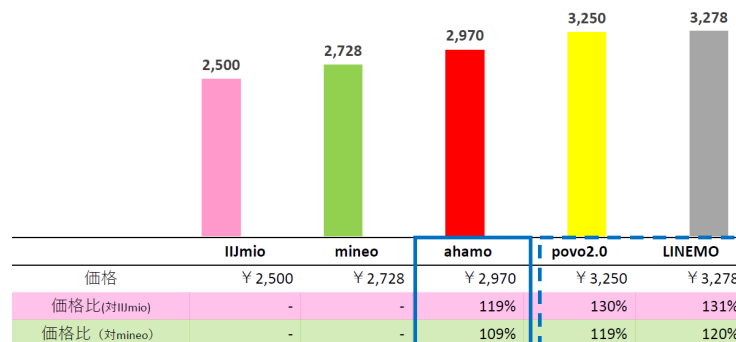


(出所) 第 66 回会合資料 66－1 (事務局資料) より抜粋

【図4－4 料金の近接状況に関する分析(中容量帯プラン(15GB))】

UQ mobile 及び Y!mobile において提供される中容量帯プランについては、MVNO の料金と一定程度乖離(60%～102%)しており、基準①を満たしていないとみなすことが適当である。

同様に、20GB のサービス等についても、料金の近接性を確認した。



(出所) 第 66 回会合資料 66－1 (事務局資料) より抜粋

【図4－5 料金の近接状況に関する分析(中容量帯プラン(20GB))】

ahamo が提供する中容量帯プラン(20GB)については、MVNOの提供するプランと料金の近接度合いが高く(9%～19%)、特に mineo の同容量帯プランとの料金の乖離が 10%未満であることを踏まえれば、基準①を満たすとみなすことが適当である。

一方、povo2.0 及び LINEMO が提供する中容量帯プラン(20GB)については、MVNOの提供するプランとの料金の乖離が 10%以上ではあるものの、一定程度近接(19%～31%)しているため、基準①を満たさないとまでは言えないと考えられる。

<基準②:具体的な課題に基づく要望>

MVNOから寄せられた利用者の転出に関する課題を踏まえれば、

- ・ 低容量帯においては、MVNOから povo2.0 及び LINEMO に継続的に一定程度の転出が認められることから基準②を満たしているとみなすことが適当である。
- ・ 中容量帯(20GB)においては、MVNOから amamo、povo2.0 及び LINEMO に継続的に一定程度の転出が認められるが、MVNOから特に amamo について転出の度合いが高いことが指摘されていることを踏まえ、今回の検証においては、amamo のみが基準②を満たしているとみなすことが適当である。

今後は、MVNOが本件検証の要望をする際に、より説得力のあるデータを示すことができるよう、転出する利用者へのアンケート方法等について見直すことも考えられる。

<基準③:検証の合理性>

検証を要望したMVNOと検証を行うMNOとの間に直接の契約関係がない場合についても、当該MNOの提供するサービス等の料金水準について確認することは、MVNOが契約相手方のMNOを選択する上で有用な情報になると考えられることから、直接の契約関係がないことのみを理由に当該サービス等を検証対象から除外するのは不適当である。

<検証対象サービス等について>

基準①、②、③及びこれまでの本研究会における議論を踏まえれば、以下のサービス等について、本件検証の対象とすることが適当である。

【表4-1 検証対象サービス等】

事業者	ブランド等	データ容量	対象サービス等
NTTドコモ	ahamo	20GB	ahamo
KDDI	povo2.0	3GB	povo2.0(※1)
ソフトバンク	LINEMO	3GB	LINEMOミニプラン(※2)

(※1)「ベースプラン」に「データ追加3GB(30日間)」のデータトッピングを追加したもの

(※2)LINEMOとして提供する料金プランのうちデータ容量3GBのプラン

総務省においては、これらのサービス等について当該サービス等を提供するMNOに通知した(令和4年 12 月 22 日)。これを踏まえ、MNO各社は、令和5年3月末、モ

バイルスタックテスト指針にしたがって当該サービスについて検証を実施し、その結果を一部公表するとともに総務省に報告した。

事業者	対象サービス等	検証に用いた項目	各社検証結果
NTTドコモ	ahamo(20GB)	(1) 設備等費用 ①データ接続料相当額 ②音声接続料相当額 ③その他の設備費用（国際ローミングに係る費用、インターネット接続サービスに係る費用等） ④営業費相当額 (2) 利用者料金	○
KDDI	povo2.0(3GB)		○
ソフトバンク	LINEMOミニプラン(3GB)		○

※検証対象サービス等の利用者料金による収入と当該サービス等の提供に必要な設備等費用の差分が営業費相当額を下回らない場合に、検証結果を”○”とする。

【図4－6 MNO各社における検証結果】

(2)MNOによる検証結果の妥当性

① 主な意見

検証対象となったサービス等に関するMNOにおける検証結果について、総務省において詳細を精査し、本研究会においてその妥当性についての議論を行ったところ、次のとおり、事業者から意見があった。

- 分子側になる設備容量の上限値については、サブブランドとメインブランドで同一の上限値を採用しているということだが、分母側のパラメータ、最繁忙集中率や最繁忙時のトラヒック量についてもメインブランドとサブブランドで同一の値という形で出されているものなのか、検証対象のブランドに特化した最繁忙トラヒック量、最繁忙集中率を使用しているのか確認が必要と考えている。【MVNO委員会】
 - 「最繁忙トラヒック量」及び「最繁忙集中率」についても、ahamo とその他のプランで同一の値を採用している。【NTTドコモ】
 - 「設備容量の上限値」と同様、「最繁忙トラヒック量」及び「最繁忙集中率」についてもメイン／サブブランドで共通の値を使用している。【KDDI】
 - 「設備容量の上限値」と同様に、ブランドに関係なく全ブランドでの「最繁忙トラヒック量」及び「最繁忙集中率」を採用している。【ソフトバンク】

② 考え方

MNO各社が実施した検証結果は、いずれのサービス等についても利用者料金による収入と当該サービス等の提供に必要なと考えられる設備等費用の差分が営業費相当額を下回らないものであり、当該対象サービス等の利用者料金と接続料等との関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと考えることが適当である。

また、検証結果の公表に当たっては、バイルスタックテスト指針において「非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び算出方法を遅滞なく公表する」ととされているところ、MNO各社のサービス戦略・設備戦略等の経営上の機密情報に該当する情報は非公表とすることが合理的であると考えられる。今回の検証において

は、「設備容量の上限値」の設定方法や「営業費相当額」の考え方、検証に用いた接続料等の情報について公表されており、公表内容として適当である。

なお、検証に用いられた各項目については、本研究会において次のとおり考え方の妥当性が確認された。

<設備等費用①:データ接続料相当額>

モバイルスタックテスト指針において、データ接続料相当額は次の式にしたがって算出することとされているが、MNO3社において適切に算出されていることが確認された。

$$\frac{\text{設備容量の上限値 (Mbps)} \times \text{届出接続料の単価 (円/10Mbps)}}{\frac{\text{最繁時トラフィック量 (GB/BH)}}{\text{最繁時集中度率 (\%)}}} \times 30.4 \text{ (日)}$$

なお、以上の式の「設備容量の上限値」、「最繁時トラフィック量」及び「最繁時集中度率」は、MNO3社いずれも、ブランドにかかわらず同一の値を採用しており、共通した考え方が用いられていることが確認された。

<設備等費用②:音声接続料相当額>

モバイルスタックテスト指針において、音声接続料相当額は、MNOがMVNO(の利用者)に提供する音声伝送役務に係る全契約数のうちどの程度の割合が接続機能を利用しているかにより、次のとおり算出することとされている。

- (i) 全契約数の過半数が接続機能を利用している場合
基本料については音声伝送役務に係る届出接続料の基本料により、通話料については当該届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間を乗じた額により算出する。
- (ii) 接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下の場合
基本料については音声伝送役務に係る卸役務の基本料により、通話料については音声伝送役務に係る届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間を乗じた額により算出する。ただし、接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下となっている場合であっても、特段の事情により指定設備設置事業者が音声伝送役務を提供する競争事業者数のうち過半数が接続機能を利用しているときには、(i)と同様の方法で算出する。

この点、MNO3社において、各社とも「全契約数の過半数が接続機能を利用している場合」に該当することから、以上のうち(i)に基づいて算出していることが確認された。

<設備等費用③:その他の設備費用>

モバイルスタックテスト指針において、その他の設備費用については、インターネット

ト接続サービスに係る費用、P-GW⁴⁰に係る費用、他事業者との接続に際して支払う費用及び国際ローミングに係る費用の合計により算出することとされているところ、MNO 3社においてモバイルスタックテスト指針に従って算出していることが確認された。

＜設備等費用④：営業費相当額＞

モバイルスタックテスト指針において、営業費相当額は、第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成 23 年総務省令第 24 号。以下「二種会計規則」という。)に基づく移動電気通信役務収支表の営業収益に対する営業費（社会貢献活動に係る営業費等指定事業者のサービス等(それに付随するものを含む。)の提供を直接目的としないものを除く。)の割合の直近5年間の平均値により算出することとされている。

この点、MNO3社において、対象サービス等の提供に際して発生しえない営業費(例えば、オンライン限定プランにおける店頭販売に係る営業費等)を除外し、平成 29 年度から令和3年度の営業費比率の平均を用いて営業費相当額の割合を算出していることが確認された。

＜利用者料金＞

モバイルスタックテスト指針において、利用者料金のうち、音声通話に係る料金については、本件検証の対象サービス等における各音声通話プランへの加入割合及び各音声通話プラン加入者が支払う平均通話料(定額料金及び従量料金を含む。)に基づく加重平均により算出することとされている。

この点、MNO3社において、音声通話料は対象サービス等の契約者に占める「かけ放題プラン」加入者、「5分かけ放題プラン」加入者及びかけ放題プラン未加入者の構成比等に基づき算出していることが確認された。

また、モバイルスタックテスト指針において、利用者料金に関する割引については、以下に基づき、1人当たり割引相当額を算出し、利用者料金の額から控除することとされている(ただし、社会福祉を目的とする割引であって、公的機関が発行する証明書の確認を要件とするもの及び非通信サービス等とのセット割引は控除しないこととされている。)

- 指定設備設置事業者が提供する全てのサービス等に適用される割引にあつては、全ての利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額
- 本件検証の対象サービス等を含む一部のサービス等にのみ適用される割引にあつては、当該一部のサービス等の利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額

この点、MNO3社において、モバイルスタックテスト指針に従って利用者料金を算出していることが確認された。なお、各社とも対象サービス等については各種セット割引の適用対象外であった。

⁴⁰ Packet Data Network Gateway

(3) 次回以降の検証の進め方

① 主な意見

(i) 事業者からの意見

- 今回の検証対象となったサービス等について、利用者料金の低廉化や接続料の上昇等の今回検証からの状況変化が見られない限りにおいて再度の検証を行わないことが適当とすることは、妥当であると考え。一方、例えば利用者料金の低廉化には、料金はそのままが使えるデータ量を増やすといった、実質的な料金の低廉化につながるようなことや、例えばプランのデータ増量等、利用者のデータ量が非常に増えるような何かしらの状況があった場合についても実質的な利用者料金の低廉化とみなして、再度の検証の対象とすることを検討すべきではないか。【MVNO委員会】
- 「その他の設備費用」に算入されている「国際ローミングに係る費用」について、今回の検証では令和3年度の実績を使用するとあるが、令和3年度がコロナ禍の中で実質的に国外に対する旅行等がほぼできなかった年度であることを踏まえると、国際ローミングが増えてきた令和4・5年度では大きく費用が増えることが想定されることも、再検証に向けて一定程度含みを残すべきではないか。【MVNO委員会】

(ii) 構成員からの意見

＜固定通信と移動通信のセット割引＞

- 指針への組み込み方は複数考えられると思うが、特に検証対象を選定する際、料金が近接しているか否かの段階でセット割引を考慮するのも一つの考え方である。悩ましい点もあるが、近接以外の要件についても、運用面を考慮したうえで今後作り込んでいただきたい。

＜次回以降の検証の進め方＞

- 「近接」や「接続料相当額」という言葉の意義等、色々まだ確定しづらい、あるいは運用しなければなかなか難しいところもあるので、その点は今後しっかりと詰めていくことになると思っている。
- 冗長性と品質との間で非常に難しい話があるように思う。MVNOの場合は、契約帯域以上になるとトラヒックの不都合が生じて遅延が大きくなるのに対して、MNOの場合は、想定帯域が大きいので遅延も生じないのではないかという議論があった。MNOの利用者が多いために相互融通ができ、その結果品質が良くなっているところはある程度仕方ない点もあると思うが、冗長性のある帯域を、MNOはいざというときに使えるが、MVNOには使わせないとしていると不公

平になるので、この点の品質をどう考えながら設備容量の上限値を決めるかについては、今後の議論だと思うが、相当難しい問題である。

② 考え方

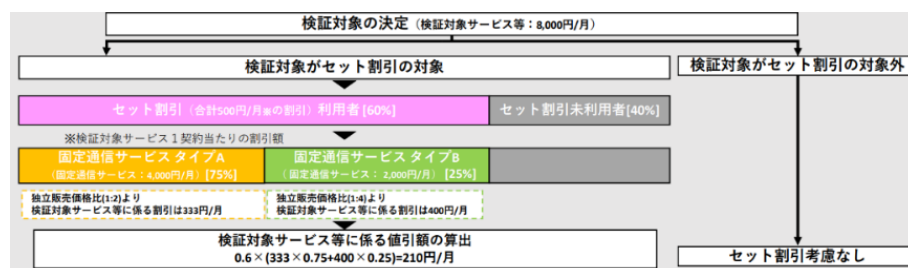
＜固定通信と移動通信のセット割引＞

FTTHアクセスサービスとモバイル契約のセット割引については、競争WGにおいて、固定通信市場の競争環境を不当にゆがめることにならないかという観点で検証が行われてきたが、今般、FTTHアクセスサービスとモバイルサービスの値引き額の按分比（FTTHアクセスサービス：モバイルサービス＝1：2～3）が明らかとなったところ、FTTHアクセスサービス市場よりもモバイルサービス市場において割引額が大きいことを踏まえれば、モバイルスタックテストにおいてもFTTHアクセスサービスとのセット割引の影響を考慮することが適当である。

モバイルスタックテストの検証対象となったサービス等が固定通信サービスとのセット割引の対象である場合、例えば次のような手順でセット割引を考慮することが考えられる。

1. 検証対象サービス等の利用者のうちセット割引を利用している者の割合を算出するとともに、セット割引を利用している者については検証対象サービス等1契約当たりの割引額を算出する。
 - 検証対象サービス等の契約数にかかわらず一律の値引き額が適用される場合には、固定通信サービス1契約に紐付く平均的な検証対象サービス等の数でセット割引の金額を除することで、検証対象サービス等1契約当たりの額を算出する。
 - 検証対象サービス等の契約ごとに割引額が比例的に増額される場合には、検証対象サービス等が1契約増加したときの割引額の増額分より算出する。
2. 検証対象サービス等とのセット割引が適用される固定通信サービスが複数存在する場合には、検証対象サービス等とそれぞれの固定通信サービスについて独立販売価格（セット割引適用前の各サービスの価格⁴¹をいう。）に基づく値引き額の按分比を算出の上、固定通信サービスの契約数の構成比に基づいて検証対象サービス等に係る値引き額の加重平均を算出する。

⁴¹公益財団法人財務会計基準機構企業会計基準委員会「収益認識に関する会計基準」（平成30年3月30日公表、令和2年3月31日改定版公表）第9項において、『独立販売価格』とは、財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格をいう。」とされている。また、同第69項において「財又はサービスの独立販売価格を直接観察できない場合には、市場の状況、企業固有の要因、顧客に関する情報等、合理的に入手できるすべての情報を考慮し、観察可能な入力数値を最大限利用して、独立販売価格を見積る。類似の状況においては、見積方法を首尾一貫して適用する。」とされている。



（出所）第74回会合資料74-2（事務局資料）より抜粋

【図4-7 固定通信・移動通信サービス間のセット割引の考慮手順例】

なお、現行のモバイルスタックテスト指針においては検証対象の選定過程においてもセット割引を考慮していないが、固定通信・移動通信間のセット割引がモバイルサービス市場の競争に影響を及ぼすものであることを踏まえれば、検証対象の選定に当たっても、セット割引を考慮することが適当である。

＜次回以降の検証の進め方＞

今回検証対象となったいずれのサービス等についても、利用者料金による収入と当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用の差分が営業費相当額を下回らないものであり、当該対象サービス等の利用者料金と接続料等との関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと認められたことから、今回の検証対象となったサービス等については、利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、今回の検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当である。

本件検証の実施時期については、モバイルスタックテスト指針の規定に基づき、臨時の検証を含めて柔軟に検討することが適当である。特に各社により新たな料金プランが発表された場合であって、競争事業者から具体的な課題に基づく要望が寄せられた場合には、当該料金プランを検証する合理性について有識者会合において速やかに検討することが適当である。

今回検証においては、検証に用いた考え方や数値について一部公表していると認められるところ、検証の透明性を高める観点から、引き続き可能な範囲で検証内容を公表することが適当である。

接続料相当額の算出過程を含め、検証に用いた具体的数値及びその算出根拠についてはモバイルスタックテスト指針上総務省へ報告することとされているところ、今回の検証を通じてより詳細な提示を求める意見があったことから、検証に用いた具体的数値及びその算出過程については、総務省において確認することができるようより細かな報告を求めることが適当である。

モバイルスタックテスト指針については、今回の検証の結果及び本研究会における議論を踏まえ、固定通信と移動通信のセット割引の取扱い等も含め、総務省において

見直しを行うことが適当である。

3. 接続料と利用者料金の関係の検証(固定通信分野)

(1) 検討事項

本研究会第六次報告書では、NTT東日本・西日本より検証対象から除外すべきとの意見があった「加入電話・ISDN」について、今なおメタルアクセス回線を用いた競争事業者(直収電話)が存在することから直ちに検証対象から除外することは不適當であると整理した上で、

- ・ 現在では、固定電話市場における競争は(移動通信に比して)減退していること、
- ・ その中でも契約数が増加傾向にある0ABJ-IP電話に比して、加入電話の契約数は少なく、また減少傾向にあること、
- ・ モバイル網を用いた0ABJ-IP電話サービス⁴²(以下「モバイル0ABJ-IP電話」という。)の提供が広がっており、実際、当該サービスを提供する事業者が、「加入電話の代替」として広告・訴求しているところ、品質面においての差異はあるものの、一般の利用者から見れば、加入電話との代替性が一定程度認められ得ること、
- ・ MNO3社が提供する当該サービスの料金が、加入電話の利用者料金やドライカップ接続料を下回る水準であること

等から、今後、これらの状況も見定めた上で、加入電話・ISDNを引き続き検証の対象とすべきかについて、改めて検討することが適当であると整理した。

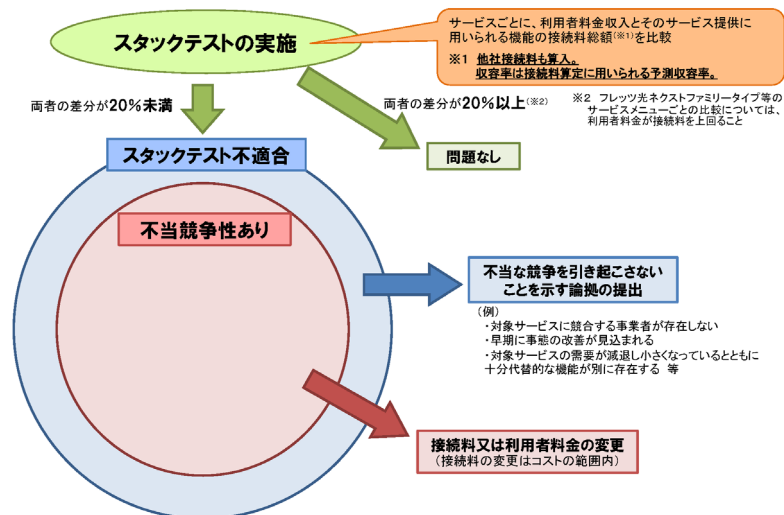
この点、加入電話・ISDNの利用者は現在も減少が続き、また、令和5年度には固定電話網のIP網への移行に伴う加入電話のメタルIP電話への切替えも予定されている中で、スタックテストにおける加入電話・ISDNの取扱いについて改めて検討すべく、次の論点を中心に関係事業者(指定設備設置事業者:NTT東日本・西日本、競争事業者:ソフトバンク、KDDI)にヒアリングを実施し、議論を行った。

- ・ 加入電話・ISDNと直収電話の競争状況、需要の動向はどうか。
- ・ モバイル0ABJ-IP電話と加入電話の(一般の利用者から見た)代替性についてどう考えるか。
- ・ モバイル0ABJ-IP電話の利用者料金が、NTT東西の加入電話の利用者料金やドライカップ接続料を下回る水準であることについてどう考えるか。
- ・ 加入電話・ISDNに係るスタックテストは「基本料」と「通話料」において行われているところ、それぞれの取扱いについてどう考えるか。

また、本研究会第六次報告書での議論を踏まえて、上述の指針改定においてフレ

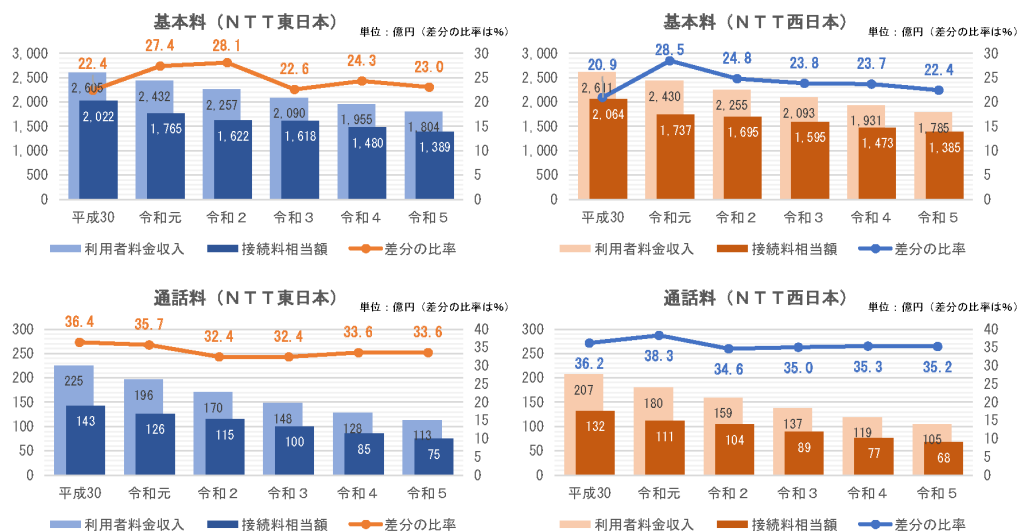
⁴² 利用者の住宅等に設置する専用の端末及びモバイル網(VoLTE等)を用いた0AB-J IP電話サービス。令和5年6月現在、NTTドコモ「homeでんわ」、KDDI「ホームプラス電話」、ソフトバンク「うちのでんわ」等が該当する。

ツツ光ライトプラス及び Interconnected WAN を検証対象に追加したところだが、直近の固定通信市場における競争環境及び需要の変化等を踏まえて、検証の対象とすべきサービスや料金プランの見直しが必要であるかについても合わせて検討した。



(出所) 第73回会合資料73-3(事務局資料)より抜粋

【図4-8 固定通信分野における検証の概要】



(出所) NTT東日本・西日本接続約款変更認可申請に係る資料から総務省作成

【図4-9 加入電話・ISDNスタックテスト(接続約款認可申請時)の結果】

(2) 主な意見

① 事業者からの意見

<加入電話・ISDN:直収電話の競争状況、需要の動向>

- 固定電話市場は、既に顧客獲得を事業者間で競う「競争フェーズ」から、サービ

スをコストミニマムかつ安定的に提供していく「維持・縮退フェーズ」に移行している。音声通信の中心は、固定電話から携帯電話や通話アプリ等にシフトしており、加入電話・直収電話の契約数等は継続的に減少している。【NTT東日本・西日本】

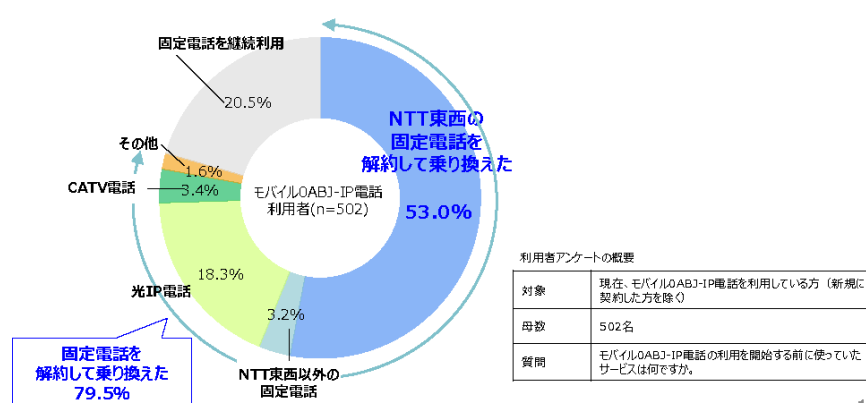
- 現在の音声通信市場は、メタル回線を用いる固定電話から、光IP電話、CATV電話、モバイルOABJ-IP電話のほか、携帯電話や通話アプリ等への移行が進んでおり、ユーザーは多様な通信手段から音声通話サービスを選択している。【NTT東日本・西日本】
- メタル回線を用いる固定電話の間ではユーザーの獲得競争は限定的であり、加入電話は実質インバウンド受付(ユーザーから申込みがあった場合に受付を行う)のみであり、積極的に顧客獲得をしている現状にはない。【NTT東日本・西日本】
- 加入電話・直収電話の契約数については、ともに直近5年間の需要の下降傾向に大きな変化はない。【KDDI】
- 当社直収電話の新規顧客獲得は継続しており、加入電話・ISDNと直収電話は変わらず競争状況にある。【ソフトバンク】

⇒ 本意見に関し、NTT東日本・西日本から「(加入電話・直収電話の)シェアの数字の裏には、両社ともぐっと件数が下がってきているという事情がある。音声通信市場はもっと大きいのではないかと考えており、固定電話・直収電話のみのシェアにどれだけ意味があるのか。」との意見があった。

<加入電話・ISDN:モバイルOABJ-IP電話と加入電話の代替性>

- 当社の実施した利用者アンケートによるとモバイルOABJ-IP電話利用者の約8割が固定電話からの乗り換えであり、同サービスへの満足度は極めて高い。モバイルOABJ-IP電話は、利用者の満足度から見ても加入電話との代替性を十分有している。【NTT東日本・西日本】

<モバイルOABJ-IP電話の移行元(利用者アンケート)>



11

(出所)第72回会合資料 72-6(NTT東日本・西日本資料)より抜粋

【図4-10 NTT東日本・西日本の実施した利用者アンケートの結果】

- 他社ウェブサイトの記載を見ても、モバイル0ABJ-IP電話を固定電話の代替としてアピールしていることは明らか。【NTT東日本・西日本】
- 当社のモバイル0ABJ-IP電話は当初、当社の直収電話の提供終了に伴い移行先サービスの1つとして提供を開始したところ、移行案内時に当該サービスを選択しなかった利用者の大半は、その理由として加入電話と同等の利便性が確保されていない点等を挙げていた。モバイル0ABJ-IP電話は、サービスの特性・提供条件・スペック等の観点から一定程度は加入電話の代替性を有するものの、加入電話を完全に代替するものではない。【KDDI】
- ポイントになるのは直収電話の(対象とする)市場。当社直収電話のターゲットは法人利用者であり、当社は直収電話提供開始当初から法人に対してのみ獲得活動をしている。一方、当社のモバイル0ABJ-IP電話はコンシューマーに特化したサービス。モバイル0ABJ-IP電話は加入電話や直収電話と提供形態・機能(ニーズ)が大きく異なっており、代替サービスとはなり得ない。【ソフトバンク】
- (ソフトバンク社モバイル0ABJ-IP電話が直収電話の持つ機能を提供していないという説明について、構成員より「機能として持っていないという意味なのか、あるいは機能は持ち合わせているが現状は提供していないということか。」との質問があったところ、)現状、当社のモバイル0ABJ-IP電話はこの機能を持っていないのが実態であるということ。【ソフトバンク】

モバイル0ABJ-IP電話と加入電話の代替性については、競争事業者より、特に法人向けの需要における代替性について問題提起があったところ、関係する意見としては次のとおりである。

- 法人ではかなり複雑な電話の使い方をしており、代表組や番号追加⁴³等、当社モバイル0ABJ-IP電話が有しない機能を必要としている。当社モバイル0ABJ-IP電話は(法人需要の)巻き取り先としては全く機能していない。地理的制約のない提供や局給電も(直収電話の)メリット。【ソフトバンク】
- (当社直収電話の)法人利用者は、電話そのものを機能を含めて求めている。大量の着信を捌かないといけない等のニーズがあり、代表組、複数番号契約等を非常に求めているほか、品質を気にしており、例えばモバイル0ABJ-IP電話等で音声途切れるといったケースがあると嫌がられる傾向。良品質での提供も非常に重要なポイント。【ソフトバンク】
- NTT東日本・西日本が、通話アプリ等の利用がメインになっているなどと説明す

⁴³ 代表組は、複数の契約者回線番号でグループを形成し、予め決めた代表番号に着信があった場合、グループから空き空き線を選んで着信する機能。番号追加は、1契約で複数の番号を利用する機能。

る点は、基本的にコンシューマーの使い方であり、当社直収電話がターゲットとしている法人の使い方は全く反映されていない。【ソフトバンク】

また、構成員より、光回線を用いたクラウド電話⁴⁴等が法人において直収電話の代替手段として選択可能か質問があったところ、関係事業者の回答は次のとおりである。

- 当社では特に法人利用者向けには非常に販売が好調。代表的なサービスでは転送機能等もソフトウェアで提供できており、ほぼ法人利用者のニーズには応えられている。【NTT東日本・西日本】
- 当社では、法人利用者の事業規模に応じて状況が異なる。事業規模の大きい利用者であれば、料金メリットが当社直収電話よりも出てくるので、当然何社か移行する者がいるが、事業規模の小さい利用者にとっては、まだ料金が高過ぎてなかなか移行できない状況。【ソフトバンク】
- クラウド電話サービスは、従来の電話サービスに比べて、「テレワーク中や外出先で、パソコンやスマートフォンからオフィスの固定電話番号での発着信が可能」「利用者が利用中のパソコンやスマートフォンにアプリをインストールすれば導入でき、オフィスでの電話機の設置が不要」のようなメリットを持ったサービス。そのため、(当社は)基本料や通話料に係るコストメリットだけではなく、電話機等の端末も含めた通信環境全体のコスト削減や利用者の業務効率化に資するサービスとして、小規模法人の利用者を含めて導入の提案を実施し、好評をいただいている。

通信の利用が少なく、クラウド電話サービスの導入によるコストメリットが小さい場合や、テレワーク中や外出先においてオフィスの固定電話番号での発着信が不要である場合等、クラウド電話サービスの利用料と導入メリットが見合わないというケースもあるが、そのような場合には、より安価な光IP電話サービスの提案等を実施しているところ。

以上のとおり、当社としては、クラウド電話サービスや光IP電話サービスを含め、利用者の業務環境・通信環境に応じて、より利便性や費用対効果の高いサービスを提案、提供できるよう日々取組みを進めているところであり、競合する各社においても、法人の利用者に対して同様に取組みを進めているものと想定。
【NTT東日本・西日本】

＜加入電話・ISDN：モバイル0ABJ－IP電話の利用者料金と加入電話の利用者料金・ドライカップ接続料の水準＞

- 直収電話提供事業者が自社設備で提供するモバイル0ABJ－IP電話の料金水準は、加入電話の利用者料金・ドライカップ接続料を下回っている。当該事業

⁴⁴ 例えば、Web会議システム等と連携して0AB-J番号での発着信が可能なサービスとしては、「ひかりクラウド電話」(NTT東日本・西日本)がある。

者はドライカップを用いるのではなく、モバイルOABJ-IP電話を提供することが経済合理的。【NTT東日本・西日本】

＜加入電話・ISDN：基本料と通話料それぞれの扱い＞

- ドライカップ接続料と加入電話の利用者料金との関係が不当な競争を引き起こすか否かを検証する意義は相当低くなっていることから、必要となる規制コストも踏まえれば「基本料」「通話料」によらず検証の対象から除外することが適当。【NTT東日本・西日本】
- スタックテストのそもそもの目的は、一種指定設備設置事業者と接続事業者との間で不当な競争が引き起こされていないかの検証であり、今回の論点においては、検証対象となるサービスで競争が生じているか否かの判断が必要。その判断基準は次の2点。
 - 接続事業者が提供しているサービスの新規獲得が継続していること。
 - 代替サービスが存在せず、同一サービス市場内での競争が継続していること。【ソフトバンク】
- 基本料と通話料に関してはそれぞれ別の市場であり、引き続き異なるサービスブランドとして検証する必要。【ソフトバンク】
- 本検証は、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないことを確認するために検証を行うものであり、ボトルネック性を有する一種指定設備における競争優位性・市場支配力の観点及び旧来のネットワークに係るサービスにおける需要減少による接続料の上昇が危惧される点等を勘案し、提供終了が決定したサービスを除き、一種指定設備を利用する接続事業者が存在するサービスを検証の対象とすべき。【KDDI】
- 本検証は一種指定設備接続料の認可要件であることを踏まえると、基本料と通話料は一種指定設備の異なる接続機能を用いたサービスであり、現時点においては各々で接続事業者が存在していることから、現行の検証方法のとおりに分けて検証を実施することが適当。【KDDI】

＜直近の固定通信市場における競争環境及び需要の変化等＞

NTT東日本・西日本が直近で新たに提供を開始した第一種指定設備を用いるサービスであって、競争事業者より検証の対象とすべきとの意見があったものは次のとおりである。

- ひかり電話ネクスト(令和5年3月31日提供開始)
 - 加入光ファイバをアクセス回線として、IP電話を単体で利用できるサービス(インターネット接続サービスは利用できない。)
 - 新規受付を終了したフレッツ光ライト・ライトプラス(二段階定額プラン)の移

行先サービスの1つとして案内されている⁴⁵。

- ソフトバンクより、「インターネットの利用を前提とした現状のひかり電話とは提供形態及び市場が異なる」ため、サービスブランドとして検証対象とすべきとの意見があった。
- フレッツ光クロス マンションタイプ⁴⁶(令和4年9月1日提供開始)
 - 最大 10Gb/s の符号伝送が可能な集合住宅向けFTTHアクセスサービスであり、都市部を中心とした一部の地域で提供されている。
 - ソフトバンクより(既にサービスメニューごとの検証の対象である)「フレッツ光クロスファミリータイプと並ぶプランである」ため、サービスメニューごとの検証対象とすべきとの意見があった。
- フレッツ光クロス オフィスタイプ(令和5年3月13日提供開始)
 - フレッツ光クロスについて、法人向けに出張修理対応時間を拡大し、専用の故障対応窓口を設置したものであり、保守対応以外の提供条件は、フレッツ光クロス(ファミリータイプ、マンションタイプ)と基本的に同様。

また、NTT東日本・西日本より、検証対象等について次のような意見があった。

- フレッツ光ライト・ライトプラスは、令和5年3月末をもって新規申込受付を停止したことから、検証対象から除外いただきたい。
- 新規申込受付を停止したサービスについては、本研究会等での議論を待たず、自動的に検証対象から除外する仕組みとしていただけないか。
- 規制コストの最小化の観点から、例えば、現時点において利用者料金収入と接続料相当額に十分な差分があるサービス、現時点において実際の接続事業者が存在しないサービスについて、検証の運用に関する柔軟化・簡素化を検討いただけないか。

② 構成員からの意見

＜加入電話・ISDN＞

- ソフトバンクの主張する小規模法人向け直収電話のニーズが未だ一定程度存在し、価格面からクラウド化には制約があるという点については理解できたものの、この利用者をNTT東日本・西日本と奪い合う関係には既にないと認識。
- 加入電話・ISDNをスタックテストの対象から除外することに賛成。
加入電話・直収電話に関する消費者トラブルはあまり耳にしない。小規模法

⁴⁵ NTT東日本・西日本の令和4年11月30日付け報道発表「『フレッツ 光ライト』、『フレッツ 光ライトプラス』の新規申込受付・提供終了および『光回線を利用した電話サービス(仮称)』の提供開始」(NTT東日本)、「『フレッツ 光ライト』の新規申込受付・提供終了および『光回線を利用した電話サービス(仮称)』の提供開始について」(NTT西日本)において。

⁴⁶ NTT西日本における名称。NTT東日本においては、令和4年9月1日より、集合住宅向けに「フレッツ光クロス」が提供されている。

人にとって直収電話のニーズがあることは理解したが、固定電話網のIP網移行に伴いマイラインも近日中に終了することから考えると、激しい競争が繰り広げられている分野とは言いがたいのではないか。固定電話網のIP網移行は大きな転換点であり、これを好機と捉えて見直しをすべきところは見直しをすべき。

- ・ 検証対象となっているサービス等において価格圧搾による不当な競争が生じないようにするという検証の趣旨を考えると、検討対象であるサービス等と代替性があるサービスが存在・確認される(需要者の乗換が価格や機能等の観点から一定程度認められるなどの)場合は、そのことが、接続事業者との間での価格圧搾による不当な競争を引き起こすかどうかという評価自体の必要性を低くする可能性はある。一般的な競争法の文脈では、需要者の範囲を法人・コンシューマー等に分けることも考えられるが、本検証においてはサービス・サービスメニューの単位で検証対象を選定しており、また、今回のヒアリング等を踏まえると特定のユーザーにのみ着目した競争も十分に確認されないことから、各サービス等の需要者の範囲全体で判断していくという運用が、これまでの考え方とも連続性を持っている。

以上を踏まえ、関係事業者の意見等から検討すれば、加入電話を現時点において検証の対象から除外する整理も可能。

＜直近の固定通信市場における競争環境及び需要の変化等＞

- ・ フレッツ光ライト・ライトプラスは検証対象から除外してよい。
- ・ 新規申込受付を停止したサービスについて、自動的に検証対象から除外する仕組みを構築することに関しては、除外を議論する場合は少なくとも 必要で、時期尚早。検証の運用に関する柔軟化・簡素化については、今後検討する余地がある。

(3) 考え方

＜加入電話・ISDN＞

まず、個人利用者の需要に関しては、NTT東日本・西日本が実施した利用者アンケートの結果等によると、モバイル0ABJ-IP電話は(利用者から見た)代替性を有しており、その他の状況変化(光回線を用いるクラウド電話や、音声通話機能を有するアプリケーション等の登場・普及による音声通信市場の広がり等)も合わせて考えれば、加入電話・直収電話間の競争は限定的と言える。

次に、法人利用者については、高品質⁴⁷な電話単体サービスを需要する小規模な

⁴⁷ モバイル0ABJ-電話IP電話においては、加入電話・直収電話において提供可能な局給電(交換機からメタルアクセス回線を通じて固定電話端末に電力を供給する機能。対応する固定電話端末は、停電時においても通話が可能。)を提供することが不可能(端末にバッテリーを接続すること等により代替

法人利用者において、モバイル0ABJ-IP電話等が代替しがたい直収電話・加入電話の需要が一定程度存在すると考えられるものの、

- スタックテストにおいてはブランド・メニューの単位で検証対象を設定しており、ブランド・メニューの需要の一部(今般の加入電話・ISDNに関する議論においては、小規模な法人利用者)における競争に着目して不当な競争が生じていないかを検証するものではないこと、
- 小規模な法人向けの需要の実態については、加入電話・ISDNに係る競争全体に影響を及ぼすものとは言えない⁴⁸こと

から、今回の検討においても、加入電話・ISDNの需要者全体における競争状況を踏まえて検証の必要性を検討することが適当である。

また、加入電話・ISDNに関しては、基本料のほか、通話料においてスタックテストが行われていたが、この点については、固定電話網のIP網への移行の過程でマイラインが廃止⁴⁹され、通話料における競争の前提が変化することを考慮すべきである。

以上を踏まえて、必要となる規制コストも勘案しつつ検討すれば、加入電話・ISDNについては、基本料・通話料いずれも検証対象から除外することが適当である。

なお、加入電話・ISDNをスタックテストによる検証対象から除外することは、同サービスについてNTT東日本・西日本が価格圧搾による不当な競争を引き起こす可能性が絶無であることを示すものではない。

加入光ファイバの接続料水準(シングルスター方式)は加入電話・直収電話の事務用基本料と比較して同等ないし上回っている状況⁵⁰にあり、競争事業者がNTT東日本・西日本の加入光ファイバとの接続により小規模な法人向けの高品質の電話単体サービスを提供することは今なお困難である⁵¹ことを踏まえれば、総務省においては、

することは可能)であるほか、電波状況等によって通話が不可能となり、又は品質が低下しうる点等において加入電話・直収電話の品質に劣後すると考えられる。

⁴⁸ 加入電話及び直収電話全体で、事務用の加入者数は全体の25.9%(331万加入)(電気通信事業報告規則に基づく報告による令和4年度末の状況)。

⁴⁹ 「固定電話網の円滑な移行の在り方 二次答申 ～最終形に向けた円滑な移行の在り方～」(平成29年9月27日情報通信審議会答申)において、(マイラインの代替サービスを提供するものとしてNTTから提案されている)「メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件について、総務省において検証を行い、これによってマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる場合には、これによるマイラインサービスからの代替を進めることとし、マイラインサービスのための制度の廃止手続きに入ることが適当」と整理されている。

⁵⁰ NTT東日本・西日本の加入電話の事務用基本料(2級局・ダイヤル回線)は2,350円、競争事業者の直収電話では2,200円(ソフトバンク「おとくライン」事務用2級地)であるのに対し、シングルスター方式の加入光ファイバの接続料は、NTT東日本で2,162円、NTT西日本で2,271円。(利用者料金は令和5年6月現在。接続料は令和5年度申請接続料)

⁵¹ 本研究会においても、加入電話・ISDNを検証対象から除外することに関して、ソフトバンクより「市場全体から見て競争が極めて限定的という理由で対象から外すという整理については、その市場の中でビジネスを行っている当事者からすると、納得しがたい」「当然、そういった一面も見る必要はあるが、

そうした需要を念頭に、ドライカップ接続料と加入電話・ISDN事務用基本料の関係において不当な競争が生じていないか、競争事業者の意見を聞きながら、引き続き注視することが適当である。

＜直近の固定通信市場における競争環境及び需要の変化等＞

直近で新たに提供されたサービスのうち、ひかり電話ネクストについては、①サービス競争が存在する⁵²こと、②ひかり電話・フレッツ光・加入電話等既存のサービスのいずれとも提供形態等が異なる⁵³「光回線を利用した電話単体サービス」であること、③サービスブランドごとの検証の対象となっていたフレッツ光ライト・ライトプラスの移行先サービスであること等を勘案し、サービスブランドごとの検証の対象に追加することが適当である。

また、フレッツ光クロスに関連して、検証の対象とすべきとの提案があった、

- ・ フレッツ光クロス マンションタイプについては、フレッツ光クロス ファミリータイプと同様、将来原価方式に基づき接続料が算定される機能を用いて提供され、競争事業者が存在する⁵⁴ことから、サービスメニューごとの検証の対象に追加することが適当である。
- ・ フレッツ光クロス オフィスタイプについては、フレッツ光クロスにおける他のサービスと異なる点が保守の態様のみであり、接続料等総額は全く同様⁵⁵であることも踏まえて、検証対象への追加の必要性について検討すべきである。

フレッツ光ライト・ライトプラスについては、既にサービスの終了が決定⁵⁶しており、かつ、新規契約を停止していることから、スタックテストによる検証の必要性は認められず、検証対象から除外することが適当である。

なお、検証対象の除外に当たっては、今後も個別に議論・判断をすることが適当であり、NTT東日本・西日本から提案のあった検証の運用の柔軟化・簡素化については、本検証の趣旨・目的等を踏まえつつ、想定される規制コストの削減効果を勘案し、

むしろ重要なのは、機能面及び価格面で十分な代替性を持ったサービスがあるかどうかであり、その点はしっかりと検証していただきたい。十分な代替性を持ったサービスがあるかどうかについて、当社のサービスだけではなく、指定設備設置事業者が提供しているサービスも含めて、整理していただきたい」との懸念が示されたところである。

⁵² 例えば、競争事業者が提供するサービスとして、KDDI「auひかり マンション」ではIP電話サービスを単体で利用することが可能。

⁵³ 一部地域においてNTT東日本・西日本が提供している「光回線電話」を除く。

⁵⁴ KDDI(「auひかり マンションギガ(10Gbps)全戸一括加入型」を提供)、ソニーネットワークコミュニケーションズ(「NURO光 for マンション 10ギガプラン」を提供)等が存在(令和5年6月現在)。

⁵⁵ すなわち、利用者料金と接続料等総額の差額を基に検証を行うスタックテストにおいては、本サービスを検証対象に加えたとしても、本サービスの利用者料金が「フレッツ光クロス」の他サービスを下回ることがないとすれば、「フレッツ光クロス」の他サービスがスタックテストに適合する限り、本サービスも適合するという関係にある。

⁵⁶ NTT東日本・西日本の令和4年11月30日付け報道発表(脚注45参照)においては、フレッツ光ライト・ライトプラスについては、令和7年3月31日にサービス提供を終了することとされている。

必要性が認められる場合には検討することが適当である。

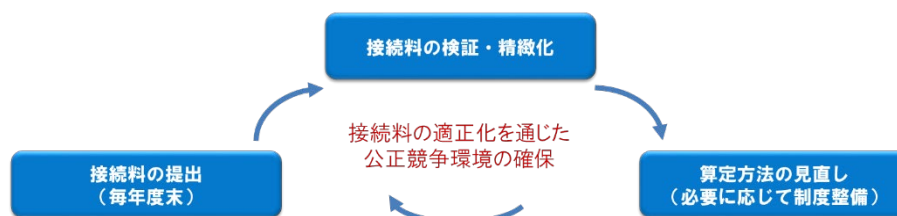
第5章 モバイル接続料の適正性向上

1. 検討の経緯

第二種指定電気通信設備制度における接続料は、電気通信事業法第34条第3項の規定により、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないとされ、その設定対象機能(アンバンドル機能)や具体的な算定方法は、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号)で規定されているとともに、電気通信事業法施行規則において、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定されている。

接続料の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠を基に総務省で検証を実施し、接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上につなげている。本研究会第六次報告書においても、検証の結果等に基づく提言が行われた。

こうした取組については、毎年度、継続的に行い、検証・精緻化のサイクルを循環させていくことが望ましいと考えられるところ、今般、これまでの提言を踏まえ提出されることとなった算定根拠等を含め、新たに適用される接続料について接続約款の届出が行われ、総務省において、当該接続料についての検証が行われた。その検証結果を踏まえ、接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上に向けて、検討を行う必要があると思われる事項について、MNO3社及びMVNO委員会にヒアリングを実施し、議論を行った。



(出所) 第71回会合資料 71-2(事務局資料)から抜粋

【図5-1 検証・精緻化のサイクル】

2. 予測値の算定方法

(1) 検討事項

各種接続料のうち、データ接続料(回線容量単位接続料)については、MVNOにおける予見性を確保し、キャッシュフロー負担軽減を図るとともに、公正競争を確保するため、合理的な予測に基づく「将来原価方式」による算定方式を採用している。将来原価方式においては、①接続料の原価である「設備管理運営費」、②利潤算定に用いるレートベースの大宗を占める「正味固定資産価額」、③「需要」のそれぞれについて合理的な将来予測を行うこととしている。

本研究会第六次報告書では、次の点について提言した。

- 見込みの考え方の報告：予測の更なる精緻化に向け、計算式や計算に用いる基礎的なものの具体的な値に加え、各費目の予測計算式におけるパラメータの設定の見込みの考え方(例：A の取組により B に係る費用の低減を見込む)も届け出てもらうことが適当。
- 外部要因とそれ以外の要因の分類：「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」について、外部要因とそれ以外の要因に分け、定量的に説明することは困難であるとの意見があることから、その分類にかかわらず、次年度以降の予測値の精緻化に資する説明を引き続き行っていくことが適当。
- MVNOへの情報開示：MVNOにおける予見可能性を高める観点から、MNOは予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異についても、情報開示告示(平成 28 年総務省告示第 107 号)に記載の「予測に用いた算定方法(計算式等具体的な考え方を含む。)」に関する情報の一環として積極的に情報開示を行うことが適当。また、MNOは社会的・経済的な影響の大きい不測の事態が起きた場合に限らず、平時であっても予測算定時に比べて状況変化が生じた場合には、必要に応じてMVNOに対して速やかに情報提供することが望ましい。

今般、令和4年度に届出のあった接続料の予測値の算定方法について、MNO各社の提出内容を比較・確認するとともに、本研究会第六次報告書において提言した点について、MNO各社における進捗状況を確認し、算定方法を更に精緻化すべき点がないか検討を行ったところ、次の点が確認された。

- 「設備管理運営費」「正味固定資産価額」及び「需要」の予測値については、MNO各社とも昨年度と同様の考え方に基づき算定を実施している。
- 本研究会第六次報告書の提言を踏まえ、MNO各社からパラメータ設定の考え方について新たに届出がなされたものの、一部のMNOにおいては、パラメータの設定根拠である対象事業年度の見込み(具体的なコスト削減の内容等)が十分に細かい粒度で示されておらず、見込みとパラメータの増減との間の因果関係が不明確な部分があった。
- 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」について、次年度以降の予測値の精緻化に資する説明を引き続き行っていくことが適当であるとされたところ、令和4年度に届出のあった接続料においても「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」が一定程度発生しているが、差異が発生する要因とパラメータ修正の考え方との因果関係が不明確な部分があった。
- 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に関してMNOがMVNOに対して開示した内容が報告されるとともに、今後も積極的な情報共有を行う旨が表明された。

この確認結果を受けて、次の論点について、議論を行った。

- パラメータ設定の考え方については、事業全体の傾向等の抽象的な見込みではなく、より具体的かつ細かな粒度での見込みを示すことにより、見込みとパラメータの設定との間の因果関係を明確化する必要があるか。
- 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」が発生している場合においては、差異が発生する要因の分析を行い、当該要因が一過性のものではないと考えられる場合には、パラメータ設定の考え方に反映させることが必要か。
- 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に関するMVNOへの情報開示については、今後も積極的な情報提供が必要であり、引き続きMNNOによる情報開示状況を確認することが適当か。

(2) 主な意見

＜見込みの粒度＞

- 具体的かつ細かな粒度での見込みの考え方をあらかじめ整理し、総務省及び接続事業者へ提示・説明している。【NTTドコモ】
- 現在の予測においても算定時点に把握可能な将来の見込みについて反映して算定しており、引き続き算定時点で把握可能な見込みについては反映していく考え。ただし、将来の計画に関して、具体的かつ細かな粒度での見込みが存在しない場合があることについては留意が必要。【KDDI】
- 様式において、見込み(予測値)とパラメータ(予測値を算出するための計算方法・具体的な値)の設定の関係性が分かるよう、「予測値の具体的な計算式等」へ具体的かつ論理的に考え方を記載し、「基礎的なものの具体的な値」へ具体的な数値を可能な限り細かな粒度で記載している。また、パラメータの設定においては、当社は経年での増減要因についても可能な限り細かな粒度かつ具体的に様式へ記載しているため、当社記載は見込みとパラメータ設定との間の因果関係の明確化に資するもの。【ソフトバンク】

＜要因分析とその反映＞

- 差異が発生する要因の分析をあらかじめ整理し、総務省へ提示・説明している。【NTTドコモ】
- 一過性のものではない要因に関して、算定時点で把握可能な見込みについてパラメータ設定の考え方に反映させることは一定の合理性がある。【KDDI】
- 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」の要因については、当社は細かな費用項目レベルで乖離要因を確認し、様式へ記載している。また、上述の粒度で「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」を確認し、その要因が一過性のものではない場合、当社はパラメータ設定の考え方に反映している。具体的には、12月届出時の分析において明らかとなった傾向に基づき精緻化を図り、2月届出の値に反映させるなど能動的に対応している。今後も

引き続き予測値の精緻化に向けた対応をしていく考え。【ソフトバンク】

＜MVNOへの情報提供＞

- MVNOの事業運営における予見可能性を高める観点から、予測に用いた算定方法及び見込みの考え方に加えて、予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異の理由についても積極的に情報開示を行う考え。【NTTドコモ】
- MVNOの要望に応じて書面又は対面にて情報開示を行っており、引き続き情報開示に努めていく考え。【KDDI】
- MVNOに対しては、予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異について、算定根拠として総務省に届け出ているものと同様の内容を開示。【ソフトバンク】
- 一部のMVNOから、「情報開示告示に示されている具体的な算定方法（計算式等）が示されず、または示された場合であっても情報は不十分」、「現在の開示情報では、MVNO自らの努力でもって予測値の妥当性を検証するのは難しい」との声があり、その状況に目立った変化は見られない認識。

また、本研究会第六次報告書において「予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異」についての積極的な情報開示等が適当と示された一方で、現状においてもMNOによる情報開示は不十分と認識しており、予測算定時以降の状況変化が生じた場合の速やかな情報提供や、差異についての具体的な理由等の説明はなされておらず、MVNOで実績値の水準を予想することができないという状況に変わりはない。MNOからMVNOに対する情報開示のさらなる充実を希望。【MVNO委員会】

(3) 考え方

＜見込みの粒度＞

パラメータを設定する際に用いる将来の見込みについては、具体的かつ細かな粒度で示すことにより見込みとパラメータ設定との間の因果関係を明確化することが適当である。

将来の具体的な見込みが存在しない項目についても、MVNOガイドラインにおいて、「例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込み及びシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更）等を、「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが望ましい。」とされていることから、こういった具体例の粒度を参照し、可能な限り細かな粒度で記載することが適当である。

＜要因分析とその反映＞

「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」が発生する要因の分析及び分析結果の次期算定への反映は、既に一部のMNOにおいて行われているところ、引き続き積極的に分析結果をフィードバックすることで予測値の算定方法の更なる精緻化に努めることが適当である。

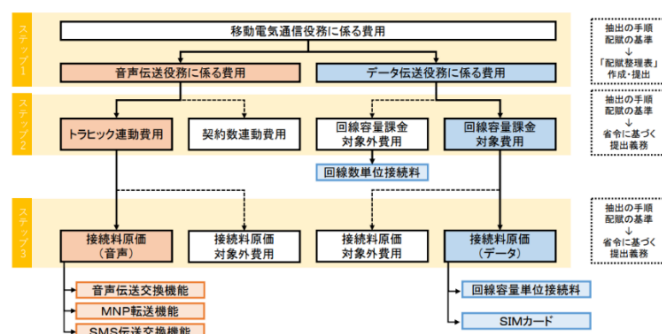
＜MVNOへの情報開示＞

「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」について、情報開示告示⁵⁷に規定された「予測に用いた算定方法(計算式等具体的な考え方を含む。)」に関する情報の一環として積極的に情報開示を行うことが適当である点はこれまでも指摘されているところ、一部のMVNOからは情報開示が不十分であることが指摘されている。そのため、MNOにおいてはより積極的な情報開示に努めるとともに、総務省において引き続きMNOの情報開示状況を確認することが適当である。

3. 原価の適正性の確保

(1) 現状

音声接続料及びデータ接続料の原価は、3ステップ(ステップ1: 音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦、ステップ2: トラフィック連動費用／回線容量課金対象費用の抽出、ステップ3: 接続料原価の抽出)に基づき抽出される。ステップ1については、二種会計規則に配賦基準が示されているとともに、二種指定設備設置事業者は配賦基準を記載した配賦整理書を作成・提出することとされている。ステップ2・3については、本研究会第五次報告書において算定方法の詳細等について総務省へ提出を求めることが適当とされたこと等を踏まえ、算定根拠の様式において、配賦・抽出の状況を報告することとされている。



(出所) 第74回会合資料74-1(事務局資料)から抜粋

【図5-2 接続料原価抽出の3ステップの概要】

⁵⁷ 電気通信事業法施行規則第23条の9の5第2項に基づき情報の開示に関する事項を定める件(平成28年総務省告示第107号)

接続料原価の抽出・配賦プロセスのうち、ステップ1については二種会計規則に抽出・配賦の基準が示されているとともに、MNO各社に配賦整理書の作成・提出を義務づけており、透明性及び検証可能性が確保されている一方、ステップ2・3については抽出・配賦の考え方が不透明であったことから、本研究会においては、特にステップ2・3に焦点を絞って累次の議論を行い、次のとおり明確化を図ってきた。

- 各社の控除率の比較
- 費用の抽出・配賦基準について総務省への届出対象に追加(省令様式の追加)
- 抽出・配賦に関する考え方の一貫性について総務省において確認

本研究会第六次報告書においても、ステップ2・3については次のとおり整理した。

- 事業者間で原価の抽出・配賦に関する考え方や方法が異なること自体は直ちに問題とはいえないものの、接続料の適正性の確保の観点から、各事業者において原価の抽出・配賦に関する考え方や方法に一貫性が担保されていることが必要である。
- 原価の抽出方法や配賦基準等については現行の届出様式にて引き続き報告を求めつつ、仮に前年度と算定方法に関する考え方等に変化が生じた場合には、その旨とその理由を総務省に説明するとともに、届出様式の備考欄にもその内容を記載した上で届け出ることが適当である。

(2) ステップ1(音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦)

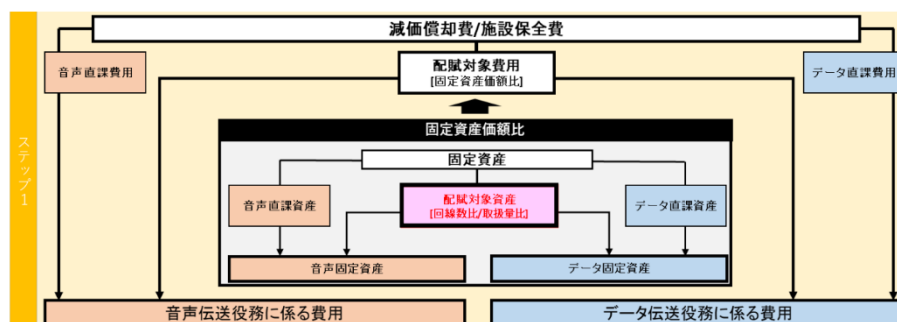
① 検討事項

ステップ1の音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦に関しては、二種会計規則において配賦整理書の作成・提出が義務づけられていることから、一定の透明性及び検証可能性が確保されていると見なされてきたものの、本研究会においてその適正性については検証されてこなかった。仮にステップ2・3において控除すべき費用が適切に控除されたとしても、音声／データ伝送役務間の費用配賦が適切に行われなければ、音声接続料／データ接続料が過大又は過小に算定されるなどにより、算定の適正性が確保されないおそれがあり、また、不当な内部相互補助を通じて公正競争環境が阻害される可能性があるため、今般は、ステップ1についても分析・検証を行うこととした。

原価抽出プロセスのステップ1は、音声／データ伝送役務間で費用の配賦を行うものであるが、ステップ1において役務間で費用配賦を行う際の考え方については、当該プロセスの策定時の状況を踏まえ、各々の役務が基本的に別々の設備を用いて提供されていることを前提⁵⁸に、二種会計規則において一定の考え方が規定されている。

⁵⁸ 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申」(平成21年10月情報通信審議会)

例えば各社の音声接続料／データ接続料原価の大宗を占める「減価償却費」や「施設保全費」の配賦基準としては、「関連する固定資産価額比」を用いることが原則とされているが、一方、どのような基準で固定資産価額を音声／データ伝送役務間で配賦するか等の具体的な考え方については明確に示されていない。



(出所) 第73回会合資料 73-2(事務局資料)から抜粋

【図5-3 接続料原価抽出のステップ1の概要】

当該プロセス制定時の議論においても、仮に音声／データ伝送役務間の原価の分計に用いる配賦基準が恣意的に設定された場合には、不当な内部相互補助がなされるため公正競争環境が阻害されることとなる点が指摘されていた⁵⁸ところ、今回の検証においては、現在では音声／データ伝送役務が基本的には共通の設備を用いることによって提供されるようになったことを踏まえ、ステップ1の配賦方法について検証を実施した。

音声(光IP電話等)及びデータ(フレッツ光・コラボ光等)の双方で用いられるNTT東日本・西日本のNGN(次世代ネットワーク)に関する接続料の算定においては、音声・データで専有的に利用している設備のコストはそれぞれの接続料に直課した上で、音声・データで共用する設備のコスト(NGNにおいては伝送路、中継ルータ等)については、トラフィック比(ポート実績トラフィック比)を基本としつつ、音声等における通信品質の確保に要する帯域を考慮(QoS制御係数)して配賦しており、こうした考え方をモバイル接続料の算定においても参照することが考えられる。

以上を踏まえ、今般の検証においては、原価抽出のステップ1について、各社の考え方の比較を行ったところ、以下の点が確認された。

- 原価の大宗を占める「減価償却費」及び「施設保全費」の音声／データ伝送役務間の配賦については、主に固定資産価額比に基づいて行われているところ、各社へのヒアリングを実施した結果、各社独自の考え方に基づき固定資産価額比を算出していることが分かった。

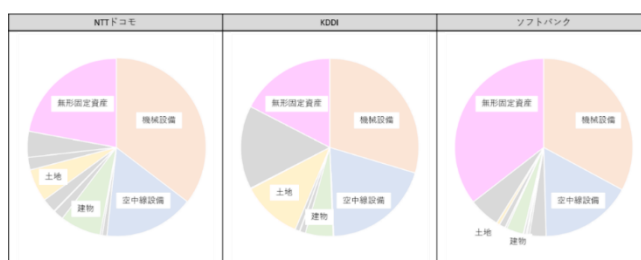
この確認結果を受けて、ステップ1については、次の論点について議論を行った。

- ステップ1の音声／データ伝送役務間の費用配賦に関する考え方について確認・検証を行うことが適当ではないか。例えば、固定資産価額比については、音声／データ伝送役務のトラフィック比に基づいて算出することについて検討しては

どうか。

- ステップ1における音声／データ伝送役務の費用配賦の考え方に変更が行われた場合、音声／データ伝送役務に配分される費用が変動し接続料水準に影響することが想定される。この場合、それぞれの接続料の負担事業者への影響についてどのように考えるか。例えば、トラヒック比に基づいて固定資産価額比を算出した場合、ステップ1におけるデータ伝送役務の原価の配賦割合が現状よりも高くなることが想定されるが、データ伝送役務に係る接続料は一貫して遞減傾向にあることから、仮に原価が増加したとしても接続事業者及び利用者への影響は限定的と考えられるのではないか。

このうち、1点目の論点については、構成員からまずは各社がステップ1において各社が採用している現行の考え方の把握が必要である点の指摘があったこと等を踏まえ、総務省において、各社の固定資産価額比の算出方法及び「減価償却費」「施設保全費」の配賦結果について次のとおり確認を行った。



(出所) 第 73 回会合資料 73-2(事務局資料)から抜粋

【図5-4 各社の固定資産構成比】

【表5-1 主要固定資産項目の音声／データ配賦比率】

項目	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
機械設備	6.9%:93.1%	19.0%:81.0%	25.2%:74.8%
空中線設備	3.0%:97.0%	25.6%:74.4%	30.0%:70.0%
建物	6.9%:93.1%	26.8%:73.2%	30.9%:69.1%
土地	6.0%:94.0%	27.5%:72.5%	25.7%:74.3%
無形固定資産	22.0%:78.0%	24.2%:75.8%	24.1%:75.9%
その他	32.5%:67.5%	26.4%:73.6%	27.4%:72.6%

(出所) 第 73 回会合資料 73-2(事務局資料)を元に作成

【表5-2 「減価償却費」「施設保全費」の音声／データ配賦比率】

項目	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
減価償却費	21.5%:78.5%	21.9%:78.1%	27.1%:72.9%
施設保全費	13.0%:87.0%	23.6%:76.4%	22.3%:77.7%

(出所) 第 74 回会合資料 74-1(事務局資料)を元に作成

以上の整理を通じて、固定資産価額比の算出及び「減価償却費」「施設保全費」の配分に関して、各社が採用している考え方が異なることが明らかとなったことを踏まえ、1点目の論点について次のとおり細分化して議論を行った。

- 原価抽出プロセス(ステップ1)における各社の現行の考え方は適当か。
- 考え方の見直しが必要な場合、トラヒック比に基づいて固定資産価額比を算出する考え方は適当か。
- トラヒック比に基づいて固定資産価額比を算出することとした場合に留意すべき点はあるか。

② 主な意見

(i) 事業者からの意見

＜ステップ1における現行の考え方＞

- 二種会計規則を踏まえつつ、設備の態様に合わせて配賦基準を設定しており、トラヒックとの関連性が高いネットワーク資産は、取扱量比(トラヒック比)等により配賦。トラヒックに連動しない固定資産(VoLTE交換機／サービス制御系装置／障害対策システム等)は、それぞれに応じた適切な配賦基準を設定。【NTTドコモ】
- 会計の整理に当たっては、収益と費用の関係を踏まえた整理が重要であり、設備投資やコスト投下によって、移動体事業や固定事業、音声役務・データ役務それぞれどれだけ収益を獲得できるか、という考え方をベースに投資判断を実施。こうした考え方を踏まえて会計を整理。これまでの会計整理の考え方は法令にも則ったものであり、その整理方法や結果は、配賦基準を含めて監査法人によって監査を受けており、否定されるものではない。【KDDI】
- 費用を各設備区分に直課させ、または因果性(コスト・ドライバー)に基づき合理的・適切に帰属(配賦)させることが接続会計の原則であり、こうした考え方に基づいて直課・配賦を実施。移動通信の設備構築には
 - ①需要に拠らないモビリティ・社会インフラとしての設備投資、
 - ②需要増に対する設備投資の2つの側面があり、①と②で異なる考え方を採用。【ソフトバンク】

＜トラヒック比に基づく固定資産価額比の算出＞

- すべての資産に対してトラヒック比を適用することは適切ではなく、トラヒックとの関連性の高い資産を対象とするなど、各社の設備態様に応じて適切な配賦基準を設定することが適切。トラヒックに連動しない固定資産(VoLTE交換機、サービス制御系装置、障害対策システム等が該当)は、それぞれに応じた適切な配賦基準を設定することが適当。【NTTドコモ】

- 仮に配賦基準についての考え方を見直す場合には想定される課題に対する丁寧な議論が必要。【KDDI】
- 固定資産価額比の算出において、音声とデータ共通費用を「トラフィックのみ」でコスト配賦することは不適切であり、従来どおり、コスト・ドライバー等に基づく合理的・適切な配賦(帰属)及び集計を維持することが必須。【ソフトバンク】
- 音声／データ伝送役務で共用する設備の「減価償却費」及び「施設保全費」の配賦について、NGNにおける考え方を参考に、固定資産価額比をトラフィック比に基づいて算出することは、MNO各社の算定方法の共通化に繋がることから望ましい。【MVNO委員会】

＜トラフィック比に基づく固定資産価額比を算出する際の留意点＞

- 配賦基準にトラフィック比を用いる場合においても、音声トラフィックはその品質確保のためにQoSにより優先的な通信を行っている点を考慮することが適当。【NTTドコモ】
- 音声サービスの安定提供はデータ通信と比べて相対的に社会的影響が甚大であり、より安定的な保守運営を求められる点や求められる技術基準が高く恒常的な設備投資・設備管理が必須である点に留意が必要。【ソフトバンク】
- トラフィックデータに関する定義等(使用すべきデータの定義、測定箇所や抽出条件、重み付けの要否、データの取得の可否、各社における条件の整合性等)や適用対象設備・費用の範囲(トラフィック比を用いた固定資産価額比について、どのような設備、費用項目に適用することが適当か)について丁寧な議論が必要。【KDDI】
- 非指定事業者がLRICミラー等により接続料を設定している場合、収支差が拡大する懸念があるため、公正競争上の観点から、必要な措置を講じる必要がある。従って、将来のIP化を踏まえ、ビル&キープ方式の導入や非指定事業者の接続料の考え方を同時に議論・整理すべき。【NTTドコモ】
- 仮に移動体接続料のみ見直しを行った場合、音声接続料の大幅減が見込まれ、MNOの経営に与える影響が大きい。【KDDI】

＜ステップ1見直しの影響＞

- モバイル事業者間の公正性の確保の観点から、音声接続料について、MNO間の水準差が縮小する方向の見直しについては賛同。データ接続料は通減傾向にあるものの、データ伝送役務の原価の配賦割合が増加するため、接続事業者及び利用者への影響は限定的であると断言はできない。【NTTドコモ】
- 音声／データ伝送役務の配賦基準を大きく見直すと、モバイルの音声接続料、データ接続料双方に大きな影響を与えることが想定。データ伝送役務に係る接続料が通減傾向にあることだけをもって接続事業者や利用者への影響が限定的

とすることは適切ではない。また、音声・データの配賦基準の見直しによって、既に公表している予測単価に大きな変動が生じるのであれば、MVNOの予見可能性が損なわれ、事業計画にも影響を与えることになることから、ステークホルダーから広く意見聴取等を行いながら、慎重に議論する必要がある。【KDDI】

- 国民生活に不可欠なライフラインである音声サービスの接続料原価への配賦比率を減らすことで、
 - ①音声の重要性に伴う投資と回収するコストが実態と乖離することで適正なコスト回収が妨げられる、
 - ②ほぼ全額コストがデータ負担となる結果、データ料金値上げやMVNOの接続料負担増となるリスクが大きく、過去の政策の方向性(MVNOのデータ接続料低廉化目標等)と明らかに矛盾する、
 - ③各社の音声接続料単価の格差がなくなることにより、市場支配力を有しない事業者に不利益が生じ、規模の経済が働く通信業界においては公正競争を歪められる

などの問題が生じる。【ソフトバンク】

- 音声／データ伝送役務で共用する設備の「減価償却費」及び「施設保全費」の配賦について、NGNにおける考え方を参考に、固定資産価額比をトラフィック比に基づいて算出することは、MNO各社の算定方法の共通化に繋がることから望ましい。【MVNO委員会】(再掲)
- 配賦基準の見直しに係るシステム対応や会計整理を行うための十分な準備期間を設ける必要があり、以下のようなスケジュールで進めることが考えられるのではないかと。【NTTドコモ】
- 現時点で大きな課題がない中、また、近い将来の音声接続料へのビル&キープの導入、すなわち、音声接続料の水準多寡による市場影響の限定化を見据える中、今、政策的な観点から性急にデータ接続料原価の増加につながる見直しを行う必要があるのか、慎重な議論が必要。【KDDI】
- MVNOは既に届出されている予測接続料から事業戦略や投資計画等を策定・運営している状況であり、算定方法の見直しによるデータ接続料の急激な上昇等、MVNOの事業運営や市場競争に与える影響が大きいと想定される場合は、新たな算定方法への移行期間の設定や段階的な導入等、競争環境への影響を最小限としつつ移行することが望ましい。【MVNO委員会】
- システム対応や会計整理等には一定の期間を要することは理解できる一方、その期間の妥当性を確認することは必要であると考え。また、NTTドコモ資料では、新基準による費用計上について令和6年度より実施する旨が記載されていたところ、データ接続料の水準はMVNO各社の事業計画等に大きく影響を及ぼすことから、まずは基準見直しによる影響把握を行い、新基準への移行期間

や段階的導入等の具体的な制度整備の在り方に向けた議論が行える環境を整えるのが良い。【MVNO委員会】

- ・ 非指定事業者がLRICミラー等を接続料に設定している場合、収支差が拡大する懸念があるため、公正競争上の観点から、必要な措置を講じる必要がある。【NTTドコモ】(再掲)
- ・ 仮に移動体接続料のみ見直しを行った場合、音声接続料の大幅減が見込まれ、MNOの経営に与える影響が大きい。【KDDI】(再掲)

(ii) 構成員からの意見

＜ステップ1における現行の考え方＞

(原価計算の原則との整合)

- ・ 原価計算の原則は、経営資源の使用・利用・消費したことに基づく受益者負担の価値移転による計算であり、そういった利用や消費の因果関係が分からないようなときに初めて、例外的に負担力に基づく価値回収の計算が行われる。そのため、価値回収的な計算が交ざっている点は非常に違和感があり、それを配賦基準とするのであれば、それが例外的に認められるような説明が必要。
- ・ KDDIの考え方が全くないとは言わないが、この考え方での配分が多いことに関しては適正であるかどうか少し疑問である。
- ・ 監査法人による監査は、財務諸表作成について、投資家・債権者向けの情報の質を担保するものであり、接続料原価計算の質を保証するものではない。
- ・ KDDIの考え方は、コスト以外の要因が入ってくるので適切ではない。
- ・ KDDIは他事業者と異なる配賦基準を採用している。当該配賦基準については、事業者の主観的要素に基づいた基準であり原価の適正性確保が十分とはいえないとの主張も想定される。

(資産区分の考え方)

- ・ (ソフトバンクは、)「面的カバー」という言い方をしているが、トラフィックに連動しない固定資産の配賦基準について、少なくとも、VoLTE 交換機、サービス制御系装置、障害対策システムといったもの毎に配賦基準を設定しているといったぐらゐの説明が必要。各社の配賦基準の違いについて、考え方のすりあわせが必要。
- ・ (エリア展開が開設指針の要請によるものであるという主張について、)そういった場合でも、経営上の判断で投資を行う場合と、開設指針等の別の要請から投資を行う場合があり、多くは経営判断によるもののように思う。通信事業にはネットワークの外部性があり、その地域につながっていることのメリットが大きいことから、基本的にビジネス戦略により、需要がそれほど多くないところであっても現在投資していると理解。そういった地域で投資したものについて、トラフィック比では

ないとすれば何で配賦するのが適切なのかという議論が必要。

- ソフトバンクの「エリア展開等の観点から最低限必要な設備」については、そのような設備内容と金額をLRICによって推定したように、地域の人口、人口密度、地区の地勢(山間部の面積)、さらには住民の年齢構造、産業構成といった要素も加えて算出することは理論的に可能であるが、現実的に困難である。厳密に推定できなければ、恣意性が入る余地が出る。また、「エリア展開等の観点から最低限必要な設備」についてソフトバンクが現在採用している考え方は根拠に乏しい。
- 基本的なキャパシティの維持に関わるコストと、増分部分で追加されるコストを別々の配賦基準で配賦することには一理ある。しかしながら、その線引きをどのようにしているのかということについて詳しい説明が必要。
- エリア展開に必要な最低限の設備は土地・建物等の主要固定部分に相当。これをソフトバンクが現行採用している考え方で配分すると音声接続料の分担が大きくなりすぎる。音声とデータの(QoS を考慮した)トラフィック比又は収益比にすべきと考える。ただ、いずれにせよ主要固定部分の影響が大きいと接続料の当初の思想からずれてくるように思う。まだスタートアップ段階の小規模事業者については、過渡期の配慮も必要と思うが、それによって通信費用を負担する発信側利用者から直接見えない着信接続料を過度に上昇させない配慮が必要。

(その他)

- 音声とデータの配賦の考え方をMNO3社間で統一するためには、楽天モバイルを加えたメンバーでNGNのコストドライバを検討した際と同様にWGを作って集中的に検討する必要があるのではないかと。
- MVNOの接続料の予見可能性を高めるためにも、共通の資産・費用の算出方法や配賦基準の統一は必要である。これらの実現に向けて、毎年総務省において確認していくことは必須と思われる。

<トラフィック比に基づく固定資産価額比の算出>

- トラフィックだけで配賦するのは無理があるとの意見には賛同。
- 現在選択肢として挙がっている配賦基準の中では、トラフィック比がMNO3社を比較する上でもっともシンプルでかつ透明性や恣意性排除の点で望ましいと思われる。
- 回線数比はできるだけ避けるべき。

<トラフィック比に基づく固定資産価額比を算出する際の留意点>

- トラフィック比と言っても QoS も考慮したほうが良いのではないかと意見があった。ただ、実際にどこまで考慮するか厳密に検討するのは難しいと思うので、こういった考慮をしながらある程度のところでうまく収める必要がある。

- トラフィック比を計算する場合、ソフトバンクの主張のように、音声パケットにはショートパケットが多い等の特徴があることまで考慮すると、厳密に QoS を考慮した音声／データの重みづけを求めることは容易ではない。NGNの際に求めた重みづけも、ある程度モデルを単純にしてある。したがって、過度にモデルを複雑化しないよう、かつ方式を統一するよう配慮すべき。困難な部分について、音声／データの収益比という考え方も一定の合理性がある。
- 電話の呼数比例分コストは電話直課装置のみで発生するので、共用部分については QoS を考慮したトラフィック比が適当。ただ、厳密に QoS を考慮したトラフィック比を求めることが困難な場合は、音声／データの比率を収益比、財産費等で近似する、あるいは QoS の影響を考慮しないトラフィック比で近似することにも一定の合理性があるように思う。

＜ステップ1見直しの影響＞

- 全体的に「なぜ今考え方の見直ししなければならないのか明確にしたい」といった意見があった。ビル&キープ方式はすぐに実施するのではなく、指定設備設置事業者・非指定事業者含め義務化するかどうか等についてこれから議論を深めることになっており、現在はコストベースで接続料を決めるというルールのもと接続料を設定すべき。その意味で、長らくきちんと見直しできてこなかったこの点について、このタイミングで音声接続料の考え方を見直すのは適切な判断。
- (直課・配賦の現状について)レビューした上で、事業者の予見性・継続性に大きな影響を与えることが予想される場合は、激変緩和措置等の対策を行うことも当然議論が必要。

③ 考え方

＜ステップ1における現行の考え方＞

固定資産価額比の算出方法については、各社に詳細な考え方を聴取したところ、採用している考え方がそれぞれ異なることが明らかとなった。事業者間で算出プロセスが異なること自体は直ちに問題となるものではないが、各社の採用している考え方について、次のとおり改善の余地があることが指摘された。

- 一般に原価計算は原則として受益者負担の考え方に基づいて行われるべきであり、音声／データ間で原価を配分する際には利用者の利用実態に応じた固定資産の配賦を行うことが適当である。具体的には、音声／データ間の配賦対象となる資産を配賦するに当たっては、二種会計規則に規定されているとおり、回線数比又は取扱量比による配賦を原則とすることが適当であることを踏まえれば、一部のMNO(KDDI)が固定資産の配賦に際して用いている考え方については上記原則に基づいて見直す余地がある。

- 今回の検証においては、一部のMNO(ソフトバンク)は、固定資産の配賦において通信設備を「エリア展開に要する設備」と「需要増に対応する設備」に分類し、それぞれに異なる配賦基準を採用している。この考え方では、通信設備の分類方法及び適用する配賦基準について恣意性が入る可能性があること等を踏まえれば、ソフトバンクが固定資産の配賦に際して用いている考え方については見直す余地がある。

こうした各社の考え方は、特定の条件下では一定の合理性が認められ得るが、接続料の適正性向上の観点からは、各社の固定資産価額比の算出方法は可能な限り統一されることが望ましく、総務省においては、各社の考え方を十分に確認の上、固定資産価額比の算出方法として最適と認められた方法に基づく算出を各社に求めることが適当である。

また、各社の採用する算出プロセスに改善の余地があることを踏まえれば、まずは、毎年度の接続料検証に際して固定資産価額比の算出プロセスの適正性についても検証を行う必要がある。このため、総務省における毎年度の検証を可能にすることが適当である。

「減価償却費」「施設保全費」の配分についても、各社に詳細な考え方を聴取したところ、各社において採用している考え方が異なることが明らかとなった。事業者間で配分の考え方が異なることは直ちに問題となるものではないが、各社の考え方の違いが音声／データ間の配分結果にどのように影響するかについて明確化することが必要であるとの指摘があったこと及び各社における直課／配賦の割合の違いが音声／データ間の配分結果の違いに少なからず寄与していると想定されることを踏まえれば、接続料の適正性向上の観点から、毎年度の接続料届出に際して①直課／配賦の割合、②各役務に直課する費用項目・額、③当該項目について直課とする理由等についても提出を求めることが適当である。

＜トラヒック比に基づく固定資産価額比の算出＞

固定資産価額比については、費用の発生の様態や透明性・恣意性排除の観点から、基本的にはトラヒック比により算出することが適当である。一方で、一部の資産についてはトラヒック比以外の配賦基準を用いることが適当な場合があることが確認された。このことを踏まえれば、トラヒック比による配賦を原則とし、例外的にトラヒック比以外の基準によって配賦する項目については特に重点的に、毎年度の接続料検証に当たってその配賦の考え方の適正性を確認することが適当である。

＜トラヒック比に基づく固定資産価額比を算出する際の留意点＞

固定資産価額比を算出する際には、音声通信の特性(QoSにより優先的な通信を行っていることやデータ通信に比して重大な事故の基準／技術基準が厳格であること等)やトラヒックの測定箇所について考慮すべきとの意見があった。

本件については、トラヒック比に基づく固定資産価額比を用いた場合に接続料水準へどのような影響が出るかとの観点から、総務省において今後各社に対して詳細な試算を求める予定であり、上記の考慮すべき項目の取扱いについても、当該試算に当たって検討することが適当である。

＜ステップ1見直しの影響＞

原価抽出プロセスのステップ1について、固定資産価額比をトラヒック比に基づいて算出するなどの見直しを行う場合、音声接続料原価の一部がデータ接続料原価に振り替えられることとなる。この場合、データ接続料原価が現状よりも増加することにより、MVNOのデータ接続料負担の増加、MVNOの予見可能性の低下、データ料金の値上げ等のリスクがあること及び音声接続料原価が現状よりも減少することによりMN Oの経営に影響する可能性があることの指摘があった。

こうした指摘については、見直し後の接続料の適用スケジュールを総務省において検討する際に必要に応じて考慮することが適当である。具体的には、まずは各社において原価抽出プロセスのステップ1を見直した際の接続料水準への影響について試算を行うこととし、その結果を踏まえ、必要があると認められる場合は、総務省において激変緩和措置等を検討することが適当である。

(3)ステップ2・3

① 検討事項

今般は、ステップ2・3については、各社からの令和4年度の届出に基づき、控除が適切に行われているか、抽出・配賦に関する考え方の一貫性は確保されているか、といった観点から検証を行ったところ、次の点が確認された。

- ・ 引き続き各社で記載の粒度が異なる箇所は確認されたものの、各社ともに考え方に大きな変更はなく、一貫性は担保されている。
- ・ 各項目を直課／配賦とする理由についての記載がなく、基準が不明確であり、配賦比率についても、備考欄で説明しているものと特段の説明がないものが混在していた。

この確認結果を受けて、次の論点について議論を行った。

- ・ ステップ2・3については、引き続き毎年度の届出において各社の考え方及び配賦・抽出の状況を確認し、一貫性が担保されていることを確認することが適当か。
- ・ 各費用項目を直課／配賦とする理由及び配賦とした場合の配賦比率の算出方法については、備考欄を用いて可能な範囲で説明することが適当か。

② 主な意見

- ・ 毎年度、接続料の届出前に、総務省へ算定方法や考え方の説明を実施。接続

料算定の適正性を確保する観点から、算定方法や考え方に変更があった場合には、その旨とその理由を併せて説明する考え。【NTTドコモ】

- ステップ2・3について、これまでの議論を通じて、検証に必要な様式が規定されてきたと認識しており、これまで提示してきている様式を基に確認していくことが適当。各費用項目における配賦基準及びその値や配賦比率の算出方法に関しては、既に様式(備考欄を含む)の中で記載。引き続きその中で確認をしていくことが適当。【KDDI】
- 算定方法は、特別な事情等がなければ継続性の観点から基本的に変わらないものと考えているため、引き続き様式にて報告するとともに、算定方法の変更等状況に変化があった場合には当該様式の備考欄へ記載する考え。また、配賦とした場合の配賦比率の算出方法については既に備考欄へ全て記載。各費用項目を直課／配賦とする理由については、当社はシステムや管理会計等での管理において特定可能なものは直課、特定できないものを配賦としており、当該説明を備考欄に記載することの必要性は高くない。【ソフトバンク】

③ 考え方

ステップ2・3における配賦・抽出については、各社が採用している考え方に一貫性があることを担保する観点から、毎年度の届出に際して引き続き状況を確認することが必要である。各費用項目を配賦とした場合の配賦基準及び当該配賦基準の算出方法等については、現行様式の備考欄に一部記載されているところ、考え方の一貫性を経年で確認する観点から引き続き可能な範囲で記載を求めることが適当である。

4. 利潤の適正性向上

(1) 検討事項

利潤の算定には、様々な項目が用いられているところ、将来原価方式の導入に当たっては、レートベースの大宗を占める「正味固定資産価額」のみが予測値の算定対象とされたが、レートベースを構成する「投資その他資産」や「貯蔵品」についても、本研究会第四次報告書において「今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測接続料に与える影響が相当程度大きいと判断される状況になった場合は、予測値の算定対象に追加する検討を行っていくことが適当」とされたことを踏まえ、本研究会においては「投資その他資産」や「貯蔵品」についても予測の算定対象とすることが検討されてきた。

本研究会第六次報告書においては、「投資その他資産」及び「貯蔵品」について両項目がレートベース全体に占める割合が現時点では比較的小さく、接続料に与える影響が軽微であることから、現時点で予測対象とする必要はないことと整理した。

以上を踏まえ、令和4年度に届出のあった接続料に関し、「投資その他資産」及び

「貯蔵品」のレートベース全体に占める割合の観測並びにその他利潤の精緻化に向けて必要な事項について検討を行ったところ、次の点が確認された。

- ・ 「投資その他資産」及び「貯蔵品」がレートベースに占める割合については、前回検証時から大きな変動はなく、引き続き比較的小さい割合であった。
- ・ 一部の事業者においては、複数事業者で接続料の共同算定をしているところ、各社間取引相殺後の移動電気通信役務に係る正味固定資産価額の総額が不透明であった。

この確認結果を受けて、次の論点について、議論を行った。

- ・ 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、予測の対象とする必要は引き続き認められないか。また、今後もレートベース全体に占める割合の変化を観測し、一定の割合を超過した場合には予測の対象への追加を検討することが適当か。
- ・ 複数事業者で接続料の共同算定をする場合については、移動電気通信役務に係る正味固定資産価額の総額が明らかとなるように様式の追加を行うことが適当か。
- ・ 原価の精緻化に向け、「固定資産価額比」についてトラヒック比等に基づいて算出すべきであるとすれば、レートベースの大宗を構成する「正味固定資産」についても同様の考え方に基づいて音声・データ間で配賦することが適当か。

(2) 主な意見

<「投資その他資産」及び「貯蔵品」の予測対象への追加>

- ・ 「投資その他資産」及び「貯蔵品」のレートベースに占める割合は僅少であることから、予測接続料に与える影響は軽微である。【NTTドコモ】
- ・ レートベースに占める「投資その他資産」及び「貯蔵品」の割合は小さく影響は軽微であるため特に予測は不要。【KDDI】
- ・ 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が小さく予測接続料へ与える影響は軽微であることから、現行通りの考え方で問題ない。【ソフトバンク】

<共同算定の際の様式追加>

- ・ 利潤の様式において、共同算定事業者のレートベースにおける正味固定資産価額の総額を記載していることから、現状でも確認することが可能。【KDDI】
- ・ 各社間の取引による相殺は様式の「貸借対照表の合算」にて記載している。また、様式の「役務別指定設備帰属明細表(レートベースの正味固定資産の算定)」も上記と同様の粒度で整理されている。【ソフトバンク】

＜正味固定資産価額の考え方＞

- 原価だけでなく正味固定資産価額についても同様に現行の考え方を維持すべきであり、また、音声サービスの重要性や適切なコスト回収の観点からも、一律トラヒック比に基づいて算出することは不適切。【ソフトバンク】

(3) 考え方

＜「投資その他資産」及び「貯蔵品」の予測対象への追加＞

「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が引き続き僅少であり、予測接続料への影響は軽微であることから、予測の算定対象に追加せず、今後の動向を踏まえて、予測接続料に与える影響が相当程度大きいと判断される状況になった場合は、予測値の算定対象に追加する検討を行っていくことが適当である。

＜共同算定の際の様式追加＞

複数事業者で接続料の共同算定を行う場合に、移動電気通信役務に係る正味固定資産の総額が不明確であった点について、事業者からは提出済の資料から各社間取引による相殺の考え方が類推可能であるとの意見が示されていることを踏まえれば、届出様式の追加は不要であるが、こうした考え方は接続料届出の際に明示されることが適当である。

＜正味固定資産価額の考え方＞

正味固定資産価額については、原価算出におけるステップ1に用いる固定資産価額比の算出方法と同様の考え方に基づいて算出されることが適当である。

5. 需要の適正性の確保

(1) 検討事項

本研究会第六次報告書では、次の点について提言した。

- 事業者間で設備の冗長構成及び需要の算定方法は異なることが確認されたものの、各社ごとの設備運用方針の下で確保した一定の冗長分を除いた、平時に利用可能な設備容量を需要とする考え方については事業者間で共通。各社ごとの設備運用方針次第で需要が変動し得ることから、毎年度の接続料の届出において各社の設備運用方針を総務省に報告させ、総務省においてその一貫性を含め各社による恣意的な運用がなされていないかについて確認することが適当。
- 設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社の設備運用方針によって異なること自体に直ちに問題があるとは認められないが、適正な原価との関係において、設備容量が明らかに過大となっていないかについて、総務省において確認する

ことが適当。

- 設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社ごとに異なることから、冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒック(1年のうち最もトラヒックが多い日の値)の比率を、複数年度(例えば3年度分)にわたって確認しながら、状況を注視することが適当。

また、第64回会合において、音声接続料を算定する上での需要の考え方が各社で異なるのではないかと指摘があった。

これを受け、令和4年度の接続料の届出に際しあわせて提出のあった各社の設備運用方針及び各社の音声接続料を算定する上での需要の考え方を確認したところ、次の点が確認された。

- 各社の設備運用に関する考え方が昨年から大きく変動しておらず、一貫性が確保されている。
- 一方で、今回提出のあった設備運用方針においては、従来接続料の届出様式に記載のあった内容と重複する箇所が多く、各社において恣意的な運用がなされていないことの確認に資する追加的な情報は得られなかった。また、本研究会において構成員から意見のあった「設備の性能限界値及び設定上の制限値の過去数年間の値」及び「冗長部分のMVNOによる利用可能性に関する考え方」については、各社から明示的に示されなかった。
- 「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」については、各社とも過去3年間に渡って提出があり、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社は存在しなかった。
- 音声接続料の需要の算定方法については、各社の考え方は完全に一致していないものの、接続料水準に大きな影響を与えるような違いは認められなかった。

以上を踏まえ、次の論点について、議論を行った。

- 各社の設備運用方針については引き続き一貫性が確保されているかとの観点から状況を確認することが適当か。また、今回提出のあった設備運用方針に追加的に記載すべき内容について引き続き議論が必要か。
- 「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」については、現時点で問題は存在しないと考えられるものの、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定方法について確認するなどの措置が必要か。
- 音声接続料の需要の算定方法については、各社で大きな違いがなく現時点では特段の問題は生じないと考えられるところ、今後算定の考え方に変更が生じた場合には、総務省への報告を求めることが適当か。

(2) 主な意見

- 需要の適正性の確保に係る各種データを総務省へ提示・説明している。今後算定の考え方に変更が生じた場合には、その旨とその理由を併せて説明する考え。
【NTTドコモ】
- これまでの議論を通じて、整備されてきた内容にて確認していくことが適当。考え方に変更があった場合は、総務省に報告することが適当。【KDDI】
- 最繁忙トラヒックの数値等は様式にて報告しており、冗長分も含めた設備容量・仕様上の性能限界値の具体的な値は追加提出資料にて報告済。また、設備の運用方針についても追加提出資料で説明しており、MVNOが冗長を確保する場合の取扱いの様式に記載している。何を以て「内容が十分に充実したものではない」とされているかが不明確であること、また、提示データは機微な内容を含むことから、報告対象とする内容については慎重にご議論いただきたい。【ソフトバンク】
- 設備容量については、各社のネットワークの伝送容量も含めた設備投資の結果、ネットワークの品質や安定性といったサービス競争がされているため、このような競争市場での各社の投資を比較して、過大や過少といった評価ができるものではない。また、MVNOは利用するMNOのネットワークを選択する際、MNOのネットワークコストとサービス品質を踏まえ選択することも可能であることから、伝送容量の設定については競争市場に委ねるべき。【ソフトバンク】
- 算定方法は、特別な事情等がなければ継続性の観点から基本的に変わらないが、算定の考え方に変更が生じた場合は、届出時に説明。【ソフトバンク】
- 設備の余剰については、①ネットワークの統計多重効果やモビリティといった移動通信ネットワークの特性に起因したもの、②輻輳対策や物理的・経済的な最低設置単位に起因したもの、③将来の需要増に対応するための在庫、に分類可能であり、①、②についてはMVNOが負担する合理性が認められる一方、③については、明らかに能率的でない設備投資等が含まれる可能性が考えられ、そういった設備に対してはMVNOが負担する合理的理由はない。また、MNOにおいて、能率的な経営が行われているか、即ち、MNOにおけるネットワークのデータ伝送容量(キャパシティ)が需要に対し過大なものとなっていないかという点が重要であり、今後も継続的に検証することを要望。【MVNO委員会】
- 冗長構成について平仄を合わせた考え方を採用することが、イコールフットイングの確保には極めて重要であり、MNOとMVNO間での冗長構成についての考え方や、接続料等のMVNOによる費用負担の適正性・公平性等について、今後、特に重点的に検証することを要望。【MVNO委員会】

(3) 考え方

各社の設備運用方針については、引き続き一貫性が確保されているかとの観点から総務省において確認を行うことが適当である。また、設備運用方針に追記すべき事項については引き続き議論を継続することが適当であると考えられるが、少なくとも本研究会第六次報告書において指摘された「MVNOによる冗長設備の利用可能性」については、MNOにおいては令和5年度以降に提出される設備運用方針に追記することが適当である。

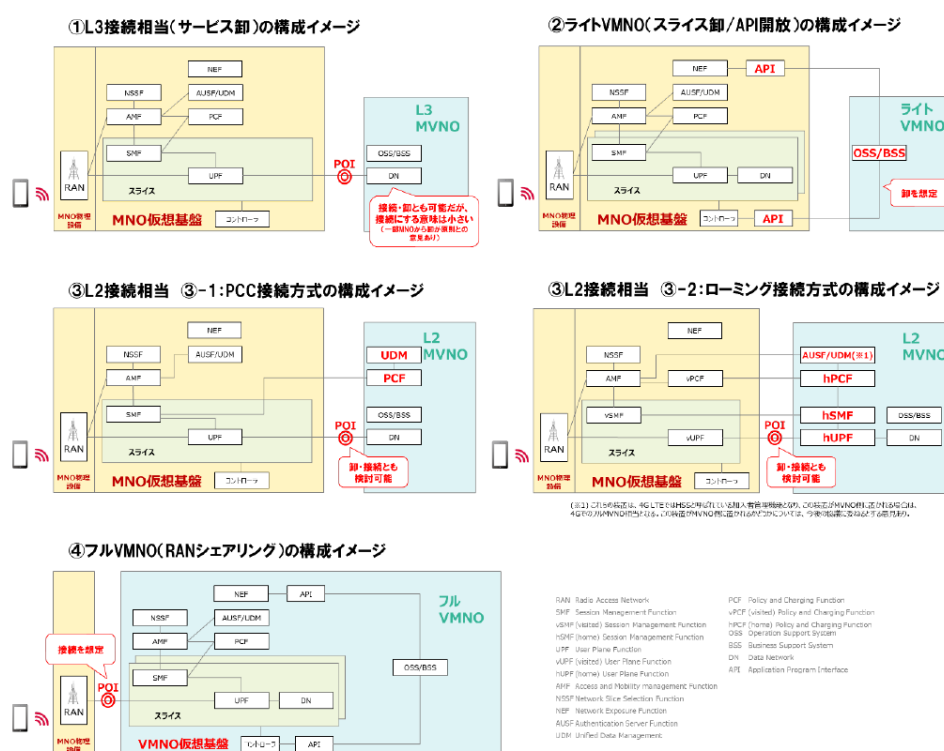
「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」については、今後も引き続き確認を行い、他社に比べて著しく設備容量が過大であるとみなされる事業者が現れた場合には、総務省においては設備容量の設定方法について確認するなどの措置を講ずることが適当である。

また、音声接続料の需要の算定方法について算定の考え方に変更が生じた場合には、総務省への報告を求めることが適当である。

第6章 5G(SA方式)時代におけるネットワーク機能開放

1. 検討の経緯

5G(SA方式)については、本研究会において、機能開放形態を①L3接続相当(サービス卸)、②ライトVMNO(スライス卸/API開放)、③L2接続相当、④フルVMNO(RANシェアリング)に類型化し、各機能開放形態に関するMNO・MVNO間の協議状況を把握するために累次のヒアリングを実施してきた。



(出所) 本研究会第五次報告書より抜粋

【図7-1 各機能解放形態の構成イメージ】

本研究会第五次報告書においては、4つの機能開放形態のうち、実現に向けたスケジュールが見通せるものとして①L3接続相当(サービス卸)及び②ライトVMNO(APIをモニタリング関連の機能のみに限定し、全てのMVNOが一つのスライスを共有する限定的パターン)が挙げられた一方、②ライトVMNO(広範なAPI開放を行うパターン)、③L2接続相当及び④フルVMNO(RANシェアリング)については、スケジュールが見通せない状況であることが明らかとなった。こうした実現に向けたスケジュールが不透明な機能開放形態については、MVNOの要望及び標準化動向等を踏まえつつ、スケジュールを検討することが適当であること等が本研究会第五次報告書において整理された。

令和4年3月に実施した事業者ヒアリングにおいても、各機能開放形態の協議状況

について改めて確認を行い、各機能開放形態の協議状況について以下のとおり整理された。

<① L3接続相当(サービス卸)>

MNOは自社ユーザ向けサービス開始の2～6か月前からMVNOに情報提供を実施するなど、MVNOに対して事前の情報提供が行われた。他方で、MVNOからは、具体的な検討をするには情報が不足、検討期間が短い、といった意見が寄せられており、他の機能開放形態について、二次MVNOへの展開も含め、MVNOに具体的な検討に必要な情報や期間が与えられるかが今後の課題である。

<② ライトVMNO(スライス卸/API開放)>

スライシング技術に関する国際標準化の動向を勘案しつつ、MVNOの検討期間を考慮した情報提供がなされることが望ましい。具体的には、MNOの自社ユーザ向けサービスの提供開始予定日の6か月前を目安に、「サービス提供開始予定時期」、「提供方式」、「通信速度」、「提供形態」、「技術仕様の詳細」等(ただし、競争上の機密情報が含まれるため、NDA締結後でないとい情報提供が困難なものもあることについては留意)について、MVNOに情報提供することが望ましい。また、料金額の水準・概算については、MNOの小売料金の概算額が見えてきた段階で可能な限り早期に情報提供することが望ましい。

<③ L2接続相当>

国際ローミングに関する国際標準化や設備ベンダーの動向等を勘案しつつ、MVNOからの具体的な要望を踏まえて機能開放に向けた準備を行うことが望ましい。

<④ フルVMNO(RANシェアリング)>

MVNOの具体的な要望を踏まえた上で技術的条件等の実現可能性の検討が必要であり、事業者間で基本的な認識合わせを進めていくことが望ましい。5G(SA方式)の機能として、MEC⁵⁹の活用・連携についても、MNOは自社ユーザ向けサービスの提供開始スケジュールが見えてきた段階で、可能な限り早期にMVNOに情報提供することが望ましい。

本研究会第六次報告書においては、こうした各機能開放形態の協議状況を踏まえ、5G(SA方式)のサービス提供についてMNOとMVNO間のイコールフットイングを確保する観点から、事業者間協議の状況を引き続き注視していくことが適当と整理したところであり、5G(SA方式)の機能開放に関するMNO・MVNO間の協議状況について改めてヒアリングを実施した。

⁵⁹ モバイル・エッジ・コンピューティング。

2. 主な意見

① 事業者からの意見

<MVNOの5G(SA方式)導入意向>

- 5G(SA方式)の導入意向等についてMVNOに対しアンケート調査を実施したところ、15 社中過半数の8社から「導入意向はある」又は「どちらかといえばある」との前向きな回答があった。なお、「現時点ではない」と回答した7社についても、うち6社は「具体的な検討まで至っていない」という理由のため、今後導入検討を行うことも想定される。【MVNO委員会】
- 5G(SA方式)について「導入意向はある」又は「どちらかといえばある」と回答した8社に対して、主に検討している導入方式について複数回答形式で尋ねたところ、「③L2接続相当」との回答が最も多く、次いで「④フルVMNO」との回答であった。他方、「①L3接続相当(サービス卸)」と回答した社はなかった。各社MVNOとしての独自性や柔軟性を確保できる方式の導入を検討しているものと推測される。【MVNO委員会】
- 5G(SA方式)について「導入意向はある」又は「どちらかといえばある」と回答した8社に対して、サービス提供開始希望時期を尋ねたところ、「未定・検討中」との社が最も多く4社。一部の事業者からは「令和6年度中」もしくは「令和7年度以降」との回答もあった。【MVNO委員会】

<5G(SA方式)の協議状況及び具体的な課題>

(MVNOからの意見)

- 5G(SA方式)について「導入意向はある」又は「どちらかといえばある」と回答した8社に対して、MNOとの協議における課題の有無等について尋ねたところ、4社から「MNOとの協議において課題や問題がある」との回答があり、うち複数の社から、協議状況や費用・スケジュールに関する課題提起があった。【MVNO委員会】
- 協議状況については、MNOからの情報提供が少ないことや標準化の遅延を理由に、協議が進まず、具体的な検討ができない等の意見が散見された。具体的には、主に③L2接続相当を想定して次のような意見があった。
 - 設備構築や仕様変更等に一定期間を要すると想定されるにかかわらず、MNO側の検討段階等を理由にMVNOへの情報提供が少ないことから、詳細仕様が不明のため確定できない
 - 希望する接続方式の標準化が遅延との理由から、協議自体が進まない。仮に細部の標準化が未完了だとしても、大枠のところから議論を進めさせてほしい
 - 国際標準化完了箇所は検討可能と前向きに対応されるMNOや、国際標

準化が完了していないため具体的な検討は困難とされるMNOもいるなど、MNOの中でも協議姿勢に差が生じている

- ①L3接続相当では、検討を進めている独自サービス等の仕様での提供が困難であるため、現時点では導入の検討が進められない状況【MVNO委員会】
- 対応費用・スケジュールについても、網改造料の対応コスト等の提示がないため、MVNO各社において、導入可否やスケジュール等の具体的な検討が進められていない状況。具体的には次のような意見があった。
 - 5G(SA方式)化の実施判断に必要な網改造料(対応コスト)をMNO側で算定いただくために、ネットワーク構成案等をMNO各社に提示したが、MNO側の検討で1～2ヶ月以上協議が停滞しており具体的な検討を進めることが困難
 - 網改造料の規模や算定が可能となる時期も不透明であるため、実施判断にも影響を及ぼす恐れがあり、サービス開始時期が後ろ倒しとなる可能性【MVNO委員会】

(MNOからの意見)

- ①L3接続相当については、令和4年8月に機能開放済。②ライトVMNOについては、今後、自社サービスの仕様が確定次第、MVNOに事前の情報提供等を実施予定。③L2接続相当については、機能解放に向けてMVNOと協議を行っている状況。④フルVMNOについては未定。【NTTドコモ】
- ①L3接続相当については、令和4年2月に機能開放済(現時点でMVNOから協議申し入れはない。)。②ライトVMNOについては未定。③L2接続相当については、令和4年7月以降、MVNOと個別協議を実施中。④フルVMNOについては未定。【KDDI】
- ①L3接続相当については、令和5年3月に機能開放済(現時点でMVNOから協議申し入れはない。)。②ライトVMNO(APIをモニタリング関連の機能のみに限定し、全てのMVNOが1つのスライスを共用する限定的パターン)については、令和5年度以降に提供開始予定。③L2接続相当については、令和5年11月からMVNOとの協議を開始し、実現に向けた協議を定期的の実施予定。④フルVMNOについては未定。【ソフトバンク】
- ③L2接続相当については、国際ローミングの標準仕様を意識した上で、標準仕様が定まった部分については先行して協議を進めるなど、効率的な協議の進捗に努めている。【NTTドコモ】
- ③L2接続相当については、国際ローミングに係る標準化作業が遅延していることに伴い、通信機器ベンダーの機能実装や開発のロードマップが不明確な状況だが、想定される設備構成の検討等、現時点で検討可能な範囲から協議を実

施。【KDDI】

- ③L2接続相当については、国際標準化が完了すれば、ベンダーにおける実装機能や開発・リリースロードマップが明らかとなってくると想定されるため、提供に当たっての大枠のスケジュール感や概算費用の提示等が可能になると考える。

【KDDI】

- ③L2接続相当については、国際ローミングの標準化後にベンダーと仕様調整し開発に着手する見込み（提供は令和7年度以降になる見込み）。国際標準化の動向を踏まえると、現時点で詳細な接続構成や仕様検討は困難であるものの、MVNOから提示された設備構成案等について確認等を実施。【ソフトバンク】
- ③L2接続相当については、MVNOからの要望について意見交換をしているが、今後、MVNOとの接続の検討のベースとなる5G（SA方式）での国際ローミング機能の国際標準化が決定後、当社とベンダー間での仕様の調整等が進展することで、MVNOとの協議においても、より現実的かつ具体性の高い議論ができるものと考え。【ソフトバンク】
- スライス及びMECについては、国際ローミング構成において、GSMA⁶⁰の標準化ロードマップ上、任意のスライスを用いた相互接続やMEC提供の実現時期が明確になっておらず、提供の見通しは立っていないが、MVNOからの具体的な要望があれば、技術協議に応じる考え。5G（SA方式）の音声についても、MVNOからの提案を踏まえ、提供に向けた協議を進めていく考え。【KDDI】
- 網改造料の提示に関するスケジュールとしては、MVNOの要望内容について明確化するための協議を重ねたうえで、標準策定完了後に各ベンダーに対してRFPを実施し、導入するベンダーや装置が確定したのちに提示可能となると考える。一般論として標準仕様策定完了後、RFP実施からMVNOへの見積提示までは、最低でも半年程度の時間を要するものと考え。【KDDI】
- 網改造料に関する情報提供の要望を頂いているが、まず、接続構成、インターフェースの仕様の調整、MVNOとの接続にあたり当社側で必要な接続装置の調達・機能開発等が定まらなければ、ベンダーからの具体的な費用の見積もりを行うことができず、当社としても網改造費用を算出することは困難。【ソフトバンク】
- 網改造費用を算出するスケジュールとしては、国際標準化が決定しMVNOと開発内容等の意識合わせした後、事前調査申込を提出いただいてから約4か月程度（当社相互接続ガイドブックでの標準的期間）で見積を提示できるものと考え。【ソフトバンク】

⁶⁰ Global System for Mobile Communications Association。携帯電話事業者の業界団体。

＜その他＞

(MVNOからの意見)

- IMS接続の協議についても停滞している状況。具体的には以下のような意見があった。【MVNO委員会】
 - 音声サービスにて必要となるIMS接続についても協議を開始しているが、想定するネットワーク構成案等をMNO側に提示しているものの、同様にMNO側からの見解が示されず、協議が停滞している状況

(MNOからの意見)

- IMS接続(VoLTE)について、機能解放に向けてMVNOと協議中。MVNOの設備構築・品質確保、緊急通報、MNP、音声事業者との接続等の項目毎に、IMS接続実現における課題を整理し、MNO・MVNOそれぞれにおいて必要な対応を議論・検討しているところである。特に緊急通報の実現方法は、「S8HR方式」及び「LBO方式」の双方を検討しているが、MNO・MVNO間の位置情報等の連携方法、緊急通報受理機関との連携方法及び緊急呼(非通知発信)の取扱い等、MNOとMVNOの役割分担の整理が必要である。【NTTドコモ】
- ③L2接続相当に係る国際ローミングベースでの接続協議に合わせて申入れのあった、MEC提供要望やIMS接続等も、優先順位等を意識合わせの上、協議予定。【ソフトバンク】

② 構成員からの意見

- MVNO委員会の資料の中にもあったとおり、MNO間で温度差があるということが、MNO各社の資料からも受け取ることができる。標準化確定の手前のタイミングであるとのことで、MNO各社とも説明が極めて難しい状況ではあると承知しながらも、この協議状況の確認は、定点観測という意味でも非常に大事である。そのため、MNO各社におかれては、こういった公開の会合の場での説明の機会においては、構成員限りの形でも結構なので、是非、できる限り情報開示に努めていただきたい。
- 協議の経過報告を定期的に受けて進捗状況を確認することは、本研究会としても非常に大事なことである。
- やはりMNO3社の中でも協議姿勢に差が生じていたり、網改造料も何回か議論したにもかかわらず協議が滞っていたりしていると考えざるを得ないのが現状で、解決策が見いだせない状況にあるということについて非常に残念な思いである。
- もともとの政策でいうと、競争を機能させていくためには、同時期に同様のサービスが他事業者も提供できることが大事で、それが実現できていないこと、事業者間協議が機能していないことが長らく問題になっており、今回様々な対策を講

じたが、どうもその効果も見えていない状況であると認識している。この状況については改めてどこかの時期で、具体的にどのようなことを本研究会として追加で検討すべきか、ルール見直しも含めて議論する必要がある可能性が出る。

- まずは要望が非常に多い③L2接続相当についてきちんと状況と結果を見ていきたい。例えば③L2接続相当が実現した時点で、半年遅れで実現できた、MNOが実施してから1年遅れでしか実現できなかった等、またそれはどのような理由で遅れたのか、国際標準化の遅れということで議論してもらえない企業がありそのために遅れて、同等性が同時期に実現できなかったのか、あるいは網改造料がなかなか定まらずに何か月遅れたことなのか。そういったことが確認できるMNO各社に関する評価表をつくって協議のプロセスをレビューし、状況を改善するために必要な処置を取っておくべきだと考える。
- ③L2接続相当に関連して、やはり国際標準化が遅れているのが大きな影響ということで、新型コロナウイルス感染症の影響等々あってやむを得ない部分もあるのかもしれないが、ではこの国際標準化に日本から誰が参加しているのか、それがL2接続相当を求めている者なのか、一体誰が参加しているのかといった点について、ヒアリングして何かプッシュする余地があるのか等について検討することが考えられる。
- MNO各社は、国際標準化について非常に受け身の印象で、誰かが議論しているのでその結果が分からないという話だったが、むしろ、こういった要望があるので、そのような方向にするためにはどうしたらいいのかといったアクションを取れると良いのではないかな。
- MVNO全体の社数を考えたときに、5G(SA)時代に具体的な協議を希望する社が少ないことは大きな課題として認識している。今回の議論のように国際ローミングの標準化遅延等の様々な課題があるにしても、少なくともMVNOの多くがせめて協議を希望することができる環境を作るためには、本研究会の検討で俎上についてこない多くのMVNOのニーズを拾い上げ、期待に応えるような制度設計をもう少し工夫しなければならない。
- 大きなMVNOのようにすぐに5Gに移行できる者、そうでない者、様々あると思うが、MVNOから要望が出てこなければ前に進まないと思う。国際標準化の問題や他のMVNOの関心等の問題について、解決するような方向に進むことができると良い。

3. 考え方

ヒアリングの結果、各類型の協議状況の概要は次のとおりであった。

<① L3接続相当(サービス卸)>

MNOは自社利用者向けサービス開始前からMVNOに情報提供を実施。他方、

MVNOからは同方式では独自のサービス等の提供が困難であるため、現時点では導入の検討が進められない状況との指摘があった。

＜② ライトVMNO(スライス卸／API開放)＞

提供時期が未定又は当初の想定よりも後ろ倒しとなっている。

＜③ L2接続相当＞

MVNOの導入意向が強く、MNO3社とも協議を実施している。他方、MVNOへの情報提供が少ない、国際標準化の遅延により協議が進展しない、MNO間でも協議に臨む姿勢に差が存在するなどの指摘があった。

＜④ フルVMNO(RANシェアリング)＞

MNO3社とも提供時期について未定。

今回のヒアリングを通じ、各機能開放形態について、前回ヒアリング時からは一定の進捗がみられるものの、国際標準化の遅れやMNOによる情報提供不足等の課題が残存していることが確認された。こうした状況を踏まえ、各類型について以下のとおり考えることが適当である。

＜① L3接続相当(サービス卸)＞

MVNO独自のサービス提供が困難であることから協議の申入れは限定的であるものの、同方式は既にMNO各社において機能開放済である。MNOにおいては、MVNOから提供の要望があった場合には適切に対応することが期待される。

＜② ライトVMNO(スライス卸／API開放)＞

実装が遅延しているものの、MVNOから一定の提供要望があることを踏まえれば、スライシング技術に関する国際標準化の動向やAPI開発の状況を勘案しながらMVNOの検討期間を考慮した情報提供が行われることが適当である。

＜③ L2接続相当＞

MVNOからの要望が最多となっていることから、特にMVNOに対する適切な情報提供が期待されるところ、MVNOへの情報提供が少ない、国際標準化の遅延により協議が進展しない、MNO間でも協議に臨む姿勢に差があるとの指摘があった。L2接続相当についてはMVNOに対して積極的に情報提供するとともに、協議を適切に進める必要がある。具体的には、国際標準化動向も踏まえて情報提供や大枠からの議論を始めるとともに、国際標準化の議論の決了後には速やかに協議を進展させることが適当である。

＜④ フルVMNO(RANシェアリング)＞

過去に類似事例のない役務提供形態であるため、MVNOの具体的な要望を踏ま

えた上で技術的条件等の実現可能性の検討が必要であり、事業者間で基本的な認識合わせを進めていくことが望ましい。

これらの各機能解放形態に関する協議に加え、MECの活用・連携についても、MNOは自社利用者向けサービスの提供開始スケジュールが見えてきた段階で、可能な限り早期にMVNOに情報提供することが適当である。

また、今般のヒアリングにおいては、5G(SA方式)の協議のみならず、IMS接続に係る協議が停滞しているとの指摘がなされたところ、MNOにおいては、IMS接続に係る協議についても、MVNOに対して積極的に情報提供するとともに、協議を適切に進めることが必要と考えられる。

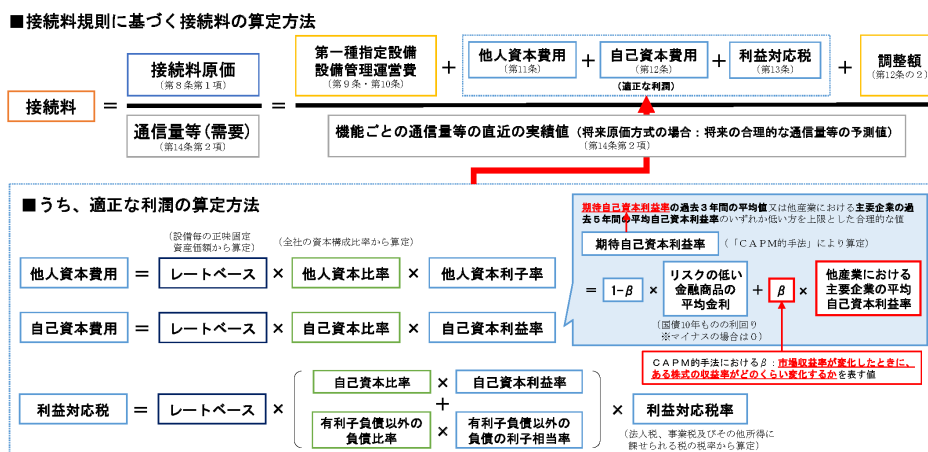
これまでの本研究会における議論を通じ、5G(SA方式)に関する事業者間の協議状況及び課題が一定程度明らかになってきたところ、MVNOからはMNOによる情報提供が不十分である点や協議が進まない点等が引き続き指摘されていることを踏まえ、総務省においては、MNOとMVNO間のイコールフットイングを確保する観点から、事業者間協議の状況を引き続き注視していくことが適当である。

第7章 固定通信分野の接続料における報酬額の算定方法

1. 検討の経緯

第一種指定設備の接続料は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして、省令（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号））で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであることが認可基準とされている（電気通信事業法第33条第4項第2号）。そのうち「適正な利潤」（以下「報酬額」という。）については、第一種指定設備の機能の提供に用いられる資産の資本調達コストと位置付けられるものであり、機能ごとに他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を合計して算定される。

特に、加入光ファイバ接続料においては、報酬額が接続料原価の約3割⁶¹を占めるところ、報酬額の算定方法はその水準に大きな影響を与えることから、接続料改定の認可プロセスにおいては、接続事業者から様々な指摘等が続いており⁶²、本研究会としても、報酬額の基礎となるレートベースの算定方法について、資本構成比の圧縮方法や未利用芯線の扱い等を検討し、その適正性の確保を図ってきた。



（出所）第68回会合資料68-4（事務局資料）より抜粋

【図7-1 第一種指定設備の接続料の算定方法】

今回、そうした指摘等を踏まえつつ、報酬額の算定における自己資本利益率の算定に関し、「β値の適正性」及び「他産業における主要企業の平均自己資本利益率の算定方法の適正性」について、指定設備設置事業者（NTT東日本・西日本）にヒアリングを実施し、議論を行った。

⁶¹ 令和5年度の将来原価方式による接続料の改定等における令和5年度加入光ファイバ接続料の原価（分岐端末回線接続料等に係る収入相当の控除前）において、NTT東日本で34.2%（593億円／1,734億円）、NTT西日本で28.2%（406億円／1,442億円）。

⁶² 例えば、令和4年度の接続料の改定における意見募集における意見3（ソフトバンク意見）。

2. 議論の経過

(1) 検討事項

＜ β 値の適正性＞

自己資本利益率の算定では、設備投資に係る資本調達コストを適正な範囲で賄えるような水準を基本としつつ、事業の安定性とリスクを織り込んだ指標とするため「CAPM的手法」⁶³を用いている。

CAPM的手法における β 値については、「主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。」(第一種指定電気通信設備接続料規則第12条第4項)と規定されているところ、現在、 $\beta = 0.6$ と設定されている。

これは、平成11年度の再計算に基づく接続料の改定⁶⁴において、「NTTと同様の設備産業である電力事業が直近の料金改定時に用いた値(0.6)を採用」して以降、継続的にこの値が用いられているものである。

なお、「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年3月30日情報通信審議会答申)では、接続料算定における調整額制度の導入を適当とした上で、調整額制度を導入した場合、

- ・ 毎年度の需要の増減の結果として生じる投下資本の回収リスクは基本的になくなることから、管理部門のリスクは、調整額制度導入前に比して減少すると考えられる(ただし、この場合であっても、NTT東日本・西日本の管理部門が設置した設備が同社の利用部門を含む接続事業者により利用されなくなり不良資産化するリスクは残る)こと、
- ・ リスクを勘案して設定する自己資本利益率の算定方法についても、この点を踏まえて変更する必要があること

について指摘があったため、総務省においてNTT東日本・西日本に β 値の設定方法に関する検討を要請した。検討結果については、実際費用方式に基づく平成19・20

⁶³ 資本資産評価モデル(CAPM: Capital Asset Pricing Model)は、資産市場で成立する一般均衡状態において、合理的な期待形成を行う投資家のポートフォリオは市場ポートフォリオと無リスク資産との組み合わせになるという考え方に基づくもの。接続料の算定においては、事業の安定性とリスクとを織り込んだ指標を用いて客観的な基準を設定する観点から、この考え方にに基づき算出されたものを期待自己資本利益率としている。

⁶⁴ 平成11年12月13日申請、平成12年3月6日認可。これ以前には、指定電気通信設備(現在の第一種指定設備)の接続約款の設定(平成11年7月1日認可)において、「NTTの市場 β 値は0.97(H10.3末)であるが、この値はNTT長距離を含む全社の値であり、指定設備管理部門のみのリスクを勘案する必要があるが、ここでは便宜上、他の公益設備産業で市場 β 値がNTTの実績に近いガス事業の料金算定に用いられている β 値0.9」が用いられている。

年度の接続料等の改定⁶⁵において、「NTT東日本・西日本と類似の事業を営んでいる主要各国通信企業の株式価格の β 値に基づき β 値を検証⁶⁶し、乖離が僅少であったことから、前年同」($\beta = 0.6$)とされた。

今般、こうした経緯を踏まえ、次の論点から β 値の適正性について検討した。

- ・ 設定から20年、検証から10年が経過した β 値について、現在までの状況変化等を踏まえて、適正な設定について再検討すべきではないか。
- ・ β 値を設定するうえで、特に第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクをどのように勘案すべきか。
- ・ NTT東日本・西日本の第一種指定設備管理部門のリスクを表す β 値が、日本電信電話株式会社(以下「NTT持株」という。)の株式価格に基づく β 値よりも高いと考えることは適当か。また、NTT東日本・西日本と同様に日本電信電話株式会社の子会社であり、移動通信事業を行うNTTドコモの接続料算定に用いる β 値と比較して適当か。

＜他産業における主要企業の平均自己資本利益率の算定方法の適正性＞

期待自己資本利益率の算定に用いる他産業における主要企業の平均自己資本利益率については、国内4証券取引所(札幌、東京、名古屋及び福岡)の上場企業の実績財務データにより算定されているが、直近では、新型コロナウイルス感染症等の影響により、大きな変動が生じている。

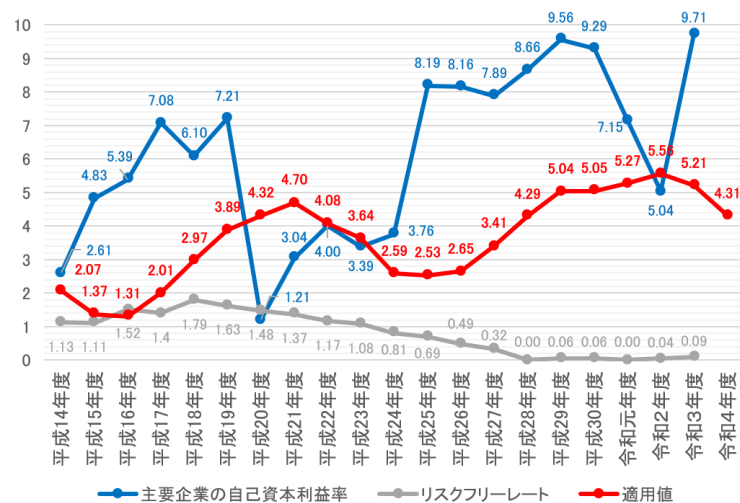
今般、こうした状況を踏まえ、次の論点から他産業における主要企業の平均自己資本利益率の算定方法の適正性について検討した。

- ・ 現状の算定方法は、適正利潤の考え方に照らして誤ったものではないものの、新型コロナウイルス感染症のような外的要因により適正利潤の水準が大きく変動することは、接続事業者の事業における予見可能性に悪影響を与えるため、より適切な算定方法について検討すべきではないか。
- ・ 例えば、第二種指定設備に係る接続料を算定する際に用いられる長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアム⁶⁷を用いて算定することについて、どのように考えるか。

⁶⁵ 平成20年1月9日申請、同年3月28日認可

⁶⁶ 各国の通信業界の主要企業である10社(AT&T Inc.(米国)、Verizon Communications Inc.(米国)、BT Group(英国)、France Télécom(フランス)、Deutsche Telekom(ドイツ)、Telecom Italia S.p.A.(イタリア)、Telefónica S.A.(スペイン)、Telstra Corp.(オーストラリア)、KT Corporation(韓国)、Teliasonera AB(スウェーデン)。中国の2社については、 β 値の算定期間を5年間とした場合のデータが把握できないことから除外。)を対象に β 値を日次ベース及び週次ベースそれぞれ、計測期間を過去1年、3年、5年で算定(財務リスクのアンレバー・リレバーを加味)したところ、0.55～0.65。

⁶⁷ モバイル接続料算定に係る研究会報告書(平成25年7月12日公表)において示された考え方を基に、MVNOガイドラインにおいて、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行するJapanese Equity Risk Premia Reportのうち、1952年から基礎事業年度の末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムを用いるものとされている。



※1 平成13・15～19年度はCAPM的手法による自己資本利益率が主要企業の自己資本利益率の5年平均を下回った。
 ※2 平成28年度・令和元年度がリスクフリーレートの年間平均値がマイナスとなったため、0.00としている。
 ※3 平成20年度は主要企業の自己資本利益率がリスクフリーレートを下回り、CAPM的手法における3年平均から除く。

(出所)NTT東日本・西日本接続料算定根拠を元に総務省作成

【図7-2 主要企業の自己資本利益率等の推移】

(2) 主な意見(β値の適正性)

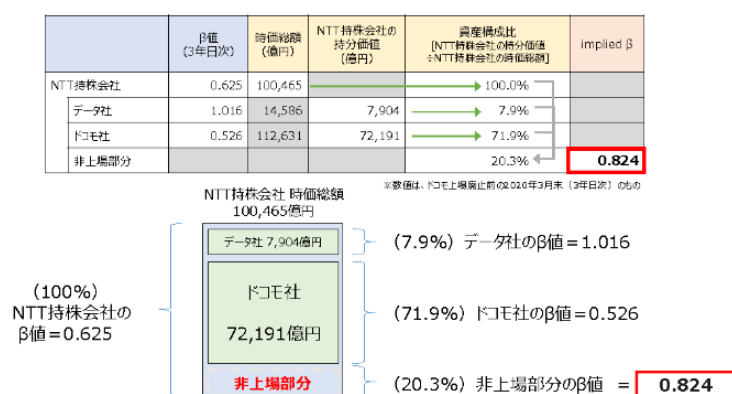
① 事業者からの意見

<固定通信の事業リスクに関する現状認識>

- 当社管理部門も含めた固定通信の事業リスクは、次の点を勘案すると、NTTドコモや、NTTドコモを主たる構成要素とするNTT持株と比べて高く、また現行値が設定された平成11年当時と比べてもリスクの度合いは高まっている。
 - ブロードバンドサービスの需要の中心は固定通信からモバイル通信へ移行し、固定通信設備に係る投資の未回収リスクが高まっている(ブロードバンドサービス市場においては、モバイル通信が固定通信を契約数で大きく上回り、成長を継続する一方で、固定通信の需要は既に一巡し、直近ではFTH純増数が大きく低下)ところ、現時点での固定通信設備の未償却残高は、光ケーブルだけでみても9,500億円に上り、これらの設備が将来減損を余儀なくされ、未回収となるリスクが拡大していること
 - 固定通信を含むNTT持株とモバイル事業のNTTドコモのβ値の関係(NTT持株β値>NTTドコモβ値)から見て、株式市場は、固定通信の事業リスクがモバイル事業のリスクを上回ると評価していると考えられること
- 当社管理部門と当社利用部門は、固定通信事業としての需要を維持・拡大できるか否かという事業リスクを共有しており、その事業リスクを区分して評価できるものではない。

< β 値に関する様々な検討アプローチ >

- β 値の算定には様々な考え方があり、絶対的な解はないと認識していることから、以下の複数のアプローチにて検討を行った。
- 上場会社の β 値と時価総額を基に非上場会社の β 値を算出するインプライド法というアプローチについては、当社グループ会社の実際の β 値を基にするという点で、固定通信の実態をより反映した手法。この手法により算出したNTT非上場部分の β 値は0.824。



(出所) 第70回会合資料 70-5 (NTT東日本・西日本資料) より抜粋

【図7-3 NTT東日本・西日本の行ったインプライド法の結果】

- 上場親会社の β 値を非上場子会社における固定通信の β 値として代用することもあるが、 β 値には、ヒストリカル β 、修正 β 、予想 β といった様々な指標が存在し、その測定時点、計測期間によっても数値に幅があることから、採用する数値が一意に定まるものではない。仮に上場親会社の β 値を代用する場合においては、直近のNTT持株の β 値ではなく、より固定通信の事業リスクを織り込んでいるNTTドコモ完全子会社化前の β 値 (0.598~0.785) を代用することが適当。
- 他にも諸外国主要キャリアの β 値 (0.67~0.78) を参照するというアプローチが考えられるが、政治・経済の情勢や通信市場の環境、主要キャリアの多角化の状況といった様々な面で、国内の固定通信との違いが大きくなっており、今回採用することは難しい。

< β 値に関する考え方 >

- 固定通信の β 値は0.6~0.8程度のレンジに収まる値が適当ではないか。
- 一方で、次の点からは、現行の β 値0.6を据え置くという案もある。
 - β 値には様々な指標が存在し、その計測時点や計測期間によっても数値に幅があることから、採用する数値が一意に定まるものではないこと
 - β 値は、各社の利益見通しや株主還元策、その他様々な社会・経済情勢

の影響を受け、事業リスク以外の要因でも短期的に大きく変動する一方で、固定通信の設備投資は長期間で回収するものであることから、その資金調達に係る資本コストも長期安定的な β 値に基づくべきであること

- 現状に比べて、より固定通信の事業リスクを織り込んでいるNTTドコモ完全子会社化前のNTT持株の β 値は、完全子会社化前の数年間でみると、概ね 0.6 程度で安定していたこと
- いずれにしても、 β 値を長期安定的なものにすることで、接続事業者における将来の接続料に関する予見性も高まり、接続事業者にとってもサービスの安定的提供に資するものとする。

② 構成員からの意見

＜ β 値を見直すことについて ＞

- リターンをどういう期間で取るかなど、非常にややこしいところと思うが、随分動いていると思うので、やはりまた検討すべき。もう少し現状より下がるのかなというのが直観的なところ。
- β 値の再算定に賛成したい。管理部門としてのNTT東日本・西日本のリスクがNTT持株の β 値よりも高くなることはないだろうと思われ、その意味ではNTT持株の β 値はある意味上限になると考えるので、現状の 0.6 と比べたとき少なくとも再計算をする意味がある。
- 加入光ファイバ接続料の改定を検討する時期に来ているため、 β 値あるいは自己資本利益率の改定の検討に入るには良いタイミングかと思う。
- 予見性という観点で、毎年大きく上ったり下ったりしてはいけないというのは、そのとおり。
- 様々な意見があり、ぴったりに定まるものではないので、議論が大事。

＜ 勘案すべきリスク：固定通信事業のリスク ＞

- 純増数が大きく低下しているという説明だったが、これと設備投資の回収の関係がいま一つ分からない。
⇒ 本意見に関し、NTT東日本・西日本から「純増の時点ではまだ良いのだが、恐らくこのまま純増が減っていき、ある時点で純減に転じると、施設数が減っていくため、それによって得られる収益が減っていき、コスト回収ができなくなる。実際にメタルでも、ピークから 20 年ぐらいで大きく施設数が減り、実際に 1,900 億円の減損処理を余儀なくされたこともあり、光も同じようなことが起こる可能性はあるのではないかと危惧している。」との発言があった。
- どんなビジネスにも事業リスク、コストを回収できないリスクがあり、そのリスクがどれだけ大きいかわからない話。
- 20年前に将来を予想すると、メタルビジネスの縮小や、人口減少を言われたか

もしれないが、光が生まれ、新しいマーケットができ、サービスもライフサイクルで生まれ変わってきたので、今の固定のビジネスについても、大きなコスト回収できないリスクを持っているというより、NTTの努力でますます期待が持てるビジネスに変わっていくのではないかと考えている。

- 新型コロナウイルス感染症等の影響で非常に厳しくなる企業もある一方で、通信事業では必ずしも新型コロナウイルス感染症等の影響でマイナスが大きくなっているように思わない。また、為替変動についても、通信事業はドメスティックなビジネスであり、輸出等と大きく関わっている他の大企業とは、リスクがかなり違う。
- 少なくとも、光コラボのメインの売り手が、工事無くコンセントに差すだけで使えるという形でホームルーターを販売することは、今までうまくいってきた光コラボのビジネスモデルが長期的に見直しを迫られる要因になり得る。Beyond5G・6Gの時代において、20年後を見据えれば、10年単位の話ではあるが、確かに固定通信に関する事業リスクは高まってきている。
- いきなり9,500億円が毀損するかどうかという直近の議論にはならないが、10年、20年という単位で見たときには、我が国が進めてきた光を全国津々浦々に普及させるという方針を再検討する機運が出てくる可能性があり、その意味ではホームルーターが一つの大きなきっかけ。これがNTT自身のグループ会社からスタートしているということも非常に意味深長。

<勘案すべきリスク：第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスク>

- ここで議論すべきことは、接続料の算定において、接続サービス提供の事業リスクがどの程度かということであり、それがNTT持株の事業リスクより大きいのか小さいか。
- 英国では、国際ビジネス等の幅広いビジネスを展開しているBT Group全体の β 値より、管理部門・接続部門のOpenreachの β 値は低いとされている。NTTグループ全体の β 値に対してモバイル事業がその下にあるのであれば、固定通信事業を含むその他は親会社より高い β 値のはずだというNTT東日本・西日本の説明についても、移動通信事業と固定通信事業の双方が親会社より低い可能性を否定するものではない。
⇒本意見に関し、NTT東日本・西日本から「諸外国の主要キャリアについては、モバイル事業や上位レイヤー、放送も含めて、事業の多角化が大きく進んでおり、政治経済の情勢も各国でかなり異なってきていることを踏まえても、国内の固定通信事業との違いは大きい」との意見があった。
- リサーチした結果で言うと、少なくとも接続サービスの事業リスクは、NTTグループ全体の事業リスクより小さいと判断できるが、では幾らかと聞かれたときに、もう少し時間かけて計算しないと、幾らであるべきというところまではすぐには回答できない。

＜ β 値の算定方法について＞

- NTTドコモを完全にのみ込んでいる状態でのNTT持株のグループ会社としての評価が、NTT東日本・西日本のリスクの評価の実態を表しているのではないか。

⇒本意見に関し、NTT東日本・西日本から「

- NTTドコモの完全子会社化によって、NTTグループとしてプラスの要素はあるが、NTT東日本・西日本とNTTドコモの間は禁止行為規制もあり、固定通信事業への影響はかなり限定的で、プラスの要素は非常に少ない。一方で、NTTドコモが完全子会社化された後のNTT持株の β 値はモバイル事業の比率がかなり大きい β 値であり、完全子会社化前の β 値の方がより固定事業のリスクを織り込んでいるのではないか
- β 値の算定に絶対的な解はないと思っており、事業のリスクや評価をグループ全体で捉えて、可能な限り直近の動向を踏まえるべきという観点もある。その場合、直近の数値は、NTTドコモの完全子会社化の影響だけではなく、コロナ禍等による株式市場への影響も含まれていて一時的な変化が大きいいため、仮に直近の数値を使うにしても、長期トレンドの数値を用いるほうが適當。

」との意見があった。

- NTTグループ全体の色々な事業を含んだ非上場部門の β 値は参考にならないのではないか。
- 海外の規制機関において、インプライド法を使って資本コスト算定の議論をしているところは見つからない。
- ビジネスのリスク以外に財務的なリスクもある。
- インプライド法により算出した非上場部門の β 値のうち、さらにNTT東日本・西日本の部分を絞り込んでこないと本来の議論はできない。このインプライド法で算出した値はいかにも大き過ぎる。

⇒本意見に関し、NTT東日本・西日本から「インプライド法の弱点はまさにその点であり、非上場部門(のリスク)を分解できるかという、なかなかできない。インプライド法により算出した数字を採用すべきという主張をするつもりはない」との発言があった。

(3) 主な意見(主要企業の平均自己資本利益率の算定方法の適正性)

他産業における主要企業の平均自己資本利益率の算定方法の適正性に関し、NTT東日本・西日本からは次の意見があった。

- 固定通信に係る接続料算定においては、これまで全国4証券取引所に上場する主要企業の自己資本利益率を基に、資本コスト算定に用いる平均自己資本

利益率を算出してきたが、その水準はリーマンショック、アベノミクス、コロナ禍等の外的要因による変動の影響を受けてきた。

- 固定通信の設備投資は長期間で回収するものであることから、設備投資の資金調達に係る資本コストも長期安定的なものにすべきであり、接続料算定に用いるリスクプレミアムとして、長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアム(イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行する Japanese Equity Risk Premia Report)を採用することは、以下の観点から一定の合理性がある。それにより接続料原価に含まれる資本コストの安定化に繋がり、接続事業者の予見性向上にも資する。
 - 1952 年からの長期トレンドデータをもとに算定されたリスクプレミアムデータであり、長期安定的な指標であること
 - 日米をはじめとした世界各国の金融機関や投資・運用機関にて活用される一般的な指標であること
 - モバイル接続料に係る自己資本利益率の算定においても既に採用されていること

構成員からも、構成員の財務諸表の分析等の経験を踏まえ、イボットソン社のデータを使うのは妥当ではないかとの意見があった。

3. 考え方

< β 値の適正性 >

まず、 β 値を今般見直すことについて、NTT東日本・西日本からは、 β 値の算定については様々な考え方があるため、現行の数値を据え置くことも考えられるとの意見があったものの、そのことのみをもって現行の値を据え置くということにはならず、現時点での知見を踏まえて検証を行うことが適当である。

他方、接続事業者の事業における予見可能性の確保の観点から、 β 値の算定方法を度々見直すことは必ずしも望ましくはないため、今回得られた再算定結果については、固定通信事業をめぐる特段の状況変化が認められ、又は第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクの評価について新たな考え方が示されるまでの間は、維持することが適当である。

このことを前提に、 β 値を見直すため、 β 値を算定する上で勘案すべきリスクについて検討したところ、

- FTTHアクセスサービスの販売状況や、ホームルータ(ワイヤレス固定ブロードバンド)の普及等の固定通信事業をめぐる状況変化については、今後、長期的には第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクを左右する可能性はあるものの、現段階で顕在化しているとは言えず、また、どのように・どのような時期に顕在化するかについて、現段階で判断することは困難である。
- 第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクは、その利用に係るリスクと区

分して評価することはできないという主張については、英国でのBTのアクセスサービス部門である Openreach の資本コスト算定において、BT全体の β 値から(より低い)Openreach の β 値を算定している事例があるとの指摘があったが、この点については、BTとNTTの置かれている市場環境の差異、英国と我が国における不可欠設備に対する規制枠組みの差異等に鑑みれば、我が国において、第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクとその利用に係るリスクの間にどのような差異が存在し、また、その差異をどのように β 値の算定において考慮すべきかについては、更なる詳細な検討を要し、直ちに結論を得ることはできない。

- NTTグループにおける移動通信事業と固定通信事業のリスクの差異については、現段階で得られる情報から判断することは困難であると考えられるべきである。少なくとも、NTT東日本・西日本から言及のあったインプライド法については、NTT東日本・西日本以外の非上場部門の事業も含めたリスクを参照していること等から、今回はその値をそのまま採用することができない。

と整理し、これらの観点を踏まえて、本研究会としては次のとおり結論付けた。

- 第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクの検討に当たっては、まずはNTTグループ全体の β 値(NTT持株の β 値)を基礎とすることが適当である。
- その上で、NTT持株の β 値からどのように第一種指定電気通信設備の管理・運営に係る事業のリスクを抽出すべきかについては、上述のとおり直ちに結論を得ることはできず、少なくともNTT持株の β 値を上回ることではないことを念頭に、直近の外的要因(新型コロナウイルス感染症等)による影響を勘案しつつ直近の値を基に β 値を見直したうえで、接続料の改定に係るプロセスを進めることが適当である。

<主要企業の平均自己資本利益率の算定方法の適正性>

他産業における主要企業の平均自己資本利益率の算定方法については、外的要因による適正利潤の水準の変動は接続事業者の事業における予見性に悪影響を与えるという観点等から、長期安定的な指標として、長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアム(イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行するJapanese Equity Risk Premia Report)を「他産業における主要企業の平均自己資本利益率」の算定方法として採用することが適当である。

以上の考え方を踏まえて、NTT東日本・西日本においては、令和5年度の将来原価方式に基づく接続料の改定に係る接続約款変更認可申請において、自己資本利益率の算定方法の見直しを行った。

- 接続料の算定等に関する研究会における議論を踏まえ、今次申請においては、報酬の算定方法について次のとおり見直し。
- ・ **CAPM的手法におけるβ値**：少なくともNTT持株会社のβ値を上回ることのないことを念頭に、直近の外的要因による影響を勘案して、**β=0.566（見直し前：β=0.6）**（※1）を採用。
 - ・ **主要企業の自己資本利益率の算定方法**：長期安定的な指標として、**長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアム**（※2）を採用
- この影響により、加入光ファイバの接続料原価において、**NTT東日本で▲71億円、NTT西日本で▲49億円**（シェアドアクセス方式の接続料原価における今次算定期間各年度の平均値。一定の仮定の下で試算した概算額）の減少。
- ※1 日本電信電話株式会社の株式価格の市場β値について、令和2年度末、令和3年度末、令和4年度末をそれぞれ終点とする3年間の日次データに基づく値（それぞれ、β=0.625、0.566、0.545）の中央値。
- ※2 令和3年度以降の値についてイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行する「Japanese Equity Risk Premia Report（各年3月末版）」の「Japan Long-Horizon Equity Risk Premia（計測期間：1952年から各基業事業年度の3月末）」を使用。接続料規則における報酬の算定方法上はこれを採用することは想定されていない（他産業の自己資本利益率を用いるものとされているところ、同指標は電気通信事業に係るリスク・プレミアムを含む。）ため、本見直しに係る3条件可が合わせて申請されている。

見直し前（NTT東日本・西日本共通）								見直し後（NTT東日本・西日本共通）※4							
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7		R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
主要企業の自己資本利益率（i）	7.15	5.04	9.71	9.71	9.71	9.71	9.71	主要企業の自己資本利益率（i）	7.15	5.04	8.89	8.89	8.89	8.89	8.89
リスクフリーレート（ii） （10年ものの国債利回り）	0.00	0.04	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	リスクフリーレート（ii） （10年ものの国債利回り※5）	0.00	0.04	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
リスクプレミアム （（i）－（ii））	7.15	5.00	9.62	9.62	9.62	9.62	9.62	リスクプレミアム （R2まで：（i）－（ii） R3から：4%の仮定※6）	7.15	5.00	8.80	8.80	8.80	8.80	8.80
β	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	β（見直し後）	0.566	0.566	0.566	0.566	0.566	0.566	0.566
期待自己資本利益率 （β×（（i）－（ii））＋（ii））	4.29	3.04	5.86	5.86	5.86	5.86	5.86	期待自己資本利益率 （β×リスクプレミアム＋（ii））	4.05	2.87	5.07	5.07	5.07	5.07	5.07
選択される自己資本利益率 （期待自己資本利益率の3年平均※3）	-	-	4.40	4.92	5.86	5.86	5.86	選択される自己資本利益率 （期待自己資本利益率の3年平均※3）	-	-	4.00	4.34	5.07	5.07	5.07

※3 期待自己資本利益率の3年平均と主要企業の自己資本利益率の5年平均を比較し低い方を採用するとされているところ、今算定においてはいずれも前者が採用されているもの。

※4 見直し後の令和2年度以降の主要企業の自己資本利益率（i）については、イボットソン社データから逆算したもの。

※5 Copyright © 2023 Ibbotson Associates Japan, Inc. イボットソンの事前の書面による承諾のない利用、複製等は、全部または一部を問わず、損害賠償、著作権法の罰則の対象となります。

※6 令和4年度以降のリスクプレミアム及びリスクフリーレートについては令和3年度の実績値と同じと見込んだ。

（出所）情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第134回）資料134-2より抜粋

【図7-4 令和5年度の将来原価方式による接続料の改定等における報酬額の算定方法の見直し】

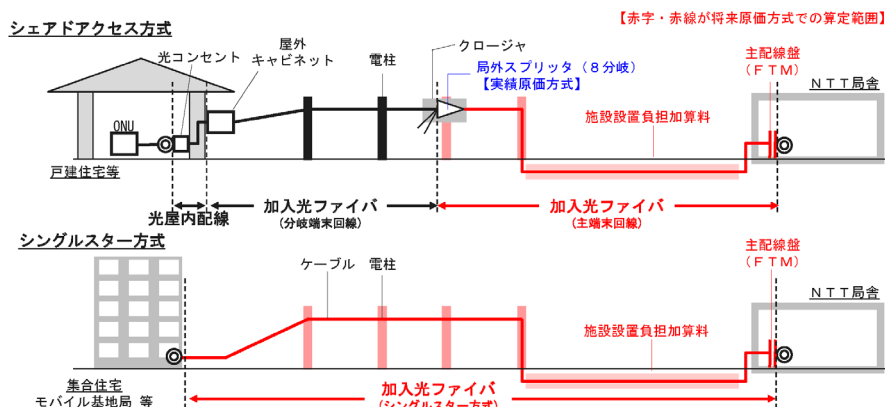
加入光ファイバとの接続によるFTTHアクセスサービスの提供については、サービスの向上や多様化につながりやすい提供形態として、今後も多様な事業者によって広く活用されることが期待される。加入光ファイバ接続料を接続事業者にとって利用しやすいものとするため、適切な接続料の算定方法については、今後も必要に応じて、議論を深めていくことが適当である。

第8章 加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法

1. 検討の経緯

シェアドアクセス方式の加入光ファイバでは、最大8利用者と共用する「主端末回線」と、主端末回線から局外スプリッタにおいて分岐し、1の利用者が専有する「分岐端末回線」が組み合わされて利用される⁶⁸。

加入光ファイバは「基本的な接続機能」（通常求められるような様々な接続形態を許容するネットワークを前提にして、多くの接続事業者にとって具備されていることが必要となるような機能）であり、網使用料として接続料が設定されること、すなわち、接続事業者のネットワークの利用見合いで費用を負担し、利用中止時には別途の負担は求められないことが原則であるが、シェアドアクセス方式における分岐端末回線については、異なる取扱いがなされてきた。



（出所）情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第134回）資料134-2より抜粋

【図8-1 加入光ファイバにおけるシェアドアクセス方式とシングルスター方式】

具体的には、現に接続事業者が接続し、利用者への電気通信役務の提供に用いられている分岐端末回線（以下「現用回線」という。）について負担する接続料のほか、利用者との契約の解約等により電気通信役務の提供に用いられなくなった回線（以下「残置回線」という。）についても、当該回線を利用していた接続事業者が撤去するか残置するかを選択権を有し、

- ・ 撤去する場合には、撤去費用及び未償却残高を負担し、
- ・ 残置する場合には、引き続き当該回線の維持等に要する費用⁶⁹を月額で負担

⁶⁸ このほか、引き通し形態（コンセント渡し形態）では、光屋内配線が利用される。

⁶⁹ 分岐端末回線のうち、接続事業者の求めに応じて敷設される部分のコストを原価として算定される。具体的には、分岐端末回線においては、NTT東日本・西日本で設備の構成が異なるところ、NTT東日本では、単芯区間と少芯区間のうち単芯区間に係る原価のみ算入されており、NTT西日本では単芯区間のみで構成されているため、分岐端末回線の原価全体が算入されている。また、回線管理運営費については、分岐端末回線のものが準用されている。

することとされている。

これは、分岐端末回線が「現時点において、多くの場合、NTT東日本・西日本の既設設備を接続事業者の使用させるものではなく」、「接続事業者の個別の回線設置申込みに応じてNTT東日本・西日本がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものである」といった特殊な状況にある」と整理されてきた⁷⁰ことによる。

この点、本研究会において、接続事業者(KDDI)から次の論点提起があった⁷¹。

- 平成 23 年度にはシェアドアクセス方式(の加入光ファイバを用いるサービス)とフレッツ光の間の転用ができるようになり、転用ができる状況が生まれた。コラボ光が提供開始されて大きく台頭してきたところだが、今後、コラボ光の事業者との転用の工事についても実現できるように現在調整をしているところ。
- こういった現状を踏まえると、当時の整理であった各事業者が専属的に利用するという整理が既に解消されている状況があるのではないかと考えており、このルールを見直す議論をしていただけないか。

こうした論点提起を踏まえ、関係事業者(NTT東日本・西日本、KDDI、ソーニーネットワークコミュニケーションズ株式会社(以下「SNC」という。))にヒアリングを実施し、次の論点について議論を行った。

- **【残置回線の現状】**接続事業者及びNTT東日本・西日本(第一種指定設備利用部門(以下「利用部門」という。))における残置回線の現状はどうなっているか。(残置回線数の推移、転用等の進展状況、利用者への案内状況等)
- **【「特殊な状況」の現状】**転用等の実現・進展により、分岐端末回線の残置回線についても、他の接続機能と同様、全ての接続事業者(NTT東日本・西日本(利用部門)を含む。)が受益し得る設備となっているのではないか。あるいは、各接続事業者が専属的に利用するという「特殊な状況」が継続しているのか。
- **【「特殊な状況」の現状を踏まえた接続料算定方法の見直し】**「特殊な状況」の解消が認められる場合、分岐端末回線の接続料の算定方法をどのように見直す

⁷⁰ 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(シェアドアクセス方式の提供に用いられる光信号分岐端末回線部分の接続料等の見直し)」平成16年10月13日申請、10月19日諮問、12月21日答申・認可。

⁷¹ その他、本件に関係する経緯としては、本研究会第一次報告書までの議論において、接続事業者では残置回線を撤去したくても、解約後の元の利用者に連絡をとることが難しいために、そのための手続をとることができず、維持管理費の支払いが必ず求められてしまうという現状を踏まえて検討を行ったものがある。本研究会第一次報告書においては、利用者解約に係る対利用者対応の実務の検証について、総務省からNTT東日本・西日本に検討の加速等を依頼し、その報告を受けて検証を行うことが適当であると整理した。これに基づき、NTT東日本・西日本ではKDDIとの協議を進め、平成29年12月28日には、①KDDIの残置回線のうち将来的に再利用が見込まれないものを当社も協力して実際の費用負担を廃棄することとし、具体的に検討を進めることで合意した、②その方策として、(元利用者の)撤去承諾に係る利用者対応をNTT東日本・西日本がビジネスベースで代行する場合の業務フロー・概算金額等具体的な案を提示し、KDDIにおいて検討いただいている旨、報告があった。

べきか。残置回線の維持管理費と撤去費それぞれについてどのように考えるか。

- **【残置・撤去の判断主体】**現在は「特殊な状況」を踏まえ、各接続事業者が分岐端末回線の残置・撤去の判断を行っているが、「特殊な状況」の解消が認められる場合、他の接続機能と同様、NTT東日本・西日本(第一種指定電気通信設備管理部門(以下「管理部門」という。))が残置・撤去の判断をすべきか。NTT東日本・西日本(管理部門)が判断主体となる場合の支障はあるか。
- **【既存残置回線の費用負担】**接続料算定方法を見直す場合、現行の算定方法に基づき、各接続事業者において残置・撤去の判断を行い、当該接続事業者が費用を負担している残置回線(既存残置回線)についても、算定方法を見直すべきか。
- **【残置回線に係る取組の進め方】**残置回線については、利用者へのサービスの提供に用いられていない電気通信設備であるが、残置回線の数を減らしていくための取組を行っていく必要はあるか。必要はあるとして、どのような取組が考えられるか。また、今回議論する算定方法の見直し等により、利用者等への利益はあるか。

なお、現在、分岐端末回線については、NTT東日本・西日本(管理部門)が、接続事業者(NTT東日本・西日本(利用部門)を含む。)からシェアドアクセス方式の接続申込みがあった際に、申込みのあった利用者の住宅等に残置されていた残置回線を「再利用」することがある⁷²。また、競争WGにおいて議論されている「引込線転用」により利用者が接続事業者・光コラボ事業者(光サービス卸の卸先事業者)間で利用者が事業者変更を行う際、現用回線の「転用」が実現することとなる。

そのほか、接続ルール上はNTT東日本・西日本(利用部門)内の運用フローにすぎないものの、光コラボ事業者間の「事業者変更」についても令和元年度に実現している。

2. 議論の経過

(1) 見直しの是非

＜現状認識及び現状認識を踏まえた接続料算定方法の見直しに係る意見＞

- 制度導入当時の状況・環境変化等を踏まえ、現状も適切な整理であるのか、他の事例との公平性が保たれているか確認が必要。【KDDI】
- 当社における解約時の対応については、事業影響を踏まえつつ、解約を契機とした費用である点から「お客様間の負担の公平」を極力考慮した案内を行っている。撤去工事費の解約時一括請求の禁止等を踏まえ、令和4年7月以降は利

⁷² NTT東日本・西日本接続約款第34条の6第3項。残置回線が再利用された場合、その旨が当該残置回線の維持管理費を請求されていた接続事業者へに通知され、以降請求されない。

用者から要望があった際のみ有料で撤去を行い、原則として残置を案内しているが、解約者と現利用者間の費用負担の公平性に課題が残っている。【KDDI】

- 現行ルール策定時の前提である「特殊な状況」が解消されている場合、算定方法を他の接続機能と分ける根拠もなく、他の接続機能と同様に網使用料の（原則どおりの）算定に改め、事業者の負担の公平性を改善すべき。当初より再利用による運用は存在していたため、既存残置回線および今後発生する残置回線をすべてルール見直しの対象範囲とすべき。【KDDI】
- 残置回線の「維持管理費」「撤去費用」についても、他の接続機能と同様、網使用料への変更等の検討が必要ではないか。その際、既存残置回線も対象に見直しを検討すべきかと考える。【SNC】
- 残置回線数は当社でも増加傾向にあり、維持負担額は接続事業者にとって大きな負担となっている。参入障壁の軽減、事業予見性等、今後の競争促進のため、見直しを検討する時期に来ている。【SNC】
- 残置回線に係る維持負担額について、
 - 従前より、回線設置場所に残置回線が存在する場合は当該回線を再利用していることから、残置回線はシェアドアクセス方式の加入光ファイバを利用する全ての事業者がその受益者になりうる設備であること
 - 今後、当社が一元的に引込線等の扱いを判断・運用していくことに加え、分岐端末回線の利用数に応じた負担に見直すことで、残置の障壁が解消され、設備運用の効率性向上が期待されること

の観点から、網使用料として利用回線数に応じた負担に見直すことは一定の合理性がある。既存の残置回線についても、今後転用や再利用が見込まれることを踏まえれば、維持負担額の見直しの範囲は、全ての引込線等を対象とすることが適切。【NTT東日本・西日本】

- 撤去費については、撤去する回線は、現に利用している事業者のみがそのサービス提供のために利用していたものであり、他の事業者は当該設備の受益者には当たらないことを踏まえれば、事業者個別の要望により発生する撤去工事費については、現行通り、撤去する事業者が個別に負担することが適当。【NTT東日本・西日本】

＜判断主体、取組の進め方等、残置回線の運用に係る意見＞

- 分岐端末回線は、接続事業者にて解約時の残置・撤去を判断しているが、自社の設備状況しか把握できず、引込線数や再利用・転用可否等を確認する術がない状況。本課題の解決を図る観点からも、接続料算定方法を見直し、NTT東日本・西日本において、再利用可能性を考慮した全体最適による残置・撤去の工事の判断を実施することが適当。このことにより不要な残置回線数の増加抑止・減少に資するものと考え。【KDDI】

- 不要な残置回線が減少することで、コスト削減によるサービスの創意工夫への寄与、ケーブル垂れ下がり等による保安上のリスクの回避等の効果が期待される。【KDDI】
- 業界全体で残置回線を今後も減らしていくための取組を続け、設備全体のコスト減を接続料等の低減、さらに利用者の利益にも繋げていくべき。【SNC】
- FTTHアクセスサービスの需要が継続して発生する状況においては、引込線等の設備は回線廃止時に撤去することなくそのまま残置して再利用していくことが効率的であり、利用者利便にも適う。これまで、当社においても、個別の利用者要望がある場合や建物取り壊し等により残置の必要がないことが明らかな場合を除き、原則として引込線等を残置してきた。【NTT東日本・西日本】
- 同一建物に複数の引込線等が残置されるケースも一部あるが、撤去にはコストや利用者対応に伴う稼働を要するため、当該引込線等の撤去のみを目的とした対応を行う必要はない。【NTT東日本・西日本】

(2)見直しの進め方

以上のとおり、残置回線に係る「特殊な状況」は解消しているという観点等から、残置回線に係る接続料の算定方法を見直し、残置回線数に応じた維持負担額ではなく、分岐端末回線接続料の原価に残置回線コストを算入することによる現用回線数に応じた負担とすることについて、賛同の意見があった。

一方、第 67 回会合においてNTT東日本・西日本が算定方法を見直す場合の分岐端末回線接続料の試算を示したところ、同試算においては、残置回線維持負担額がなくなる代わりに現用回線の接続料が大きく上昇することから、関係事業者からは次の意見があった。

- 事業者によっては負担額が増加する場合もあることにも留意した上で、小規模事業者の意見も踏まえながら検討していく必要。【NTT東日本・西日本】
- NTT東日本・西日本の試算結果は、既存残置回線が比較的少ない後発事業者に負担がのしかかる数値であり、当社としては到底受け入れが困難な水準。昨年のヒアリングの時点では全体でここまで大規模な既存残置回線があることは公表されておらず、想定を圧倒的に超えていた前提が判明したため、考え方を変えざるを得ない。【SNC】

単位：1回線あたり月額

	NTT東日本		NTT西日本	
	現状	見直す場合	現状	見直す場合
現用の分岐端末回線に係る接続料	328円	465円 (+137円)	412円	762円 (+350円)
残置回線に係る維持負担額	250円	-	468円	-

(第67回会合NTT東日本・西日本説明資料より作成)

(出所)第 69 回会合資料 69-1(事務局資料)より抜粋

【図8-2 NTT東日本・西日本が示した分岐端末回線接続料の試算】

また、網使用料化した場合の残置回線の運用について、原則として残置して再利用していくことが効率的であり、利用者利便にも適うという意見がある一方、再利用可能性のない不要な残置回線については、順次撤去促進を行い、設備の効率化・接続料の低廉化を図るべきとの意見もあるなど、関係事業者の間で見解が分かれていた。

分岐端末回線について、各接続事業者が専属的に利用するという「特殊な状況」に係る状況変化は認められるものの、こういった意見等を踏まえ、本研究会としては、

- ・ 算定方法を見直す場合の接続事業者毎の現用回線・残置回線の状況が異なることによる影響についてどう考えるか。
- ・ 算定方法を見直す場合の残置・撤去に係る判断について、どのように整理すべきか

の2点について、NTT東日本・西日本、KDDI及びSNCの3社のほか、シェアドアクセス方式の加入光ファイバの利用規模が比較的小さい事業者の意見を聞くため、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「CATV連盟」という。）から書面提出を受けるなどして、本件を継続して検討した。なお、以降の議論において、接続料算定方法の見直しまでに生じる残置回線を「既存残置回線」、見直し後に生じる残置回線を「新規残置回線」という。

① 事業者からの意見

<接続事業者毎の残置回線・現用回線の状況が異なることによる影響>

- ・ 見直しが分岐端末回線の利用に係る受益に応じた負担となるのであれば、事業者間で負担を補助することにならないため、公正競争を損なうことはない。
【NTT東日本・西日本】
- ・ 公正競争上の影響が、網使用料化されている既存の接続機能以上に生じうるとは考えていない。各事業者における費用負担の増減が生じるのは事実ではあるものの、現行ルール策定時の前提である特殊な状況が解消されている現状に鑑みれば、当該理由だけをもって網使用料化を実施しない理由にはならない。
【KDDI】
- ・ 分岐端末回線に係る接続料が上昇する一方、事業を継続する上で将来的に発生する残置回線費用の負担が軽減されるため、新規参入事業者における影響はない。【KDDI】
- ・ 再利用可能性を有しない回線は転用・再利用が不可能であるため、受益負担の公平性が確保されない。仮に再利用可能性を有しない残置回線が多数存在する場合においては、公正競争の阻害要因になりうる。【KDDI】
- ・ 過去に残置された回線が非常に多く発生・蓄積しており、結果、見直した後の単金が増加する点について非常に問題視している。NTT東日本・西日本が設備の効率化を促進するインセンティブの確保に資するルールを作る必要があり、

例えば、接続料の算定方法として2本引きの回線は原価から除外する、1本目の回線についても損益分岐の期間を超えた残置回線については原価から一定程度除外するなどのルール整備が必要。【KDDI】

⇒本意見に関し、NTT東日本・西日本から「システム上、住所単位で設備を管理しており、建物単位での設備管理を行っていないこと、同一住所に複数の建物が存在するケースは多数あることから、2本引きのケースに該当する設備を特定するためには現地調査が必要となり、相当の稼働とコストが発生するとの」見解が示された。

- もし実施された場合には、FTTH業界の公正競争環境を著しく悪化させ、市場の発展に逆効果を産んでしまうものと懸念。【SNC】
- 既に膨大な残置回線が各社それぞれの水準で蓄積されていることが判明したため、新規残置回線と既存残置回線で、2段階に分けて検討を進める方法が考えられる。新規残置回線については、引込線転用がスイッチングコストを低減し、今後の残置率が減っていく想定のもとに網使用料化されれば、新規参入者の可能性の阻害ともならず、業界活性につながる。【SNC】
⇒ 本意見に関し、NTT東日本・西日本から「残置回線は過去に発生したか将来に発生するかによらず、シェアドアクセス方式の加入光ファイバと接続する全ての事業者で活用可能なことを踏まえれば、残置回線となった時期によって異なる扱いとすることは適切ではない」との見解が示された。
- 残置回線の維持費用は残置させている事業者は支払うことが基本であり、慎重な検討を要望するが、仮に接続料の算定方法の見直しを行う場合であっても、既存残置回線はスコープ外として、新規残置回線に関してのみ適用することが妥当。【CATV連盟】
- 20 年前から(NTT東日本・西日本のシェアドアクセス方式の加入光ファイバとの接続を)使用している事業者と、近年利用を始めた事業者(ケーブルテレビ事業者等)に対して一律に、過去生じた残置回線を考慮した料金改正を行うことは公平性の観点から問題。【CATV連盟】
- 急激な分岐端末回線単価の上昇は、地域における光化を抑制することや中小規模の事業者の経営への影響が懸念される。【CATV連盟】

<残置・撤去の判断>

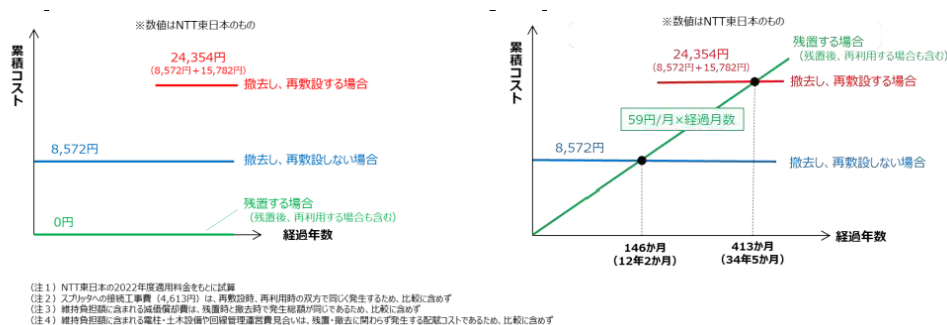
- 2本引き等の再利用可能性の無い不要な残置回線については、順次撤去促進を行い、設備の効率化・接続料の低廉化を図るべき。撤去時に要する費用と残置に係る費用を比較した場合、損益分岐の期間を超えて残置し続けると残置した方が費用負担が大きくなる。【KDDI】
- 既存残置回線については、残置の必要性や残置・撤去判断における合理性を確認すべきであり、透明性確保の観点から、残置・再利用の状況を定点観測し、

NTT東日本・西日本の効率的な工事判断・運用について総務省に報告するなどの対応が必要。なお、効率的な設備運用を図る観点から、再利用可能性有無を把握できる運用管理方法の実現が必要。【KDDI】

- 業界全体で残置回線を今後も減らしていくための取組を続け、設備全体のコスト減を接続料等の低減、さらに利用者の利益にも繋げていくべき。【SNC】
- 引込線転用によるスイッチングコストの低減によって、将来の残置率が減っていく市場原理が働くよう、現在の議論を進めていくことも重要。【SNC】
- ケーブルテレビ事業者は、シェアドアクセス方式(のNTT東日本・西日本の加入光ファイバとの接続)から自前設備に切り替える場合等には、(NTT東日本・西日本の)引込線は原則撤去している。【CATV連盟】

⇒これらの意見に対し、NTT東日本・西日本からは次の追加的な説明があった。

- 引込線等を撤去するためには撤去工事費が新たに発生する一方、残置することに伴う新たな費用は生じないため、増分費用(キャッシュアウト)の観点からすれば残置することが合理的。
- 仮に増分費用だけではなく、残置回線に係る保守コストについて接続料原価をもとに考慮した場合においても、未利用期間が相当継続しない限り残置した方がトータルでコスト低廉。
- 現時点において引込線の新設の約2割が残置回線の再利用によるものであることを踏まえれば、中長期では相当数の残置回線が活用されることになる。なお、建物の取壊しや道路拡張工事等により撤去が必要となることが明らかなケースや、同一建物に複数の引込線等が設置されているなどの理由により利用者から撤去の要望があったケースにおいては、引き続き撤去を行うことで、設備の効率化・利用者利便の向上に努める考え。



(出所) 第70回会合資料 70-7 (NTT東日本・西日本資料) より抜粋

【図8-3 NTT東日本・西日本の説明する残置回線の保守・撤去コストの関係】

＜システム改修に要するコストを踏まえた検討＞

NTT東日本・西日本から、既存残置回線と新規残置回線を分けて検討するなど、残置回線が残置されてからの期間に応じて異なる接続料を請求するためには、新たにシステム改修のコストが必要との見解が示された。このコストについては、「具体的な

仕様を検討しなければ算定は困難だが、改修対象のシステムにおける過去の実績等を踏まえれば、概ね10億円程度の費用を要するものと想定」しているとのことである。

これを踏まえ、NTT東日本・西日本からは、システム改修を要しない形で、接続事業者毎の現用回線・残置回線の状況が異なることによる影響を踏まえた算定方法の見直しを行う方策の提案があった。また、KDDIからも、システム改修を要さない見直しの方策の提案があった。

システム改修を行い既存残置回線のコストを既存残置回線から回収する形と比較すると、両者の提案は次のとおりである。

【表8－1 見直しの方策の比較】

見直しの方策	案の概要等
(A) 既存残置回線のコストを既存残置回線から回収	• 既存残置回線からは維持負担額を回収し、新規残置回線からは回収しない。新規残置回線コストは現用回線網使用料に加算。 • 網使用料化の対象は新規残置回線のコストのみであり、残置・撤去を判断した事業者が維持負担額を支払うという観点で合理的。 • NTT東日本・西日本におけるシステム改修が必要であり、改修経費は接続料原価として回収。
(B) NTT東日本・西日本提案＝新規残置回線のコストを平均的に維持管理費から減額	• 全残置回線から維持管理費を回収するが、維持負担額の単価から新規残置回線のコストを減算する(全事業者一律)。減算分は現用回線網使用料に加算。 • 網使用料化の対象は新規残置回線のコストのみとなるが、新規残置回線について、残置・撤去の判断主体とは異なる事業者が維持負担額を支払う。
(C) KDDI提案＝新規残置回線のコストを維持管理費から減額し、加えて既存残置回線のコストも段階的に減額	• 全残置回線から維持管理費を回収するが、維持負担額の単価から新規残置回線のコストを減算するとともに、既存残置回線のコストも5年間で段階的に減算する(全事業者一律)。減算分は現用回線の網使用料に加算。 • 網使用料化の対象は全ての残置回線のコストであり、5年間で段階的に網使用料化される。なお、新規残置回線については、残置・撤去の判断主体とは異なる事業者が維持負担額を支払う。

② 構成員からの意見

＜接続事業者毎の残置回線・現用回線の状況が異なることによる影響＞

- 網使用料化すれば、これまで残置回線が少なかった事業者が、結果的にこれまで残置回線が多かった事業者を補助する形になる可能性がある。
- 今後においても、1年、2年、3年と経過する中で残置回線が減っていくか、転用が増えていくか等、そういった数字も定点観測で見していきたい。
- 過去の残置回線の状況については、残置判断の妥当性や2本引きの問題等について議論したが、十分な情報提供(例えば5年・10年残置された回線の数や地域別の状況等・2本引きの現状等)がなされておらず、改善策の議論が十分にはできていない。したがって、過去の残置回線の非効率性・問題点を内包したまま、その負担を新規事業者に負わせることは公平性において問題であるし、ルール変更により生じる過大な負担額の増加は、新規企業にとって参入障壁となる危険性が高い。

＜残置・撤去の判断＞

- 非効率な撤去について、最たる事例として、賃貸アパートの大家から、退去のときに回線を全部撤去するように言われる場合がかなり多いようであるが、回線は財産であり、なぜ撤去を求めるのか理解に苦しむところ。今後、接続事業者と光コラボ事業者間の転用が実現した時点で、ぜひ大々的にPRしていただいて、NTT東日本・西日本が回線利用状況を十分に把握して、原則残置して効率的に使うことを周知いただくのが良いと考える。
- 現在用いられている引通しの分岐端末回線は、撤去の際に宅内工事が必要であり、撤去コストが高くなっている。使用されていない分岐端末回線は強風・倒木による断線や宅内リフォームの都合等で実際に使用可能な期間は現状での損益分岐点より短いことが想定される。今後、分岐端末回線の形態を工夫し、撤去工事費用を下げることで、残置回線を減らすことに寄与する。
- 今後、残置回線の再利用が効率的に行われることが望ましい。現時点での残置回線の把握方法が非常に非効率なものであるならば、システム改修を行うことで、現場の負担が軽減される可能性もあるのではないかと。
- システム改修により、残置・再利用、2本引き等のデータが整うことで、ルール変更により期待された効果が生じているかの検証が可能になることを期待したい。
- ルール変更により、現行ルール下の状況に比べて少なくとも引込線の活用において効率性が高まり、多くの事業者がそのメリットを享受できる環境が実現でき、競争が促進されることによって、最終的に利用者の利益拡大が期待できる、そのための議論がルール変更の前提として必要。

＜システム改修に要するコストを踏まえた検討＞

- 各方式に記載された留意事項を総合的に判断するならば、(A)による段階的な見直しが適当。なお、システム改修については、改修コスト圧縮による負担軽減を図ることが必要。
- 関係事業者の意見を踏まえると、(A)が適切と思われるが、10 億円が必要だとすれば、いくら接続料として回収可能といっても無駄な費用であるように思われる。(B) (C)において既存残置回線の比率を考慮して傾斜をかけるような算定式を使うことが可能なのであれば(B) (C)で納得いただいても良いかもしれないが、傾斜をかけることも困難なのであれば、(A)の方がすっきりするかもしれない。
- 方向性は(A)で良い。
- コストをかけず激変緩和措置で乗り切る方法もあるが、必要なコストと考えられるならば、試算値についても更に精査をしていただきたい。
- (A)が妥当な解決策と考えるが、その導入においては、システム改修費による負担増がどれほど低く抑えられるか議論する必要。システム改修費によって、(A)の実現が難しい場合においては、(B)をセカンドベストとして議論することになるが、現状の数値を引き延ばすだけではなく、将来の変化(市場規模変化、競争環境変化等による残置回線の増加・減少トレンド)等を考慮し、何らかのシミュレーションを行うことで予見性を高め、現状より効率的な引込線の構築・活用が促進されることが期待できるようであれば、各社の合意のもと(B)を採用することが可能かもしれない。
- システム改修においては、後々、こういう情報や機能を追加しておけばよかったという状況となることがないように、開発段階で各事業者の意見が反映されるよう、できるだけ透明性のあるプロセスでシステム改修を進めていただきたい。

そもそも、システム改修費は接続料で各事業者が応分の負担をするものであり、運用等をNTT東日本・西日本が行うとしても、それはNTT東日本・西日本のものというよりは皆のものであるという考え方に立つべき。その意味では、システム改修費についても、仕様書や見積りといった情報を関係者、総務省とできるだけ共有できるような形も考えていただきたい。

3. 考え方

シェアドアクセス方式の分岐端末回線に係る「特殊な状況」は既に解消していることから、残置回線数に応じて維持管理費を負担している現状の算定方法を見直し、分岐端末回線接続料の原価に残置回線コストを算入することにより、現用回線数に応じた負担とする、すなわち、基本的な接続機能の原則どおりの算定とすることが適当である。他方、

- 接続事業者ごとに現用回線・残置回線の状況が異なり、特に新規参入事業者

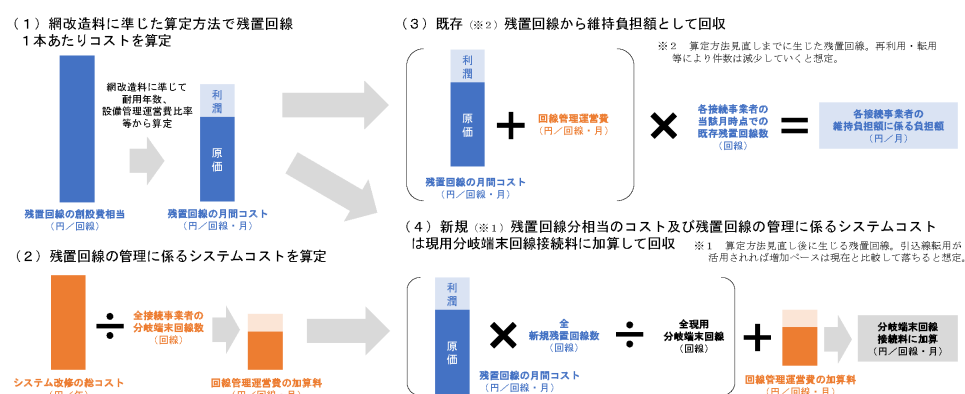
においては既存残置回線の回線数が少ない傾向にあること、

- 既存残置回線については、既存の接続事業者が自らの判断で残置してきたものであり、他事業者が受益するものも含めて一定の割合で再利用はされているものの、少なくとも現段階においては、再利用可能性が不透明であること

を踏まえれば、既存残置回線についてまで原則どおりの算定とすることは適当ではなく、既存残置回線のコストは既存残置回線数に応じて負担し、新規残置回線のコストのみ網使用料化することが適当である。

この算定方法を実現するために必要なシステム改修経費については、参考値として10億円という額がNTT東日本・西日本より示された。しかし、既存残置回線の再利用可能性が不透明である中、その負担を新規に参入する事業者も含めて現用回線数に応じて負担させるべきではなく、システム改修経費を理由に、システム改修を回避できる他の算定方法の案((B)及び(C))を採用することは適当ではない。ただし、その経費については、今後、システムの仕様等について整理する中で精査を行い、NTT東日本・西日本から接続事業者に対してその合理性について十分に説明することが適当である。

なお、この見直しの時期は、接続事業者・光コラボ事業者間の引込線転用スキームの実現時期(NTT東日本・西日本は令和7年2月を想定)と合わせることが適当である。



(出所)第74回会合資料74-3(事務局資料)より抜粋

【図8-4 見直し後の算定方法の概要】

また、算定方法を見直す場合の残置・撤去に係る判断については、接続事業者の合意を得て整理することが望ましいと考えられるが、NTT東日本・西日本と接続事業者間においては、今般のNTT東日本・西日本からの説明の内容も踏まえ、残置回線に係る運用について(引込線転用の実現までに結論を得ることを目途に)具体的な整理を進めていくことが適当である。その際、算定方法の見直しに要するシステム改修により取得できるようになる情報の活用も含め、効率性の観点を重視して事業者間の整理を進めていくことが適当である。

総務省においては、今般判明したように、残置回線の回線数が加入光ファイバ接続

料のコスト全体に与える影響が大きい⁷³ことも踏まえ、今後、残置・再利用の状況について、注視していくことが適当である。その際、接続事業者・光コラボ事業者間の引込線転用スキームの運用状況も含めて、残置回線に係るルールが、引込線全体の効率性を阻害していないか等について特に確認していき、必要に応じて見直しを検討することが適当である。

⁷³ 残置回線の維持負担額による回収額は、接続会計において加入光ファイバ等の原価から控除されている。令和3年度接続会計においては、NTT東日本で171億円、NTT西日本で330億円(いずれもNTT東日本・西日本利用部門との間で整理される振替網使用料を含む。)が控除されている。

第9章 加入光ファイバ等の提供遅延

1. 検討の経緯

接続事業者が加入光ファイバ等の第一種指定電気通信設備との接続や通信用建物(局舎)におけるコロケーション⁷⁴を希望する場合、NTT東日本・西日本において所要の手続・工事等を行う必要があるため、接続事業者による接続等の申込みから実際に接続等が可能となるまでには、一定の期間を要する。

例えば、加入光ファイバとの接続においては、接続事業者から①接続の申込みがあった後、NTT東日本・西日本が②提供可能時期(工事実施が可能となる最短時期)を回答し、それを受けて接続事業者が③工事枠(実際に工事を行う日時)を確定させ、その後に④工事を実施するという流れを踏む必要がある。また、コロケーション等において接続事業者が設備設置等に係る工事(自前工事)を行う場合も、NTT東日本・西日本は、自前工事の準備を整える必要があるほか、当該工事にNTT東日本・西日本の社員等の立会いを要するときには、立会に係る日程調整を行うこととなる。

NTT東日本・西日本が行うこうした一連の手続・工事等に要する「標準的期間」については、接続約款記載事項(電気通信事業法第33条第4項第1号ホ)とされており、接続約款に「具体的な期間」及び「当該期間内に対応できない場合」が規定されている⁷⁵(例えば、加入光ファイバにおいては、申込の到達した日から提供可能時期の回答まで原則3週間、当該回答に記載される提供可能時期まで原則1か月以内とされ、この例外として「大量の申込みを一時に受け付けた」等が示されている。)

また、NTT東日本・西日本によれば、光サービス卸においても、接続事業者と同等の対応で卸先事業者の工事等を行っているとのことである。このため、接続約款に基づく標準的期間の遵守状況は、接続事業者・卸先事業者の提供するFTTHアクセスサービス等の電気通信役務の利用者への提供開始までのリードタイムに直結し、利用者利便にも大きな影響がある。

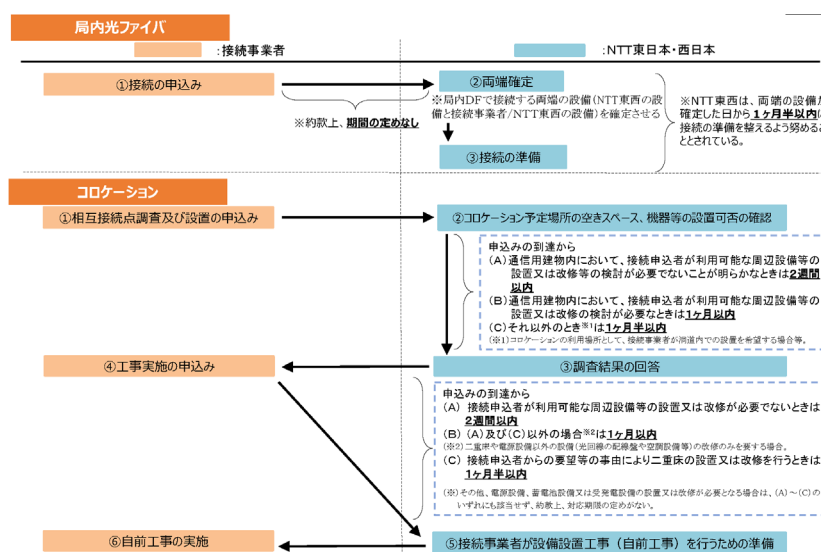
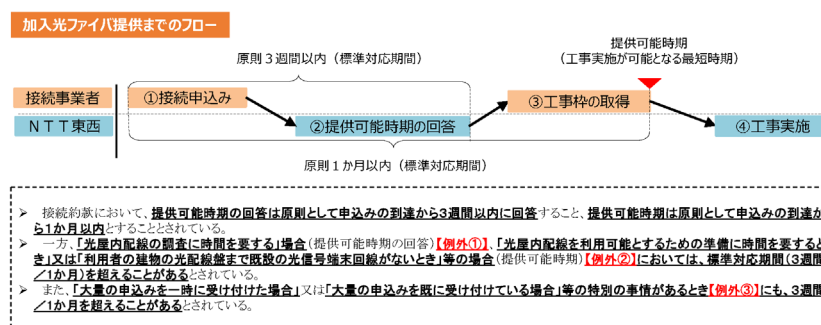
近年、接続事業者等より、加入光ファイバ等の提供遅延(標準的期間の遵守状況の悪化等)に関する指摘⁷⁶があったところ、そうした指摘を端緒として加入光ファイバ、局内光ファイバ、コロケーション等における提供が遅延している状況が明らかとなったため、本研究会においては、提供遅延の実態及び状況を把握し、改善を図るべく、一

⁷⁴ 接続事業者が、第一種指定設備との接続(間接的な接続を含む。)に必要な装置を通信用建物、管路、とう道、電柱等を利用して設置すること

⁷⁵ NTT東日本・西日本接続約款第34条の4第2項等

⁷⁶ 例えば、令和3年度の接続料等の改定に係る接続約款の変更認可(令和3年5月28日認可)に際して情報通信行政・郵政行政審議会が行った意見募集におけるSNC等の意見。当該意見を踏まえた同審議会の要望を受け、総務省はNTT東日本・西日本に対し、加入ファイバ等の提供遅延の状況について報告を要請した(令和3年8月27日要請、同年9月24日報告)。

昨年度から議論を行っている。



(出所) 第 70 回会合資料 70-1 (事務局資料) を基に抜粋・修正

【図9-1 加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーションの提供までの流れ】

本研究会第六次報告書においては、NTT東日本・西日本及び接続事業者等からのヒアリング等を踏まえ「接続事業者等を含めた関係事業者間において協力・協調し、提供遅延やそれに関する情報提供の不足といった状況を解消していくことが重要である」との認識の下、事業者間協議やNTT東日本・西日本、接続事業者双方の取組による改善の方策について具体的な方向性を示し、着実なフォローアップの必要性を指摘した。

同報告書を受けて、総務省においては、NTT東日本・西日本に同社の取組・検討状況及び直近の提供遅延の状況について報告を要請した⁷⁷ところ、今般、当該要請に対する同社の報告があった。今般、その内容を踏まえ、第 70 回会合において、関係事業者 (SNC、ソフトバンク、JAIPA) にもヒアリングを実施し、議論を行った。

⁷⁷ 令和4年11月22日総基料第229号

2. 議論の経過

(1) 報告の内容

まず、NTT東日本・西日本の対応状況及び接続事業者等との協議状況について、主に次のような事項の報告があった(左欄は報告を要請した内容)。

【表9-1 NTT東日本・西日本の報告内容(協議状況関係)】

① 提供遅延の改善に向けた取組状況	
・ 手続及び設備検討・構築の運用改善 ・ 開通リソースを最大限活用する取組 ・ 運用の効率化のためのシステム化	・ これまでの取組を継続している。 ・ NTT西日本において稼働逼迫エリアへの稼働支援を行った。 ・ 接続事業者との議論を経て受付システムの機能改善を図っている。
② 提供遅延の改善に関する協議状況	
・ 接続事業者の提出する需要計画の精緻化 ・ 申込みキャンセルの抑制 ・ NTT東日本・西日本側にとって必要な情報の提出・提示 ・ NTT東日本・西日本間の運用の差異 ・ 当日事故付き⁷⁸・工事日延期の低減 ・ コロケーションリソー	・ 接続事業者より、精緻な需要提示は難しい旨の回答があったことから、年間を通じた計画の平準化、計画と実績の乖離の抑制等に努めることについて継続して努力することについて認識を合わせた。 ・ 接続事業者の申込み前の内容確認等に係る改善、提供遅延に起因するキャンセルの抑制等について認識を合わせた。 ・ 接続事業者の申込み内容の不備については、接続事業者の運用の改善、新たなシステムの機能の活用について依頼。 ・ アクセス工事⁸⁰の調整と開通工事の調整に関する運用等を統一する予定。 ・ 接続事業者に起因するものについては接続事業者側で改善を図ること、NTT東日本・西日本に起因するものについては「開通工事日までのアクセス工事の完了の徹底」「アクセス工事の進捗に応じた接続事業者への連絡」等の改善を進めることについて認識を合わせた。 ・ 通信用建物のビルの増床・設備増強は困難だが、有

⁷⁸ 開通工事日当日に生じる工事日の延期や中止(バックオーダー)

⁸⁰ 設置場所の近くまで既設の光ケーブルがない場合に、新たに光ケーブルを新設する工事。

ス・芯線枯渇の発生 抑止 ・ 現場調査 ⁷⁹ の遅延	限なリソースを有効活用する取組を実施していく。 ・ 現場調査について情報を提示。引き続き現場調査に係るデータの分析等を進めつつ、要望元の団体等には丁寧に対応していく。
③ 接続事業者等・利用者への情報開示に関する協議状況	
・ 遅延の理由や開通時期の見込み等の能動的な通知 ・ エリアごとの逼迫状況の開示 ・ 工事が長期化するパターン及びその標準的な納期の公開 ・ 利用者にNTT東日本・西日本が遅延の原因であることを説明できないこと	・ 令和4年 11 月から理由・提供時期見込み等を通知する運用を開始し、令和6年2月にシステムの機能拡充予定。 ・ 令和4年 11 月から県域単位の平均納期回答日数に係る情報の開示を開始し、令和6年2月にシステムの機能拡充予定。 ・ 令和4年 12 月から開示を開始。 ・ 接続事業者から現時点で具体的な要望はなかった。

また、直近(令和3年4月から令和4年9月まで)の提供遅延の状況についても報告があったところ、概要は次のとおりである。

＜加入光ファイバ＞

- ・ 接続の申込みから提供可能時期の回答までの期間に関しては、NTT東日本においては引き続き遵守率9割前後で推移した。NTT西日本においては、令和3年度第3四半期にかけて7割まで悪化した遵守率が令和4年度中に9割まで回復した。
- ・ シェアドアクセス方式よりシングルスター方式において提供可能時期の回答に係る遵守率の悪化が見られていたところ、シングルスター方式の遵守率の回復状況は地域によりばらつきがあり、回復の遅れがみられる地域としては、NTT東日本においては甲信越エリアで6割まで、NTT西日本においては中国エリアで1割以下まで悪化したのち6割まで回復しているといった状況である。
- ・ 接続の申込みから提供可能時期までの期間に関しては、NTT東日本において

⁷⁹ NTT東日本・西日本によれば、利用者の建物等に起因し再工事となる事象を可能な限り回避するため、事前に回線設置場所の状況(配管設備の有無等)を調査し、開通工事の施工方法の検討を行うもの。

引き続き遵守率9割以上で推移し、NTT西日本においても8割前後から9割まで回復している。一方、標準的期間の例外である「光屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するとき」又は「利用者の建物の光配線盤まで既設の光信号端末回線がないとき」等に該当し、標準的期間を超えて回答があった事例がNTT東日本で1割弱、NTT西日本で1割強存在することに留意する必要がある。

- 接続の申込みから工事実施までの期間に関しては、接続約款上、標準的期間の定めがないものの、地域により状況にばらつきがあり、例えば、NTT東日本では甲信越エリア、NTT西日本では中国エリア及び四国エリアにおいて1ヶ月半以上の期間を要した事例の割合が高くなっている(甲信越エリアにおいては2～3割、中国・四国エリアにおいて3～4割)。

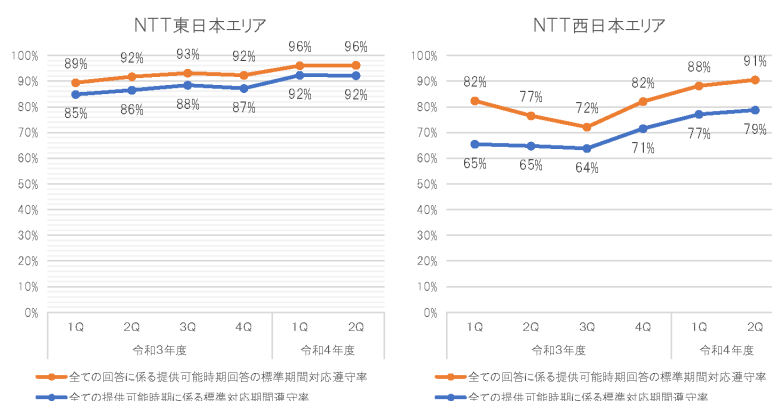
<局内光ファイバ>

- 接続の申込みから両端確定までの期間に関しては、接続約款上、標準的期間の定めがないものの、NTT西日本において1ヶ月半以上のリードタイムとなっていた割合が4～6割までの間で推移するなどの状況が継続している。
- 両端確定から接続の準備の完了までの間に関しては、NTT東日本において北海道エリアの調査対象期間中の遵守率が0～3%という状況が継続していたほか、他エリアで令和3年度第4四半期から令和4年度第1四半期を中心として遵守率が2割以下まで低下した。NTT西日本においては、時期・エリアにより変動はあるものの、関西エリアにおいて調査対象期間中2割以下の遵守率が継続するなど、全体的に遵守率が低調となっていた。

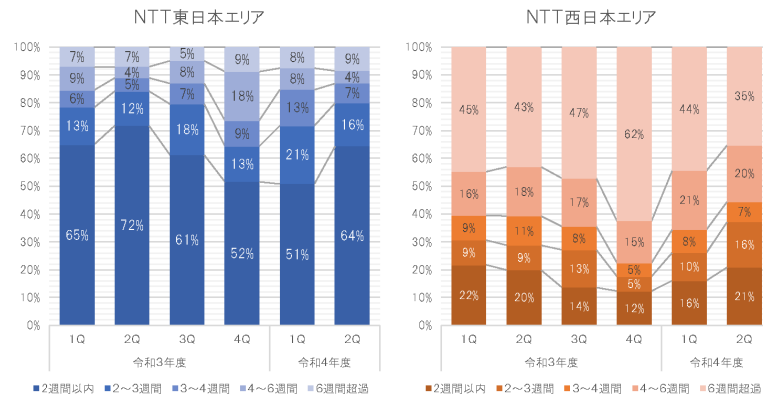
<コロケーション>

- NTT東日本では令和3年度第2四半期、NTT西日本では令和3年度第3四半期を中心に、申込件数の増加等に起因して著しく標準的期間の遵守状況が悪化しているエリアがあったが、令和4年度中には改善傾向にある。

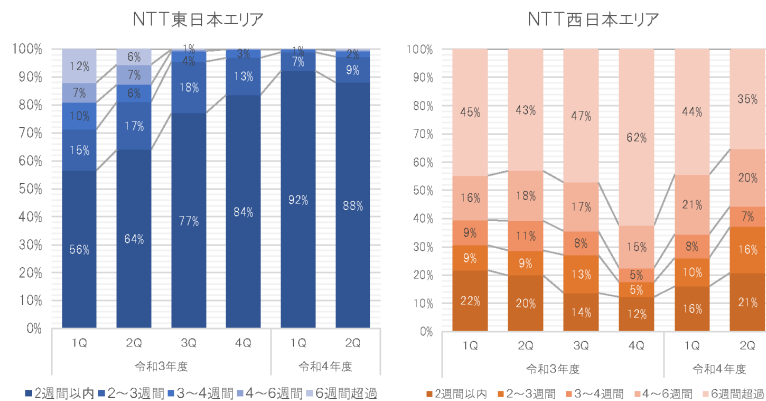
加入DFに係る標準対応期間遵守率



局内光ファイバ(接続申込みから両端確定まで)のリードタイム



コロケーションに係る自前設置工事の準備に係るリードタイム



(出所) 第70回会合資料 70-1(事務局資料)を基に作成

【図9-2 NTT東日本・西日本からの報告内容(提供遅延の状況関係)】

(2) 主な意見

NTT東日本・西日本からの報告内容等を踏まえ、関係事業者及び構成員からは次の意見があった。

① 事業者からの意見

- 加入光ファイバ提供遅延の一因として、工事日確定後の当日事故付き・工事直前延期がある。発生の割合は直近では数%だが、開通までのフローにおいて、利用者へのサービス提供開始が直前に迫っている最終プロセスで発生するものなので、早急なリカバリーが必要となるものである。【ソフトバンク】
- (当日事故付き・工事直前延期について)NTT東日本・西日本と継続的に協議中であり、事前工事の完了の改善等は検討いただいている認識であるものの、NTT東日本・西日本のシステム上の情報と実際の状況がずれているなどによる

設計不備については、情報管理の精度の向上を引き続き要望する。また、事故付き後のリカバリーが長期化する例もあり、改善を協議中である。【ソフトバンク】

- 事前工事と開通工事の稼働取得についてはNTT東日本とNTT西日本で運用に差分がある。NTT西日本からは、事前工事の調整と開通工事の稼働取得を並行して調整可能とする提案があったものの、依然として2回の調整が必要となっており、NTT東日本と同様、電子メールによる事前工事の申請とシステムによる開通工事の稼働の取得をシステムに一本化し、簡素化・シンプル化いただきたい。【ソフトバンク】
- 加入光ファイバの提供遅延の状況については、昨年度と比較すると良化傾向であるものの、一部のエリア・条件において標準的期間を超えるところが残っている。また、実際の工事日までの期間を見ると、利用者との調整等に起因する点はあるものの、工事枠の空き状況の影響が現れる部分であり、引き続き柔軟な対応を継続いただきたい。安定して30日以内に工事ができることが利用者利便につながると考えており、そのように改善いただきたい。【SNC】
- 局内光ファイバについては標準的期間を超える状況が継続しており、改善いただきたい。コロケーションについても、接続約款上の例外規定に該当する場合や、設備の構築が必要な場合も含め、全体に長い納期となっている。【SNC】
- 工事日に関する利用者からの問合せについては、徐々に減ってきているものの、個別に納期の長い案件にはまってしまうと苦言をいただくという状況に変化はない。利用者への説明の際にNTT東日本・西日本の社名を出せないルールになっており、利用者が不信感を抱くケースがあるので、引き続き協議させていただきたい。【SNC】
- NTT西日本における「サービス総合工事」(NTT東日本における「アクセス工事」)について、早急にNTT東日本と同等のスキームにすることが適当。繁忙期の遅延拡大防止のため、4月中の対応を要望する。【SNC】
- 提供遅延を解消するためには、接続ルールの見直しを行うことで提供時期の実効性を高めることが適当なのではないか。具体的には、
 - 加入光ファイバについて、標準的期間を超えてしまうと天井がないという状況であるので、中間回答があった場合でも、1ヶ月以内に改めて工事可能な日付をいただく等、見直しをいただけないか。
 - コロケーションについて、空調設備や電源設備の増設が必要な場合に提供時期が遅延する。やむを得ないということは理解しているが、何かしら目安を設定いただくことが必要。
 - 自前工事に係る立会いの日程調整に時間を要するところ、現在試行されて

いるオンラインでの立会い⁸¹を拡充し、例えば接続事業者側のスマホカメラで実施できるようにするなどが有効ではないか。【SNC】

- ・ 現場調査の遅延については、団体協議においてNTT東日本・西日本から詳細な説明とデータの提供があったが、説明と現場の運用実態が合っていないのではないかと感じる。継続して協議と状況の改善に向けた対応をいただきたい。【JAIPA】
- ・ 複数の地域ISPの認識では、提供遅延は一部地域において継続している。現地調査が必要な場合には平均で開通まで4ヶ月半を要するという声もあり、法人が事務所移転を行う場合等に大きな問題となっている。【JAIPA】
- ・ 現場のISPから見ると、現場の運用実態に改善が必要。県域単位でデータを分析し、各支店の生の声を聞く等、現場に近いところで実態の把握を進めていただきたい。【JAIPA】

② 構成員からの意見

- ・ 全体的な傾向として、工事までの日数が減り早期の工事が実現しているということが傾向として分かったのは、大変ありがたく思う。
- ・ NTT東日本・西日本からの報告内容については、提供遅延の改善の傾向も見られ、NTT東日本・西日本の努力を評価したい。しかし、接続事業者等のヒアリングを聞くと、やはりまだまだ道半ばで、様々な問題があることが分かる。問題点を整理して、特に速やかに対応すべき問題について集中的に議論していくことが必要。事業者間の問題のようにも見えるが、最終的には利用者に迷惑がかかる問題であり、できるだけ速やかに対応すべき。
- ・ 利用者の立場からすると、接続事業者からNTT東日本・西日本の名前を出されると、NTT東日本・西日本との自主交渉により納期が早まるのではないかと期待をしてしまうところがあり、NTT東日本・西日本としてもそのような点を危惧しているのではないか。NTT東日本・西日本の名前を出せるか否かではなく、早めの情報提供や、遅延理由・開通目途の説明を徹底いただきたい。
- ・ トップと現場の対応の連携も大事であるため、接続事業者等の意見を踏まえて再度考えていただきたい。
- ・ 過剰な不使用設備の問題もあるため、需要予測等を見て適切な余裕を持つよう計画を立てているのであれば、問題ない。

また、NTT東日本・西日本の取組等の状況について構成員から質問・指摘があつ

⁸¹「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款変更の認可(加入光ファイバに係る接続メニューの追加等)」(令和3年9月16日申請、9月24日諮問、12月3日答申・認可)において、自前工事の立会いの遠隔化を可能とする接続約款の変更が行われた。遠隔立会いを行う際には、接続事業者において、NTT東日本・西日本が用意する機材(カメラ等)の設置・通信確認等を行う。

たところ、NTT東日本・西日本から次のような回答があった。

- 「NTT東日本・西日本が遅延の理由であることを接続事業者が利用者に説明してはいけないという指示をした事実があるのか。」との指摘に対しては、「どのようなケースでどのような言い方をするのかについて接続事業者と協議を進めたが、具体的な要望はなかったと認識しているが、今回引き続き検討したいとの要望があったので、引き続き協議を進めたい。誰の責任かではなく、遅延の状況と理由を事業者間でしっかり共有して、最終的に利用者に説明できる体制をつくることが本質ではないか。」との回答があった。
- 「北海道において局内光ファイバに係る標準的期間の遵守状況が低い状況が継続している。北海道特有の事情があったのか、補足的な説明を求める。」との指摘に対しては、「申込みに対する稼働がアンマッチであったほか、北海道においては、(工事に必要な)物品の枯渇により申込が積滞しており、その状況を改善するのにも時間を要した。今後、数字は必ず改善していくと見込んでいる。」との回答があった。
- 「コロケーションにおいては、空調設備等の設備の増設、区画の拡大等に関する対応が必要になる場合があるだろうが、申込があった後に増設工事を始めるようなことにならないよう、事前に需要等を予測しているかと思う。どのような対応をしているのか。」との指摘に対しては、コロケーションスペースや受電・発電設備において「計画的に設備の構築を行っており、今後も実施していく考え」だが、空調設備・電源設備については「(接続事業者からの)申込に応じて増設を行うため、たまたま容量に空きがない状況に当たってしまう場合もある。こうした点も事業者間で連携しながら、準備を早めていくことが遅延を改善していくと思うので、引き続き努力していきたい。」との回答があった。
- 「NTT東日本・西日本としては、接続事業者の行う利用者への提供遅延理由の説明について、何らかの制限を課している事実はあるか。」との指摘に対しては、「接続事業者が提供するサービスに関する利用者対応を当該事業者の責任において実施する際に、当社起因で工事日が延期されたことを説明することについて、当社名の提示に係る特段の制限を設けていない。」との回答があった。

(3)第70回会合以降の対応の経緯

以上のとおり、提供遅延の状況には一定の改善が見られるとともに、NTT東日本・西日本の取組等についても評価する声があった。一方で、一部の事項において、NTT東日本・西日本と接続事業者間で認識に齟齬がある点、追加的に改善を要すると思われる点等があったことを受け、NTT東日本・西日本及び接続事業者は、本件に関する事業者間協議を行った。

第75回会合においてその経過についてNTT東日本・西日本から本研究会に報告

があったところ、主な報告内容は次のとおりである。

- バックオーダーの抑制に関しては、当社データベースへのバックオーダー要因の登録等を徹底し、データベースの精度の向上を図っていく考え。また、当社が把握していない現場の情報を接続事業者が把握している場合、当該情報を当社に提示いただくことにより精度を高めることも可能。
- アクセス工事と開通工事の調整に係るNTT東日本・西日本間の差分に関しては、(ソフトバンクがNTT東日本において実施していると指摘する)稼働取得の一本化は東日本・西日本とも原則として実施しておらず、引き続き要望を踏まえながら対応を検討していく考え。(SNCから要望があった、NTT西日本における「サービス総合工事」については改善を検討中。)
- NTT東日本・西日本が遅延の原因であることを説明できないことについては、要望元事業者と協議を進めた。引き続き、当社からの情報を基に、接続事業者において利用者に丁寧に説明いただき、利用者に理解いただくことが望ましいと考えており、設備設置事業者の社名を明らかにする必要がある具体的な事例については、丁寧に協議していく考え。

この報告内容に関し、構成員からは次の意見があった。

- まずはNTT東日本・西日本として前向きに対応いただいていることを評価したい。ただし、事業者間の協議ではあるが、目的は利用者に迷惑をかけている状況の解消であり、市場の中でどのように改善しているか、各事業者における改善の取組が進んでいるか等について、今後もウォッチの必要がある。各事業者の意見は(本研究会報告書案の)意見募集の機会においても伺いたい。
- 事業者間協議の場でお互いの主張とそれに対する回答を整理いただくことで、問題の本質が分かってきたように思う。協議は継続いただきたい。

3. 考え方

加入光ファイバ等の提供遅延に関しては、NTT東日本・西日本等による取組のほか、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴うFTTHアクセスサービス等の需要の増加傾向が一服したこと等によるものと見られる改善がみられる。この点、NTT東日本・西日本及び関係事業者における取組については評価されるべきものであるが、一方、依然として改善を要する点が存在する。

加入光ファイバ等の迅速な提供は、ブロードバンドサービスにおける利用者の利便にとって非常に重要な要素であることから、NTT東日本・西日本においては、引き続き接続事業者等との協議を継続することが適当である。

また、総務省においては、提供遅延及びその改善の状況について引き続き注視していくことが適当である。また、NTT東日本・西日本及び接続事業者等による状況の改善に不十分な点があれば、その要因を検証した上で、更なる対応を検討していくべ

きである。

今後、特に確認・改善していくべき点として、次のような事項が考えられるが、NTT東日本・西日本においては、本報告書の取りまとめ以降も、実際の利用者対応を行う接続事業者からの要望については真摯に聴取し、業務の改善を図っていくことが適当である。

- 一部のエリア、条件等において提供遅延が継続し、又は回復傾向が弱い状況については、その要因を確認し、引き続き改善を図っていくことが適当である。特に、一部のエリアにおける局内光ファイバについては、標準的期間遵守率1割以下という状況も見られたところ、改善の状況を注視することが適当である。
- エリア間の遅延状況の差異については、作業件数の増減に起因する側面もあると考えられるところ、NTT東日本・西日本においては作業件数の増減に対応できる工事体制等、所要のリソースの確保に努めることが適当である。一方、過剰にリソースを確保することは、NTT東日本・西日本が第一種指定設備の効率的な管理・運営を求められていることと逆行する結果も生じうることから、リソースの確保に必要な情報である接続事業者等からの需要計画の精緻化について、引き続き協議を進め、具体化を図ることが適当である。特に、FTTHアクセスサービスを提供する接続事業者が提供エリアを拡大する際に、NTT東日本・西日本及び当該接続事業者間において円滑な情報交換がなされ、必要なリソースの確保を確保できるかについて、留意することが適当である。
- 利用者への情報提供に関しては、利用者対応の視点に立った適切な情報提供の在り方の観点から、引き続きNTT東日本・西日本と接続事業者間で協議を継続し、NTT東日本・西日本は、接続事業者が必要とする情報を提供していくことが適当である。その中で、接続事業者の利用者対応において設備設置事業者の社名を明らかにすることに合理性が認められる場合についてまで、設備設置事業者の社名を明らかにしない運用は適切ではないことに留意することが適当である。
- 工事日延期・当日事故付きの軽減、NTT東日本・西日本間の運用の差異、現場調査等については、必ずしも接続事業者とNTT東日本・西日本間の認識が一致しない点があるが、引き続き協議を進め、改善の進め方に合意が得られた点から、具体的な改善の取組を双方で進めていくことが適当である。

また、一部の接続事業者から提案のあった接続ルールの見直しについては、まずは事業者間の協議・取組により提供遅延の実態的な改善を図っていくことが先決であると考えられる。その上で、当該ルールが「接続を円滑に行うために必要なもの」であり、提供遅延の改善又は提供遅延に係る利用者対応の改善に資することが明らかとなれば、必要に応じて、接続約款の変更等の制度の見直しを図っていくことが適当である。

資料編

目 次

「接続料の算定等に関する研究会」開催要綱並びに構成員及びオブザーバー	171
卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関する資料	173
「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づくモバイル音声卸 に係る接続による代替性の検証結果について（通知）（令和5年3月8日総基料第38号）	177
着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関する資料	186
「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」（案）及び固 定通信分野における「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案に対す る意見及びその考え方	191
移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針	204
固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針	210
移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証結果	214
モバイル接続料の適正性向上に関する資料	216
東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に 関する接続約款の変更の認可に関する資料（令和5年度の接続料の改定等）（抜粋）...	227
加入光ファイバ等の提供遅延に関する資料	251
電気通信事業法施行規則等の一部改正に関する資料（第一種指定電気通信設備制度の 見直し関係）	269

「接続料の算定等に関する研究会」開催要綱

1. 目 的

電気通信ネットワークのＩＰ化が進展する中、我が国の基幹的な通信網においても、ＩＰ網が基軸となってきた。その中で、ＩＰ網同士の接続条件等、電気通信事業における競争基盤となる接続等を巡る諸論点について議論、検証が必要となってきた。これを踏まえ、多様なサービスが公正な競争環境の中で円滑に提供されるよう、接続料の算定方法等について検討を行う、「接続料の算定等に関する研究会」を開催する。

2. 名 称

本研究会は、「接続料の算定等に関する研究会」と称する。

3. 検討項目

本研究会は、次の事項について検討する。

- (１) 接続料の算定方法
- (２) ＮＧＮの優先パケットの扱い
- (３) ＮＧＮの県間伝送路のルール
- (４) コロケーションルール及びその代替措置
- (５) 接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）
- (６) 指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務のルール
- (７) その他

4. 構成及び運営

- (１) 本研究会は、総合通信基盤局長の研究会として開催する。
- (２) 本研究会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (３) オブザーバーは、座長の定めるところにより、自らと関連する議題について参加するものとする。座長は、必要と認めるときは、構成員のみの参加により議事を進行することができる。
- (４) 本研究会には座長及び座長代理を置く。
- (５) 座長は、構成員の互選により定め、座長代理は、座長が指名する。
- (６) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (７) 本研究会は、必要があると認めるときは、構成員・オブザーバー以外の者から意見を聴取することができる。
- (８) 座長は、必要に応じて、本研究会の下にワーキンググループを開催することができる。
- (９) その他、本研究会の運営に必要な事項（ワーキンググループの運営に関する基本的な事項を含む。）は、座長が定めるところによる。

5. 議事の公開

- (１) 本研究会の議事及び使用した資料については、次の場合を除き、公開する。
 - ① 公開することにより事業者の正当な利益若しくは事業者以外の個人の権利利益又は公共の利益を害するおそれがある場合（通常公開されている内容であるため、又は公益上特に必要であるため公開することが適当であると座長が認めた場合を除く。）
 - ② その他、非公開とすることが必要と座長が認める場合
- (２) 本研究会終了後、速やかに議事概要を作成し、公開する。

6. 庶 務

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課が行う。

「接続料の算定等に関する研究会」構成員及びオブザーバー

【構成員】(五十音順、敬称略)

相田 仁 (東京大学名誉教授)
酒井 善則 (東京工業大学名誉教授)
佐藤 治正 (甲南大学名誉教授)
関口 博正 (神奈川大学経営学部教授)
高橋 賢 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)
辻 正次 (神戸国際大学学長・教授)
西村 暢史 (中央大学法学部教授)
西村 真由美 (公益社団法人全国消費生活相談員協会 IT 研究会代表)

【オブザーバー】

東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社
KDDI 株式会社
ソフトバンク株式会社
一般社団法人テレコムサービス協会
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
一般社団法人 IPoE 協議会
株式会社 N T T ドコモ

卸協議の適正性の確保に係る制度整備について

【参考】 電気通信事業法の一部を改正する法律(概要)

1

◆ 電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立。

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。

※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定のブロードバンドサービスを**基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)**に位置付け、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。

- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す。

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者にも広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。

- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から**各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す**。

上記のほか、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の業務の追加、重大事故等のおそれのある事態の報告制度の整備等を行う。

◆ 改正電気通信事業法(令和5年6月16日施行)の施行に向けて、必要な制度整備を実施。

改正後の電気通信事業法

- 第38条の2 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、**総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨、総務省令で定める区分ごとの卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。**届け出た事項を変更し、又は当該業務を廃止したときも、同様とする。
- 2【**新設・特定卸電気通信役務の提供義務**】 **特定卸電気通信役務(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。)**を提供する電気通信事業者は、**正当な理由**がなければ、その業務区域における当該**特定卸電気通信役務の提供を拒んでは**ならない。
- 3【**新設・特定卸電気通信役務に係る情報の提示義務**】 特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れを受けた場合において、当該特定卸電気通信役務に関し、当該申入れをした電気通信事業者の負担すべき金額その他の提供の条件について提示をする時までに、当該申入れをした電気通信事業者から、当該提示と併せて**当該金額の算定方法その他特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項として総務省令で定める事項を提示するよう求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んでは**ならない。
- 4【**新設・特定卸電気通信役務に係る業務改善命令**】 総務大臣は、特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該電気通信事業者に対し、公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

整備事項

- (1) 特定卸電気通信役務の範囲(第2項関係)
- 特定卸電気通信役務の範囲から除く「電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない役務」を規定。
- (2) 情報提示義務を課す事項(第3項関係)
- 特定卸電気通信役務の提供に関する契約の申入れを受けた際に、卸先事業者への提示を拒んではならない「協議の円滑化に資する事項」を規定。
- (3) 卸電気通信役務に関する届出事項の整理(第1項関係)
- 特定卸電気通信役務に係る規律の整備に伴い、卸電気通信役務の提供の業務に関する総務大臣への届出事項を整理。
- (4) 役務提供義務及び情報提示義務の例外(第2項及び第3項関係)
- 関係するガイドラインにおいて、卸元事業者が役務提供及び情報提示を拒むことができる「正当な理由」の範囲を明確化。
- (5) その他の規定整備

(1) 特定卸電気通信役務の範囲

改正後の省令

(電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない卸電気通信役務の範囲)

- 第25条の7の5【**新設**】 法第三十八条の二第二項の総務省令で定める卸電気通信役務は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する次に掲げる**電気通信役務**(当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が、**その利用者に対して現に提供していないものを除く。**)以外のものとする。

一 **FTTHアクセスサービス**(電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するFTTHアクセスサービスをいう。次条第二項において同じ。)

二 **携帯電話**(様式第四に規定する三・九一四世代移動通信システムを使用するもの又は第五世代移動通信システムを使用するものに限る。))又は**全国BWAアクセスサービス**(電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の二に規定する全国BWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号の二に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)

三 その他総務大臣が**別に告示するもの**

新規告示

電気通信事業法施行規則第二十五条の七の五第三号の告示で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。

一 **光信号伝送用の第一種指定端末系伝送路設備を用いて提供されるIP電話**(インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいい、電気通信事業法施行規則第十四条第三号に規定する電気通信役務を除く。)

二 **セルラーLPWA**(無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の六の九第一項及び第五項又は同条第一項及び第六項で定める条件に適合する無線設備をいう。))を用いる電気通信役務(電気通信事業法施行規則第二十五条の七の五第二号に該当するものを除く。)

規定の趣旨

① 特定卸電気通信役務の範囲

- 指定設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のものが、特定卸電気通信役務の範囲となる。
- 広く一般利用者が利用するサービスの提供のため、多くの電気通信事業者に用いられるという観点から、次の役務を特定卸電気通信役務の範囲と規定。(その利用者に対して現に提供していないものを除く。)

i) FTTHアクセスサービス(第1号)

ii) 携帯電話、全国BWAアクセスサービス(第2号)※1
※1 3.9-4G、5G対応のものに限る。

iii) 別に告示で定める役務(第3号)※2

※2 市場の競争環境に変化が生じた場合に、特定卸電気通信役務の範囲を柔軟に見直すため、競争環境を踏まえるべき一部の役務については、告示において特定卸電気通信役務の範囲を規定。

② 特定卸電気通信役務の範囲を別に定める告示

- 現時点においては、次の役務を告示に規定。
- iv) 光IP電話 (「光回線電話」を除く。)
- v) セルラーLPWA
- 光IP電話については、固定電話のIP網への移行に伴い、双方向番号ポータビリティが可能となった場合には、特定卸電気通信役務の範囲から除外(別途改正予定)。

(2)情報提示義務を課す事項

4

改正後の省令

(法第38条の2第3項の総務省令で定める事項)

第25条の7の6【新設】 **法第三十八条の二第三項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。**

- 一 **接続料相当額**(特定卸電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者(以下この号において「卸元電気通信事業者」という。))が、当該特定卸電気通信役務と**同等の電気通信役務を**、当該特定卸電気通信役務の用に供する電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備を**接続することにより提供しようとする場合に卸元電気通信事業者が取得すべき金額**(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に関しては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものとする。)に**相当する額**であつて、当該特定卸電気通信役務の料金が設定されている単位と同一の単位(前条第三号に規定する電気通信役務については、当該特定卸電気通信役務の料金が設定されている単位と同一の単位で算定することができない合理的な理由があるときは、当該特定卸電気通信役務の提供の態様に照らして適切な単位)で算定するものをいう。次号及び次項において同じ。)

二 特定卸電気通信役務に関する**料金と接続料相当額との差額の用途**

2【新設】 前項の規定にかかわらず、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する**FTTHアクセスサービスに係る前項第一号の事項の提示については、接続料相当額に代えて、接続料相当額の水準を表すものとして次の式により算定した数**(以下この項において「**接続料相当額指数**」という。)を**提示すれば足りる**。ただし、最初に接続料相当額指数を提示する日から当該日の属する事業年度終了の日までの間に行う接続料相当額指数の算定については、次の式中「前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額指数」とあるのは「100」と、「前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額」とあるのは、「最初に接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額」とする。

接続料相当額指数＝前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額指数×(接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額÷前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額)

規定の趣旨

① 情報提示義務を課す事項(第1項)

- 指定設備設置事業者は、他の電気通信事業者から特定卸電気通信役務の提供に関する契約の申入れを受けた場合において、当該事業者から求めがあったときは、正当な理由なく、卸電気通信役務の料金の**算定方法及び特定卸電気通信役務の提供に関する協議の円滑化に資する事項を提示を拒んではならない**。
- 卸料金の高止まりに関する指摘の背景にあった、卸元事業者が提示する情報量の不足を補う観点から、協議の円滑化に資する事項として次の事項の提示義務を課す。

i) 接続料相当額

※ 卸元事業者が、特定卸電気通信役務と同等の電気通信役務を「接続」により提供しようとする場合に卸元事業者が取得すべき金額に相当する額であつて、特定卸電気通信役務の料金と同一の単位で算定するもの。

ii) 卸料金と接続料相当額の差額の用途

② FTTHアクセスサービスに係る接続料相当額の提示の特例(接続料相当額指数の算定方法)(第2項)

- FTTHアクセスサービスについては、**競争状況への影響等を勘案して、接続料相当額そのものの提示義務は課さず、接続料相当額の水準を表す指数(接続料相当額指数)を提示すれば足りるものと規定**。
- 接続料相当額指数は、最初の提示日(施行の際現に提供されている特定卸電気通信役務については前事業年度最終日(P.9参照))における**接続料相当額を100とした情報提示時点における接続料相当額の指数**。

(3)卸電気通信役務に関する届出事項の整理

5

改正後の省令

(法第38条の2第1項の総務省令で定める事項)

第25条の7【改正】 **法第三十八条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。**

(一～三 略)

四 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる次の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者(以下「卸先電気通信事業者」という。)ごとの次に掲げる事項

(イ～ヲ 略)

一 第一種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務	(一～四 略)
二 第二種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務又は 電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話若しくはBWAアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号に規定するBWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム 及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)であつて特定卸電気通信役務以外のもの(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。)向けに提供するものを除く。以下この表において同じ。)	(一・二 略)

規定の趣旨

- 指定設備設置事業者は、指定設備を用いる卸電気通信役務全てについて届出義務が課されるとともに、特に公正競争を確保する**必要性が高い**

i) FTTHアクセスサービス

ii) 携帯電話、BWAアクセスサービス

の卸電気通信役務を、不当な優遇等が行われる可能性が高く、その弊害も大きい者※1に対して提供する場合、提供内容・料金等の事項及び契約書等の写し等、詳細な届出を義務付け。

※1 FTTHアクセスサービスについては、全卸先事業者(契約書等の写しの届出については、一部の卸先事業者)

① 特定卸電気通信役務に係る整理

- 電気通信事業者間の適正な競争に及ぼす影響が少ない卸電気通信役務たる特定卸電気通信役務について、詳細届出の対象に追加※2。

※2 具体的には、現時点においては**光IP電話等**が詳細届出の対象に加わる。

② 5G対応のBWAアクセスサービスに係る整理

- 令和2年8月に無線設備規則(第3条第12号の2)に**BWAアクセスサービス(5G対応)**に係る規定が追加されたことを踏まえ、詳細な届出の対象である「BWAアクセスサービス」においても5G対応のものが含まれることを明確化※3。

※3 電気通信事業報告規則第4条の9(第二種指定電気通信設備設置事業者の特定関係法人における卸電気通信役務に係る報告義務)においても同旨の改正を実施。

(4) 役務提供義務及び情報提示義務の例外

6

- ◆ 特定卸電気通信役務に係る役務提供義務及び情報提示義務については、それぞれ「正当な理由」がある場合は提供・提示を拒めることとしているが、「正当な理由」の範囲について、関連するガイドライン(※)において明確化。

(※) 固定通信分野に関しては、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(平成27年2月策定、令和5年4月最終改定)、移動通信分野に関しては、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(平成14年策定、令和5年4月最終改定)において明確化。

① 役務提供を拒める「正当な理由」

- ・ 電気通信事業法が規定する電気通信回線との接続を拒める場合と同等の正当な理由がある場合、特定卸電気通信役務の提供を拒むことができる。

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

第三十二条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- 一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)

第二十三条 法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し、負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。
- 二 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること。

- ・ 以上の「電気通信回線との接続を拒める場合と同等の正当な理由」には、移動通信分野において、MNOがBtoBtoX型のビジネスを提供する中でMNOがパートナー企業に特定卸電気通信役務を提供する場合であって、当該MNOが他のMVNOに当該特定卸電気通信役務を提供する事で、当該パートナー企業の知的財産権を侵害する場合等も含まれる。

② 情報提示を拒める「正当な理由」

- ・ 例えば、次のような場合については、情報提示を拒める「正当な理由」に該当する。
 - i) 当該事項が、卸提供事業者が他の電気通信事業者と締結した秘密保持契約による保護対象である事項のうち、個別の電気通信事業者のみに係る事項であることが明らかである場合
 - ii) 当該事項が、卸提供事業者が提供する役務(卸電気通信役務を除く。)の設計に関する営業秘密であって、当該事項を提示することにより、卸提供事業者の競争上の地位を不当に害する場合
- ・ 単に事業の経営に関する秘密であることのみをもって提示を拒むことは正当な理由に当たらない。

(5) その他の規定整備 — 申立てに係る様式整備

7

改正後の電気通信事業法

第39条において準用する第35条第1項

総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し第三十八条の二第二項に規定する特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該契約の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあつたときは、同項に規定する正当な理由があると認めるとき及び第百五十六条第二項において準用する第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該他の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。

改正後の省令

(特定卸電気通信役務の提供に係る申立て)

第25条の9【改正】 法第三十九条において準用する法第三十五条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は様式第十九の二の申立書を、法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は様式第十九の三の申立書を提出しなければならない。

様式第19の2(第25条の9関係)【新設】

特定卸電気通信役務に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

(略)

特定卸電気通信役務の提供に関する協議が不調のため、電気通信事業法第39条において準用する同法第35条第1項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

(略)

規定の趣旨

特定卸電気通信役務の提供に係る申立て

- ・ 特定卸電気通信役務の提供に関する協議において、協議が不調又は不能となり、かつ、一方当事者の申立てがあつた場合には、総務大臣は、正当な理由がある場合等を除き、特定卸電気通信役務の提供に関する契約の協議の開始・再開を命ずる。
- ・ 省令において、申立てに係る様式の整備。

(公印・契印省略)

総 基 料 第 3 5 号
令和 5 年 3 月 8 日

株式会社 N T T ドコモ
代表取締役社長 井伊 基之 殿

総務省総合通信基盤局長
竹村 晃一

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく
モバイル音声卸に係る接続による代替性の検証結果について（通知）

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第二種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する音声伝送役務（以下「モバイル音声卸」という。）については、令和2年10月に、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（令和2年9月25日報道発表。以下「ガイドライン」という。）に基づく代替性検証の対象となり、検証の結果「接続との代替性なし」とされた。

その後、令和3年6月に、貴社が実装したモバイル音声卸の代替手段となる接続機能（以下「プレフィックス自動付与機能」という。）を対象とし、ガイドラインに基づいて再度「ステップ1：接続による代替性の検証」を実施したところ、検証結果は「評価保留」とされている。

今般、電気通信番号計画等が改正されたことにより、モバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態（以下「IMS接続」という。）の実現に向けた制度的課題が一定程度解消したことを受け、IMS接続を対象に加えて再度「ステップ1：接続による代替性の検証」を実施した。

その検証結果について、貴社に対し、下記のとおり通知する。

記

プレフィックス自動付与機能による接続における電気通信設備の利用形態はモバイル音声卸と異なるものの、利用条件はモバイル音声卸に用いられる電気通信設備と

一定程度の同等性が確保されている。また、同機能の提供開始から一定の期間が経過した現在にあっても、同機能を利用する上での特段の制約的条件は認められない。ただし、令和7年の固定電話網のIP網への移行後、中継市場の競争環境が変化し、同機能の利用に影響を及ぼす可能性があるところ、同市場の競争環境については引き続き注視することが必要と考えられる。

また、貴社はプレフィックス自動付与機能による接続に付随して緊急通報等をコストベースの卸役務で提供していることから、貴社と接続した電気通信事業者はモバイル音声卸の提供を受ける場合と実質的に同様の役務をエンドユーザに対して提供可能となっている。

さらに、プレフィックス自動付与機能による接続の導入後、卸料金の値下げが一定程度行われたこと等から、同機能の存在が卸契約交渉の適正化に一定程度寄与していると考えられるものの、モバイル音声卸の標準料金は前回検証時から低廉化していない。また、前回検証時と同様に貴社とMVNOの間の情報の非対称性は解消していないものの、今後、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号。以下「改正電気通信事業法」という。本年6月施行）等の整備によって情報の非対称性が一定程度解消され、卸交渉の適正化及び卸料金の低廉化が期待されるため、引き続き状況を注視することが必要と考えられる。

IMS接続における電気通信設備の利用形態はモバイル音声卸と同等となるものの、緊急通報の実現方法等については、現在事業者間協議中であり現時点では目処がつかないこと及び実装までに一定の期間を要することを踏まえれば、当該接続形態の存在が卸交渉の適正化に寄与しているかを判断することは困難である。

ガイドラインに示す各項目に基づく評価は以下のとおりである。

a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。
--

- ・プレフィックス自動付与機能については、貴社のIMSと接続相手が調達した音声交換機とを接続することとなるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については①中継市場において引き続き一定の競争が機能していること、②接続と卸で課金単位が同様の構成（基本料金＋従量料金）であること、③MVNOが貴社と直接接続協定を締結すること等を踏まえれば、一定程度の同等性が確保されていると考えられる。また、プレフィックス自動付与機能の実装から一定の期間が経過した現在にあっても特段の制約的条件は認められない。
- ・ただし、中継市場については、令和7年の固定電話網のIP網への移行後、市場規模の縮小が見込まれており、プレフィックス自動付与機能への影響が生じ得ることから、同市場における競争環境については引き続き注視することが必要と考えられる。
- ・IMS接続については、設備利用形態はモバイル音声卸と同等となる一方、設備の

利用条件は、今後の協議により決定される事項であり、現時点で設備の利用条件がモバイル音声卸と同様になるかを判断することは困難である。

b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。

- ・プレフィックス自動付与機能については、緊急通報等がMVNOにより実質的に提供されないため、同機能による接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、貴社は同機能による接続に付随する緊急通報等の卸役務をコストベースで提供することとしており、MVNOは実質的にモバイル音声卸と同様の役務をエンドユーザに対して提供することが可能であると考えられる。
- ・IMS接続については、緊急通報の実現方法等を現在協議中であることから、現時点でモバイル音声卸と同様の役務をエンドユーザに提供可能かを判断することは困難である。

c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。

- ・モバイル音声卸の料金については、プレフィックス自動付与機能の実装後、一定の値下げが行われたものの、前回検証時から料金が低廉化していない。
- ・また、前回検証において指摘された貴社とMVNOとの間の情報の非対称性については、改正電気通信事業法等により、一部の卸役務（特定卸電気通信役務）について卸料金と接続料相当額の差異等の情報を提示する義務が導入され、卸交渉の更なる適正化や卸料金の低廉化が期待されることから、卸契約交渉の状況について引き続き注視することが適当と考えられる。
- ・IMS接続については、事業者間で協議が行われている段階であり、現時点で卸交渉への適正性の寄与を判断することは困難である。

d) その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。

- ・IMS接続の実現に向けた協議は開始されたばかりであることに加え、技術要件に合意した後、開発に着手してからも実現までには一定期間を要する見込みであり、同接続形態が卸契約交渉の適正化にどの程度寄与するかについては、引き続き注視することが必要と考えられる。

以上

(公印・契印省略)

総 基 料 第 3 5 号
令和 5 年 3 月 8 日

KDDI 株式会社
代表取締役社長 高橋 誠 殿

総務省総合通信基盤局長
竹村 晃一

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく
モバイル音声卸に係る接続による代替性の検証結果について（通知）

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第二種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する音声伝送役務（以下「モバイル音声卸」という。）については、令和 2 年 10 月に、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（令和 2 年 9 月 25 日報道発表。以下「ガイドライン」という。）に基づく代替性検証の対象となり、検証の結果「接続との代替性なし」とされた。

その後、令和 3 年 6 月に、貴社が実装したモバイル音声卸の代替手段となる接続機能（以下「プレフィックス自動付与機能」という。）を対象とし、ガイドラインに基づいて再度「ステップ 1：接続による代替性の検証」を実施したところ、検証結果は「評価保留」とされている。

今般、電気通信番号計画等が改正されたことにより、モバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態（以下「IMS 接続」という。）の実現に向けた制度的課題が一定程度解消したことを受け、IMS 接続を対象に加えて再度「ステップ 1：接続による代替性の検証」を実施した。

その検証結果について、貴社に対し、下記のとおり通知する。

記

プレフィックス自動付与機能による接続における電気通信設備の利用形態はモバイル音声卸と異なるものの、利用条件はモバイル音声卸に用いられる電気通信設備と

一定程度の同等性が確保されている。また、同機能の提供開始から一定の期間が経過した現在にあっても、同機能を利用する上での特段の制約的条件は認められない。ただし、令和7年の固定電話網のIP網への移行後、中継市場の競争環境が変化し、同機能の利用に影響を及ぼす可能性があるところ、同市場の競争環境については引き続き注視することが必要と考えられる。

また、貴社はプレフィックス自動付与機能による接続に付随して緊急通報等をコストベースの卸役務で提供していることから、貴社と接続した電気通信事業者はモバイル音声卸の提供を受ける場合と実質的に同様の役務をエンドユーザに対して提供可能となっている。

さらに、プレフィックス自動付与機能による接続の導入後、卸料金の値下げが一定程度行われたこと等から、同機能の存在が卸契約交渉の適正化に一定程度寄与していると考えられるものの、モバイル音声卸の標準料金は前回検証時から低廉化していない。また、前回検証時と同様に貴社とMVNOの間の情報の非対称性は解消していないものの、今後、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号。以下「改正電気通信事業法」という。本年6月施行）等の整備によって情報の非対称性が一定程度解消され、卸交渉の適正化及び卸料金の低廉化が期待されるため、引き続き状況を注視することが必要と考えられる。

IMS接続における電気通信設備の利用形態はモバイル音声卸と同等となるものの、緊急通報の実現方法等については、現在事業者間協議中であり現時点では目処がつかないこと及び実装までに一定の期間を要することを踏まえれば、当該接続形態の存在が卸交渉の適正化に寄与しているかを判断することは困難である。

ガイドラインに示す各項目に基づく評価は以下のとおりである。

a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。
--

- ・プレフィックス自動付与機能については、貴社のIMSと接続相手が調達した音声交換機とを接続することとなるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については①中継市場において引き続き一定の競争が機能していること、②接続と卸で課金単位が同様の構成（基本料金＋従量料金）であること、③MVNOが貴社と直接接続協定を締結すること等を踏まえれば、一定程度の同等性が確保されていると考えられる。
- ・また、貴社のプレフィックス自動付与機能については、前回検証時にはSIM交換を要することが制約的条件として挙げられていたところ、貴社においてはSIM交換を不要とする設備改修を令和3年8月までに実施していることに加え、当該機能の実装から一定の期間が経過した現在にあっても特段の制約的条件は認められない。
- ・ただし、中継市場については、令和7年の固定電話網のIP網への移行後、市場規

模の縮小が見込まれており、プレフィックス自動付与機能への影響が生じ得ることから、同市場における競争環境については引き続き注視することが必要と考えられる。

- ・IMS接続については、設備利用形態はモバイル音声卸と同等となる一方、設備の利用条件は、今後の協議により決定される事項であり、現時点で設備の利用条件がモバイル音声卸と同様になるかを判断することは困難である。

b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。

- ・プレフィックス自動付与機能については、緊急通報等がMVNOにより実質的に提供されないため、同機能による接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、貴社は同機能による接続に付随する緊急通報等の卸役務をコストベースで提供することとしており、MVNOは実質的にモバイル音声卸と同様の役務をエンドユーザに対して提供することが可能であると考えられる。
- ・IMS接続については、緊急通報の実現方法等を現在協議中であることから、現時点でモバイル音声卸と同様の役務をエンドユーザに提供可能かを判断することは困難である。

c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。

- ・モバイル音声卸の料金については、プレフィックス自動付与機能の実装後、一定の値下げが行われた。ただし、前回検証時から個別協議において提供料金等の柔軟化が進展している例はあるものの、標準料金については低廉化していない。
- ・また、前回検証において指摘された貴社とMVNOとの間の情報の非対称性については、改正電気通信事業法等により、一部の卸役務（特定卸電気通信役務）については卸料金と接続料相当額の差異等の情報を提示する義務が導入され、卸交渉の更なる適正化や卸料金の低廉化が期待されることから、卸契約交渉の状況について引き続き注視することが適当と考えられる。
- ・IMS接続については、事業者間で協議が行われている段階であり、現時点で卸交渉への適正性の寄与を判断することは困難である。

d) その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。

- ・IMS接続の実現に向けた協議は開始されたばかりであることに加え、技術要件に合意した後、開発に着手してからも実現までには一定期間を要する見込みであり、同接続形態が卸契約交渉の適正化にどの程度寄与するかについては、引き続き注視することが必要と考えられる。

以上

(公印・契印省略)

総 基 料 第 3 5 号
令和 5 年 3 月 8 日

ソフトバンク株式会社

代表取締役社長執行役員兼CEO 宮川 潤一 殿

総務省総合通信基盤局長

竹村 晃一

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく
モバイル音声卸に係る接続による代替性の検証結果について（通知）

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第二種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する音声伝送役務（以下「モバイル音声卸」という。）については、令和2年10月に、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（令和2年9月25日報道発表。以下「ガイドライン」という。）に基づく代替性検証の対象となり、検証の結果「接続との代替性なし」とされた。

その後、令和3年6月に、貴社が実装したモバイル音声卸の代替手段となる接続機能（以下「プレフィックス自動付与機能」という。）を対象とし、ガイドラインに基づいて再度「ステップ1：接続による代替性の検証」を実施したところ、検証結果は「評価保留」とされている。

今般、電気通信番号計画等が改正されたことにより、モバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態（以下「IMS接続」という。）の実現に向けた制度的課題が一定程度解消したことを受け、IMS接続を対象に加えて再度「ステップ1：接続による代替性の検証」を実施した。

その検証結果について、貴社に対し、下記のとおり通知する。

記

プレフィックス自動付与機能による接続における電気通信設備の利用形態はモバイル音声卸と異なるものの、利用条件はモバイル音声卸に用いられる電気通信設備と

一定程度の同等性が確保されている。また、同機能の提供開始から一定の期間が経過した現在にあっても、同機能を利用する上での特段の制約的条件は認められない。ただし、令和7年の固定電話網のIP網への移行後、中継市場の競争環境が変化し、同機能の利用に影響を及ぼす可能性があるところ、同市場の競争環境については引き続き注視することが必要と考えられる。

また、貴社はプレフィックス自動付与機能による接続に付随して緊急通報等をコストベースの卸役務で提供していることから、貴社と接続した電気通信事業者はモバイル音声卸の提供を受ける場合と実質的に同様の役務をエンドユーザに対して提供可能となっている。

さらに、プレフィックス自動付与機能による接続の導入後、卸料金の値下げが一定程度行われたこと等から、同機能の存在が卸契約交渉の適正化に一定程度寄与していると考えられるものの、モバイル音声卸の標準料金は前回検証時から低廉化していない。また、前回検証時と同様に貴社とMVNOの間の情報の非対称性は解消していないものの、今後、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号。以下「改正電気通信事業法」という。本年6月施行）等の整備によって情報の非対称性が一定程度解消され、卸交渉の適正化及び卸料金の低廉化が期待されるため、引き続き状況を注視することが必要と考えられる。

IMS接続における電気通信設備の利用形態はモバイル音声卸と同等となるものの、緊急通報の実現方法等については、現在事業者間協議中であり現時点では目処がつかないこと及び実装までに一定の期間を要することを踏まえれば、当該接続形態の存在が卸交渉の適正化に寄与しているかを判断することは困難である。

ガイドラインに示す各項目に基づく評価は以下のとおりである。

a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。
--

- ・プレフィックス自動付与機能については、貴社のIMSと接続相手が調達した音声交換機とを接続することとなるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については①中継市場において引き続き一定の競争が機能していること、②接続と卸で課金単位が同様の構成（基本料金＋従量料金）であること、③MVNOが貴社と直接接続協定を締結すること等を踏まえれば、一定程度の同等性が確保されていると考えられる。
- ・また、貴社のプレフィックス自動付与機能については、前回検証時にはSIM交換を要することが制約的条件として挙げられていたところ、貴社においてはSIM交換を不要とする設備改修を令和3年12月までに実施していることに加え、当該機能の実装から一定の期間が経過した現在にあっても特段の制約的条件は認められない。
- ・ただし、中継市場については、令和7年の固定電話網のIP網への移行後、市場規

模の縮小が見込まれており、プレフィックス自動付与機能への影響が生じ得ることから、同市場における競争環境については引き続き注視することが必要と考えられる。

- ・IMS接続については、設備利用形態はモバイル音声卸と同等となる一方、設備の利用条件は、今後の協議により決定される事項であり、現時点で設備の利用条件がモバイル音声卸と同様になるかを判断することは困難である。

b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。

- ・プレフィックス自動付与機能については、緊急通報等がMVNOにより実質的に提供されないため、同機能による接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、貴社は同機能による接続に付随する緊急通報等の卸役務をコストベースで提供することとしており、MVNOは実質的にモバイル音声卸と同様の役務をエンドユーザに対して提供することが可能であると考えられる。
- ・IMS接続については、緊急通報の実現方法等を現在協議中であることから、現時点でモバイル音声卸と同様の役務をエンドユーザに提供可能かを判断することは困難である。

c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。

- ・モバイル音声卸の料金については、プレフィックス自動付与機能の実装後、一定の値下げが行われた。ただし、前回検証時から標準料金は大きく低廉化していない。
- ・また、前回検証において指摘された貴社とMVNOとの間の情報の非対称性については、改正電気通信事業法等により、一部の卸役務（特定卸電気通信役務）について卸料金と接続料相当額の差異等の情報を提示する義務が導入され、卸交渉の更なる適正化や卸料金の低廉化が期待されることから、卸契約交渉の状況について引き続き注視することが適当と考えられる。
- ・IMS接続については、事業者間で協議が行われている段階であり、現時点で卸交渉への適正性の寄与を判断することは困難である。

d) その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。

- ・IMS接続の実現に向けた協議は開始されたばかりであることに加え、技術要件に合意した後、開発に着手してからも実現までには一定期間を要する見込みであり、同接続形態が卸契約交渉の適正化にどの程度寄与するかについては、引き続き注視することが必要と考えられる。

以上

着信事業者が設定する音声接続料の在り方

「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」の概要

1

○ 「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」（平成23年12月20日情報通信審議会答申）において「今後PSTN からIP 網へのマイグレーションが進む中、IP 網同士の直接接続が増加すると想定され、（…）事業者間協議の不調は、結果としてIP 網同士の直接接続を阻害する要因となり得ることから、**ネットワーク事業者間の接続を円滑化し、ブロードバンド普及促進を図る観点から、とりわけ接続料算定に係る事業者間協議の透明性を向上させることが必要**」とされたこと等を踏まえ、平成24年7月に策定。

1 ガイドラインの目的・対象

- 接続協定は双方の合意のみで効力を生じることが原則であり、**合意を円滑に形成するため、接続料及び接続条件に関し当事者間で十分な協議が行われることが望ましい**。
- 他方、近年の競争環境の変化やネットワークの複雑化・多様化を背景とし、当事者間で接続料等について十分な協議がなされないまま接続協定が締結又は変更される事例や、事後的な紛争手段に移行するケースも発生。事業者間協議による合意形成が円滑になされない場合、公正競争の確保が十分にされないおそれや、利用者利便が損なわれる可能性がある。
- 本ガイドラインは、以上の考え方や事業法第32条の趣旨を踏まえ、電気通信事業者間におけるネットワークの接続に関し、**事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するもの**。これにより、協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。
- 本ガイドラインは、**新たな規制の導入を意図するものではない**。また、従前より事業者間協議が円滑に行われていた場合についてまで、従前の協議の方法の変更を求めるものではない。
- 本ガイドラインは、**全事業者を対象とし、接続に係る事業者間協議を実施する際の指針を示すもの**。（※）携帯電話事業者の接続料に係る協議及び移動通信事業者とMVNOの間の協議については「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を併せて参照。

2 事業者間協議のプロセス

- 接続に係る協議に対応するための窓口を明確化し、これを対外的に公表するとともに、接続事業者からの問合せや接続に係る協議の申込等に対して遅滞なく対応することが望ましい。
- 接続協定を締結又は変更しようとする場合、**十分な協議が可能な期間を確保して事業者間協議を開始することが望ましい**。
- 事業者間協議に当たり、接続料の水準が争点となった場合には、**算定に当たっての考え方、算定方法や算定根拠について協議を実施すること等**が考えられる。

3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示

- 双務的な接続形態に係る接続料についての協議に当たっては、**算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないよう留意することが適当**。
- 上記のような接続形態において、一方の事業者が他方の事業者と異なる水準の接続料を設定する場合であって、接続料の水準について十分な合意が成立しない場合には、**当該水準の接続料を設定する理由について、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行う事が望ましい**。
- 指定事業者についても、接続約款の認可又は届出の手続を経たことをもって、直ちに接続事業者に対する接続料の算定根拠に関する説明が不要となるものではない。

4 接続に必要なシステム開発等

- 接続に必要なシステム開発・更改に当たっては、**当事者間の協議を踏まえて機能や仕様、コスト負担の方法を決めることが望ましい**。
- 接続に必要なシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、**開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取すること等**が適当。

5 協議が調わなかった場合の手続

- 事業者は、接続協定の安定的な運用に努めることが望ましいものの、協議が調わなかった場合、当事者は法令の定める紛争処理スキーム（総務大臣による協議命令・裁定及び電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁）を利用することが可能。

6 その他

- 総務省は、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行う。

- 「接続料の算定に関する研究会 第一次報告書」（平成29年9月）において、「接続料の水準の決め方は、事業者間で合意が可能であれば、様々な決め方があり得るところではあるが、事業者間で別段の合意がなければ、かかった費用を回収するコスト主義の考え方が効率的であり、したがって、第一次的に検討されるものであるから、総務大臣の裁定基準としてこの考え方を示し、裁定手続ではコストに基づく算定根拠の提示が求められることを示すことで、協議の円滑化を期待することができる。」とされた。
- これを踏まえ、電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る金額に関する交渉の円滑化のため、平成30年1月に策定。

電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額（以下「金額」という。）について当事者間の協議が調わないときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第35条第3項又は第4項の規定により、当事者の一方又は双方は、総務大臣の裁定を申請することができることとされている。このような申請を受理したときは、総務省では、次の方針を基本として裁定を行うこととする。

1. 金額※については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。
※ 認可された接続料等を除く。
2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。
3. 2. において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。

（注）卸電気通信役務の提供又は電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に係る金額に関して、当事者間の協議が調わないとして、法第38条第2項又は第39条において準用する法第35条第3項又は第4項の規定に基づき裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。

指定設備設置事業者以外にも適用される「一般的な接続ルール」の概要

接続応諾義務（電気通信事業法第32条）

平成9年改正（接続の基本的ルールの整備）により創設

電気通信事業では、各事業者のネットワークを様々な形で相互接続することによって利用者が多様なサービスを楽しむことができることから、ネットワークを保有している全ての事業者（電気通信回線設備設置事業者）は、以下のような場合（接続拒否事由）を除き、他事業者からの接続の請求に応諾しなければならない。

- 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（法第32条第1号）
- 電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき（法第32条第2号）
- その他、総務省令で定める正当な理由があるとき（法第32条第3号）
 - ✓ 接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（施行規則第23条第1号）
 - ✓ 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき（施行規則第23条第2号）

接続協定に関する協議命令・接続協定に関する細目の裁定（電気通信事業法第35条）

事業法制定（昭和60年）時に創設

接続に関する協定（接続協定）は、基本的には電気通信事業者間の交渉により締結されるものであるが、事業者間の交渉力等に差異があるため、優位な立場にある電気通信事業者が接続を拒否したり、自己に有利な条件を押しついたりすることにより公正競争が阻害され、利用者の負担増が発生するなど等、公共の利益の増進を阻害するおそれがある。このことから、接続に関して紛争が生じた場合における総務大臣による協議命令・裁定等の紛争処理スキームが整備されている。総務大臣は、命令・裁定にあたっては、命令・裁定について電気通信紛争処理委員会に諮問する（法第160条）。

【協議命令】

- 接続応諾義務のある電気通信回線設備への接続に関する協議命令（第1項）
法第32条の担保規定であり、当事者から申立てがあった場合は、接続拒否事由があるときを除き、命令が発せられる。
- 接続応諾義務のない電気通信設備への接続に関する協議命令（第2項）
当事者から申立てがあった場合、公共の利益を増進するために必要であり、かつ適切であると認めるときは、命令を発することができる。

【細目裁定】

- 協議命令がない場合における接続協定の細目に関する裁定（第3項）
接続協定の締結については両当事者とも合意しているものの、協定の細目についての協議が調わない場合において、協議命令を経ることなく裁定を申請することができる。
- 協議命令があった場合における接続協定の細目に関する裁定（第4項）
協議命令があった場合には、両当事者は協定締結のために協議をしなければならないが、協定の細目の協議が成立しない場合があり得る。この場合に、裁定を申請することができる。

（参考）過去に存在した一般的な接続ルール

- ・ 接続協定の認可・届出制
（事業法制定時に創設（旧一事業業者：認可制）、昭和62年改正で旧二事業業者に拡大（一部届出制）、平成13年改正（約款規制緩和）で届出化、平成15年改正（約款規制原則撤廃）で廃止）
- ・ 旧第一事業業者が任意に作成した接続約款の認可・届出制（平成9年改正で創設（認可制）、平成13年改正で届出化、平成15年改正で廃止）

■ I P 化の進展に対応した競争ルールの在り方について - 新競争促進プログラム2010 - （平成16年9月 I P 化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会）

第3章 今後の接続政策の在り方 6. 接続料算定の在り方

（1）PSTNの接続料の在り方 2）10年度以降の接続料の算定方法の考え方

10年度以降のPSTN接続料については、PSTNからIP網への利用者の移行が本格的に進展すると見込まれるため、PSTNのトラヒックが大幅に減少し、現行算定方式では接続料が大幅に上昇する可能性がある。このため、改めて接続料の算定方法について検討が必要である。（…）

ビル&キープ方式

第三に、ビル&キープ（bill & keep）方式へ移行することも考えられる。しかし、ビル&キープ方式の場合、自網のコストを自社の利用者から利用者料金の形態で徴収することを意味する。同方式は接続事業者間の市場における相互のトラヒックがほぼ同じである場合には有効であるが、NTT東西と競争事業者との間のトラヒックが事業者により大きく異なる状況では必ずしも適当ではない。

このため、現状においてビル&キープ方式を採用することは困難であり、将来的な検討課題として位置づけることが適当であると考えられる。

（3）その他の検討すべき課題 1）NTT東西の次世代ネットワークに係る接続料の在り方

（…）なお、NTT東西の次世代ネットワークの接続料として、選択的にビル&キープ方式を採用することは適当でない。何故なら、既述のとおり、NTT東西がボトルネック設備を保有し市場支配力を濫用する可能性がある現状において当該方式を導入することは、公正競争を阻害する可能性があるからである。

■ 次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について 報告書（平成20年12月 次世代ネットワークの接続料の算定等に関する研究会）

第4章 接続料の設定単位と接続料算定に係る課題 5. 接続料算定に係る課題③—中継局接続機能のビル&キープ方式

NTT東西からの報告では、中継局接続機能の接続料について、1）お互いエンドユーザを有する独立したIP網同士の接続であること、2）接続箇所やトラヒック特性等により、ネットワークに与える影響等が異なるため、接続事業者からの具体的な要望を踏まえた検討が必要となるが、NGNのサービス開始後半年経った現時点でも、接続事業者から具体的な要望がないことから、少なくとも他事業者との接続が開始され、実際のトラヒックや利用形態等が明らかになるまでの間は、ビル&キープ方式が適当との考え方が示された。

ビル&キープ方式については、その概念が必ずしも明確ではないことから、その適否の検討に先立ち、従来の接続料の設定方式とビル&キープ方式の相違に関し、ユーザ料金・接続料について誰がどの部分を設定するか、他事業者が、自網内の通信に係るコストをどのように回収するかという観点から整理することとする。

（1）従来の接続料の設定方式とビル&キープ方式の相違

従来の接続料（ユーザ料金を含む。）の設定方式としては、ぶつ切り料金方式とエンドエンド料金方式が存在する。以下、ビル&キープ方式を含め、NTT東西のNGNと他事業者のIP網が中継局接続しており、NGNには利用者A、他社網には利用者Bが収容されていることを前提に、「①A→Bの通信」、「②B→Aの通信」の二つの通信が行われることを想定して整理を行う。

- 1）ぶつ切り料金方式（略）
- 2）エンドエンド料金方式（略）
- 3）ビル&キープ方式

ビル&キープ方式は、ユーザ料金については、エンドエンド料金方式と同様の設定方法である。すなわち、自網に加えて相手方ネットワーク部分を含めて、通信の発側事業者が基本的に設定する方式であり、①の通信は、発側のNTT東西が、他社IP網部分を含めてユーザ料金を設定し、②の通信は、発側の他社が、NGN部分を含めてユーザ料金を設定することとなる。他方、接続料については、エンドエンド料金方式とは異なり、互いに支払わないこととする方式である。接続料を支払わないことについては、接続料を0円支払うと整理する考え方や接続料をそもそも設定しないと整理する考え方があり得るところである。

これを他社の自網に係るコスト回収という観点から見ると、①の通信のコストは、自らユーザ料金を設定できず、NTT東西からの接続料収入もないので、直接的には回収できないこととなる。②の通信のコストは、自ら設定したユーザ料金収入で回収することとなる。なお、②の通信については、NTT東西に対してNGNの接続料を支払うことが不要である。

このため、ビル&キープ方式では、①・②の通信に係る自網内コストを②の通信に係るユーザ料金収入のみで回収することとなる。この点は、エンドエンド料金方式であっても、①の通信に係るNTT東西からの接続料収入と②の通信に係るNTT東西への接続料の支払が同額であれば、結果としてビル&キープ方式と同様に、自網内コストは、②の通信に係るユーザ料金収入のみで回収が必要となる。

なお、インターネットの世界では、大規模なISP事業者同士は、一般的にピアリングを行っているが、これは、互いに接続料は請求しあわずに、自網内コストを自網に係る自社ユーザ（下位のISP事業者を含む。）から回収するものであることから、ビル&キープ方式ではなく、ぶつ切り料金方式に該当するものであると考えられる。

ビル&キープ方式に関する過去の議論（2/5）

（続き）次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について 報告書（平成20年12月 次世代ネットワークの接続料の算定等に関する研究会）

（2）ビル&キープ方式の導入の適否

上記で、従来の接続料の設定方式とビル&キープ方式の間の差異について整理を行ったが、当該整理及び接続事業者からの意見等を踏まえると、ビル&キープ方式には、以下のような検討すべき課題があると考えられる。

1）適用基準の適正・透明な設定・運用

①ビル&キープ方式については、互いの網に流入する通信量が均衡している場合に適用し、通信量の均衡が崩れた場合はエンドエンド方式へ移行するという運用が考えられるところである。

②仮に通信量の均衡・不均衡でビル&キープ方式の適用を判断する場合は、誰がどのような基準で均衡・不均衡を判断するのかが極めて重要となるが、そもそも現時点では、事業者ごとに流入する通信量を把握する仕組みを有していないし、また接続実績が十分でない段階では、通信量の均衡・不均衡に係るデータが十分把握できないことから、このような状況の中で、その基準が適正・透明に設定・運用されないと、事業者間の公平性が害されることとなる。

③この点、接続事業者からは、ビル&キープ方式に関する考え方の整理されていない段階での導入は、交渉上優位に立つ事業者の恣意的な運用を懸念する意見が示されており、また通信量の均衡・不均衡を適用の判断基準とすること自体も、新規参入事業者にとってはメリットを受けられないなど問題視する意見も示されている。

2）接続事業者の経営面に与える影響

①ビル&キープ方式では、自網発通信のユーザ料金収入で、自網発だけでなく、自網着の通信も含めてコスト回収できるようにすることが必要となるが、これには、ユーザ料金水準など接続事業者側でコスト回収の考え方を見直す必要が生じる可能性がある。

②この点、接続事業者からも、コスト回収範囲やユーザ料金設定範囲の変更等、制度・料金面での抜本的な見直しが必要となるので、事業者間での十分な検討が必要との意見が示されている。

3）現行の接続制度との関係

①ビル&キープ方式の適用を通信量の均衡・不均衡で判断する場合、均衡している事業者Aとはビル&キープ方式、均衡していない事業者Bとはエンドエンド料金方式で接続料を算定することになるが、一のアンパンドル機能の接続料の算定方法について事業者ごとに差異を設けることの可否・適否も整理が必要となる。

②ビル&キープ方式は、ユーザ料金はエンドエンド料金を設定しつつ、接続料は支払わないという形態であるが、これは、「接続料を設定しない」又は「接続料を互いに0円支払う」のいずれかに整理することが考えられる。いずれの場合も、通信量が均衡する事業者同士は、接続料はほぼ同等であり、コストに適正利潤を加えた料金を設定して取引しなくても問題ないとの前提に立った考え方である。しかし、この適否は、今後、中継局接続の利用実態が蓄積される中で、通信の流出量の実態に応じた接続料の取引状況等を踏まえる必要があることから、現時点で問題がないと整理することは時期尚早である。

なお、「接続料を互いに0円支払う」という形態については、接続料0円はコストに適正利潤を加えた料金と相入れない点、またドミナント事業者ではない接続事業者の接続料を0円に義務付けることはできない点に留意が必要である。

以上のように、ビル&キープ方式には、1）適用基準の適正・透明な設定・運用、2）接続事業者の経営面に与える影響、3）現行の接続制度との関係、といった観点から検討・整理すべき課題が多数存在し、接続事業者からも十分に検討を行う前の導入には懸念が示されている状況にあることから、これらの課題が整理・解決される前に、中継局接続機能の接続料の算定方式として、ビル&キープ方式を導入することは適当ではないと考えられる。

ただし、このことは、接続料の算定方式としてのビル&キープ方式の有用性を必ずしも否定するものではないことから、今後、中継局接続機能の利用状況や当該機能で提供されるサービスの状況等を踏まえて、上記課題について関係事業者間等で検討・協議を行った上で、改めてその導入の適否について判断することが適当である。

■電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について（平成21年10月 情報通信審議会）

第5章 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方

本章では、I P化等が進展する中で、主に双方向型通信に係る機能の接続料算定上生じている課題と、固定通信市場とモバイル市場の融合が進展する中で、指定電気通信設備制度の在り方について今後包括的に見直しを行う場合の視点・課題等について検討を行うこととする。

1. 接続料算定上の課題

(2) ビル&キープ方式

1) 現状

これまで接続料設定に関しては、エンドエンド料金方式とぶつ切り料金方式の二種類が存在していた。これは、利用者料金の設定方法と関連付けて付された呼称である。

すなわち、エンドエンド料金方式とは、利用者料金については、通信の発側事業者が着側事業者のネットワークを含めてエンドエンドで料金設定をする（着側事業者は利用者料金を設定できない）が、着側事業者のネットワーク利用料として、通信の発側事業者は、着側事業者に対して接続料を支払うというものである。

これに対し、ぶつ切り料金方式とは、利用者料金については、通信の発側事業者・着側事業者がそれぞれ自網に係る部分を設定する（相手方のネットワーク部分の利用者料金は設定しない）が、相手方ネットワークの利用料としての接続料は、互いに支払い合わないというものである。

今回問題となっているビル&キープ方式は、エンドエンド料金方式・ぶつ切り料金方式のいずれにも該当しない。ビル&キープ方式とは、利用者料金については、通信の発側事業者が、着側事業者のネットワークを含めてエンドエンドで料金設定をするが、接続料は互いに支払い合わないという形態である。したがって、利用者料金の設定面に着目すると、エンドエンド料金方式に相当し、接続料設定面に着目すると、ぶつ切り料金方式に相当する両者のハイブリッド型の接続料設定の方式と考えられる。

ビル&キープ方式については、2008年5月から、総務省で開催された「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」でも議論され、同年12月に公表された報告書の中では、適用基準の適正・透明な設定・運用、接続事業者の経営面に与える影響、現行の接続制度との関係が、導入に当たって整理・解決すべき課題とされたところである。

2) 主な意見

提案募集等の結果、ビル&キープ方式の適用基準については、通信量の均衡・不均衡を基準とすることについて、NTT東西からは、更に検討を深めるべきとの意見が示される一方、イー・モバイルからは、これを基準とすること自体が新規参入事業者等に不利となり不適切との意見が示され、ソフトバンク等からは、事業者ごとにネットワーク構成が異なるので、通信量のみに着目すべきでないとの意見が示された。

また、接続事業者の経営面に与える影響については、NTT東西からは、他社接続料水準に左右されずに利用者料金を決定可能となり、また自網のコスト削減メリットが当該事業者に帰属するため、事業者のコスト削減インセンティブを高めるとの意見が示された。これに対し、ソフトバンクからは、ビル&キープ方式への移行は、コスト回収範囲の変更を伴うものであり、利用者におけるコスト負担の公平性の観点から慎重な検討が必要との意見が示された。

更に、接続制度との関係については、イー・モバイル等からは、指定事業者の接続料は、コストに適正利潤を加えた均一料金の設定が義務付けられる中で、ビル&キープ方式が適用される事業者と適用されない事業者が混在すると、接続料の適正性・公平性の検証ができなくなり適切でないとの意見が示された。

3) 考え方

指定事業者の接続料の設定方式として、ビル&キープ方式を導入することの適否は、その導入趣旨や目的を整理した上で判断することが必要である。この点、事業者の意見等を踏まえると、以下の二つの考え方を想定することができる。

①互いの接続料支払額（ネットワークコスト）が同水準である場合に、接続料精算コストを削減する観点から導入する。

②通信量が均衡している場合に、接続料精算コストの削減に加えて、他網の接続料水準に左右されない利用者料金設定、事業者のコスト削減インセンティブ（コスト削減のメリットが削減事業者に帰属）の向上等を図る観点から導入する。

まず①の考え方を採用する場合は、ビル&キープ方式の適用基準として、通信量の均衡・不均衡ではなく、接続料支払額（ネットワークコスト）水準の均衡・不均衡を採用することになる。これは、通信量の均衡・不均衡や接続料水準の均衡・不均衡のいずれか一方のみを見るのではなく、通信量と接続料を乗じて得られる接続料支払額が均衡する場合に、ビル&キープ方式を適用する考え方である。

この考え方自体は、接続事業者の経営面に与える影響や接続制度との関係では、問題となる事態は想定され難い。しかし、各事業者のネットワークの規模、導入時期や更改状況等が異なる中で、接続事業者同士のネットワークコストが同水準となること自体が想定され難く、仮にネットワークコストが同水準な者が存在しても、その後のネットワークコストの変動により、コストの均衡が保たれなくなる可能性もある。

ビル&キープ方式に関する過去の議論（4/5）

(続き) 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について（平成21年10月 情報通信審議会）

現在、指定事業者が接続料を設定する双方向型機能は、音声通話機能のみであることから、精算コストを削減する観点から現行の接続料精算方法を変更することの必要性は乏しいと考えられる。しかし、今後、双方向型のデータ通信機能に関する接続料設定が行われ、動画等の相互配信が行われるようになる場合は、相互に接続料を精算することに伴う課題が実際に生じ、改めて接続料算定の在り方を検討することが必要となることもあり得るので、今後の双方向型機能の設定・利用動向を注視しながら、引き続きビル&キープ方式の導入の在り方について検討を深めることが適当である。

次に②の考え方を採用する場合は、ビル&キープ方式の適用基準として通信量の均衡・不均衡を採用することになるが、通信量の均衡とネットワークコストの均衡が等値でないことを考えると、接続制度との関係を整理することが必要となる。すなわち、通信量が均衡する場合は、指定事業者のネットワークを利用する際に接続料を支払わなくて良いことになるが、このことと、指定事業者には、コストに適正利潤を加えた水準での接続料設定以外は認められないこととの関係を整理することが必要となる。

この点、通信量が均衡をしている場合は、その伝送に要するネットワークコストは同額であるべきとの考え方を新たに導入することも考えられる。具体的には、同じ通信量を伝送する場合に要するネットワークコストは、指定事業者のネットワークコストと同額であるべきとの考え方に立つものである。これによると、接続制度との関係では、通信量が均衡する指定事業者と接続事業者は、指定事業者が義務付けられているコストに適正利潤を加えた接続料を互いに支払い合っていると考えることになる。

しかし、実際は、事業者間のネットワークコストには差異があることから、この考え方に基づく、接続料を精算するよりも多くのコストを負担する事業者が必ず生じることになる。この点、接続料を支払い合わないことは、大規模事業者であり規模の経済の効用を受けられる指定事業者のコスト減になると考えられる一方、指定事業者が非効率的なネットワークを構築している場合、効率的なネットワークを構築している接続事業者のコスト減になることも考えられるため、指定事業者と接続事業者のいずれが多くのコストを負担することになるかは、一概に判断することはできない。

また、この考え方を採用する場合、利害関係者となる接続事業者の理解を得られることも必要となるが、複数の事業者から、ビル&キープ方式の適用基準に通信量の均衡を採用することは不適当との意見が示され、その理由として、事業者ごとにネットワークコストが異なることを考慮できないことが挙げられていることにかんがみると、ヒストリカルコストとは無関係に、指定事業者と接続事業者のネットワークコストが同額であると擬制する考え方に理解を得ることは困難と考えられる。

更に、通信量の均衡・不均衡自体を適用基準とすること自体が、新規事業者や中小規模の事業者にとって不利であるから適切でないとの意見が示され、加えて一の機能に関し、ビル&キープ方式が適用される者と適用されない者が混在することは、接続料算定の適正性・公平性を損なうとの意見も示されていることを考えると、通信量の均衡を適用基準とすることに接続事業者の理解を得られる状況になく、これにより得られるメリットを勘案しても、現時点で通信量の均衡・不均衡を適用基準とする形でのビル&キープ方式の導入が必要とは考えられない。

なお、上述したように、現時点では、NTT東西のNGNを含めて、接続事業者が利用している双方向型機能は音声通話機能だけであるが、今後、双方向型のデータ通信機能を利用する接続形態が出現・増加する状況になれば、相互に接続料を精算することに伴う課題が実際に生じ、改めて接続料算定の在り方を検討することが必要となることもあり得るので、今後の双方向型機能の設定・利用動向を注視しながら、引き続きビル&キープ方式の導入の在り方について検討を深めることが適当である。

■ 2020 年代に向けた情報通信政策の在り方 - 世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて - 答申（平成26年12月情報通信審議会）

4. 公正競争の徹底を通じた世界最高水準のICT 環境の実現 4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進 4. 2. 2. 政策の具体的方向性 (3) 低廉で多様な利用者料金の実現 (….) こうした取組に加え、利用者ニーズに適した多様な料金を実現するためには、接続料や利用者料金に係る制度の在り方についても、市場の実態を踏まえつつ見直すことが適当である。

具体的には、接続料制度については、より柔軟な利用者料金の設定を可能にする観点から、トラヒックが双方向に流れる音声通信に関する接続料について、相互にネットワーク費用を接続料として回収する仕組みから、原則として自己の利用者から回収する仕組み（着信接続料の原則廃止）とすることが考えられる(※)。ただし、着信接続料の廃止は、事業者にとってネットワーク費用の回収方法の大きな変更となる。このため、総務省においては、この新たな仕組みの導入について、利用者料金や事業者間競争に及ぼす影響を考慮しつつ、更に詳細な検討を進めることが適当である。

(※) 着信料金を原則廃止とすると、基本的にいかなる事業者のネットワークに着信しても費用が変わらなくなるため、特に低廉な料金を設定するインセンティブが大きいと考えられる新規参入者にとって費用の予見性が大幅に高まる。このため、例えば、地方に住む親の固定電話から東京に住む家族の携帯電話へ固定電話並の料金で通話できるようになるといった競争的な料金設定が可能となる。

■ I P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 ～ I P 網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～ 最終答申 (令和3年9月情報通信審議会)

第1章 I P 網への移行後に向けた音声接続料の在り方

2. 検討事項 2. 2. 2. 着信事業者が設定する接続料に関する課題

一部答申においては、I P 網への移行後の音声通信網において、どのような接続料規制を採用すべきかという点について、「中間取りまとめ」との位置付けで取りまとめを行い、その中で、現状課題として「ユーザ料金の低廉化」及び「事業者間の公平性の確保」という2つの課題を提示し、これら課題への対応のために着信接続料規制について検討を進めることとしていた。制度設計については一部答申後の検討に委ねられていたところ、今般、具体的な制度設計を進めるに当たり、一部答申の取りまとめに際して実施した意見募集において、規制導入に際して現状分析や導入時の影響の検討をしっかりと行うべきとの意見が少なからず寄せられたことも受けて、改めて具体的なデータや事実関係の確認を行った上で、検討を行った。

4. 考え方 4. 2. 2. 着信事業者が設定する接続料に関する課題

(4) ビル&キープ方式についての考察

「着信ボトルネック」に起因する問題に関する議論の中で、一部の事業者から、いわゆるビル&キープ方式の導入について提案があった。同方式は事業者間で接続料精算を一切行わないものであり、提案事業者からは、利用者のコミュニケーション手段としての音声通話サービスの位置付けが、通話アプリやメッセージアプリによって大きく変化するなど、音声通話市場を取り巻く環境変化が生じている中、規制・算定・精算コストの抑制、自網効率化インセンティブの増大、定額制料金を含む柔軟なユーザ料金設定を行いやすくなる等の効果が期待される旨説明されている。

事業者間の接続協定は、事業者間の協議により定めることを基本としており、例えば、携帯電話事業者間においては、現行制度の下でも互いに接続料精算を行わないこと（特定の事業者間のみでビル&キープ方式をとること）が可能である。ビル&キープ方式を希望する事業者においては、他事業者に対して協議を申し入れ、その理解を得る努力を行うことが大前提となる。

現時点においては、提案事業者の一部は、このような精算方式について他事業者との協議を開始したと説明しているが、他事業者からは、当該協議が十分進んでいるとは言えない旨の説明があるとともに、将来的な導入可能性については否定しないものの、現時点では導入に否定的な意見が示された。このような状況から見ても、まずは事業者間により協議を進めていく努力がなされることが必要である。

前述のとおり、事業者間協議の努力がなされることが基本であるが、事業者間で相互にやりとりされる通信量や、各事業者のネットワーク構成・接続料単金には差異があることから、ビル&キープ方式の導入により事業者間の接続料精算を行わない場合、事業者間で不公平を生じることが想定される。事業者間協議は、こうした点も踏まえて行う必要があると考えられる。

その上で、例えば、仮に将来的に音声通信量が大きく減少し、ビル&キープ方式の導入による接続料の算定・精算コストの抑制幅が、同方式導入による収支への影響を上回るような状況となれば、事業者間協議の進展を期待し得ると考えられる。

また、事業者だけではなく、国民利用者への配慮も必要である。ビル&キープ方式では、着信事業者は通話着信に係る費用を自社の利用者から回収するため、電話利用者は新たに着信に係る費用も負担することとなり、例えば、電話利用者に対して着信通話料が課されること等も想定される。これは、通話の便益は発信者が受けており、発信者が通話に係るエンド・ツー・エンドの費用を負担するという、これまでの考え方を大きく転換するものである。

したがって、ビル&キープ方式を希望する事業者は、同方式の導入により、国民利用者にとって少なからぬ影響を生じる料金設定等を行う場合には、国民利用者にどのような便益と影響が生じるのかについて、電話利用者における着信に係る費用負担の方法を含む具体的な料金体系を提示するなどして、広く国民利用者の理解を得られるように努めることが必要である。

こうした課題が解消し、将来的に、関係事業者間で広く協議が調い、国民利用者の理解を得られる環境が整えば、ビル&キープ方式の導入に当たって必要な制度的対応について検討する余地はあると考えられる。

「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」(案)及び固定通信分野における「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案に対する意見及びその考え方

意見募集期間: 令和4年9月 29 日～同年 10 月 28 日
案件番号: 145209977

意見提出者一覧
意見提出者 15 件(法人: 8件、個人: 7件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人A
2	個人B
3	個人C
4	個人D
5	個人E
6	個人F
7	個人G
8	KDDI株式会社
9	一般社団法人テレコムサービス協会
10	東日本電信電話株式会社
11	西日本電信電話株式会社
12	ソフトバンク株式会社
13	株式会社インターネットイニシアティブ
14	株式会社オプテージ
15	株式会社NTTドコモ

1

■ 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」(案)

・本指針の全般について

意見	考え方	修正の有無
意見 1 ● 趣旨に賛同。 ● 本指針の策定後、早期の検証実施に向けた取り組みを進めることを要望。 ● 総務省において、今後もMNOの新料金プラン等がMVNOとの競争環境に与える影響について、継続的に分析・検証し、問題が確認された場合は、速やかにその解決を図ることを要望。	考え方 1	
○ 本指針案の考え方に賛同いたします。 ○ 当協会MVNO委員会が2021年1月に総務省に送付した「イコールフットingの確保のための緊急措置の実施要望に関する要望書」(以下、「要望書」)に対して、携帯電話料金と接続料等の関係について「接続料の算定等に関する研究会」においてご検討をいただき、2021年度の予測データ接続料の更なる低廉化が図られる等、MNOとMVNOが同じ条件で公正に競争するためのイコールフットingの確保を進めていただいたことについて感謝申し上げます。 ○ 移動通信市場の健全な発展のためには、MNOとMVNO間の公正な競争を活性化させることが重要であり、そのためには引き続き、MVNOが適正な接続料によってMNOと品質面・価格面等において同等のサービスを提供できることが重要であると考えます。 ○ この点、MNOの接続料等と小売料金の関係が価格圧搾を起こすものとなっていないかについて精緻な検証が必要であると考えことから、本指針の策定後、早期の検証実施に向けた取り組みを進めていただくようお願い申し上げます。 ○ また、総務省殿においては、今後もMNOの新料金プラン等がMVNOとの競争環境に与える影響について、継続的に分析・検証いただくとともに、公正競争を阻害する事項が確認された場合は、速やかにその解決を図っていただくようお願い申し上げます。 【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 本指針の策定後、早期の検証実施に向け、速やかに検証対象サービス等の選定を進めることが適当と考えます。	無

2

意見	考え方	修正の有無
意見 2 ● 趣旨に賛同。 ● 移動通信分野におけるスタックテストの早期開始及び運用上の課題が生じた場合、速やかに必要な措置を講ずることを要望。(2者)	考え方 2	
○ 携帯電話料金と接続料等の関係の検証については接続料の算定等に関する研究会において継続的に検討頂き、MNOとMVNOのイコールフットリングを確保するため本指針案を策定頂きましたことに感謝申し上げますとともに、内容について賛同いたします。 ○ 弊社をはじめとするMVNOが引き続き移動通信市場の活性化に貢献するためには、MNOとMVNOのイコールフットリングが不可欠であり、そのためにはMNOと同等の価格帯においては同等の品質・速度等のサービスが提供できることが必要であると考えております。 ○ MVNOとの競争環境に影響を与えるMNOの料金プラン等が価格圧搾になっていないか定期的に検証・確認頂くことが公正な競争環境確保につながるものと考えておりますので、総務省におかれましては検証実施に向け引き続きご対応いただきますようお願いいたします。 ○ また、検証を通じて明らかになった問題、課題については、接続料の算定等に関する研究会にて議論を行い本指針の改定を進めるなど、更なる検証のブラッシュアップに向けた取り組みを続けていただきますようお願いいたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】 ○ 移動通信市場の健全な発展には、MNOとMVNOの競争を通じて料金の低廉化やサービスの多様化が実現されることが必要であると考えます。MNO各社の新たな料金プラン等については、その料金水準は多くのMVNOが提供する料金水準と接近するため、MNOとMVNO間のイコールフットリングの観点から、MVNOのサービス原価の大宗を占めるデータ接続料等とMNOが提供するサービスの利用者料金の関係に妥当性があることが極めて重要であると考えます。この点、今般、移動通信分野におけるスタックテストの指針を策定いただくことは、移動通信市場の公正競争に繋がると考えますので、感謝申し上げます。 ○ 総務省殿には、移動通信市場の変化の速度を踏まえ、早期にスタックテストの運用を開始いただくとともに、運用上の課題が生じた場合は速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたします。	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 「接続料の算定等に関する研究会」第六次報告書（以下「第六次報告書」という。）において、「検証を進める中で改善を要すると考えられる事項があった場合やモバイル市場の競争状況に変化が生じた場合等には、(略) 考え方の見直しを検討することが適当」とされているとおり、必要に応じて本指針の見直しを検討することが適当と考えます。	無

意見	考え方	修正の有無
【株式会社オペテージ】		

・ 1. 目的

意見	考え方	修正の有無
意見 3 ● 本指針には、市場全体の公正競争を確保する観点も必要。 ● あるサービス等がスタックテストに不適合となった場合、他のMNOが同種のサービス等を提供しているときは、当該サービス等についてもスタックテストを実施することが必要。 ● 利用者料金の引き下げ等が困難となることで利用者利便が阻害されないよう配慮が必要。	考え方 3	
○ 本指針案は、MNOとMVNOとの間のイコールフットリングを確保することを目的としていますが、モバイル市場は複数のMNO間での競争が存在することを踏まえ、市場全体の公正競争を確保する観点も必要であると考えます。 ○ 具体的には、あるサービス等がスタックテストに不適合となった場合、他のMNOが同種のサービス等を提供しているときは、当該サービス等についてもスタックテストを実施し、市場全体の公正競争に与える影響を検証することが必要であると考えます。 ○ また、実際の運用にあたっては、スタックテストの存在により、これまで市場の競争により決定してきた利用者料金の引き下げ等が困難となることによって、利用者利便が阻害されないように配慮する必要があると考えます。 【株式会社NTTドコモ】	○ 御意見として承ります。 ○ 本件検証の目的は、「MNOとMVNO間のイコールフットリングを確保する観点から、第二種指定電気通信設備との接続に関する接続料及び当該設備を用いる卸電気通信役務の料金（以下「接続料等」という。）と利用者料金との関係の妥当性を検証することであり、MNOとMVNOとの間のイコールフットリングを確保する観点から検証を行うことが適当と考えます。	無

3. 検証の実施方法

意見	考え方	修正の有無
(2) 検証対象		
意見 4 ● 検証対象については、二種指定事業者の「廉価プラン」及び、MVNOの料金プランと近接している二種指定事業者の提供する「サブブランド」を対象とすることが必要。	考え方 4	
○ 検証対象について、要望書でも取り上げたとおり、二種指定事業者各社の「廉価プラン」に加えMVNOの料金プランと近接している二種指定事業者の提供する「サブブランド」を対象とすることが、MNOとMVNO間の公正な競争環境の確保には必要であると考えます。本指針案策定後の検証対象の決定においては、「接続料の算定等に関する研究会」第六次報告書でも言及いただいたように、二種指定事業者と接続等を用いて競争するMVNOの視点が重要である点を改めて申し上げます。 【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見 5 ● 競争事業者又はその関連団体（以下「競争事業者等」という）が、本指針案に例示されていない事項を「具体的な課題」の論拠として提示する場合は、可能な限り定量的または明確に示すことが必要。 ● 要望を行う競争事業者が、検証対象とすべきとの要望が寄せられたサービス等を提供するMNOと直接の契約関係に無い場合は、当該サービス等や接続料が、当該競争事業者にどのような影響を与えているかを定量的に示したうえで、有識者会合においてより慎重に合理性の判断をすべき。	考え方 5	
○ 今後検証を実施していく際には次のとおり留意が必要と考えます。 【競争事業者又はその関連団体が行う要望】 ○ 競争事業者又はその関連団体が、移动通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針（案）（以下、「本指針案」と言います。）に例示されていない事項を「具体的な課題」の論拠として提示する場合は、可能な限り定量的または明確に示す必要があると考えます。 ○ スタックテストが利用者料金に比した接続料相当額の妥当性の検証であることを踏まえれば、競争事業者又はその関連団体が具体的課題に基づいて行う、本件検証の対象とすべき旨の要望（以下、「検証要望」と言います。）は基本的に、	○ 御意見として承ります。 ○ 競争事業者等が提示する「具体的な課題」は、可能な範囲で定量化されることが適当と考えます。 ○ 競争事業者等が行う要望の具体性や、有識者会合における合理性の検証に当たっては、関係事業者の意見を聴取しつつ、検討を行うことが適当と考えます。	無

意見	考え方	修正の有無
検証対象のMNOと直接接続・卸契約関係にあるMVNO、または、当該MVNOからの要望に基づいた関連団体により行われるものと想定しますが、仮に検証対象MNOと直接接続・卸契約関係にないMVNOが検証要望を行う場合は、検証対象のMNOが提供するサービス等や接続料が、当該MVNOにどのような影響を与えているかを定量的に示したうえで、接続料の算定等に関する研究会（以下、「研究会」と言います。）の場でより慎重に合理性判断をすべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】		
意見 6 ● 新規受付を停止していれば、サービス終了時期を公表していなくとも、検証対象外とすることが適切。（2者） ● 既に検証を実施したサービス等の検証を要望する場合も、改めて具体的な課題に基づき要望し、その合理性を有識者会合で判断することが適切。 ● 検証対象となるサービス等の選定にあたっては、MNOの意見も踏まえて判断することを要望。（2者）	○ 考え方 6	
【合理性判断】 ○ 第三世代移动通信システム（3G）といった通信方式を終了する場合には、それら方式に基づき提供するプランの終了時期が公表されますが、それ以外の場合、サービス終了時期までは公表せず契約者が存在する限り提供が継続することが一般的であり、また、指定事業者が新規受付を終了している時点で、既に競争事業者から当該サービス等への転入は見込めず、競争上の影響は無いと考えられるため、サービス終了時期を公表することまでは必要なく、新規受付を終了しているものはスタックテストの検証対象外とすることが適当と考えます。 ○ 既に1度以上検証したサービス等の検証要望を行う場合も、改めて具体的な課題に基づき申告のうえ、研究会の場でその合理性を判断するものと理解しています。 ○ 今年度の検証対象の選定にあたっては、11月に研究会の場でMNOヒアリングの場が予定されていますが、次年度以降も同様に、本件検証を行う合理性判断は、MNOの意見も踏まえたうえで実施するよう要望します。 【ソフトバンク株式会社】	○ 御意見として承ります。 ○ 新規受付を終了したサービス等であっても、提供終了時期が定まっていない場合、ユーザーの困り込みを通じて事業者間の競争に影響を及ぼすることから、提供終了時期を明らかにしているサービス等に限って検証対象外とすることが適当と考えます。 ○ 既に検証を実施したサービス等について再度検証を行う場合には、改めて有識者会合において、合理性の検証を行うことが適当と考えます。 また、競争事業者等が行う要望の具体性や、有識者会合における合理性の検証に当たっては、関係事業者の意見を聴取しつつ、検討を行うことが適当と考えます。	無
○ 以下の理由より、「当該サービス等の提供終了時期について公表しているもの」を削除とすべきと考えます。		

意見	考え方	修正の有無
✓ 利用者利便の観点から、方式（3G、4G等）の終了まで利用できるにすることが望ましく、新規受付終了とともにサービス等の提供終了時期を明示することは極めて稀であること ✓ 諸外国と比較しても低～中位の水準まで料金の低廉化が進んでおり、また、既に新規受付を終了したサービスからのスイッチングコストは下がっているため、当該サービスがMNOとMVNO間における公正競争に及ぼす影響は小さいこと ○ 検証対象とするサービス等の選定にあたっては、有識者会合においてMNOの意見も踏まえ、検証の必要性を精査すべきと考えます。 【株式会社NTTドコモ】		
意見 7 ● 趣旨に賛同。 ● 検証対象について「月額相当額が近接もしくは指定事業者の料金が下回っているもの」とすることを要望。	考え方 7	
○ モバイルスタックテストの目的が第二種指定電気通信設備に係る接続料等と利用者料金の関係の妥当性を検証することである点を踏まえると、接続等を用いて競争することになるMVNOの視点に立つて対象を決定することは、MNOとMVNOのイコールフットingの確保に資するものと考えことから、本指針案の考え方に賛同いたします。 ○ 一方で、本指針案の検証対象の要件①において、MNOが提供するサービスの料金が、MVNOが提供する同等のサービスの料金と近接しているものとされているところ、同等のサービスであっても、MNOのサービスの料金が、MVNOのサービスの料金を下回り、MVNOでは実現が困難な水準まで乖離が生じる場合も想定されるため、「月額相当額が近接もしくは指定事業者の料金が下回っているもの」を検証対象の要件としていただくことが、公正競争環境の確保に重要だと考えます。 【株式会社オプテージ】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 本件検証の対象サービス等の選定において、二種指定事業者の提供するサービス等と競争事業者の提供する同等のサービス等の利用者料金が近接していること要件としているのは、二種指定事業者のサービス等の料金が過度に低廉化した場合に価格圧搾による不当な競争を引き起こす懸念があるためです。こうした趣旨を踏まえれば、二種指定事業者の提供するサービス等の料金が競争事業者の提供する同等のサービス等の料金を大幅に下回った場合についても、本件検証の対象になり得ると解釈することが適当と考えます。 ○ 上記趣旨を明確化するため、MNOの価格がMVNOの価格を下回る場合についても検証対象になり得るよう修正します。	有

意見	考え方	修正の有無
(3) 検証方法		
意見8 ● 総務省において、設備容量の上限値の設定にあたっては、検証実施事業者が共通した考え方で適切に設定していることを確認することを要望。 ● 検証に用いた設備容量の上限値の設定の考え方については、公開することを要望。	考え方8	
○ 計算式における設備容量の上限値の設定にあたっては、二種指定事業者各社が共通的な考え方で適切に設定しているか、恣意的な設定がなされていないかを、総務省にて注視して頂きますようお願いいたします。また、検証に用いた設備容量の上限値の設定の考え方については、検証の適正性確保の観点から検証結果とともに公開して頂きますようお願いいたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	○ 検証対象となったサービス等については、二種指定事業者各社において適切な検証がなされたかどうか、総務省において確認を行うことが適当と考えます。	無
意見9 ● 趣旨に賛同。 ● 総務省において、指針案で示された計算式による計算が適切な内容となっているか等、二種指定事業者各社の設備容量の上限値について、その妥当性等を確認、検証することを要望。(2者) ● 接続料算定における冗長設備の扱いについて、「接続料の算定等に関する研究会」(以下「研究会」という)において今後、重点的に検証されること及び、その中で新たな考え方が採用された場合には、本指針案にも反映されることを要望。	考え方9	
○ データ伝送役務に係る接続料相当額の算出方法について、二種指定事業者各社の設備の違い等を踏まえつつ、共通的な考え方を示させていただいたことについて感謝申し上げます。 ○ なお、現状において、冗長設備を自由に使えるMNO各社と異なり、MVNOは契約した帯域によって制限され、その上限帯域は収支上の限界が存在することから、MVNOは平日昼間時間帯等の混雑時は通信速度が遅くなる等、MNOとMVNOの間には、ネットワークの可用性やサービス品質に大きな違いが生じている状況であると考えます。 ○ 総務省殿においては、設備容量の上限値が最大占有帯域を下回ることなども想定されることから、指針案で示された計算式による計算が適切な内容となっている	○ 検証対象となったサービス等については、二種指定事業者各社において適切な検証がなされたかどうか、総務省において確認を行うことが適当と考えます。 ○ 第六次報告書において、「検証を進める中で改善を要すると考えられる事項があった場合やモバイル市場の競争状況に変化が生じた場合等には、(略)考え方の見直しを検討することが適当」とされているとおり、必要に応じて本指針の見直しを検討することが適当と考えます。	無

意見	考え方	修正の有無
るか等、二種指定事業者各社の設備容量の上限値について、その妥当性等を確認、検証いただくようお願い申し上げます。 ○ また、接続料算定における冗長設備の扱いについては、「接続料の算定等に関する研究会」において今後、重点的に検証されるべきことを改めて要望すると同時に、その中で冗長設備の扱いについて新たな考え方が採用された場合には、本指針案のデータ伝送役務に係る接続料相当額の算定式にも反映されることを要望します。 【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】 ○ 移動通信市場における公正競争を実現するためには、MNOとMVNO間のイコールフットリングが確保されていることが重要となります。 ○ この点、MNOとMVNOの間には、急激なトラフィック変動等におけるネットワークの可用性について差が生じているのではないかと考えております。冗長設備を自由に使えるMNO各社と異なり、MVNOは契約した帯域によって制限され、その上限帯域は現在の接続料では収支上の限界が存在するため、実際にMVNOは平日昼間時間帯等の混雑時は頭打ちとなって速度が遅くなる等、MNO各社のサービスとは品質面に大きな違いが生じている状況であると考えます。 ○ そのような実態を踏まえ、計算式に用いられる設備容量の上限値については、常に設備容量の上限値が最大占有帯域を一定程度上回っていることが必要であると考えます。設備容量の上限値の定義について、MNO各社で考え方が異なる可能性はありますので、設備容量の上限値が最大占有帯域を一定程度上回る設定となっているか、総務省殿には確認いただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】		
意見10 ● 「② 音声伝送役務に係る接続料相当額」の検証方法の趣旨に賛同。 ○ 左記検証方法に賛同いたします。 ○ 音声接続料について、MVNOのプレフィックス自動付与機能等接続への移行が基準について、個々のMVNOによって契約数の規模に違いがあることを踏まえ、契約数の50%以上が基準だけでなく、MVNO数の50%以上も基準として設けることが適当と考えます。 ○ また、本検証が利用料金と接続料の関係を確認するという目的であることを踏まえれば、今後実施予定である代替性検証にて代替性があると確認できた場合	考え方10 ○ 賛同の御意見として承ります。	無

意見	考え方	修正の有無
においては、料金等の提供条件について接続約款において広く一般に公表されている「接続」を用いることが適当であり、音声基本料において音声接続料を採用することが適当であると考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】		
意見11 ● プレフィックス自動付与機能による接続に係る届出接続料を利用する場合、緊急通報等についてはMVNOがMNOに対し卸料金を支払っている場合があることから、音声伝送役務に係るそれら費用が計上されることが適当。	考え方11	
○ 算出方法として(i)を採用する場合においては、MVNOが音声サービスを提供する上で最低限必要となる各種費用が漏れなく計上されることが必須であると考えます。 ○ この点、00XY自動接続の場合、例えば緊急通報やナビダイヤル、国際電話等のMNO設備の卸での利用においてMVNOがMNOに対し卸料金を支払っている場合があると想定されるため、届出接続料を用いた算定においては、これらの費用がMVNOに請求されている場合において、MNO自らの利用者によるこれらの利用に係る費用も、接続料相当額とは別に計上されることが適当であると考えます。 【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】 ○ 音声伝送役務に係る接続料相当額の基本料について、プレフィックス自動付与機能による接続に係る届出接続料を利用する場合は、MVNOの音声サービスの提供に必要な接続料に相当する費用が漏れなく計上されていることが重要と考えます。 ○ この点、プレフィックス自動付与機能による接続の場合は、MNOとMVNO間の契約によっては、緊急通報や国際電話などMNOの設備利用に伴う卸電気通信役務における利用料を支払っている場合があることも想定されるため、モバイルスタックテストにおいても、音声伝送役務に係るそれら費用が計上されることが適当であると考えます。 【株式会社オプテージ】	○ 本検証においては、検証対象のサービス等の提供に要するコストを可能な限り実態に即して、正確に把握することが必要であり、提供実態に即した計上が適当と考えます。 ○ 上記趣旨を明確化するため、脚注において、プレフィックス自動付与機能を用いて音声サービスを提供している場合には、緊急通報等一部機能の卸料金についても接続料相当額に加えて計上すべきことを追記します。	有
意見12 ● プレフィックス自動付与機能による接続に係る届出接続料を利用する場合、緊急通報等について、MVNOは中継交換機の構築費用もしくは中継事業者の設備を利用するための接続料などを支払っている場合があることから、他事業	考え方12	

意見	考え方	修正の有無
者に支払う接続料にそれらの費用が計上されていることが適当。		
○ スタックテストにおいては、実態的な利用者料金と接続料等の関係の料金差を比較することが重要でありますので、MVNOが他事業者に支払う接続料等を漏れなく計上することが重要だと認識しております。 ○ この点、音声伝送役務に係る接続料相当額の算出において、プレフィックス自動付与機能による接続料を利用する場合は、MVNOは中継交換機の構築費用もしくは中継事業者の設備を利用するための接続料などを支払っているため、モバイルスタックテストにおいても、他事業者に支払う接続料にそれらの費用が計上されていることが適当であると考えます。 【株式会社オプテージ】	○ 御意見として承ります。 ○ 本件検証は、「MNOとMVNO間のイコールフットリングを確保する観点から、第二種指定電気通信設備との接続に関する接続料及び当該設備を用いる卸電気通信役務の料金（以下「接続料等」という。）と利用者料金との関係の妥当性を検証する」ことを目的としており、中継交換機についてはMNOによる提供が行われていないことから、本件検証においては特段の事情がない限り考慮しないことが適当と考えます。	無
意見13 ● 趣旨に賛同。（2者） ● 複数のブランドやサービス等で共通的に扱っている端末に係る宣伝費等については販売台数や販売回線数等から按分して算出することが適当。 ● 共通的な営業費の内、定量的に案分することが難しい費用項目については、二種指定事業者がその根拠を具体的に示し、総務省においてその妥当性を確認、検証することを要望。（2者）	考え方13	
○ 本指針案の考え方に賛同いたします。 ○ 営業費相当額について、第二種指定電気通信設備接続会計規則に基づき営業収益に対する営業費の割合の直近5年間の平均値により算出することは、一定の合理性があるとともに検証作業の透明性の確保に資するものと考えます。 ○ 他方、ブランドやサービス毎の営業費相当額の按分について、例えば複数のブランドやサービス等で共通的に扱っている端末に係る宣伝費等についてはブランドやサービス毎の販売台数や販売回線数等から算出することが適当であると考えます。 ○ なお、共通的な営業費の内、定量的に案分することが難しい費用項目については、恣意的に、メインブランド等検証対象外サービスの営業費として算入される（検証対象として算入されない）可能性も想定されることから、営業費相当額を按分する場合は、二種指定事業者各社がその根拠を具体的に示すとともに、総務省殿においてその妥当性の確認および検証いただくことが、イコールフットイン	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 検証対象となったサービス等については、二種指定事業者各社において適切な検証がなされたかどうか、総務省において確認を行うことが適当と考えます。	無

意見	考え方	修正の有無
グの確保にとって必要であると考えます。 【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】 ○ 営業費相当額について、第二種指定電気通信設備接続会計規則に基づく移動電気通信役務収支表の営業収益に対する営業費の割合の直近 5 年間の平均値により算出することは、一定の合理性があるとともに、MNO各社における算出方法の透明性の確保に繋がると考えますので、本指針案の考え方に賛同いたします。 ○ この点、算出の過程で、仮にサービス・プランごとに営業費を按分することとなった場合、営業費の費目によっては共通的なものも存在し、必ずしもサービス・プランに紐づくものではないと考えられるため、検証対象となり得るサブブランド等ではなく、メインブランド側の営業費として計上されることも想定されます。そのため、営業費相当額を按分する場合は、MNOは按分に関する根拠を示すとともに、総務省殿においてその妥当性を確認いただくことが、イコールフットイングの確保に重要だと考えます。 【株式会社オプテージ】		
意見14 ● 営業費相当額について「サービス等の提供に際して発生し得ないもの」を除くことを追記すべき。 ○ 第六次報告書の内容※を一部反映できていないため、以下の下線部を追記いただきたいと考えます。 （社会貢献活動に係る営業費等指定事業者のサービス等の提供を直接目的とし、及びサービス等の提供に際して発生し得ないものを除く） ※接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書42Pに以下の記載があります ○ サービスによっては、その提供に際して発生し得ない費用がある場合もあると考えられることから、当該費用の取扱いについては検証を実施する際に考慮することもあり得る。 【株式会社NTTドコモ】	考え方14 ○ 第六次報告書において、「サービスによっては、その提供に発生し得ない費用がある場合も考えられることから、当該費用の取扱いについては検証を実施する際に考慮することもあり得る」旨が、明記されております。 ○ その趣旨を明確化するため、脚注において、検証対象となったサービス等の提供に際して発生し得ない営業費用については、考慮しない旨を追記します。	有
意見15 ● 固定通信とのセット割を利用者料金から控除すべき。（2者） ● 総務省において、非通信サービスとのセット割を利用者料金から控除することを引き続き検討することを要望。（2者）	考え方15	

意見	考え方	修正の有無
● 総務省においては、検証過程においては、不適切な検証とならないよう妥当性について検証することを要望。 ● 固定通信や非通信サービスとのセット割引がどの程度携帯電話サービスに係るものであるかが明確になった場合は、対象のセット割引について利用者料金から控除して検証するよう指針を改定することを要望。		
○ 利用者料金に関する割引の取扱いについて「接続料の算定等に関する研究会」第六次報告書では、固定通信とのセット割について、利用者料金に関する割引の算出が可能であるとの考え方が示されているところ、本指針案においても同様に固定通信とのセット割を利用者料金から控除する旨を明記いただくことが、検証の適正性の更なる向上につながるものと考えます。 ○ また、本検証においては、実質的な利用者料金と接続料等の関係の料金差を比較することが重要であると考えるところ、非通信サービスとのセット割の控除についても引き続き検討していただくことが望ましいと考えます。この点、非通信サービスに割引原資を著しく多く負担させるなどの不適切な検証にならないよう、検証過程において、二種指定事業者各社に具体的な説明を求める等、総務省殿にはその妥当性について検証いただくようお願いいたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】 ○ MVNOは、MNOが提供する割引後の料金と競争していることから、利用者料金に関する割引の取扱いについては固定通信や非通信サービスとのセット割について考慮頂きたいと考えております。現時点では固定通信や非通信サービスとのセット割引がどの程度携帯電話サービスに係るものであるか明確ではないことから、今後明確化のに向けた検討が早期に進められるものと認識しております。固定通信や非通信サービスとのセット割引が携帯電話サービスに係るものであるかが明確になりましたら、対象のセット割引については利用者料金から控除して検証するよう指針を改定いただきますようお願いいたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】 ○ 固定通信とのセット割については、「接続料の算定等に関する研究会」第六次報告書において「利用者料金に関する割引の算出が可能」とされているところ、本指針案においても固定通信のセット割を利用者料金から控除する旨を明文化することが、モバイルスタックテストの運用の適正化、引いては公正競争の確保に繋がると考えます。	○ 固定通信と移動通信のセット割については、その割引がどの程度携帯サービスに係るものなのか等、明確でない点があることから、引き続き「競争ルールの検証に関するWG」において検討することが適当と考えます。 また、固定通信と移動通信のセット割のうち、どの程度が携帯サービスに係るものであるか等が明確になった際には、本指針の見直しを検討することが適当と考えます。	無

意見	考え方	修正の有無
○ 加えて、スタックテストにおいては、実態的な利用者料金と接続料等の関係の料金差を比較することが重要であると考えており、電気等の非通信サービスとのセット割についても利用者料金から控除することが望ましいと考えます。 ○ この点、MNO各社が提供する非通信サービスとのセット割は多様であり、モバイルサービスに係る割引の割合やポイント付与等利用者料金との関係が明確でないものもありますが、まずは当該割引のうち「モバイルサービス基本料から控除される割引額」を控除するなど、総務省殿には引き続き検討いただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】		
(4) 検証時期		
意見16	考え方16	
● 趣旨に賛同。 ○ 本指針案の考え方に賛同いたします。 ○ 仮に接続料が逡減している局面であるとしても、平均的なデータ通信の利用の増加、営業費の変動等により検証の結果が変化することが想定されます。この点、将来原価方式に基づくデータ通信の予測接続料（2月末）、音声接続料（3月末）がそれぞれ年一回届け出られることから、それらのタイミングに合わせて少なくとも年一回は実施することが適切であると考えます。 ○ 加えて、モバイル市場における変化の速度を踏まると、定期的な検証の他に、新プラン・新ブランドの追加等が行われた後に、市場の競合状況から必要と思われる場合に、特定の料金プラン等を対象としたアドホックの検証を行うことが公正な競争環境の確保には重要であると考えます。 【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見17	考え方17	
● 必要に応じて行われる臨時的検証についても、①から③の要件を満たすことが必要との理解。 ● 次年度以降もMNOの意見も踏まえ、検証に必要な期間を考慮することを要望。 ○ 指定事業者がサービス等を新たに開始し又は変更した場合に、必要に応じて行われる臨時的検証についても、通常の検証と同様検証対象に関する3要件を満たす必要があると理解しています。	○ 御意見のとおり、必要に応じて行われる臨時的検証についても、本指針に示す検証対象の要件を満たすことを前提とすることが適当と考えます。	無

意見	考え方	修正の有無
○ また、検証実施にあたっては、MNO側でもデータ収集等の作業期間が必要であることを踏まえ、次年度以降もMNOの意見も踏まえ検証に必要な期間を考慮いただくよう要望します。 【ソフトバンク株式会社】	また、次年度以降の検証においても、検証に必要な期間を考慮することが適当と考えます。	

4. 結果の公表等

意見	考え方	修正の有無
意見18 ● 利用者あたりの平均利用量や利益率といった対象プランの検証に用いる具体的な数字は、非公表とすることが適当。	考え方18	
○ 利用者あたりの平均利用量や利益率といった対象プランの検証に用いる具体的な数字は、当社のサービス戦略、設備戦略に係る重要な経営情報であるため、非公表とすることが適当と考えます。 ○ なぜなら、当該情報をもとに他MNO・MVNOが容易に対抗プランの設計等ができるようになり、当社は競争上の不利益を被るおそれがあるためです。 【株式会社NTTドコモ】	○ 本件検証結果のうち、MNOのサービス戦略、設備戦略に係る特に重要な経営情報については、一部非公表とすることに一定の合理性があると考えます。	無

5. 本件検証の結果が不適合となった場合の取扱い

意見	考え方	修正の有無
意見19 ● 趣旨に賛同。 ● 指定事業者が講ずる措置は速やかに実施されることが求められることから、総務省において、指定事業者が講ずる措置の実施状況について確認することを要望。 ● 総務省において、総務省が講ずる措置について、会計分離などを含め固定通信分野での取り組みも参考にしながら、必要なルールの在り方について検討することを要望。	考え方19	
○ 本報告書案の考え方に賛同いたします。 ○ なお、指定事業者が講ずる措置について、移動系通信市場における変化の速度を踏まえると措置実施に要する期間やその具体的な根拠等を明確にした上で、速やかに措置を講じることが求められます。この点、総務省殿においては指定事業者が講ずる措置の実施状況について確認いただくことを要望いたします。 ○ また、総務省殿が講ずる措置について、「不当な競争を引き起こすものと認められるときには、電気通信事業法第34条第3項の規定に基づき、接続約款を変更すべきことを命ずる措置その他の是正に向けた措置を講ずるものとする」と示されているところ、指定事業者の是正状況等に応じ、会計分離などを含め固定通信分野での取り組みも参考にしながら、将来に亘ってイコールフットイングを担保するために必要なルールの在り方についても検討していただくようお願い申し上げます。 【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 本件検証の結果が不適合となった場合、指定事業者が講ずる措置の実施状況について、総務省において注視することが適当と考えます。	無
意見20 ● 総務省において、本件検証の結果が不適合となった場合には、速やかに必要な措置を講ずることを要望。	考え方20	
○ 移動系通信市場はこれまで、MNOとMVNOの競争を通じて料金の低廉化やサービスの多様化が実現されてきました。仮に、MNOのサービスが価格圧搾による不当な競争を引き起こすものである場合、速やかに是正がなされなければ、独立系MVNOが淘汰され、再びMNOグループの協調的寡占状態となり、その結果、料金の高止まりやサービスの横並びなど、利用者利便を阻害する可能性があります。 ○ そのため、総務省殿には、本件検証の結果が不適合となったサービス等におい	○ 本件検証の結果が不適合となった場合には、指定事業者又は総務省において、速やかに必要な措置を講ずることが適当と考えます。	無

意見	考え方	修正の有無
ては、モバイル市場における変化の速度を踏まえ、速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】		
意見21 ● 3事業年度の予測接続料のうち最も安価な接続料を採用して適合となるときは、「自らが提供するサービス等が価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠」のうち「接続料等と利用者料金との関係が早期に改善することが見込まれる具体的な事由を示すもの」にあたる、とすることが適当。 ● 「新規受付を停止した上で、スタックテストに適合する新たなサービス等を提供し、不適合となったサービス等からの移行を促す利用者案内をすること」を「利用者料金と設備等費用の差分が営業費相当額を下回る状況が解消される所要の措置」に含めることが適当。	考え方21	
○ MVNOにおける予見性を高めるため、将来原価方式にて3事業年度の予測接続料を提示していることから、MVNOは、その金額をもとに利用者料金を設定することが可能です。 ○ そのため、将来の需要等を見込み新たに始めたサービス等が不適合となった場合において、3事業年度の予測接続料のうち最も安価な接続料を採用して適合となるときは、早期に改善することが見込まれる十分な論拠とすることが適当と考えます。 ○ 二種指定事業者であるMNOは、共通のルールに基づき接続会計を整理し、接続料を算定することにより、公正な競争環境を確保していると考えます。また、法令上、適正原価・適正利潤を下回る接続料を設定することを妨げられているわけではないと認識しております。 ○ ただし、不適合時の所要の措置として、例えば、あるMNOのみが接続料を適合する水準まで引き下げの場合、実績原価で算定・精算している接続料の合理的な範囲での引き下げは、限られたものになると考えます。 ○ また、合理的な範囲以上の引き下げを行う場合、そのコスト分は当該MNO利用者が負担することになるため、当該MNO利用者とMVNO利用者の間で負担の公平性が損なわれることになると思います。	○ 御意見として承ります。 ○ 本件検証の結果が不適合となった場合に、指定事業者から示された「自らが提供するサービス等が価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠」については、有識者会合においてその合理性を判断することを想定しております。	無

19

意見	考え方	修正の有無
○ 加えて、そのコスト分の接続料原価を翌年以降に繰り延べる場合であっても、当該MNO配下のMVNOにおける将来の利用者がそのコスト分を負担することになるため、将来の利用者と現在の利用者との間でも負担の公平性が損なわれることになると思います。 ○ さらに、当該MNOがコスト割れで継続して卸役務を提供する場合、卸市場におけるシェアを拡大させることとなり、独禁法の観点から問題視される可能性もあるのではないかと考えます。 ○ 一方で、スタックテストに適合する料金水準への利用者料金の変更をする場合、民法上の不利益変更が認められる要件（目的適合性、合理性（必要性・相当性））を充たすことは難しく、利用者への十分な配慮が求められます。 ○ 従って、現実的には新規受付を停止した上で、スタックテストに適合する新たなサービス等を提供し、不適合となったサービス等からの移行を促す利用者案内をすることを所要の措置に含めるべきであると考えます。 【株式会社NTTドコモ】		
意見22 ● 総務省において、あるサービス等がスタックテストに不適合となった場合、他のMNOが同種のサービス等を提供しているときは、当該サービス等についてもスタックテストを実施し、是正に向けた措置を検討することが必要。	考え方22	
○ あるサービス等がスタックテストに不適合となった場合、他のMNOが同種のサービス等を提供しているときは、当該サービス等についてもスタックテストを実施し、市場全体の公正競争に与える影響を検証した上で、是正に向けた措置を検討することが必要であると考えます。 【株式会社NTTドコモ】	○ 御意見として承ります。 ○ 本件検証の目的は、「MNOとMVNO間のイコールフットリングを確保する観点から、第二種指定電気通信設備との接続に関する接続料及び当該設備を用いる卸電気通信役務の料金（以下「接続料等」という。）と利用者料金との関係の妥当性を検証することであり、MNOとMVNOとの間のイコールフットリングを確保する観点から検証を行うことが適当と考えます。	無

20

・その他

意見	考え方	修正の有無
意見23 ● 「移動通信」とは何か。	考え方23	
○ 「移動通信」とは？ IDOIはKDDIになったのでは？ 「モバイル通信」とは違うのか？ 【個人G】	○ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）等の法令で用いる用語の例によります。	無

21

■ 固定通信分野における「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案

・本指針の全般について

意見	考え方	修正の有無
意見1 ● 本指針の改定案に賛同。	考え方1	
○ 本指針の改定案に賛同いたします。 【KDDI株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。	無

・3. 検証の実施方法

意見	考え方	修正の有無
(2) 検証対象		
意見2 ● 固定電話市場は「縮退フェーズ」に移行している。 ● 第六次報告書では、加入電話の将来の検証対象からの除外に向けて一定の方向付けがあったと理解しており、引き続き競争環境や代替手段の普及状況を注視し、状況に変化が見られた場合は速やかに検証対象から除外することを検討すべき。また、当社としても、モバイル網を用いたOABJ-IP電話と加入電話の代替性について、実態把握に必要な調査を検討、実施していく考え。 ● スタックテストの目的を踏まえると、新サービスを検証対象に追加するか否かは、機械的に判断するのではなく、市場の規模やシェア等、競争の実態を丁寧に分析した上で判断すべき。	考え方2	
○ 固定電話市場は既に顧客獲得を事業者間で競う「競争フェーズ」から、サービスをコストミニマムに維持していく「縮退フェーズ」に移行しています。 ○ その中で、「接続料の算定等に関する研究会」第六次報告書において、モバイル網を用いたOABJ-IP電話と加入電話との代替性を一定程度認め、「今後の状況を見定めて改めて検討することが適当」とされたことについては、将来の除外に向けて一定の方向付けをいただいたものと理解しており、引き続き市場の競争環境や代替手段の普及状況を注視し、状況に変化が見られた場合は速やかに検証対象から除外することを検討いただきたいと思います。また、当社としても、OABJ-IP電話と加入電話との代替性について、実態把握に必要な調査を検討、実施していく考えです。	○ 加入電話・ISDNのスタックテストについては、モバイル網を用いたOABJ-IP電話の加入電話との代替性等、固定電話市場における競争状況の変化について見定めた上で、引き続きスタックテストの対象とすべきかについて、接続料の算定等に関する研究会等において改めて検討することが適当と考えます。 ○ その際、関係事業者等において研究会等における検討に資する情報の提供等を実施いただくことは、有意義な議論を行う観点から望ましいと考え	無

22

意見	考え方	修正の有無
○ スタックテストは、接続料が不当な競争を引き起こす恐れがないかを検証することを目的にしていることを踏まえると、「将来原価方式に基づき接続料が算定された機能を利用して提供され、競争事業者が存在する」といった点のみから機械的に判断するのではなく、新サービスを検証対象に追加するか否かは、そのサービスが提供されている市場の規模やシェアなど、競争の実態を丁寧に分析した上で判断すべきと考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	ます。 ○ 今後の対象の追加については、本指針策定時に示された「サービス競争がなされているか、又は、潜在的にその可能性があるものから対象とする。その上で、需要が減退し小さくなっているサービスであって、当該サービスの提供に用いられる機能の内容及びその接続料の水準の面から接続事業者にとって十分代替的な機能が別にあるものは、検証対象外とする」との考え方にに基づき、競争の実態等を踏まえて決定していくことが適当と考えます。	
意見3 ● 検証対象は、サービスの提供実態を踏まえて適時適切に見直されるべきであり、フレッツ光ライトプラス及びInterconnected WANの追加は適当。 ● 加入電話・ISDN基本料及び通話料について、NTT東日本・西日本以外に直収電話を提供する事業者があり、加えて、無線を利用した電話サービスも同サービスの完全な代替とはならないため、引き続き対象とすることが適当。 ● 今後も、サービスの提供実態を踏まえた検証対象の適宜の見直しが必要。	考え方3	
○ 検証対象となるサービスについては、サービスの提供実態を踏まえて適時適切に見直されるべきであり、フレッツ光ライトプラス及びInterconnected WANがサービスメニュー毎の検証対象に追加されたことは適当であると考えます。 ○ また、加入電話・ISDN基本料、通話料については現時点においても、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社以外にも直収電話を提供する事業者があり、加えて無線を利用した電話サービスも完全な代替とはならないため引き続き検証の対象とすることが適当であると考えます。 ○ 今後についてもサービスの提供実態を踏まえて検証対象を適宜見直していくことが必要であると考えます。 【ソフトバンク株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 検証対象の見直しに関する御意見については、考え方2のとおりです。	無
(3) 検証方法		
意見4 ● 現行の固定通信分野のスタックテストでは、策定当初の考え方にに基づき、サ	考え方4	

意見	考え方	修正の有無
サービスメニューごとの検証において営業費を考慮しないこととなっているが、検証の目的に照らして、現行の検証方法について議論・検証が必要。 ● 例えばFTTH市場では、競争事業者とNTT東日本・西日本は戸建向けと集合住宅向け等で競争していることを勘案すると、サービスメニューごとの検証においても営業費を考慮した検証を実施する等、現在の検証方法を見直すべき。		
○ 現行の固定通信分野においては、過去の整理(※1)(※2)の結果、「サービスメニュー単位の検証方法については、営業費を考慮せず、利用者料金収入と接続料収入を比較する」という内容にて検証が実施されてきました。 ○ 本検証は、「接続料等と利用者料金の関係における適正性を検証し、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを確認する」という目的であると理解しています。その目的に照らすと、「営業費はサービスメニューごとに均等に生じるものではない」という当初の考え方(※1)により、サービスメニュー単位の検証においては営業費を考慮せず、利用者料金収入と接続料の差額を比較するという現行の検証方法が、本検証の目的に適うものであるのかどうか、議論・検討が必要と考えます。 ○ この点、固定通信市場においては、例えば、FTTH市場では、競争事業者と東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社（以下、NTT東・西という）は戸建向け・集合住宅向け等で競争していることから、サービスメニュー単位の評価においても競争状況を勘案して、営業費を考慮した検証を実施するなど、現在の検証方法について見直すべきと考えます。 （※1）接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン（2012年7月27日） https://www.soumu.go.jp/main_content/000169484.pdf （※2）接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針（2018年9月） https://www.soumu.go.jp/main_content/000572696.pdf 【KDDI株式会社】	○ 検証方法の見直しについては、「接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書（案）」に対する意見募集において研究会が示した考え方（令和4年9月9日報道発表）のとおり、固定通信市場における競争の状況を注視しつつ、現状のスタックテストの検証方法の見直しを要する状況変化が見られれば、検討することが適当と考えます。	無

・その他

意見	考え方	修正の有無
意見 5 ● 光回線のインターネットの月額料金が5,000円以内にすることを要望。(五者)	考え方 5	
○ 「(光回線)のインターネットの、月額料金を、『5000円以内』にしてください。」 (光回線)のインターネットの、月額料金は、高いと思います。 NTT東日本のフレッツ光の(戸建てタイプ)だと、「(光回線)のインターネット料金」と「プロバイダーの料金」を、合計すると毎月、6000円から7000円くらい、かかってしまいます。 そこで、「(光回線)のインターネット料金」と「プロバイダーの料金」を、合計して、「(光回線)のインターネットの、月額料金を、『5000円以内』にしてください。」 希望の料金は、毎月「4900円」くらいが、良いと思いました。 毎月かかる、固定費なのでインターネットの、月額料金が、安くなれば、うれしいです。 私以外にも、同じように、インターネット料金の、月額料金が、安くなって欲しいと思う人は、たくさんいると思います。 よろしくお願いいたします。 【個人B・C・D・E・F】	○ 本件意見募集の対象の内容と直接関係のない御意見として承ります。	無

25

■ その他

意見	考え方	修正の有無
意見 1 ● 通信インフラの提供事業者は10年毎に統廃合やスクラップすべき。	考え方 1	
○ 通信インフラは10年ごとにUPGRADEDされるため、過去に階層化された事業者をそのまま存続する必要はなく、次の10年では統廃合やスクラップする必要があると考える。10年ごとに、サービス事業者を見直すことも必要と思う。理由は10年リニューアル毎に設備コストがかかり利用料金も上がるが、サービス自体は大きく変わらず。業者の乱立は無駄な競争を引き起こし、最終的には利用者に被害が及ぶため。業者は限定的に管理すべきと思う。以上 【個人A】	○ 本件意見募集の対象の内容と直接関係のない御意見として承ります。	無

以上

26

移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針

令和4年 11 月

総 務 省

1. 目的

移動通信市場においては、令和2年 10 月以降、MNO3社が新たな大容量かつ低廉な料金プランを相次いで発表したことに伴い、MNO3社の新たな料金プランとMVNOの料金プランが近接し、MVNO にとって従来の強みであった利用者料金の価格優位性の低下が顕著となった。

このため、MNO と MVNO 間のイコールフットイングを確保する観点から、第二種指定電気通信設備との接続に関する接続料及び当該設備を用いる卸電気通信役務の料金(以下「接続料等」という。)と利用者料金との関係の妥当性を検証する必要がある。

本指針は、接続料等と利用者料金の関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすことにならないかを確認する検証の実施方法について定めるとともに、その結果に応じて接続料等と利用者料金の関係の調整その他の対応を行うための基本的な方法について定めるものである。

2. 用語の意義

本指針において使用する用語は、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)、第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成 23 年総務省令第 24 号)及び第二種指定電気通信設備接続料規則(平成 28 年総務省令第 31 号)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **指定事業者** 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者
- (2) **競争事業者** 指定事業者が設置する第二種指定電気通信設備に接続し、又は指定事業者が第二種指定電気通信設備を用いて提供する卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者
- (3) **接続料** 第二種指定電気通信設備との接続に関し指定事業者が取得すべき金額
- (4) **届出接続料** 指定事業者が電気通信事業法第 34 条第2項(同条第8項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た接続約款に定める接続料

- (5) **利用者料金** 指定事業者が設置する第二種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務(卸電気通信役務を除く。)のうち、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1号に規定する携帯無線通信(以下「携帯無線通信」という。)に係るものに関する料金

3. 検証の実施方法

(1) 検証実施事業者

指定事業者のうち、携帯無線通信に係る電気通信役務を提供する者

(2) 検証対象

本件検証は、指定事業者が提供する携帯無線通信に係る電気通信役務のうち、次の①から③までの要件を全て満たすものを対象とする。

- ① 指定事業者が現に提供しているサービス・料金プラン(以下「サービス等¹」という。)のうち、その料金の月額相当額が、競争事業者が現に提供する同等のサービス等(以下「競合サービス等」という。)の料金の月額相当額を下回るか、又はこれと近接しているもの(指定事業者が既に新規受付を終了するとともに当該サービス等の提供終了時期について公表しているものを除く。)
- ② ①に示すサービス等のうち、競争事業者又はその関連団体から具体的な課題²に基づいて本件検証の対象とすべき旨の要望が寄せられたもの
- ③ ②において要望が寄せられたサービス等のうち、本件検証を行う合理性があることが有識者会合³において認められたもの

(3) 検証方法

本件検証の対象となったサービス等ごとに、利用者料金による指定事業者の収入と、当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用(接続料相当額及びその他の設備費用をいう。以下同じ。)を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額(以下「営業費相当額」という。)を下回らないものであることを確認することで、競争事業者が当該サービス等と同等の価格で競合サー

¹ 単一の料金プランの中で、利用者が各自のニーズに応じてデータ通信容量のオプションを選択するものについては、本件検証において、各オプションを個別の料金プランとして取り扱う。

² 「具体的な課題」としては、競争事業者から指定事業者へ継続的に利用者が移行していることが定量的に明らかである場合や、競争事業者が①に示すサービス等と同等の価格で競合サービス等を提供することが困難であることが立証出来る場合などが想定される。

³ 接続料の算定等に関する研究会

ビス等の提供を行うことが可能な接続料等の水準となっているかを検証する。

設備等費用、営業費相当額及び利用者料金の算出方法は次のとおりとする⁴。

① データ伝送役務に係る接続料相当額

データ伝送役務に係る接続料相当額は、検証を行う年度の前年度のうち最も通信量の多い1日における最大占有帯域及び設備容量の上限値(bps)を基礎として、月額 GB 単価(円/月・GB)を算出し、その価額にサービス等の平均使用通信量(GB)を乗じることで、算出する。

なお、具体的な計算式は、次のとおり。

$$[\{\text{設備容量の上限値} \times \text{届出接続料}^{※1} \text{の単価}\} / \{\text{最繁忙時（1時間）のトラフィック量/最繁忙時集中度}^{※2} \times 30.4 \text{日}\}] \times \text{平均使用通信量}$$

※1 競争事業者又はその関連団体から本件検証を実施する旨の要望があった時点で競争事業者が指定事業者に対して支払っている予測接続料

※2 1年のうち最も通信量の多い1日内の最繁忙時（1時間）のトラフィック集中度

② 音声伝送役務に係る接続料相当額

音声伝送役務に係る接続料相当額は、指定事業者が競争事業者に提供する音声伝送役務に係る全契約数のうち接続機能を利用している割合に応じ、次のとおり算出する⁵。

(i) 全契約数の過半数が接続機能を利用している場合⁶

基本料については音声伝送役務に係る届出接続料の基本料により、通話料については当該届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間に乗じた額により算出する。

(ii) 接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下の場合

基本料については音声伝送役務に係る卸電気通信役務の基本料により、通話料については音声伝送役務に係る届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間に乗じた額により算出する。

ただし、接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下となっている場合であっても、特段の事情により指定事業者が音声伝送役務を提供する

⁴ 各項目は月単位で算出することとし、月単位以外の形態で提供されているサービス等については、月額相当額に換算することとする。

⁵ 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（令和2年9月策定）に基づく検証の結果、音声伝送役務に係る卸電気通信役務について、接続による代替性が認められた場合には、接続機能を利用している契約数の割合によらず、(i)の方法により算出することとする。

⁶ 競争事業者に対してプレフィックス自動付与機能を用いて音声サービスを提供している場合には、緊急通報等一部機能の卸料金についても接続料相当額に加えて計上することとする。

競争事業者数のうち過半数が接続機能を利用しているときには、(i)と同様の方法で算出する。

③ その他の設備費用

インターネット接続サービスに係る費用、P-GW(Packet Data Network Gateway)に係る費用、他事業者との接続に際して支払う費用及び国際ローミングに係る費用の合計により算出する。

④ 営業費相当額

第二種指定電気通信設備接続会計規則に基づく移動電気通信役務収支表の営業収益に対する営業費⁷(社会貢献活動に係る営業費等指定事業者のサービス等(それに付随するものを含む。)の提供を直接目的としないものを除く。)の割合の直近5年間の平均値により算出する。

⑤ 利用者料金

(i) 利用者料金に関する割引の取扱い

利用者料金に関する割引については、以下に基づき、1人当たり割引相当額を算出し、利用者料金の額から控除することとする。(ただし、社会福祉を目的とする割引であって、公的機関が発行する証明書の確認を要件とするもの及び非通信サービス等とのセット割引を除く。)

- ・ 指定事業者が提供する全てのサービス等に適用される割引にあつては、全ての利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額
- ・ 本件検証の対象サービス等を含む一部のサービス等にのみ適用される割引にあつては、当該一部のサービス等の利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額

(ii) 音声通話料金の取扱い

利用者料金のうち、音声通話に係る料金については、本件検証の対象サービス等における各音声通話プランへの加入割合及び各音声通話プラン加入者が支払う平均通話料(定額料金及び従量料金を含む。)に基づく加重平均により算出する。

(4) 検証時期

指定事業者は、電気通信事業法施行規則第23条の9の3第2項に規定する

⁷ 検証対象となったサービス等の提供に際して発生し得ない費用がある場合、当該費用については営業費から除く。

予測接続料について接続約款の変更の届出後から、当該変更届出を行った事業年度内に、本指針に基づき検証を行うものとする。なお、本件検証後、次の事業年度に行われる検証までの間に指定事業者がサービス等を新たに開始し又は変更した場合には、必要に応じて臨時の検証を行うものとする。

4. 結果の公表等

指定事業者は、本件検証の結果を、その検証に用いた設備等費用、営業費相当額及び利用者料金の具体的な算出方法と併せて総務省に報告するとともに、非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び算出方法を遅滞なく公表する。

5. 本件検証の結果を踏まえた対応

3(3)に基づき、利用者料金による指定事業者の収入と、当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用を比較した結果、その差分が営業費相当額を下回る場合は、指定事業者及び総務省は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定事業者が講ずる措置

指定事業者は、次のいずれかの措置を講ずるものとする。

- ① 自らが提供するサービス等が価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠として、検証結果の提出に併せて、次のいずれかを提示
 - ・ 本件検証の結果が、災害等事前に予測が困難な外的要因の影響によるものであることを示すもの
 - ・ 接続料等と利用者料金の関係が早期に改善することが見込まれる具体的な事由を示すもの
 - ・ その他本件検証の対象となったサービス等が価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すもの
- ② 接続料等の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、利用者料金と設備等費用の差分が営業費相当額を下回る状況が解消される所要の措置

(2) 総務省が講ずる措置

指定事業者が(1)の措置を講じた場合、総務省においてその内容を確認し、なお価格圧搾による不当な競争を引き起こすものと認められるときには、電気通信事業法第34条第3項の規定に基づき接続約款を変更すべきことを命ずる措置その他の是正に向けた措置を講ずるものとする。

6. その他

総務省は、本指針の目的達成のため必要と認める場合には、指定事業者（必要な場合は、競争事業者）に対し関係するデータその他の情報の提供を求めることにより、自ら検証を行うことができる。

固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針

平成30年2月

(令和4年11月最終改定)

総務省

1. 目的等

本指針は、接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかを検証し、その結果に応じ第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第14条の2の規定による接続料の水準の調整その他の必要な対応を行うための基本的な方法について定めるものである。

2. 用語の意義

本指針において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者
- (2) 接続料 電気通信設備との接続に関し事業者が取得すべき金額
- (3) 認可接続料 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第2項の規定に基づき認可を受けるべき接続料(同条第7項の規定により届け出られるべきものを含む。)
- (4) 他事業者接続料 電気通信設備との接続に関し事業者が他の電気通信事業者に支払う金額
- (5) 利用者料金 事業者がその設置する第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務(卸電気通信役務を除く。)に関する料金

その他、本指針で用いる用語の意義は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)、第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号)及び第一種指定電気通信設備接続料規則で用いる用語の例による。

3. 検証の実施方法

- (1) 検証時期

事業者は、電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算及び同条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請（以下「認可申請」という。）に際し、本指針に基づき検証を行うものとする。ただし、(2)の検証対象に関する接続料、他事業者接続料及び利用者料金に変更がない場合は、この限りでない。

(2) 検証対象

本件検証は、当面、次のサービスについて行うものとする。

- ① 加入電話・ISDN基本料
- ② 加入電話・ISDN通話料
- ③ フレッツ光ネクスト
- ④ フレッツ光ライト
- ⑤ ひかり電話
- ⑥ ビジネスイーサワイド
- ⑦ その他総務省が決定するサービスメニュー

（第一種指定電気通信設備接続料規則第8条第2項第1号の規定（将来原価方式）に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。）

(3) 検証方法

検証対象ごとに、利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料（当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料（※1）をいう。以下同じ。）の総額に当該サービスの提供のために事業者が支払う他事業者接続料（※2）の総額を加えたもの（以下「接続料等総額」という。）を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額（以下「営業費相当基準額」という。当面の間、利用者料金による収入の20%とする。）を下回らないものであるかを検証する（※3）。利用者料金による収入に対応する需要の範囲と、接続料等総額の算定に用いられる需要の範囲は、一致しなければならない。

※1: 当該機能の利用に係る特定接続がある場合は、それに関し負担すべき接続料を含む。また、認可接続料が設定されていない機能について接続料に代えて卸電気通信役務に関する料金を負担すべき場合には、当該料金を含む。

※2: 検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には、利用者料金額（単価）等により通常の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除くものとする。また、他事業者接続料に代えて卸電気通信役務に関する料金を支払う場合には、当該料金を含むものとする。

※3: (2)⑦については、検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービ

メニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証する。

4. 結果の公表等

事業者は、検証の実施結果をその具体的な算出方法と併せて総務省に報告する。また、事業者は、認可申請に際し、非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び算出方法を公表する。

5. 利用者料金収入と接続料等総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合の取扱い

(1) 3.(3)の検証の結果、利用者料金による収入と接続料等総額との差分が営業費相当基準額を下回った場合(※4)には、事業者は、次のいずれかの措置を講ずる。

※4:3.(2)⑦にあっては、利用者料金が振替接続料及び他事業者接続料の合計を下回った場合

① 例えば、本件サービスに関して競合する他の電気通信事業者が存在しない、早期に事態の改善が見込まれる、本件サービスの需要が減退し小さくなっているとともにその内容・接続料の水準の面から他の電気通信事業者にとって十分代替的な機能が別に存在するなど、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠を、認可接続料の認可申請に際して、その原価算定根拠において提示する。

② 例えば、第一種指定電気通信設備接続料規則第14条の2の規定による接続料の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、本指針による検証の結果認められる利用者料金による収入と接続料等総額との間の差分が営業費相当基準額を下回る状況(※5)が解消される所要の措置を講じた上で、認可接続料の認可申請を行う。

※5:3.(2)⑦にあっては、利用者料金が振替接続料及び他事業者接続料の合計を下回る状況

(2) 総務省では、上記の措置を受けて、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであるかを判断し、当該不当な競争を引き起こすものと認められる場合には、電気通信事業法の規定に基づき、その是正に向けた措置を講ずるものとする。

6. その他

- (1) 総務省は、本指針の目的達成のため必要と認める場合は、事業者(必要な場合は事業者と競合する他の電気通信事業者)に対し関係するデータその他の情報の提供を求めることにより、自ら検証を行うこととする。
- (2) 検証のための具体的な算出方法は、その適正性の確保のため必要な範囲内において、前回の検証における方法から変更することができる。事業者は、具体的な算出方法を変更したときは、「4. 結果の公表等」により、当該変更の内容及び理由を報告し、非公表とする正当な理由がある部分を除きこれを公表するものとする。
- (3) 検証対象の範囲については、本指針の策定の2年後を目途に見直しの要否について検討を行う。
- (4) 「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(平成24年7月)は、廃止する。

(以上)

移動通信分野における接続料等と利用者料金との関係の検証結果

各社公表内容(NTTドコモ)

接続料等と利用者料金との関係の検証結果

2023年3月31日
NTTドコモ

検証対象	検証に用いた接続料等※1	検証結果※2
ahamo	・データ伝送役務に係る接続料相当額 ・音声伝送役務に係る接続料相当額 ・国際ローミングに係る費用 ・インターネット接続サービスに係る費用 ・P-GWに係る費用 ・他事業者との接続に際して支払う費用	○

※1 検証に用いた具体的な値は当社のサービス戦略に係る経営情報であるため非公表とする

※2 検証対象サービス等の利用者料金による当社の収入と当該サービス等の提供に必要な設備等費用の差分が営業費相当額を下回らない場合に、検証結果を“○”とする

<算定方法>

利用者料金	基本料金	2,700円
	音声通話料金	契約者数及び各音声通話プラン契約者が支払う通話料（従量料金を含む）に基づき算定
設備等費用	データ接続料相当額	（接続料単価） M V N O から本件検証の要望があった時点で適用している予測接続料（203,270円/10Mbps [2022年2月届出]）を使用 （平均使用通信量） 2021年度の平均使用通信量を使用 （設備容量の上限値の考え方） 2021年度の実績を使用（いずれのプランも共通）
	音声接続料相当額	①基本料※3 M V N O から本件検証の要望があった時点で適用している接続料（75円[2022年3月届出]）を使用 ②通話料 （接続料単価） M V N O から本件検証の要望があった時点で適用している接続料（0.041884円/秒[2022年3月届出]）を使用 （平均通話時間） 2022年1月～2022年12月の平均通話時間を使用
	その他費用	2021年度の実績を使用
営業費相当額		接続会計に基づく移動通信役務の営業収益に対する営業費用の割合の直近5年平均（2017年度～2021年度）を使用。なお、検証対象サービス等の提供に際して発生し得ない営業費は算定から除外

※3 契約者の過半数が接続を利用しているため、届出接続料の基本料を使用/緊急通報の卸料金を含む

各社公表内容(KDDI)

移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証結果 (2023年3月31日)

<検証結果>

検証対象		検証に用いた接続料等※1	検証結果※2
povo2.0 ベースプラン	データトッピング データ追加3GB (30日間)	- データ伝送役務に係る接続料相当額 - 音声伝送役務に係る接続料相当額 - 国際ローミングに係る費用 - インターネット接続サービスに係る費用 - P-GWに係る費用 - 他事業者との接続に際して支払う費用	○

<算定方法>

利用者料金			2022年度（2022年4月～2022年12月分）の利用者料金を使用 なお、音声通話料金は契約者数及び各音声通話プラン契約者が支払う通話料（従量料金を含む）に基づき算定		
設備等費用	データ接続料 相当額	接続料単価	MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している予測接続料（211,825円/10Mbps [2022年2月届出]）を使用		
		平均使用通信量	2022年度（2022年4月～2022年12月分）の平均使用通信量を使用		
		設備容量の上限値の考え方	2021年度の実績を利用（各ブランドにて共通の値を使用）		
	音声接続料 相当額	①基本料※ ³	MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している接続料（82円[2022年3月届出]）を使用		
		②通話料	接続料単価	MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している接続料（0.051928円/秒[2022年3月届出]）を使用	
			平均通話時間	2022年度（2022年4月～2022年12月分）の平均通話時間を使用	
その他費用		2021年度の実績を使用			
営業費相当額			接続会計に基づく移動通信役務の営業収益に対する営業費用の割合の直近5年平均（2017年度～2021年度）を使用。 なお、検証対象サービス等の提供に際して発生し得ない営業費は算定から除外。		

※1 検証に用いた具体的な値は当社のサービス戦略に係る経営情報であるため非公表とする。

※2 検証対象サービス等の利用者料金による当社の収入と当該サービス等の提供に必要な設備等費用の差が営業費相当額を下回らない場合に、検証結果を"○"とする。

※3 契約者数の過半数が接続を利用しているため、届出接続料の基本料を使用/緊急通報の卸料金を含む。



2023年3月31日 KDDI公表資料より

https://www.kddi.com/extlib/files/corporate/kddi/public/interconnection/stacktest/pdf/stacktest_result_2022.pdf

各社公表内容(ソフトバンク)

接続料等と利用者料金の関係の検証結果 (2023年3月31日)

検証品目	検証に用いた接続料等※1	検証結果※2
LINEMOミニプラン	- データ伝送役務に係る接続料相当額 - 音声伝送役務に係る接続料相当額 - 国際ローミングに係る費用 - インターネット接続サービスに係る費用 - P-GWに係る費用 - 他事業者との接続に際して支払う費用	○

<算定方法>

利用者料金		2022年度（第3四半期まで）の平均利用者料金を使用
設備等費用	データ接続料相当額	接続料単価：MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している予測接続料（188,327円/10Mbps [2022年2月届出]）を使用 平均使用通信量：2022年度（第3四半期まで）の平均使用通信量を使用 設備容量の上限値の考え方：2021年度の実績を使用（いずれのブランドも共通）
	音声接続料相当額	①基本料※3 MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している00XY自動付与機能接続料を使用 ②通話料 接続料単価：MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している通話モード接続料（0.051473円/秒[2022年3月届出]）を使用 平均通話時間：2022年度（第3四半期まで）の平均通話時間を使用
	その他費用	2021年度の実績を使用
営業費相当額		接続会計に基づく移動通信役務の営業収益に対する営業費用の割合の直近5年平均（2017年度～2021年度）を使用。 なお、検証対象サービス等の提供に際して発生し得ない営業費は算定から除外。

※1 検証に用いた具体的な値は当社のサービス戦略に係る経営情報であるため非公表とする。

※2 検証対象サービス等の利用者料金による当社の収入と当該サービス等の提供に必要な設備等費用の差が営業費相当額を下回らない場合に、検証結果を"○"とする。

※3 契約者の過半数が接続を利用しているため、届出接続料の基本料を使用/緊急通報の卸料金を含む

© 2023 SoftBank Corp.

2023年3月31日 ソフトバンク公表資料より <https://www.softbank.jp/corp/set/data/aboutus/public/interconnection/pdf/verification.pdf>

モバイル接続料の 適正性向上に関する資料

接続料算定の検証と精緻化

1

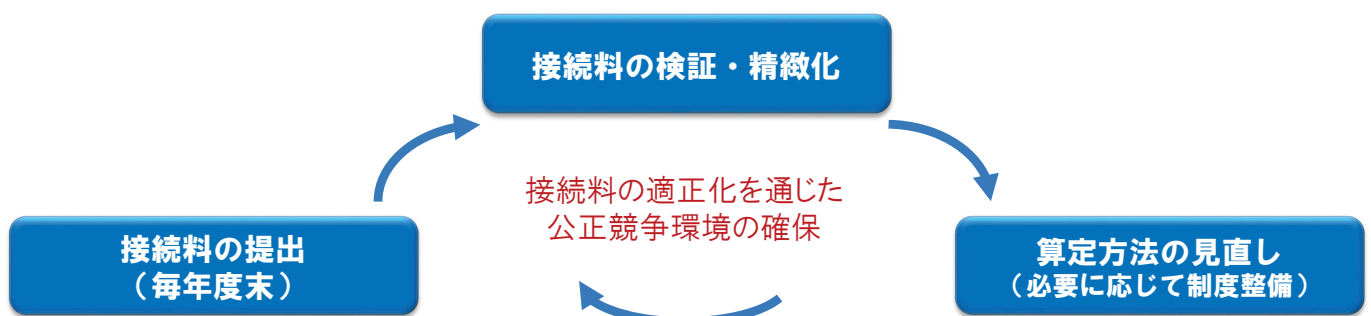
- ◆ 第二種指定電気通信設備制度における**接続料**は、電気通信事業法第34条第3項の規定により、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないとされ、その**設定対象機能（アンバンドル機能）**や具体的な算定方法は、**第二種指定電気通信設備接続料規則・電気通信事業法施行規則等で規定**されている。
- ◆ 接続料の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠をもとに総務省で検証を実施し、書面で確認。検証結果に基づき、接続料の算定の精緻化の検討をすすめ、適正性の更なる向上につなげる。

【接続料の算定方法】

- ・ 電気通信事業法：接続料は適正原価＋適正利潤を上限として設定する旨規定している。
- ・ 第二種指定電気通信設備接続料規則において、具体的な接続料の算定方法について規定するとともに、電気通信事業法施行規則において、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定している。

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要}}$$

【接続料精緻化のサイクル】



◆ 2023年度に適用される接続料は以下のとおり。

(1) データ伝送交換機能

①回線容量単位接続料

(10Mbps・月当たり)

		NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー・UQ	ソフトバンク・WCP
[精算接続料]	2021年度	27.0万円	22.5万円	18.7万円
[予測接続料]	2023年度	15.6万円	13.1万円	12.6万円
	2024年度	13.0万円	11.0万円	9.8万円
	2025年度	11.2万円	10.2万円	8.0万円

②回線数単位接続料

(1回線・月当たり)

		NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー・UQ	ソフトバンク・WCP
[精算接続料]	2021年度	71円	78円	92円
[予測接続料]	2023年度	65円	77円	87円
	2024年度	62円	76円	85円
	2025年度	60円	74円	82円

③SIMカード枚数単位接続料

(1枚当たり)

		NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー・UQ	ソフトバンク・WCP
	2023年度	208円	130円	201円

様式17の4の5

音声伝送交換機能、MNP転送機能、SMS伝送交換機能

(2) 音声伝送交換機能

(1秒当たり)

		NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー	ソフトバンク
2023年度		0.041535円	0.045747円	0.050837円
(参考)3分当たり		7.47円	8.23円	9.15円

(3) MNP転送機能

(1秒当たり)

		NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー	ソフトバンク
2023年度		0.011280円	0.0050979円	0.006667円

(4) SMS伝送交換機能

(1通信当たり)

		NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー	ソフトバンク
2023年度		0.38997円	0.49218円	0.484783円

様式17の4の5

データ接続料(回線容量単位接続料)の推移(3社比較)

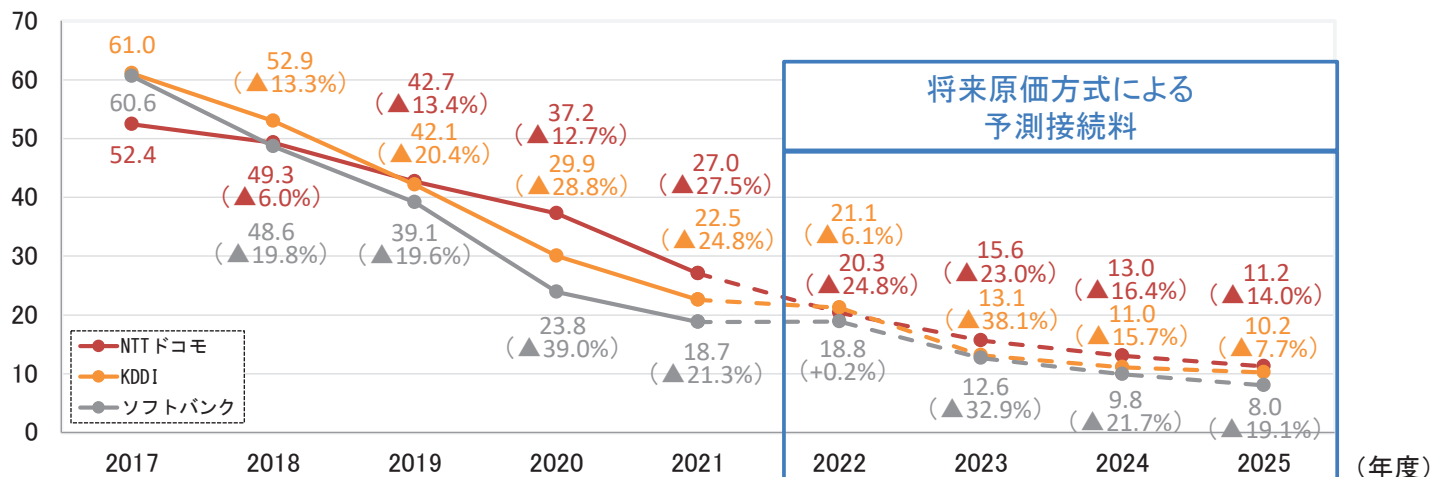
4

- ◆ データ接続料については、合理的な予測に基づく「将来原価方式」により、2023～2025年度の接続料を算定。
- ◆ 2021年12月に実施された省令等の改正により、**β(※)**の算定方法が変わったことに伴う利潤の低下が一部の事業者に影響。
- ◆ 今般の届出によると、**接続料は引き続き減少傾向となる見通し。**

※ βは接続料の利潤を構成する「自己資本費用」の計算に使用するパラメータ。

データ接続料の推移

(万円/10Mbps・月)



- ※ 2021年度までは、原価、利潤及び需要の各年度実績に基づく「実績原価方式」により算定された接続料を表示。
 ※ 2022年度の値は2022年2月末届出時の予測値。
 ※ 括弧内は対前年度増減率。

(参考)データ接続料の算定方法

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要(回線容量)}}$$

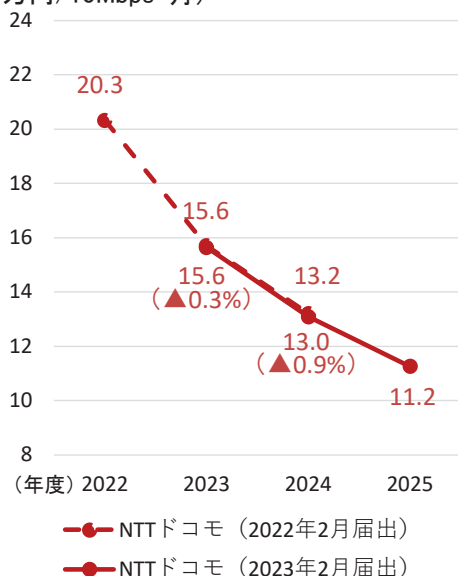
様式17の4の5

予測値(2021年度)と予測値(2022年度)の比較

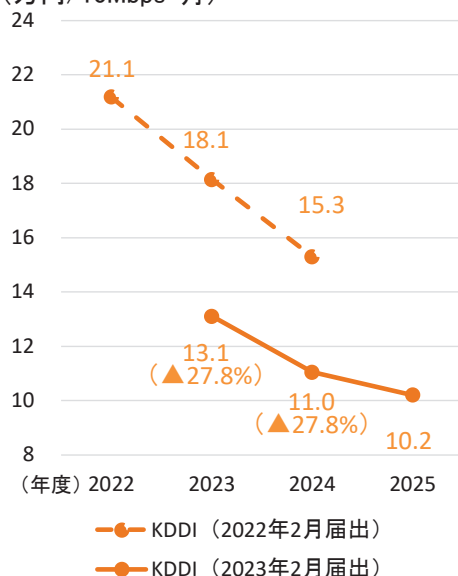
5

- ◆ 2022年2月末に届出のあった予測接続料(2022年度～2024年度)と2023年2月末に届出のあった予測接続料(2023年度～2025年度)を比較。
- ◆ 各社とも昨年度の届出よりも予測接続料が低廉化。

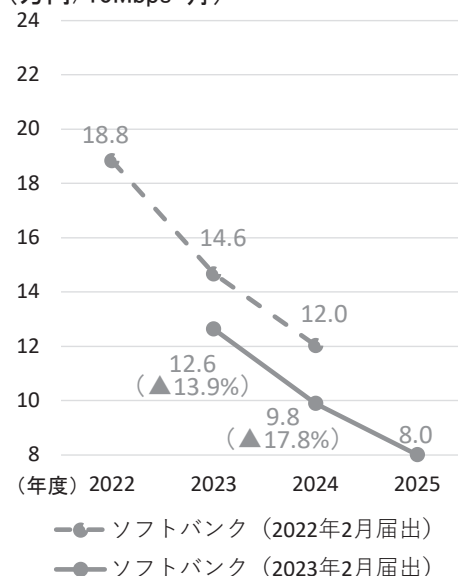
(万円/10Mbps・月)



(万円/10Mbps・月)



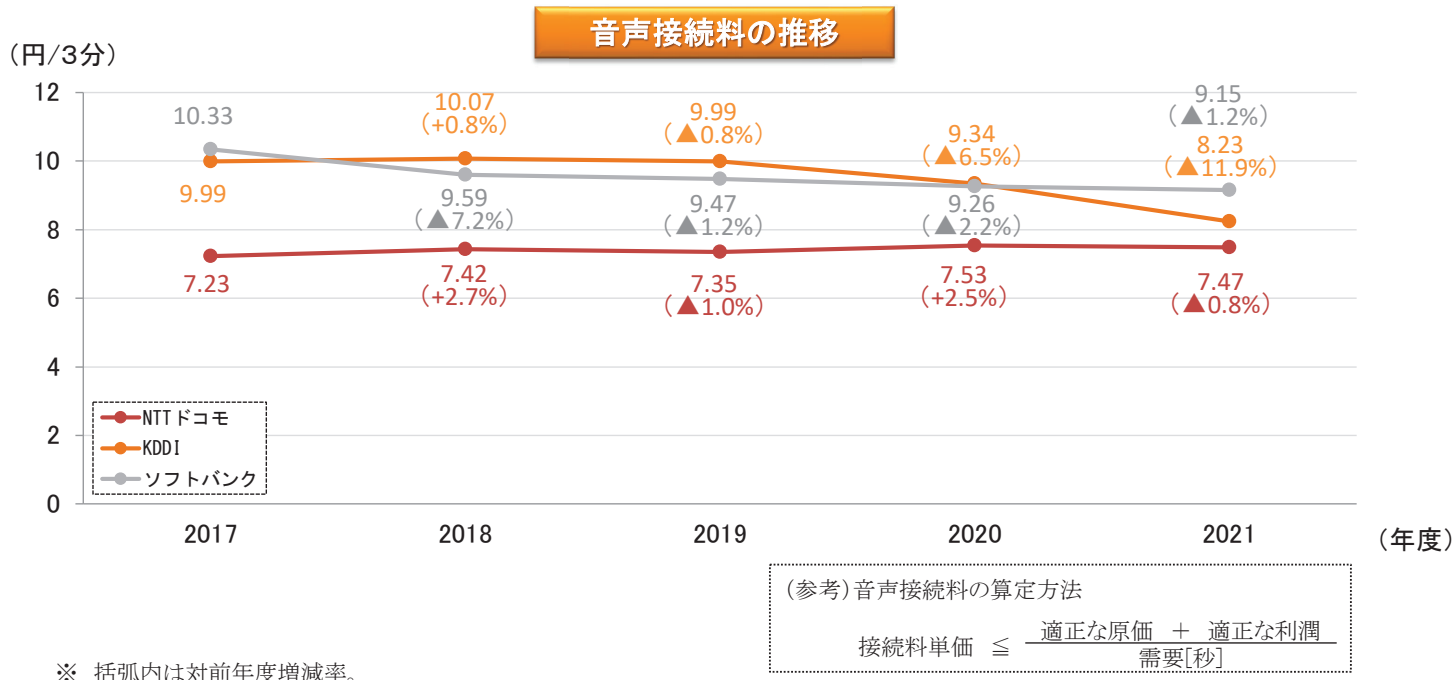
(万円/10Mbps・月)



- ※ グラフは、各年度における当初支払額(精算前)の料額を記載。括弧内は対前年度予測の増減率。
 ※ 接続料は、将来原価方式に基づく予測値。また4Gと5Gを一体的に算定したもの。

様式17の4の5

- ◆ 音声接続料については、実績原価方式により、基礎事業年度を2021年度として2023年度に暫定適用する接続料を算定。
- ◆ 今般の届出によると、接続料は引き続き横ばい傾向となる見通し。

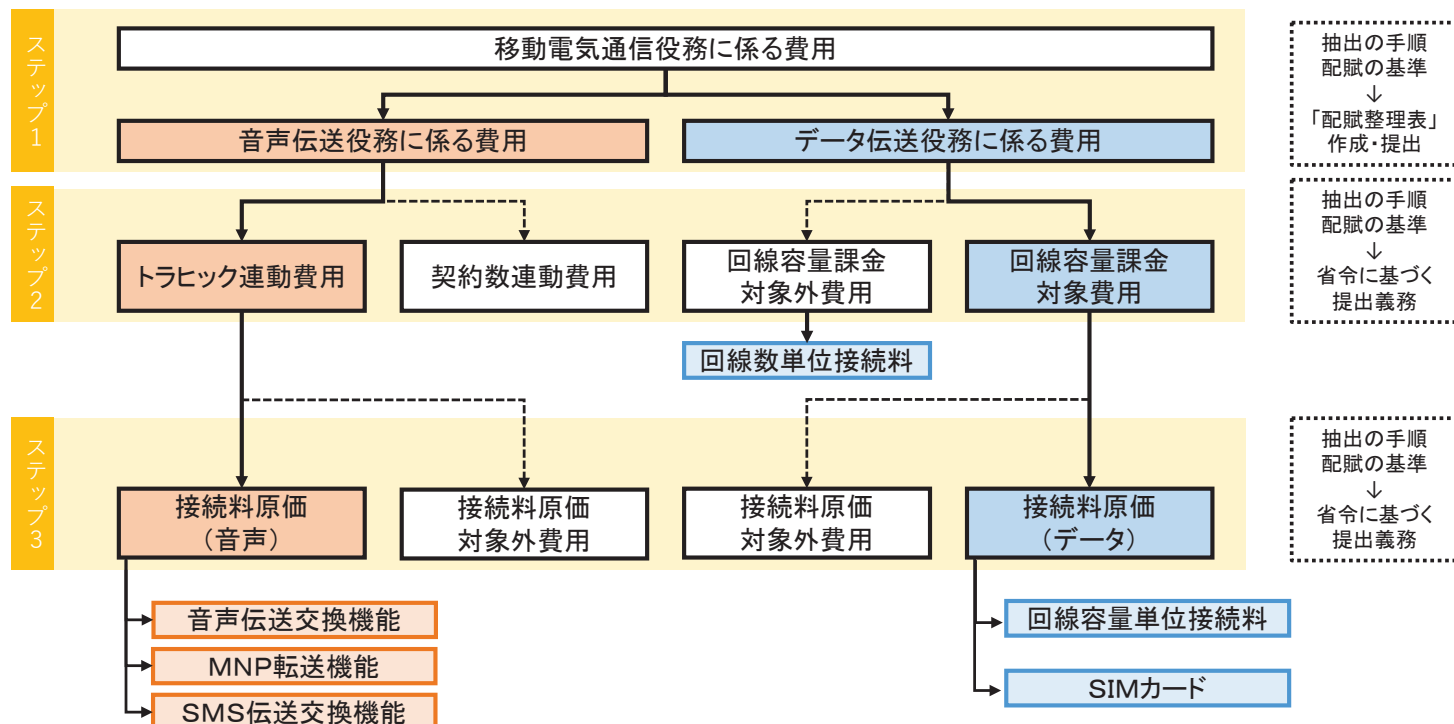


様式17の4の5

接続料原価抽出・配賦の考え方

7

- ◆ 音声/データ接続料の原価は、3ステップ（ステップ1：音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦、ステップ2：トラヒック連動費用/回線容量課金対象費用の抽出、ステップ3：接続料原価の抽出）に基づき抽出される。
- ◆ ステップ1については、第二種指定電気通信設備接続会計規則（以下「二種会計規則」という。）に配賦基準が示されているとともに、二種指定事業者は配賦基準を記載した配賦整理書を作成・提出することとされている。
- ◆ ステップ2、3については、本研究会第五次報告書において算定方法の詳細等について総務省へ提出を求めることが適当等とされたことを踏まえ、算定根拠の様式において、配賦・抽出の状況を報告することとされている。

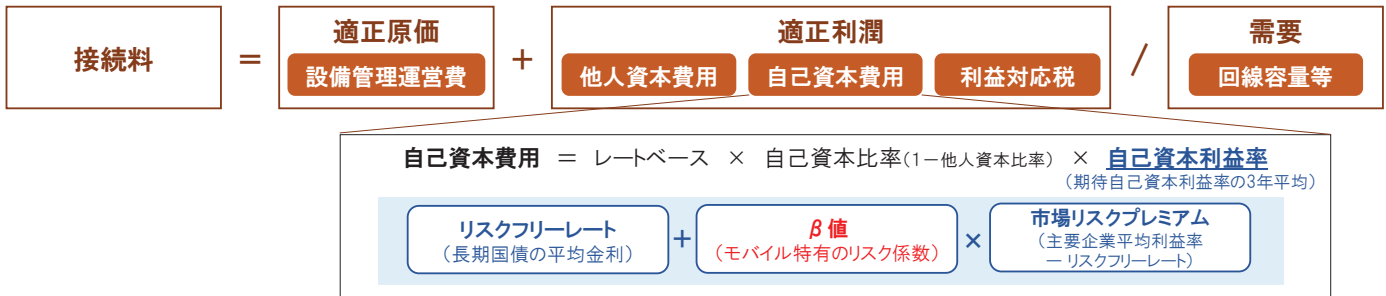


費 用 項 目	配 賦 基 準
営 業 費	
窓 口	契約申込等件数比
料 金	料金請求件数比
販 売	販売件数比
そ の 他	加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下同じ。）又は回線数比
運 用 費	加入数比又は取扱量比
施 設 保 全 費	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
共 通 費	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比
管 理 費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比
試 験 研 究 費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研 究 費 償 却	同上
減 価 償 却 費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下同じ。）比
固 定 資 産 除 却 費	関連する固定資産価額比
通 信 設 備 使 用 料	回線数比又は取扱量比
租 税 公 課	
固 定 資 産 税 等	関連する固定資産価額比
事 業 所 税	管理部門等の人件費比

費用項目	内容
営業費	電気通信役務の提供に関する申込みの受理、電気通信役務の料金の収納及び電気通信役務の販売活動並びにこれらに関連する業務に直接必要な費用
施設保全費	電気通信設備の保全のために直接必要な費用
共通費	営業所等における共通的作業（庶務、経理等）に必要な費用
管理費	本社等管理部門において必要な費用
試験研究費	研究部門において必要な費用
減価償却費	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費
固定資産除却費	固定資産の除却損及び撤去費用（毎事業年度経常的に発生するもの）
通信設備使用料	他の事業者に対してその設備を使用する対価として支払う費用
租税公課	固定資産税、事業所税等の租税（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）を除く。）及び道路占用料等の公課

◆ βの算定方法について、NTTドコモの株価βを基準とした方法を採用してきたが、NTTドコモの上場廃止に伴い、当研究会において検討が行われ、第五次報告書において「移動電気通信事業に係るリスク」の適切な算定方法について、各社の株価を基準に加重平均することが適当とされ、2021年12月に算定方法等を定める告示の改正が行われた。

【接続料算定におけるβ】



(※)二種接続料規則第9条

4 前項のβは、移動電気通信事業(その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業をいう。)に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものとて総務大臣が別に定める値又は一のいずれか低い方の値とする。

【当研究会における検討】

案1	移動通信事業の比率が最も高い事業者の株価β(株価から直接算定したβをいう。以下同じ。)を元にアンレバー・リレバーしたβを用いる。
案2	各事業者の資本調達コストを基本とし、上場企業の場合は自社の株価β、非上場の場合は親会社の株価βを元にアンレバー・リレバーしたβを用いる。
案3	複数の移動通信事業者のアンレバードβを加重平均したものをリレバーする。

移動電気通信に係るリスクは各社において大きく異なることはなく、案3を採用すると当該リスクを平準化することが可能となり、安定的なβの運用やMVNOの予見可能性等に資することから、案3を採用。

加重平均の重み付けについては、時価総額に移動電気通信事業費率を乗じた額で重み付け。

βの具体的算定方法

株価βの意味：株式市場全体の動きに対し、株価がどの程度敏感に反応して変動するかを示す数値(βが0.5ならば、TOPIXが1%上昇したときに、株価が0.5%上昇する)

$$\beta = \left(1 + (1 - T) \frac{D}{E}\right) \bar{\beta}$$

事業者の財務リスク係数

$$\bar{\beta} = \frac{1}{\sum_{O \in OS} MC_O MR_O} \sum_{O \in OS} MC_O MR_O \frac{\beta_O}{1 + (1 - T_O) \frac{D_O}{E_O}}$$

事業者の株価βの加重平均

$$\beta_O = \frac{\sum_{d \in ds} (\Delta x_{O_d} - \overline{\Delta x_O}) (\Delta m_d - \overline{\Delta m})}{\sum_{d \in ds} (\Delta m_d - \overline{\Delta m})^2}$$

$$\Delta x_{O_d} = \frac{x_{O_d} - x_{O_d \text{の前取引日}}}{x_{O_d \text{の前取引日}}$$

：株価の変化率

$$\overline{\Delta x_O} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta x_{O_d}}{ds \text{の要素数}}$$

：株価の変化率の平均

$$\Delta m_d = \frac{m_d - m_d \text{の前取引日}}{m_d \text{の前取引日}}$$

：TOPIXの変化率

$$\overline{\Delta m} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta m_d}{ds \text{の要素数}}$$

：TOPIXの変化率の平均

D：算定事業者の純有利子負債

E：算定事業者の純資産

T：算定事業者の法定実効税率

Os：株式会社NTTドコモ(DCM)、KDDI株式会社(KDDI)又はソフトバンク株式会社(SB)

MC_O：事業者Oの時価総額

MR_O：事業者Oの連結売上高に対する移動電気通信役務の営業収益の割合

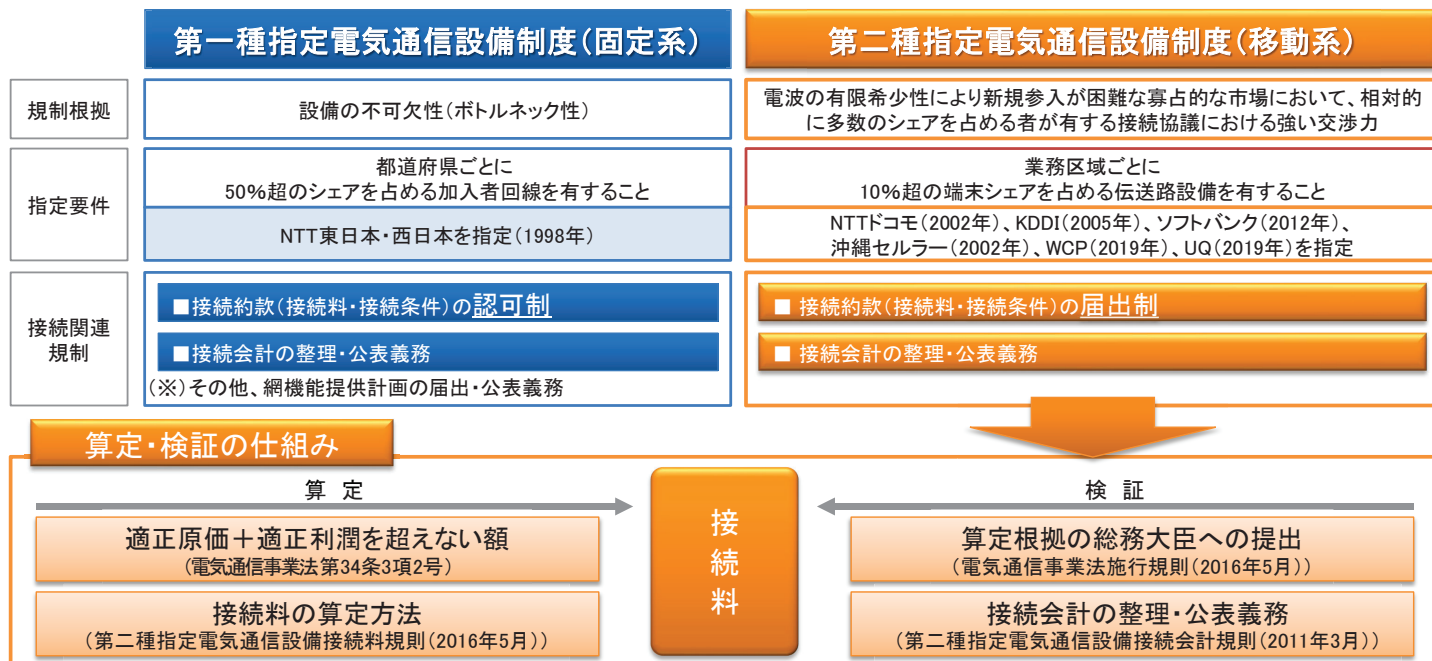
ds：過去3年度の東京証券取引所の全取引日

x_{O_d}：事業者Oの東京証券取引所における株価の取引日dの最終価格

m_d：東証株価指数の取引日dの最終価格

※現在の手法では変化率は日次、データ(要素数)は3年分

- ◆ 第二種指定電気通信設備制度は、相対的に多数のシェアを占める電気通信事業者が有する「接続協議における交渉上の優位性」に着目し、接続料及び接続条件の公平性・透明性、接続の迅速化等を確保する観点から、非対称規制として設けられた制度。
- ◆ 10%超の端末シェアを占める事業者に対し、接続料等についての接続約款の届出等の義務が課せられる。
- ◆ 公正競争確保に向けては、接続料の適正性の向上が重要。これまで、算定・検証の仕組みが順次整備。



アンバンドル機能

- ◆ 電気通信事業法第34条第3項第1号口の接続料を適正かつ明確に定めるべき機能(アンバンドル機能)は、二種接続料規則第4条に規定されている。

1 音声伝送交換機能	第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
2 データ伝送交換機能(注)	他事業者が設置する電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続(※)した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は影像の伝送交換を行う機能(CDMA2000方式、EV-DO方式を除く。) ※:L2接続のこと。
3 番号ポータビリティ転送機能	番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能
4 ショートメッセージ伝送交換機能	特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換を行う機能

注：データ伝送交換機能は、次の3部分に区分して接続料を算定することとされている。

- ① ②及び③に掲げる部分以外のもの(単位：回線容量)
- ② 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの(単位：回線数)
- ③ SIMカードの提供に係るもの(単位：枚数)

原価

二種接続会計「移動電気通信役務収支表」の費用に基づいて算定

設備管理運営費*

対象設備等に係る費用の額を基礎として算定

二種接続会計規則「移動電気通信役務収支表」の費用を基礎として算出

+

利潤

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の資産に基づいて算定
※各項目の算定に用いる額は二種接続会計「貸借対照表」の額を用いる

他人資本費用 = レートベース × 他人資本比率 × 他人資本利率

正味固定資産価額* + 繰延資産 + 投資その他の資産 + 貯蔵品 + 運転資本

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の帳簿価額を基礎として算定された額

繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定

設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）×（機能の提供から接続料収納までの平均的な日数／365日）

負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定

有利子負債（社債、借入金及びリース債務）に対する利率及び有利子負債以外の負債に対する利率相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したもの

有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定

当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値

+

自己資本費用 = レートベース × 自己資本比率（1 - 他人資本比率） × 自己資本利率

期待自己資本利率の過去3年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利率に比して高い年度を除く。）の平均値を基礎とした合理的な値

リスクの低い金融商品の平均金利 + β × （主要企業の平均自己資本利率 - リスクの低い金融商品の平均金利）

移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものととして総務大臣が別に定める値又は1のいずれか低い方の値

+

利益対応税 = （自己資本費用 + レートベース × 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債比率 × 利率相当率） × 利益対応税率

有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定

法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率の合計を基礎として算定された値

需要*
(通信料等の実績値)

データ伝送交換機能の接続料の場合は、「回線容量」

※データ伝送交換機能において採用している「将来原価方式」では、設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要について、将来の合理的な予測を行うこととしている。

二種接続会計「移動電気通信役務収支表」

事業者名

移動電気通信役務収支表

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位 円)

役務の種類			営業 収益	営業 費用	営業費	運用費	施設 保全費	共通費	管理費	試験 研究費	研究費 償却	減価 償却費	固定 資産 除却費	通信 設備 使用料	租税 公課	営業 利益	摘要
移動電気通信 役務	音声伝送 役務	携帯電話															
		その他															
		小計															
	データ伝送 役務	携帯電話・BWA															
		その他															
		小計															
	小計																
移動電気通信役務以外の電気通信役務																	
合 計																	

(記載上の注意)

- 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。
 - 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種別の役務に配賦すること。
 - 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種別の役務に配賦すること。

- 営業費用
- 窓口販売その他
- 運用施設
- 施設保全
- 共通管理
- 試験研究
- 研究費償却
- 減価償却費
- 固定資産除却費
- 通信設備使用料
- 租税公課
- 固定資産税等
- 事業所税
- 契約申込等件数比
- 料金請求件数比
- 販売件数比
- 加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下同じ。）又は回線数比
- 加入数比又は取扱量比
- 関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
- 関連する固定資産価額又は営業、運用及び施設保全部門の人員費比若しくは支出額比
- 関連する固定資産価額又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人員費比若しくは支出額比
- 営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
- 同上
- 関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下同じ。）比
- 関連する固定資産価額比
- 回線数比又は取扱量比
- 関連する固定資産価額比
- 管理部門等の人員費比
- 二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種別の役務に配賦すること。
 - 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
 - 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」

16

事業者名

事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日

役務別固定資産帰属明細表

(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務							移動電気通信 役務以外の電 気通信役務	合計
	音声伝送役務			データ伝送役務					
	携帯 電話	その他	小計	携帯 電話・B WA	その他	小計			
電気通信事業固定資産									
有形固定資産									
機 械 設 備	取 得 価 額								
	減価償却累計額								
空中線設備	帳 簿 価 額								
	取 得 価 額								
通信衛星設 備	減価償却累計額								
	帳 簿 価 額								
端 末 設 備	取 得 価 額								
	減価償却累計額								
市内線路設 備	帳 簿 価 額								
	取 得 価 額								
市外線路設 備	減価償却累計額								
	帳 簿 価 額								
土 木 設 備	取 得 価 額								
	減価償却累計額								
海底線設備	帳 簿 価 額								
	取 得 価 額								
建 物	減価償却累計額								
	帳 簿 価 額								
構 築 物	取 得 価 額								
	減価償却累計額								
機械及び装 置	帳 簿 価 額								
	取 得 価 額								
車両及び船 舶	減価償却累計額								
	帳 簿 価 額								
工具、器具 及び備品	取 得 価 額								
	減価償却累計額								

休止設備	取得価額										
	減価償却累計額										
土地	取得価額										
	減価償却累計額										
リース資産	取得価額										
	減価償却累計額										
建設仮勘定	取得価額										
	減価償却累計額										
有形固定資産合計	取得価額										
	減価償却累計額										
無形固定資産合計	取得価額										
	減価償却累計額										

電気通信事業固定資産合計

(記載上の注意)

1 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

2 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

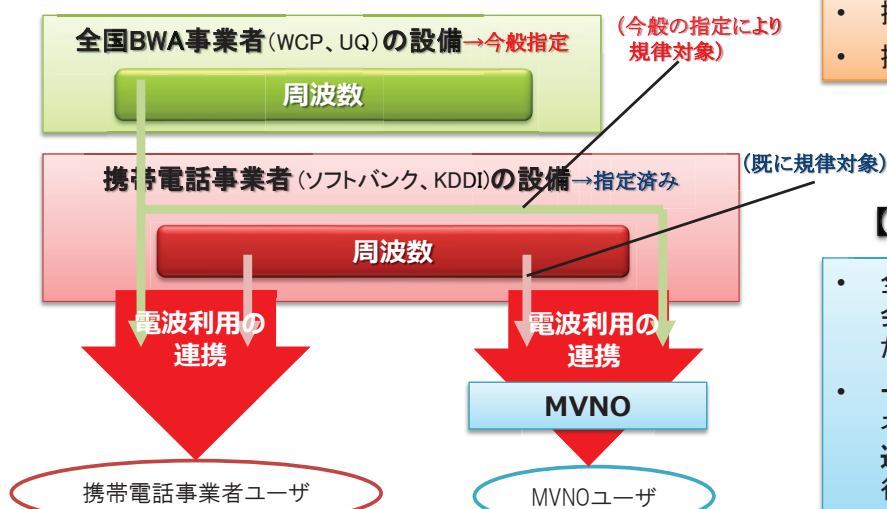
第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用

17

- ◆ 電気通信事業法では、設備に接続される端末のシェアが一定規模（10%）を超えるMNOに、総務大臣の指定により、接続料等についての接続約款の策定・届出義務等を課す「第二種指定電気通信設備制度」が規定されている。
- ◆ 全国BWA事業者2社（WCP、UQ）の設置する設備に接続される端末のシェアが10%を超えたため、当該2社の設備を同制度の適用対象として指定。
 - ※ 指定に合わせ、携帯電話事業者と一体の接続料算定を可能とする等の省令改正を実施。
 - ※ 関係省令等は、情報通信行政・郵政行政審議会での答申を経て、2019年9月27日に公布。同年12月24日に施行

【全国BWA事業者の設備を利用した「電波利用の連携」】

【指定により課される義務】



- ・ 接続料の算定の基礎となる接続会計の整理・公表
- ・ 接続料等を記載した接続約款の策定・届出

【全国BWA事業者の設備の指定の効果】

- ・ 全国BWA事業者によるネットワーク提供が、接続会計に基づく適正原価・適正利潤により算定された接続料により行われる。
- ・ 一体的に接続料を算定する場合においても、そのネットワーク提供が、それぞれの接続会計に基づく適正原価・適正利潤により算定された接続料により行われる。

- ◆ 全国BWA事業者の設備の二種指定に併せて、全国BWA事業者は携帯電話事業者と一体となって「電波利用の連携」を実施している実態に鑑み、二種接続料規則において、複数の二種指定事業者による接続料の共同設定に係る規定を整備（令和元年12月24日施行）。
- ◆ 併せて、複数事業者の設備の一体運用に係る標準的接続箇所の扱いに関する規定整備（事業法施行規則）、全国BWA事業者に音声伝送役務に係る規定を適用しないことの規定整備（二種接続料規則）も行っている。

接続料の共同設定方法（二種接続料規則）

- ① 複数の二種指定事業者が、機能をそれらの設備により実現する場合、当該複数の二種指定事業者は、総務大臣の承認を共同して受けた上で、当該機能に係る接続料を設定。
- ② 「接続料の算定事業者」は、当該機能に係る接続料について、自らの接続会計及び他の事業者の接続会計に基づき原価及び利潤を算定する等の方法により設定。
- ③ 「他の事業者」は、当該機能に係る接続料について、「接続料の算定事業者」の設定したものと同額として設定。

<留意点>

- ・ 総務大臣の承認に当たっては、接続料の算定事業者に他の事業者が適切に協力することになっているか等、接続料の共同設定が適切に行われるものであるかを確認（MVNOガイドライン）。
- ・ 総務大臣の承認を受けた複数の二種指定事業者は、承認に係る機能の概要、接続料の支払い方法、責任の分解を接続約款に定めなければならない（二種接続料規則）。
- ・ 複数の二種指定事業者が、機能をそれらの設備により実現する場合であって、利用者への役務の提供実態等に照らし当該機能を複数の区分に細分して接続料を設定する場合については、当面、必要性・重要性の低い区分については接続料を設定しないことができる（MVNOガイドライン）。

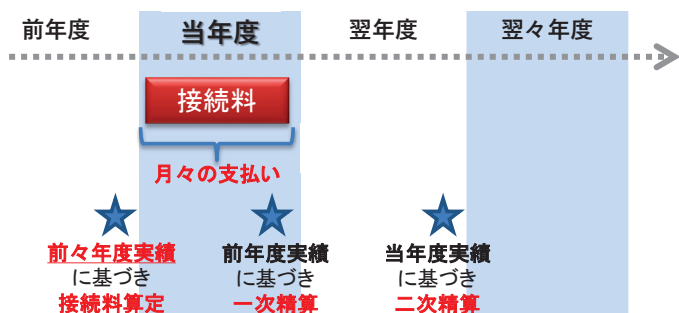
将来原価方式の導入

- ◆ 従来、データ通信接続料は、過去の実績（原価、需要等）に基づく「実績原価方式」により算定。
 - ◆ MVNOにおける予見性確保、キャッシュフロー負担軽減を図り、公正競争を確保するため、2020年度から、合理的な予測に基づく「将来原価方式」による算定方式を導入。
- ※ 関係省令等は、情報通信行政・郵政行政審議会での答申を経て、2020年1月27日に公布・施行。

「実績原価方式」(2019年度まで)

過去の実績に基づき、接続料を算定。

- ① 予見性が確保されず、原価管理に支障。
- ② 接続料の低下局面では、相対的に高い接続料による支払いを要し、過大なキャッシュフロー負担。



「将来原価方式」(2020年度以降)

合理的な予測に基づき、接続料を算定。

- ① 当年度の接続料の予見性が確保される。
- ② キャッシュフロー負担が軽減。
- ③ 複数年度の接続料が算定されることで、予見性の一層の向上が期待。



1 算定方法

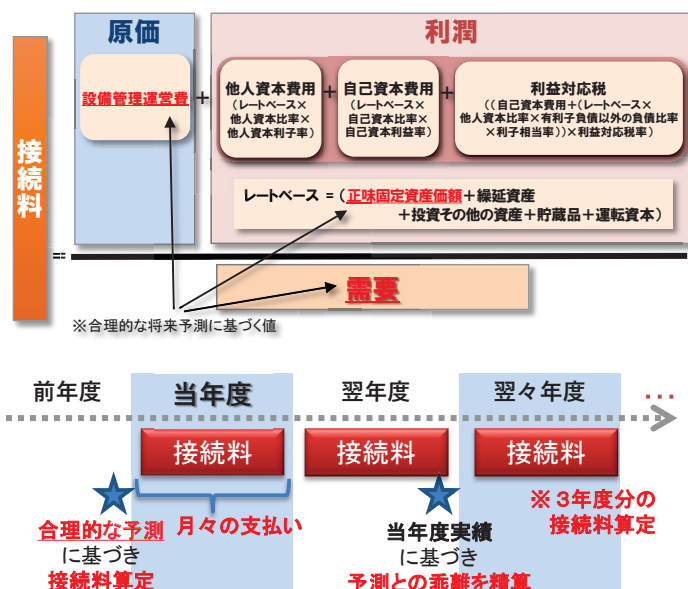
- 「将来原価方式」は、接続会計等を基礎として算定された原価、利潤及び需要の、接続料が適用される年度に係る予測値に基づき、当該接続料を算定する方式。
- 原価である「設備管理運営費」、利潤算定に用いるレートベースの太宗を占める「正味固定資産価額」及び「需要」の3項目について、それぞれ、合理的な将来予測を行うもの。

2 算定対象、算定期間等

- 算定対象は、データ伝送交換機能のうちの回線容量単位接続料及び回線数単位接続料。
- 算定期間は3年で、1年度目、2年度目及び3年度目の3つの予測接続料を設定。さらに、「実績原価方式」により精算接続料を設定し、予測接続料との差額を精算。

3 予測と実績の乖離への対応

- 具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられているところ、予測と実績の乖離のMVNOの経営に与える影響をなるべく小さくする観点から、次の措置を実施。
 - ✓ 接続料の届出時期について、予測接続料は2月末まで、精算接続料は12月までと早期化。需要の対前年度比の開示時期も早期化。
 - ✓ MVNOが自らの努力により乖離を予想できるよう、予測値の具体的な算定方法、予測接続料と精算接続料の原価、利潤及び需要の乖離率等を情報開示対象に追加。
 - ✓ 予測値の算定方法について、MVNOガイドラインにおいて、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における見込みを適切に反映し、実態に即したものとすることが求められる旨規定。
 - ✓ 予測値の算定方法の適正性について、総務省において、審議会への報告等を通じて毎年度検証。



東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の 第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の 認可申請に関する説明 (将来原価方式による令和5年度の接続料の改定等)

- ① 令和5年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等
- ② 次世代ネットワーク(NGN)の県間通信用設備に係る接続料の設定等

接続約款の変更認可申請に係る申請日等

1

1. 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）

代表取締役社長 澁谷 直樹

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）

代表取締役社長 森林 正彰

（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。）

2. 申請年月日

令和5年5月22日(月)

3. 主旨

例年の会計整理・再計算の結果等を踏まえ、

- ① 令和5年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等
 - ② 次世代ネットワーク(NGN)の県間通信用設備に係る接続料の設定等
- を行うため、接続約款の変更を行うもの。

4. 実施予定期日

認可後速やかに実施し、以下の日に遡及して適用

①：令和5年4月1日(土)

②：令和5年6月16日(金)（電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）の施行日）

※その他、イーサネットフレーム伝送機能に係る接続料の補正については、令和3年4月1日に遡及して精算

接続約款の変更認可申請の全体像

- 実績原価方式・長期増分費用（LRIC）方式に基づく令和5年度の接続料の改定については、既に認可又は申請済。
（実績原価方式：令和5年1月16日申請、同年3月24日認可、LRIC方式：令和5年3月17日申請、同年5月26日認可）
- 今回、将来原価方式に基づき、**加入光ファイバの接続料を改定**（令和5年4月～令和8年3月の3年間）し、及び新たに第一種指定電気通信設備として指定される**次世代ネットワーク（NGN）の県間通信用設備の接続料を設定**（令和5年6月～令和6年12月の1年7ヶ月）する等を含む申請があったもの。

接続料改定等に際して必要となる行政手続		主な接続料の算定方法・期間				
接続約款変更の認可（電気通信事業法第33条第2項）	接続料規則第3条(※)に基づく許可等	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
【認可済】実績原価方式に基づく接続料の改定等 （ドライカッパ、メタル専用線の接続料、工事費・手続費 等）	・特設公衆電話に係る費用の扱い ・IPoEのGWルータの利用中止費 等	実績原価	実績原価	実績原価		
【申請済】LRIC方式に基づく接続料の改定等 （加入電話・メタル1P電話の接続料 等）	・ワイヤレス固定電話の接続料の適用	LRIC	LRIC	LRIC		
【今次申請】加入光ファイバに係る接続料の改定等 （シェアドアアクセス方式、シングルスター方式の接続料 等）	・乖離額調整 等	将来原価（3年）		将来原価（3年）		
【一部今次申請】NGNに係る接続料の改定等 （光1P電話の接続料[認可済]、 IPoE方式に係る県間接続料 等）	（今次申請に係る許可等はなし）			（県内等）将来原価（3年9ヶ月） （県間）将来原価（1年7ヶ月） （10Gb/sインタフェース）将来原価（5年）		IP網への移行完了（R6.12）
接続約款の認可申請に併せて行われる報告		・接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）				

※ 接続料は、第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「接続料規則」という。）に定める方法により算定された原価及び利潤に照らし公正妥当なものであることが求められるが、「特別の理由」がある場合には、接続料規則第3条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を受けて別の算定方法を採用することが可能（3条許可）。

加入光ファイバ接続料の将来原価方式での算定範囲

シェアドアアクセス方式※1

NTT局舎から局外スプリッタまでの光ファイバに係るコストを需要（光ファイバの総芯線数）で除して算定。

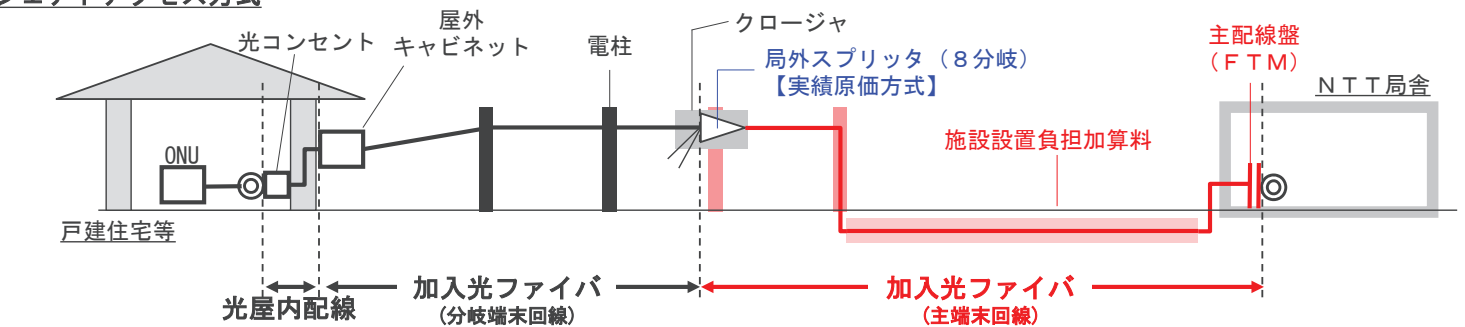
シングルスター方式

NTT局舎から集合住宅等の終端盤までの光ファイバに係るコストを需要（光ファイバの総芯線数）で除して算定。

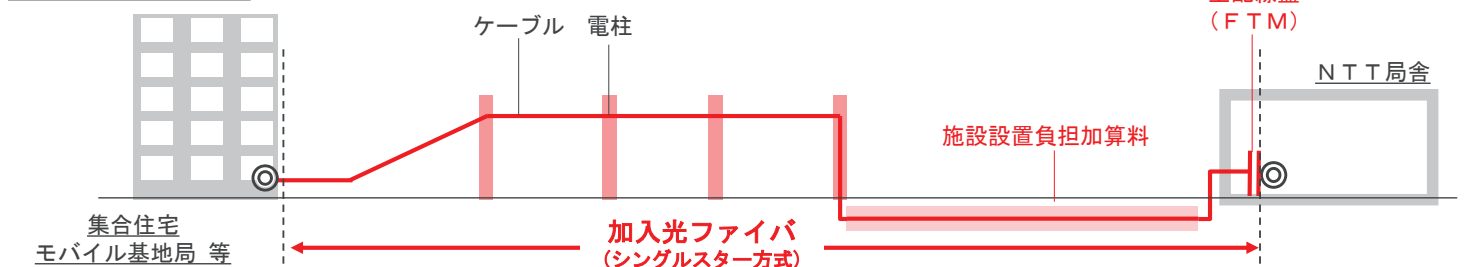
- ※1 シェアドアアクセス方式に係る光ファイバのコストについては、シングルスター方式における光ファイバの総コストのうち、引込線（分岐端末回線）以外の部分を算定。
 ※2 主配線盤（FTM）の1芯当たり単価は、シングルスター方式、シェアドアアクセス方式ともに、FTMに係るコストを、FTMを使用する光ファイバの総芯線数で除して算定。
 ※3 接続約款上は、シェアドアアクセス方式は主端末回線のほか局外スプリッタ、施設設置負担加算料を含んだ額を接続料として規定。シングルスター方式の接続料は、契約時に施設設置負担金を一括して支払うサービス（INSネット1500、高速デジタル伝送サービス）においても適用されるため、施設設置負担加算料と加入光ファイバの接続料を別々に規定。

シェアドアアクセス方式

【赤字・赤線が将来原価方式での算定範囲】

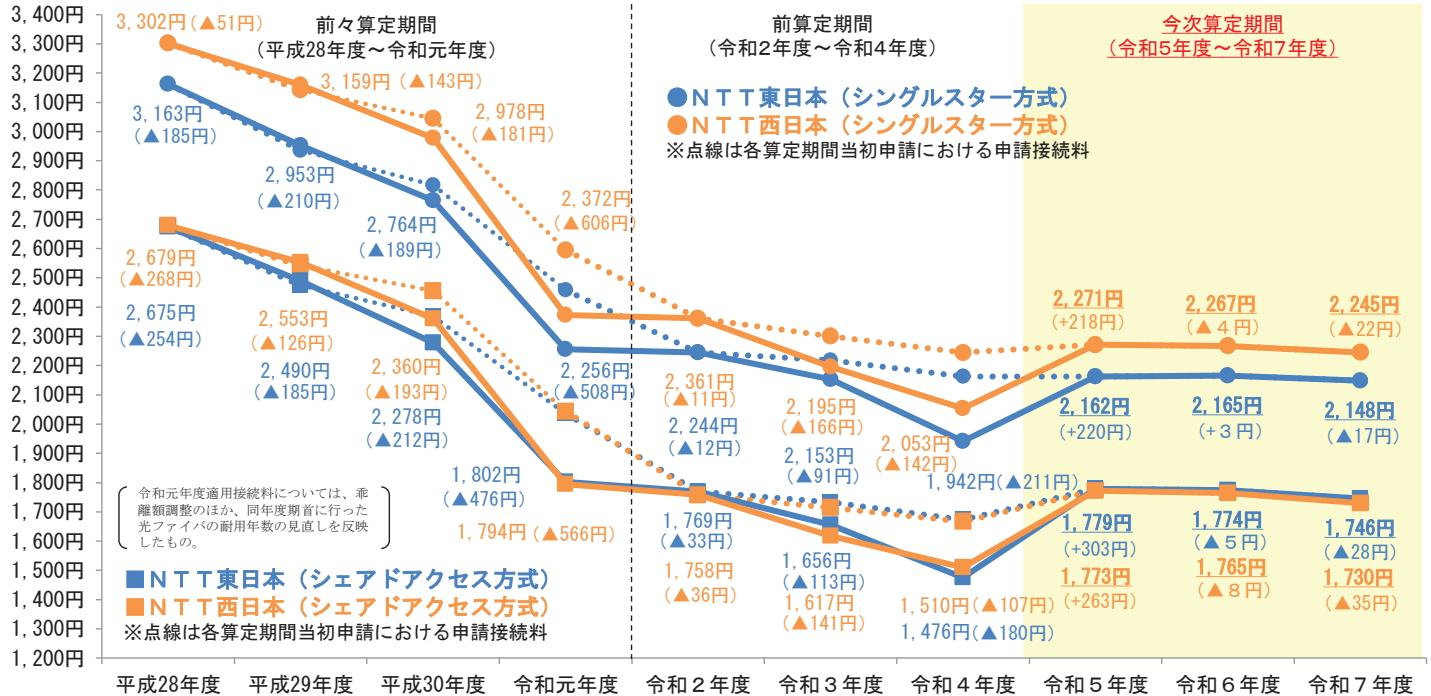


シングルスター方式



加入光ファイバの接続料の推移

- 加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要を見込まれるサービスであること及び接続事業者の予見性を確保することから、**令和5年度から令和7年度までの3年間について、年度ごとのコストと需要を予測して算定する将来原価方式**（第1号将来原価方式）**により算定**。
- 今回の改定案における接続料は、**新型コロナウイルス感染症の拡大等により減少した報酬が回復したこと等に伴い令和5年度において大幅に上昇する**（新型コロナウイルス感染症の拡大による影響の生じていない**令和2年度接続料と概ね同水準となる**）ものの、**令和6年度以降、需要の増加が見込まれること等に伴い低減していく**。
- なお、今次申請においては、**光ファイバの耐用年数の見直し・報酬の算定方法の見直し**等が行われる。



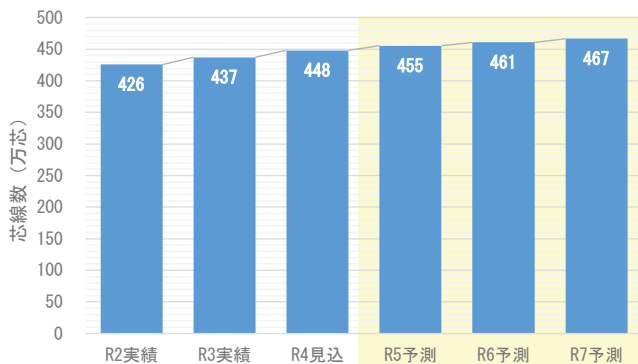
需要の予測

赤枠内委員限り

7

- 利用部門の需要については、フレッツ光（光サービス卸を含む。以下同じ。）の契約数に係るNTT東日本・西日本の事業計画上の数値を用いて、接続事業者の需要については、直近の芯線数等の純増が継続するものと見込んで加入光ファイバの芯線数を予測。
- **フレッツ光における純増数の逡減傾向等によりペースは鈍化するものの、総芯線数の増加は継続し、今次算定期間（令和5～7年度）においてはNTT東日本で+19万芯**（前算定期間予測値：+39万芯）、**NTT西日本で+22万芯**（前算定期間予測値：+42万芯）**の増加を予測**。

加入光ファイバ芯線数の予測（NTT東日本）

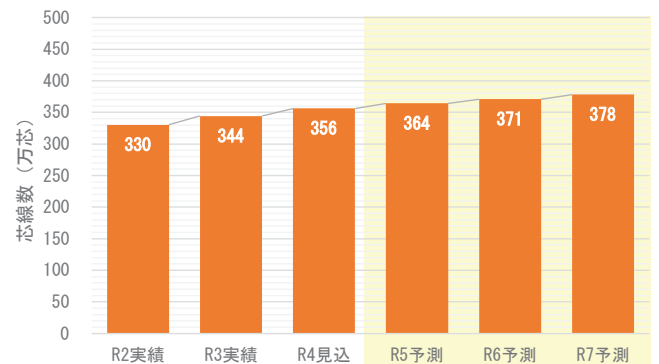


予測の内訳（NTT東日本）

(単位：千芯)

		R2実績	R3実績	R4見込	R5予測	R6予測	R7予測
フレッツ光※1	ファミリータイプ						
	マンションタイプ※2						
	ビジネスタイプ						
計							
その他（イーサネット等※3）							
接続事業者（ダークファイバ）	シェアドアクセス						
	シングルスター※4						
	（再掲）特定光信号端末回線等						
計							

加入光ファイバ芯線数の予測（NTT西日本）



予測の内訳（NTT西日本）

(単位：千芯)

		R2実績	R3実績	R4見込	R5予測	R6予測	R7予測
フレッツ光※1	ファミリータイプ						
	マンションタイプ※2						
	ビジネスタイプ						
計							
その他（イーサネット等※3）							
接続事業者（ダークファイバ）	シェアドアクセス						
	シングルスター※4						
	（再掲）特定光信号端末回線等						
計							

※1 ファミリータイプはシェアドアクセス方式、マンションタイプ及びビジネスタイプはシングルスター方式の加入光ファイバを利用。

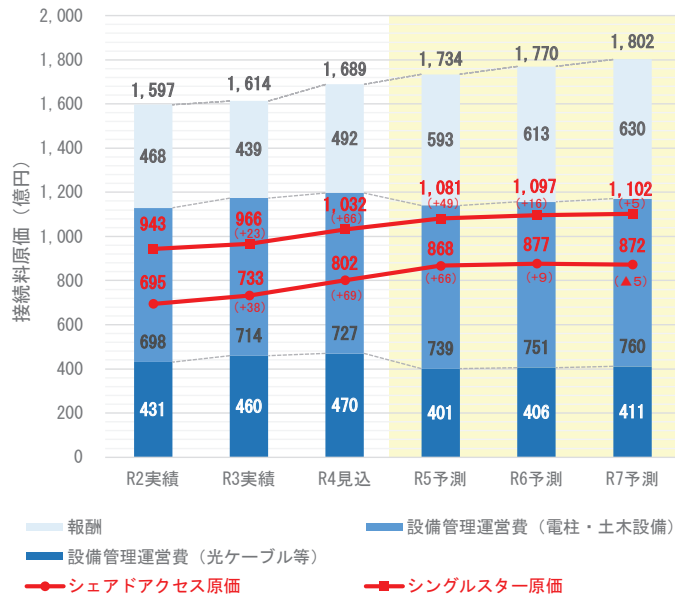
※2 NTT東日本・西日本において実施している構内配線のVDSL方式から光配線方式への置換え施策において、一時的に芯線数が増減することを考慮して予測（ ）。

※3 INSネット1500、専用線等。 ※4 令和5年度における接続事業者提供サービスの終了を考慮して予測（ ）。

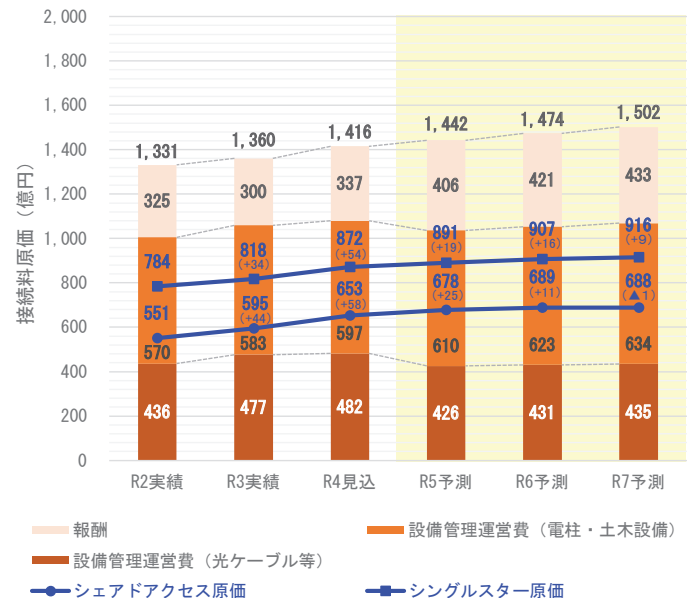
接続料原価の予測

- 令和3年度接続会計及び令和4年度の見込み値を基に、需要に応じた投資額を見込んだ上で、**施設保全費の効率化**（各年度において対前年度**▲3%**）等を考慮して予測。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大等により減少した**報酬の回復及び**メタル回線（ドライカップ等）と共用する**電柱・土木設備のコストにおいて**メタル回線契約数の減少に伴い**加入光ファイバに配賦される比率が上昇**していること等により、今次算定期間における加入光ファイバに係る接続料原価（分岐端末回線等コスト控除前※1）については、今次申請における見直しの効果を踏まえても**NTT東日本で+113億円**（R4年度見込値対比+6.6%、前算定期間予測値は+138億円）、**NTT西日本で+86億円**（R4年度見込値対比+6.1%、前算定期間予測値は+142億円）**の上昇を予測**。
- ※1 シェアドアクセス方式及びシングルスター方式の接続料の算定に用いる接続料原価は、加入光ファイバに係る接続料原価（両方式共通）から分岐端末回線接続料、屋内配線接続料施設設置負担金相当の加算料での回収額を控除して算定するが、分岐端末回線接続料での回収額に係る控除額が各方式で異なる。

加入光ファイバ接続料原価の予測（NTT東日本）



加入光ファイバ接続料原価の予測（NTT西日本）



今次申請における接続料算定方法の見直し(1)光ファイバに係る耐用年数

- 令和4年度の接続料の改定等に係る情報通信行政・郵政行政審議会での議論において、**光ファイバの経済的耐用年数については、設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、適時適切に見直ししていく必要がある**とされたこと（令和4年3月28日答申、考え方2）等を踏まえて、NTT東日本・西日本に対し、光ファイバの耐用年数についての検証・報告を要請。
- NTT東日本・西日本において光ファイバの耐用年数について検証を行ったところ、同社の財務会計において**光ファイバに係る耐用年数を見直し、架空光ファイバで25年（見直し前：20年）、地下光ファイバで30年（見直し前：28年）**とすることとなったため、今次申請に反映（※1）した。
- この影響により、加入光ファイバの接続料原価において（その他の見直しを実施した後に本見直しを行ったとして試算すると、概ね）**NTT東日本で▲42億円、NTT西日本で▲35億円**（シェアドアクセス方式の接続料原価における今次算定期間各年度の平均値 ※2）の減少。

※1 実績原価方式により算定する接続料（中継光ファイバ等）については、本見直しが反映される令和5年度接続会計の結果を基に算定される令和7年度の接続料の改定において反映される予定。

※2 減価償却費が減少するほか、分岐端末回線に係る控除額（に含まれる分岐端末回線の減価償却費）が減少・固定資産価額の増加により租税公課・報酬等が増加。

令和4年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について（要請）（令和4年3月31日付け総基第62号）

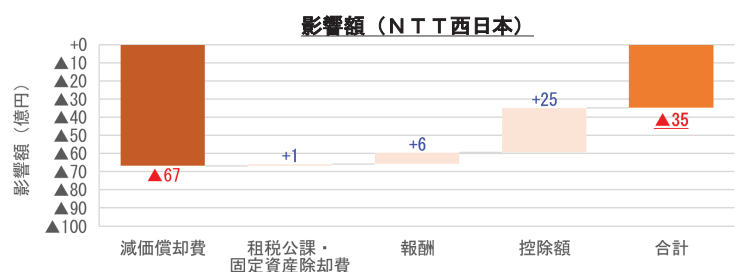
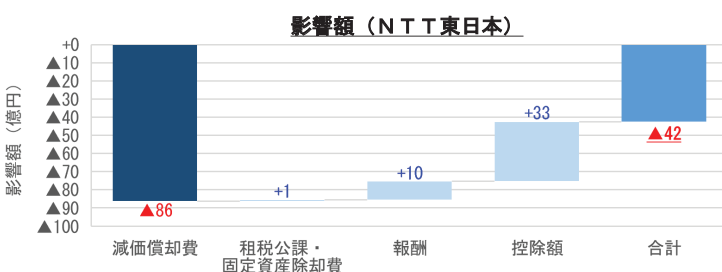
現在の光ファイバの耐用年数について検証を行った上で、その見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを、令和5年度の接続料改定に係る接続料約款の変更認可申請の際までに、総務省に報告すること。

NTT東日本・西日本からの報告（令和5年5月22日付け東経営第000200000033号（NTT東日本）、企営第155500000033号（NTT西日本））の概要

光ファイバケーブルに係る耐用年数について、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」及び光ファイバの撤去率をもとにした耐用年数の推計結果も踏まえて総合的に検討を実施した結果、令和5年度期首より以下の通り見直し。

架空光ファイバ：（見直し前）20年 → （見直し後）25年 地下光ファイバ：（見直し前）28年 → （見直し後）30年

耐用年数見直しの影響（シェアドアクセス方式の接続料原価における今次算定期間各年度の平均値）



今次申請における接続料算定方法の見直し(2)報酬の算定方法

11

- 接続料の算定等に関する研究会における議論を踏まえ、今次申請においては、報酬の算定方法について次のとおり見直し。
 - ・ **CAPMの手法におけるβ値**：少なくともNTT持株会社のβ値を上回ることにはないことを念頭に、直近の外的要因による影響を勘案して、**β=0.566（見直し前：β=0.6）**（※1）を採用。
 - ・ **主要企業の自己資本利益率の算定方法**：長期安定的な指標として、**長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアム**（※2）を採用
- この影響により、加入光ファイバの接続料原価において、**NTT東日本で▲71億円、NTT西日本で▲49億円**（シェアードアクセス方式の接続料原価における今次算定期間各年度の平均値。一定の仮定の下で試算した概算額）の減少。
 - ※1 日本電信電話株式会社の株式価格の市場β値について、令和2年度末、令和3年度末、令和4年度末をそれぞれ終点とする3年間の日次データに基づく値（それぞれ、β=0.625、0.566、0.545）の中央値。
 - ※2 令和3年度以降の値についてイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行する「Japanese Equity Risk Premia Report（各年3月末版）」の「Japan Long-Horizon Equity Risk Premia（計測期間：1952年から各基礎事業年度の3月末）」を使用。接続料規則における報酬の算定方法上はこれを採用することは想定されていない（他産業の自己資本利益率を用いるものとされているところ、同指標は電気通信事業に係るリスク・プレミアムを含む。）ため、本見直しに係る3条許可が合わせて申請されている。

見直し前（NTT東日本・西日本共通）

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
主要企業の自己資本利益率（i）	7.15	5.04	9.71	9.71	9.71	9.71	9.71
リスクフリーレート（ii） （10年ものの国債利回り）	0.00	0.04	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
リスクプレミアム （i）－（ii）	7.15	5.00	9.62	9.62	9.62	9.62	9.62
β	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600
期待自己資本利益率 （β×（i）－（ii））＋（ii）	4.29	3.04	5.86	5.86	5.86	5.86	5.86
選択される自己資本利益率 （期待自己資本利益率の3年平均※3）	-	-	4.40	4.92	5.86	5.86	5.86

見直し後（NTT東日本・西日本共通）※4

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
主要企業の自己資本利益率（i）	7.15	5.04	8.89	8.89	8.89	8.89	8.89
リスクフリーレート（ii） （10年ものの国債利回り※6）	0.00	0.04	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
リスクプレミアム （R2まで：（i）－（ii） R3から：伊テコ社データ※5※6）	7.15	5.00	8.80	8.80	8.80	8.80	8.80
β（見直し後）	0.566	0.566	0.566	0.566	0.566	0.566	0.566
期待自己資本利益率 （β×リスクプレミアム＋（ii））	4.05	2.87	5.07	5.07	5.07	5.07	5.07
選択される自己資本利益率 （期待自己資本利益率の3年平均※3）	-	-	4.00	4.34	5.07	5.07	5.07

※3 期待自己資本利益率の3カ年平均と主要企業の自己資本利益率の5カ年平均を比較し低い方を採用するとされているところ、今算定においてはいずれも前者が採用されているもの。

※4 見直し後の令和3年度以降の主要企業の自己資本利益率（i）については、イボットソン社データから逆算したもの。

※5 Copyright © 2023 Ibbotson Associates Japan, Inc. イボットソンの事前の書面による承諾のない利用、複製等は、全部または一部を問わず、損害賠償、著作権法の罰則の対象となります。

※6 令和4年度以降のリスクプレミアム及びリスクフリーレートについては令和3年度の実績値と同じと見込んだ。

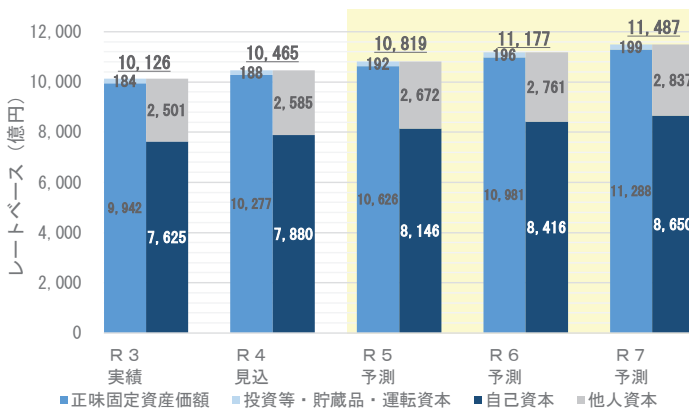
（参考）イボットソン社の長期投資用エクイティ・リスク・プレミアムについて

Ibbotson Associates（イボットソン・アソシエイツ）の資本コスト関連データは、日本のみならず世界中の企業において、新規事業のハードルレートの設定、M&A、経済的な付加価値を考慮した企業評価、海外事業部門の公平な業績評価などに利用いただいています。（日経メディアマーケティング株式会社HPより）

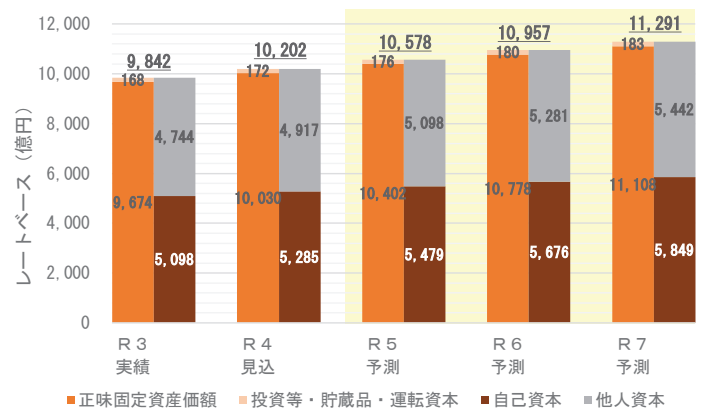
今次申請における接続料算定方法の見直し(2)報酬の算定方法

12

レートベース（NTT東日本【自己資本比率75.3%】）※1

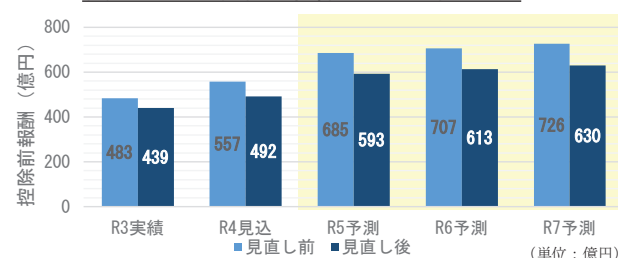


レートベース（NTT西日本【自己資本比率51.8%】）※1

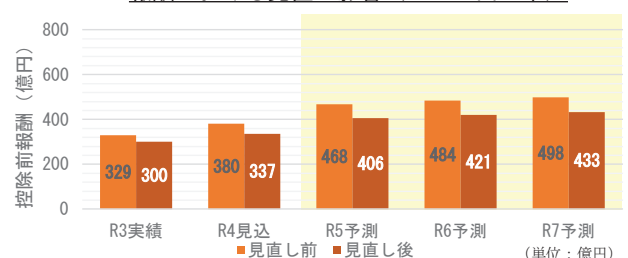


報酬＝レートベース×（他人資本比率×他人資本利率率＋自己資本比率×**今回見直し 自己資本利益率**）＋利益対応税

報酬における見直し影響（NTT東日本）※2



報酬における見直し影響（NTT西日本）※2



主要企業の自己資本利益率	▲17	▲35	▲49	▲44	▲42
β	▲23	▲26	▲25	▲26	▲27

主要企業の自己資本利益率	▲12	▲24	▲33	▲30	▲29
β	▲16	▲18	▲18	▲19	▲18

※1 投資等（収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等）・貯蔵品（現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品））については正味固定資産価額にそれぞれ投資等比率及び貯蔵品比率（令和3年度会計結果から算定）を乗じて算定。 ※2 下表の影響額は各見直しに伴う分岐端末回線等の控除額の減を加味しているため、グラフの左右差額と一致しない。

- 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年9月14日情報通信審議会答申）を踏まえ、NTT東日本・西日本において、接続料の低廉化に向け①企業努力による更なる効率化・費用削減、②償却方法の定額法への移行、③コスト把握の精緻化を進め、前々算定期間（平成28年度から令和元年度）でNTT東日本では630億円、NTT西日本では537億円削減。
- 令和2年度の接続料改定において、令和2年度から令和4年度までにおいても、平成30年度のコスト実績をもとに、更なるコスト効率化・削減に取り組むこととし、固定資産の増加はあるものの、施設保全費等の効率化、設備補修の前倒し等を行い、これらの取組による原価低廉化の効果を接続料にも反映したところ。
- その後、令和3年度の接続料改定の際の審議会の考え方を踏まえて、総務省からNTT東日本・西日本に対し、令和2年度から令和4年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等について、各年度の会計実績が取りまとまる年度（以下「各報告年度」という。）において、遅くとも各報告年度の次年度の接続約款の変更認可申請を行うまでに報告することを要請（令和3年5月28日付け総基料第124号）。今般の申請に合わせて報告があった令和3年度の状況は以下のとおり。
- なお、今年度報告においては、令和4年度の接続料改定の際の審議会の考え方（令和4年3月28日答申、考え方5）を踏まえて、電気通信事業会計規則に定める業務区分毎の費目に分計して報告がなされている。

令和3年度における費用削減等に係る取組

①企業努力による更なる効率化・費用削減

- ・局内・局外・お客様宅内の業務複合化による生産性向上による効率化
- ・保守業務の内製化の推進による作業委託費の削減
- ・請負工事会社とのシステム連携強化による開通業務・施工管理業務の効率化
- ・光開通支援業務、故障受付業務、工事の設計業務の広域集約による作業委託費の削減
- ・電柱・土木等設備の点検方法の見直し等による作業委託費の削減等

②加入光ファイバの耐用年数見直し

（令和元年度に行った見直しによる効果）

令和3年度における費用削減実績

（単位：億円、かつこ内は対前年度差）

費用削減等に係る取組の影響額 （※）（単位：億円）	NTT東日本		NTT西日本	
	（参考）R2	R3	（参考）R2	R3
①企業努力による更なる効率化・費用削減	▲62	▲57 （+5）	▲75	▲57 （+18）
施設保全費	-	▲50	-	▲65
管理・共通費	-	▲6	-	+5
試験研究費	-	▲1	-	+3
②光ファイバの耐用年数見直し	▲113	▲110 （+3）	▲123	▲119 （+4）
合計	▲175	▲167 （+8）	▲198	▲176 （+22）

※ 費用削減の取組を行わなかった場合に想定される各年度の設備管理運営費（平成30年度の設備管理運営費に取得固定資産価額の伸び率を乗じることで推計）との差額

乖離額調整(1)前算定期間において生じた乖離額

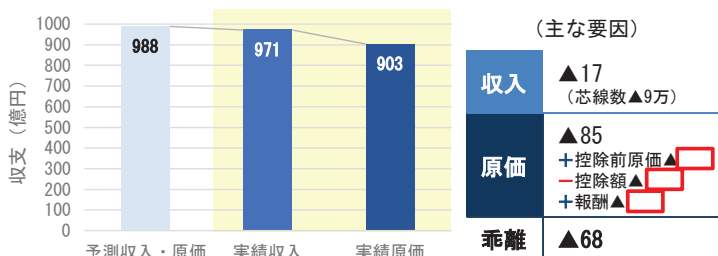
赤枠内委員限り

14

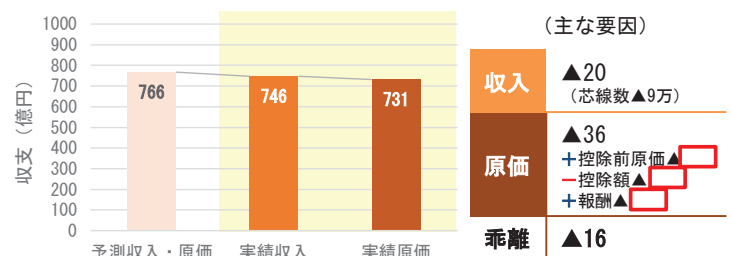
- 接続料規則においては、第1号将来原価方式による接続料算定に生じた調整額については0と規定（第12条の2第1項）されており、**現行制度上、実績費用と実績収入の差額（乖離額）を接続料原価に算入することは、原則として認められていない。**
- しかし、前算定期間における加入光ファイバ接続料については、3条許可（令和2年総基料第68号）により、（第1号将来原価方式により算定されているもの）特例的に各年度における乖離額を翌々年度以降の接続料原価に算入することが認められている。
- 令和3年度・令和4年度においては、NTT東日本・西日本双方において需要が予測値を下回ったこと等により**実績収入**（令和4年度については見込み額。以下同じ。）**が予測収入を下回ったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大等による報酬の減少、前算定期間中に実施した光ファイバの耐用年数の見直しによる分岐端末回線に係る控除額の減少等**（※1）に係る予測原価・実績原価の差額の影響により、**令和3年度に関しては負の、令和4年度に関しては正の乖離額が生じている。**

※1 令和2年度接続料改定における予測（前算定期間当初の予測）では、令和2年度の分岐端末回線接続料を基に控除額の予測を行っていたところ、当該接続料は光ファイバの耐用年数の見直し（平成31年度期首から）前の実績原価を基に算定されていた。今回、耐用年数見直し後の分岐端末回線接続料を基に見込値を算定したため、乖離が生じる。

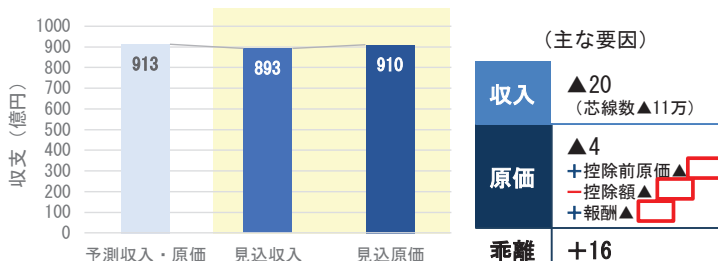
令和3年度実績（NTT東日本）



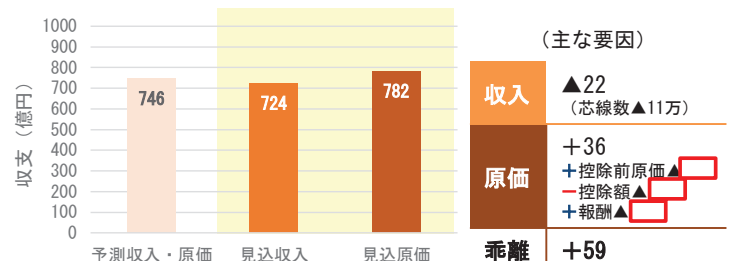
令和3年度実績（NTT西日本）



令和4年度見込（NTT東日本）



令和4年度見込（NTT西日本）



乖離額調整(2)前算定期間において生じた乖離額の調整

15

- 今回、令和3年度・令和4年度に生じた乖離額(※1)の調整に係る3条許可申請があったところ、同申請においては、今次申請に係る接続料水準を安定化し、接続事業者の事業の予見性を確保するため、当該乖離額を**合算し、今次申請に係る3年間**(令和5年度～令和7年度)の**接続料原価に**、各年度の予測芯線数比に応じて**平準化して算入**することとされている。
- これによる接続料単金への影響は、シェアドアクセス方式の場合、**NTT東日本で▲28円**/回線・月、**NTT西日本で+30円**/回線・月。
- ※1 今回調整する「乖離額の見込み額」と令和5年度中に確定する「乖離額の実績額」の差分の調整をする際には、令和6年度以降の接続料の改定において別途3条許可が必要。

前算定期間の乖離額(今次申請で調整するもの)

	NTT東日本	NTT西日本
令和3年度乖離額	▲68億円	▲16億円
令和4年度乖離額(見込み値)	+16億円	+59億円

↓ 合算

	NTT東日本	NTT西日本
	▲52億円	+43億円

※ シングルスター方式とシェアドアクセス方式の原価範囲の違い(分岐端末回線分)を踏まえ、原価の比に応じて両方式に按分しているため、両方式で乖離額の単価が異なる。

↓ 各年度の芯線数比により平準化して算入

乖離額調整の影響(NTT東日本)

シェアドアクセス	R5	R6	R7
1芯あたりコスト	1,807	1,803	1,774
乖離額	▲28	▲29	▲28
接続料単金	1,779	1,774	1,746

シングルスター	R5	R6	R7
1芯あたりコスト	2,198	2,201	2,184
乖離額	▲36	▲36	▲36
接続料単金	2,162	2,165	2,148

乖離額調整の影響(NTT西日本)

シェアドアクセス	R5	R6	R7
1芯あたりコスト	1,743	1,735	1,700
乖離額	+30	+30	+30
接続料単金	1,773	1,765	1,730

シングルスター	R5	R6	R7
1芯あたりコスト	2,234	2,230	2,208
乖離額	+37	+37	+37
接続料単金	2,271	2,267	2,245

乖離額調整(3)今次算定期間において生じる乖離額の扱い

16

- 今回の申請においても、**前算定期間と同様、今次算定期間における各年度の調整額を次年度以降の接続料原価に算入すること**に係る3条許可申請があった。
- このことを許可する場合、今次算定期間における毎年度の接続料収支が判明するたびに、速やかに調整(乖離額の接続料原価への算入)を行う。なお、乖離額の接続料原価への算入により接続料の水準に急激な変動が生じるおそれがある場合には、調整額を複数年度の接続料原価に分けて算入することがある。
- なお、調整に際しては、どのように接続料原価に算入するかについて、別途3条許可が必要。

■ NTT東日本・西日本からの許可申請の内容(抜粋) (令和5年5月22日付け東相制第000200000022号(NTT東日本)、相制第155500000027号(NTT西日本))

光信号端末回線伝送機能のうち第8条第2項第1号に該当する将来原価方式で算定した接続料について、2023年度から2025年度までの実績原価と実績収入の差額を、2024年度以降の当該接続料の原価に加えて算定すること。

(理由)

接続料規則第12条の2は、第8条第2項第1号に該当する将来原価方式で算定する接続料である場合の調整額を0とすると規定しているが、将来原価方式は一定の予測に基づく算定方式であり、原価・需要の実績は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者の営業戦略等により変動することや、IPブロードバンド通信市場は技術の変化や市場における競争環境の変化が激しいことを踏まえれば、正確な原価・需要の予測は困難であり、第14条(接続料設定の原則)に規定される実績収入と実績原価の一致がなされなくなるおそれがあることから、実績原価と実績収入の差額を補正する仕組みが必要であるため。

■ 許可申請に係る接続約款の一部変更案上の規定

附則

1～3 (略)

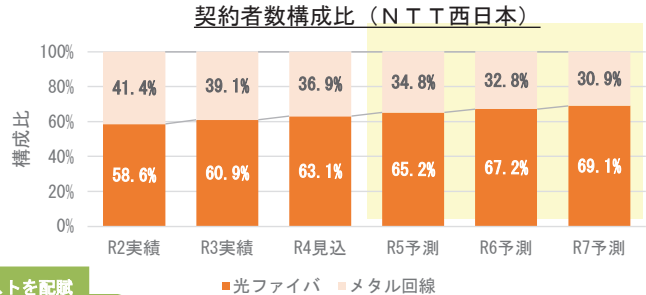
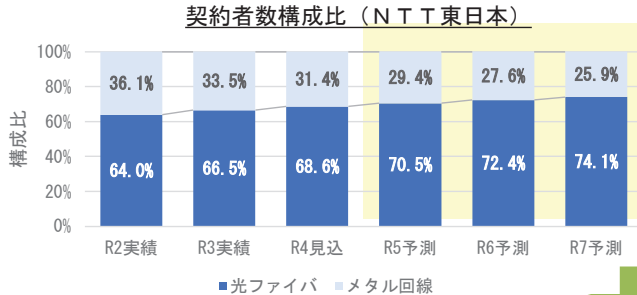
- 4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄ウ欄及びエ欄、第6欄、2-1-1-1の2、2-1-1-2第1欄イ欄、第2欄イ欄並びに2-1-1-2の2)に限り、以下この附則の第6項までにおいて同じとします。)について、令和4年度以前に適用した網使用料の原価の実績値(令和4年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。)と収入の実績値との差額(以下この附則において「前期差額」といいます。)を、令和5年度以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。
- 5 当社は、この改正規定に係る令和4年度における端末回線伝送機能の網使用料の原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額(令和4年度に係るものに限り、)との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えてそれ以降に適用される網使用料を変更する措置を講じるものとします。
- 6 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料(令和5年4月1日から令和8年3月31日まで適用するものに限り、)について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。
- 7 当社は、前2項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前3項の規定にかかわらず、前3項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

(参考)電柱・土木設備に係るコストの配賦

- 光ファイバとメタル回線で共用する電柱・土木設備に係るコストについては「メタル回線のコストの在り方について 報告書」（平成25年5月メタル回線のコストの在り方に関する検討会）等を踏まえ、契約者数比（※1）により光ファイバ・メタル回線で按分している。
- 光ファイバを用いるサービス（フレッツ光等）において継続的に利用者数が増加する一方で、メタル回線を用いるサービス（加入電話等）においては継続的に利用者数が減少していることにより、光ファイバに配賦される電柱・土木設備のコストが増加傾向にある。
- 今次算定期間では各年度平均で**対前年比平均+2.6%（NTT東日本）、+3.1%（NTT西日本）の光ファイバ構成比の増加**を見込む（※2）。

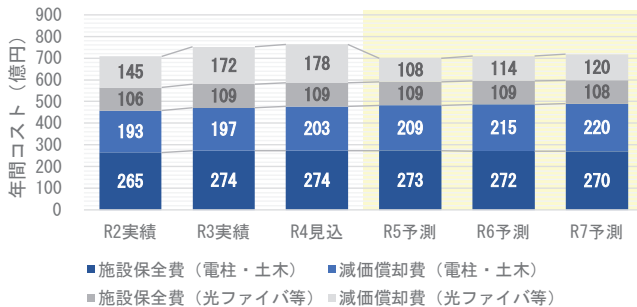
※1 法人利用者及び公衆電話、接続事業者利用回線については、回線数（シェアドアクセス方式の加入光ファイバの場合は分岐端末回線数）を契約者数としている。なお、同報告書を踏まえた見直し前は電柱等について架空ケーブル長比、土木設備について管路ケーブル長比により按分。

※2 メタル回線の契約者数については、過去3年度（平成31・令和元年度～令和3年度）の平均減少率が令和4年度以降も継続するものと見込んで予測。

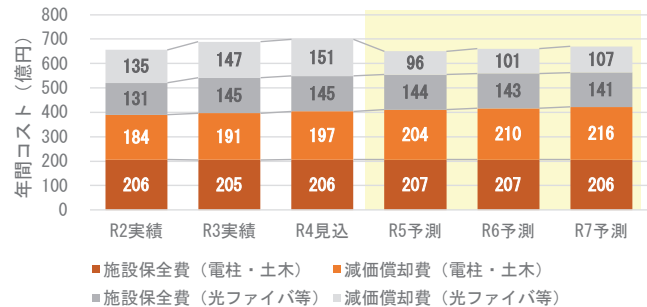


コストを配賦

施設保全費・減価償却費における影響（NTT東日本）

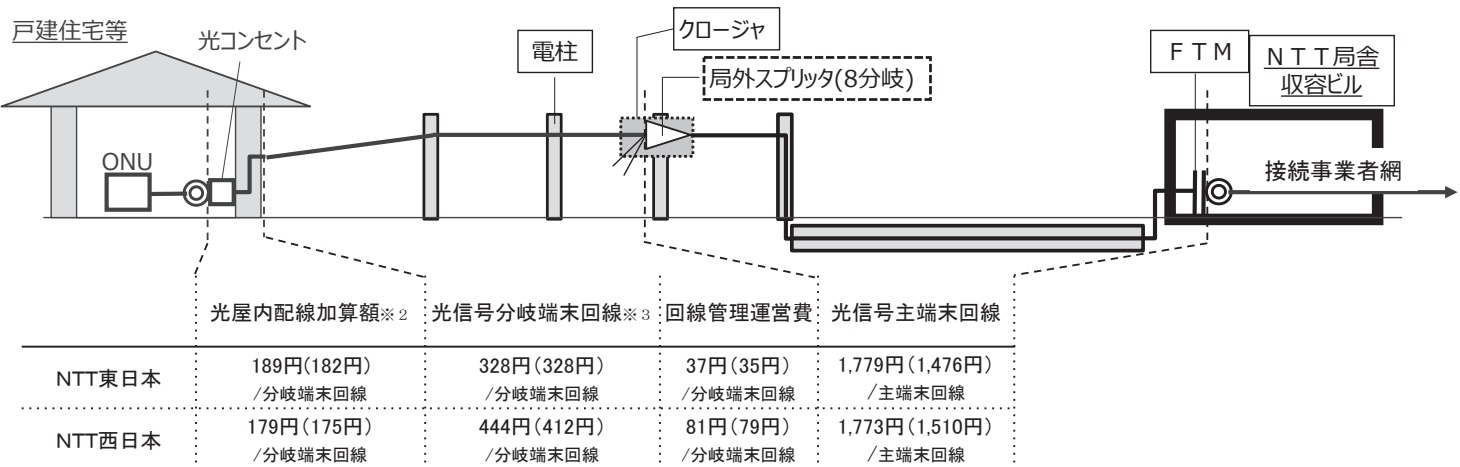


施設保全費・減価償却費における影響（NTT西日本）



シェアドアクセス方式に係る接続料(令和5年度申請接続料)

- NTT東日本・西日本が設置する加入光ファイバ（シェアドアクセス方式）の各種設備（光屋内配線～主端末回線）を、他の電気通信事業者が接続ルールに従って利用する場合に支払うべき接続料は、次のとおり。
- 光信号主端末回線は芯線単位で利用するため、**芯線の収容率が上がると1収容あたりの接続料負担が低減**していく構造となっている。
- 例えば、主端末回線に1芯線あたり4ユーザ収容した場合には、NTT東日本では、ユーザ当たり999円、NTT西日本では1,147円でNTT局舎からユーザ宅までのシェアドアクセス方式の接続が利用可能。



※1 光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は実績原価方式により算定。光信号主端末回線は将来原価方式により算定。

※2 光屋内配線加算額は、引込線と一体として設置される場合にのみ適用される。

※3 NTT東日本・西日本の屋内配線を引込線と一体として設置する場合に適用される分岐端末回線の接続料。

※4 括弧内は令和4年度適用接続料。

収容数ごとの1収容(ユーザ)あたり接続料

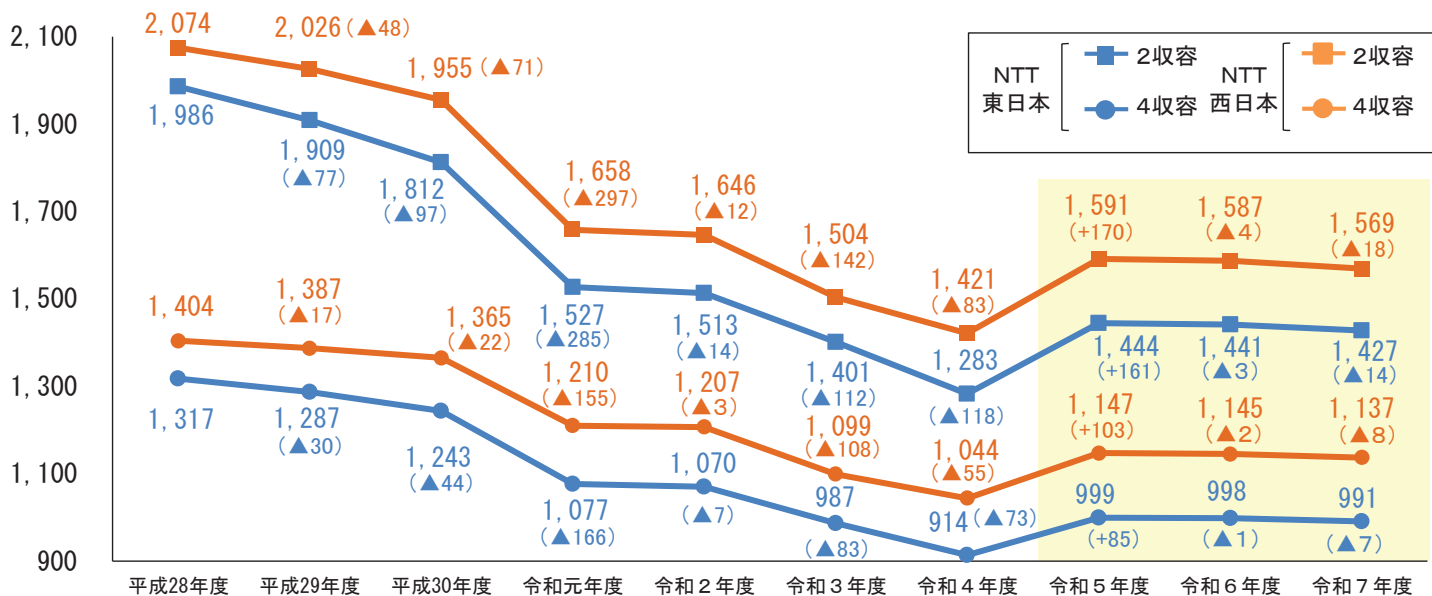
収容数	1	2	3	4	5	6	7	8
NTT東日本	2,333円	1,444円	1,147円	999円	910円	851円	808円	776円
NTT西日本	2,477円	1,591円	1,295円	1,147円	1,059円	1,000円	957円	926円

- 接続事業者が1ユーザに対してサービスを提供する際に負担する接続料(※1)について、例えば主端末回線に1芯線当たり2ユーザ又は4ユーザ収容した場合の負担額は、令和5年度において、(新型コロナウイルス感染症の拡大による報酬への影響の生じていない)令和2年度接続料と比較してやや減少し、令和7年度にかけて微減していく。

- 1芯線のユーザ収容数について、NTT東日本・西日本以外の接続事業者全体の回線収容数を平均すると、NTT東日本エリアでは、NTT西日本エリアでは、となっている(※2)。また、NTT東日本・西日本自身における回線収容数については、それぞれ(NTT東日本)、(NTT西日本)となっている(※2)。

※1 「光信号主端末回線」(1回線の料金を各収容数で除したものの)、「光信号分岐端末回線」、「回線管理運営費」、「光屋内配線加算額」の合計額。

※2 回線収容数については、「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関して講ずべき措置について(要請)」(平成27年9月18日付け総基料第176号)に基づく接続事業者毎の利用芯線数の報告の最新(令和5年3月末)の報告値。



※ 光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は令和5年度の申請料金を横置き。

電気通信事業法の改正等による第一種指定電気通信設備制度の見直し

22

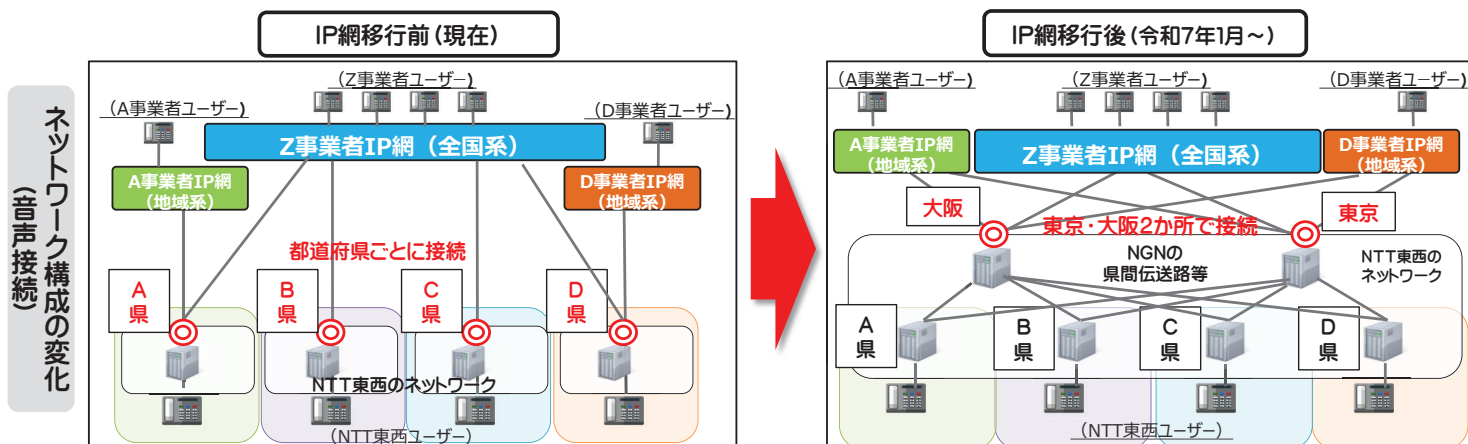
- 情報通信審議会答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申 ～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～」(令和3年9月1日)等を踏まえ、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)及び関連省令等の改正(いずれも令和5年6月16日施行)により、第一種指定電気通信設備制度を見直し。

加入者回線の占有率の算定方法の見直し(法改正)

- 固定電話網のIP網への移行等を踏まえ、加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県の区域(電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要であると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域)から各事業者の業務区域(例えば、NTT東日本は東日本、NTT西日本は西日本)に見直す。
- また、各事業者が業務区域外に設置する設備(NTT東日本が大阪府に、NTT西日本が東京都に設置するIP音声接続用のゲートウェイルータ)についても指定可能とする。

NGNの県間通信用設備の指定(省令等改正)

- 接続事業者が不可避免的に利用するNTT東日本・西日本の県間通信用設備(伝送路及び中継ルータ等)のうち、
 - ✓ IP音声接続に用いられるもの(電話事業者が利用)
 - ✓ IPoE接続に用いられるもの(VNE事業者が利用)について、第一種指定電気通信設備として指定。
- 県間通信用設備をアンバンドル(一般県間中継系ルータ交換伝送機能)した上で、接続料の算定・設定方法を整備。特に、県間通信用設備等における他社設備のコストについても、一体的に接続料原価に算入する旨を明定。



- 新たに第一種指定電気通信設備として指定されたNGNの県間通信用設備について、適正原価・適正利潤の原則に基づく接続料を設定し、令和5年6月16日から適用する(認可が適用日以降となった場合には、遡及して適用)。
- **I P o E接続に係る県間接続料については**、接続料規則の規定に基づき接続料の算定が行われたところ、任意約款(非指定電気通信設備との接続に関する契約約款)に規定されている現行の接続料と比較して、**NTT東日本で▲35万円/ポートごと月額(▲4.7%)、NTT西日本で▲275万円/ポートごと月額(▲29.9%)**(いずれも全国集約POIの場合)の**低減**となる。
- なお、**I P 音声接続及び優先パケット転送機能に係る県間接続料については**、既に(※)「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」(法第33条第4項第1号ホ)として接続料に準じた負担額の算定が行われているところ、第一種指定電気通信設備として指定されることに伴う接続料の**改定は行わない**。

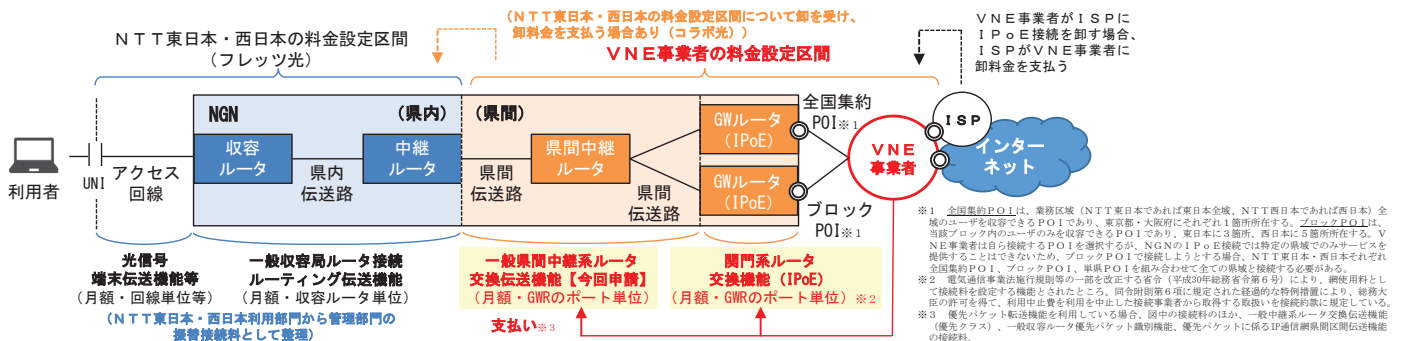
(※) 令和3年1月14日公布の省令改正(令和3年総務省令第1号)により接続約款記載事項(施行規則第23条の4第2項)となり、令和3年度の接続料の改定等に係る接続約款変更(令和3年6月2日認可)において規定。

■ 申請された接続料

(単位: 円/1ポート(100Gb/s) ごと・月額)

		NTT東日本		NTT西日本	
		現行料金	申請料金	現行料金	申請料金
一般県間中継系ルータ 交換伝送機能	全国集約POIで接続する場合	737万	702万(▲35万)	921万	646万(▲275万)
	ブロックPOIで接続する場合	415万	384万(▲31万)	921万	538万(▲383万)

■ (参考) I P o E接続を行う接続事業者(VNE事業者)の支払う接続料(F T T Hアクセスサービスの場合)



接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要

接続料規則第3条に基づく許可申請(いずれもNTT東日本・西日本の双方から申請があったもの)

#	項目	新規/継続	申請の概要
1	自己資本費用の算定方法	新規	他産業における主要企業の平均自己資本利益率の算定方法として、安定的な指標として、長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアム(イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行するJapanese Equity Risk Premia Report)を用いることを求めるもの。(P.11参照)
2	加入光ファイバに係る調整額の扱い(令和3年度及び令和4年度の乖離額の調整)	継続	加入光ファイバに係る接続機能(光信号端末回線伝送機能)について、令和3年度の収入と原価の差額及び令和4年度の見込値と収入の見込値の差額を合算した額を、令和5年度から令和7年度までの接続料原価に、各年度の予測芯線数比に応じて算入することを求めるもの。(P.14、15参照)
3	加入光ファイバに係る調整額の扱い(令和5年度から令和7年度までの乖離額調整)	継続	加入光ファイバに係る接続機能(光信号端末回線伝送機能)について、令和5年度から令和7年度までの収入と原価の差額を、令和6年度以降の接続料原価に加えて算定することを求めるもの。(P.16参照)

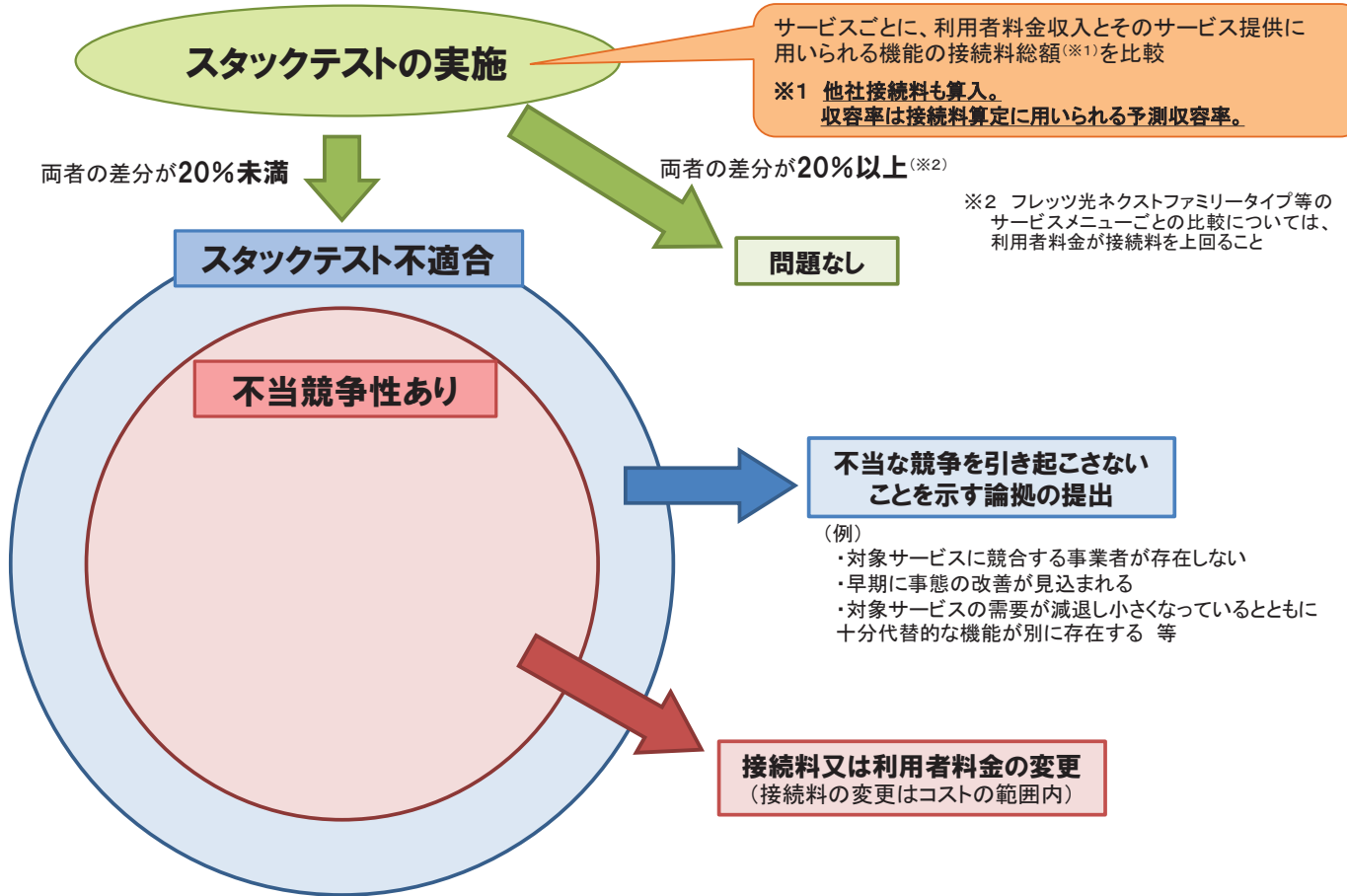
(参考) 第一種指定電気通信設備接続料規則(抄)

(遵守義務)

第三条 事業者は、法定機能ごとの接続料に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)の流れ

■ 固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針(平成30年2月26日策定、令和4年11月28日最終改定)



スタックテストの結果①(サービスごとの検証)

○ 指針に基づき、NTT東日本・西日本において令和3年度の接続料総額と利用者料金収入の水準を比較した結果、**両社の検証対象サービスでは、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額(利用者料金収入の20%)を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。**

○ なお、ひかり電話については、今次申請において接続料が改定されないため、スタックテストは行われていない。

NTT東日本

サービス	① 利用者 料金収入	② 接続料 総額相当	③ 差分 (①-②)/①	営業費相 当基準額 との比較
加入電話・ISDN 基本料	1,804億円	1,389億円	415億円 (23.0%)	○
フレッツ光ネクスト	4,958億円	2,028億円	2,930億円 (59.1%)	○
フレッツ光ライト	183億円	83億円	100億円 (54.6%)	○
ひかり電話	移動体着 含む			
	移動体着 除く			
ビジネスイーサワイド	323億円	182億円	141億円 (43.7%)	○

NTT西日本

サービス	① 利用者 料金収入	② 接続料 総額相当	③ 差分 (①-②)/①	営業費相 当基準額 との比較
加入電話・ISDN 基本料	1,785億円	1,385億円	400億円 (22.4%)	○
フレッツ光ネクスト	3,719億円	1,822億円	1,897億円 (51.0%)	○
フレッツ光ライト	109億円	64億円	45億円 (41.3%)	○
ひかり電話	移動体着 含む			
	移動体着 除く			
ビジネスイーサワイド	339億円	186億円	153億円 (45.1%)	○

(注) ○: スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×: スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

○ 指針に基づき、NTT東日本・西日本においてサービスメニュー単位で利用者料金が接続料を上回っているか否かについて検証した結果、**全てのサービスメニューについて、利用者料金が接続料相当額を上回り、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。**

NTT東日本

(単位:月額)					
サービスブランド	サービスメニュー		①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②) 利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの			○
		上記以外			○
	ビジネスタイプ				○
	マンションタイプ(VDSL方式/LAN配線方式)	ミニ			○
		プラン1			○
		プラン2			○
		ミニB			○
		プラン1B			○
		プラン2B			○
	マンションタイプ(光配線方式)	ミニ			○
		プラン1			○
		プラン2			○
	プライオ				○
フレッツ光ライト	ファミリータイプ				○
	マンションタイプ				○
	フレッツ光ライトプラス				○
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合				○
	県内設備まで利用する場合				○
	Interconnected WAN(MA設備まで利用する場合)				○
	Interconnected WAN(県内設備まで利用する場合)				○

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

NTT西日本

(単位:月額)					
サービスブランド	サービスメニュー		①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②) 利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの			○
		上記以外			○
	ビジネスタイプ				○
	マンションタイプ(VDSL方式/LAN配線方式)	ミニ			○
		プラン1			○
		プラン2			○
	マンションタイプ(光配線方式)	ミニ			○
		プラン1			○
		プラン2			○
フレッツ光ライト	ファミリータイプ				○
	マンションタイプ				○
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合				○
	県内設備まで利用する場合				○
	Interconnected WAN(MA設備まで利用する場合)				○
	Interconnected WAN(県内設備まで利用する場合)				○

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

※1 利用者料金は令和4年3月31日時点(総務省要請を受け割引を考慮した後の額)

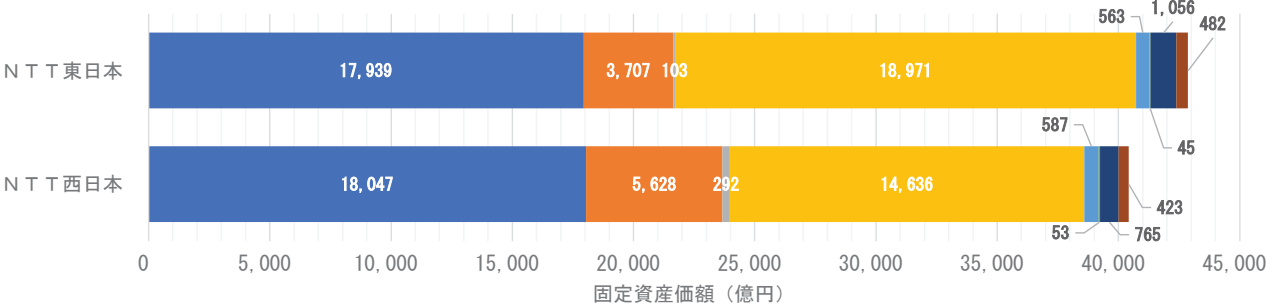
※2 フレッツ光ネクストファミリータイプ(10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの)については、令和2年度から新規に提供しているものであり、将来的に需要の増加が見込まれることから、5年間(令和2年度～令和6年度)の将来原価方式により接続料を算定していることと合わせ、収容数も5年平均を用いて接続料相当額を算定。

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの。

加入光ファイバに係る固定資産

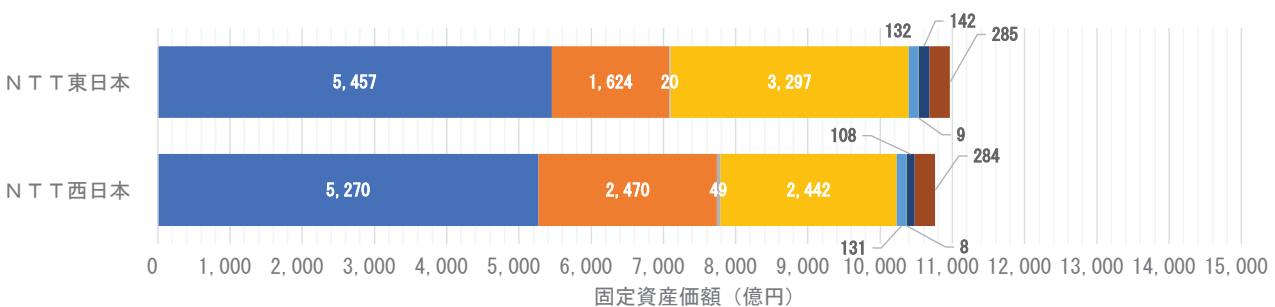
○ 今次算定期間における**加入光ファイバに係る固定資産**の状況は次のとおり(算定期間各年度の予測値の平均)。

取得固定資産価額(NTT東日本・西日本)



■線路設備(光ケーブル) ■線路設備(電柱) ■線路設備(その他) ■土木設備 ■建物 ■構築物 ■無形固定資産 ■その他

正味固定資産価額(NTT東日本・西日本)

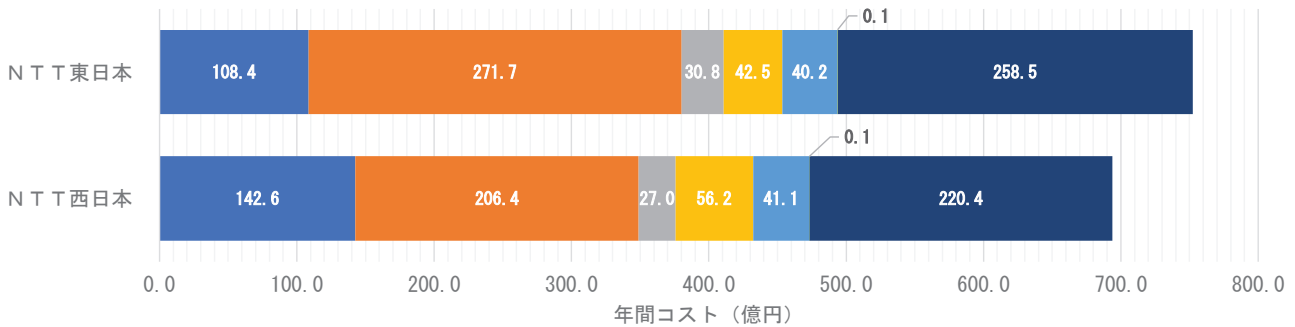


■線路設備(光ケーブル) ■線路設備(電柱) ■線路設備(その他) ■土木設備 ■建物 ■構築物 ■無形固定資産 ■その他

※ 「線路設備(その他)」は光ケーブル・電柱以外の線路設備であり、線路設備の監視装置等を含む。「その他」には土地及び器具備品等を含む。

○ 今次算定期間における加入光ファイバに係る設備管理運営費（減価償却費・固定資産除却費を除く。）の状況は次のとおり（算定期間各年度の予測値の平均）。

設備管理運営費【減価償却費・固定資産除却費を除く。】（NTT東日本・西日本）



■施設保全費（光ケーブル等） ■施設保全費（電柱・土木設備） ■共通費 ■管理費 ■試験研究費 ■通信設備使用料 ■租税公課

（参考）電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）における各科目の定義

施設保全費	電気通信設備の保全のために直接必要な費用
共通費	営業所等における共通の作業（庶務、経理等）に必要な費用
管理費	本社等管理部門において必要な費用
試験研究費	研究部門において必要な費用
通信設備使用料	他の事業者に対してその設備を使用する対価として支払う費用
租税公課	固定資産税、事業所税等の租税（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）を除く。）及び道路占用料等の公課

※ 接続会計は電気通信事業会計を基に整理され、各科目等の定義については第一種指定電気通信設備接続会計規則において特段の規定がない限り、電気通信事業会計規則に従う。

資本構成比の算定方法

○ NTT東日本・西日本はレートベースの構成資産に基づく資本構成比を算定するに当たって、「レートベースが接続機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致させて算定」（接続料の算定に関する研究会第4回会合 NTT東日本・西日本資料）している。

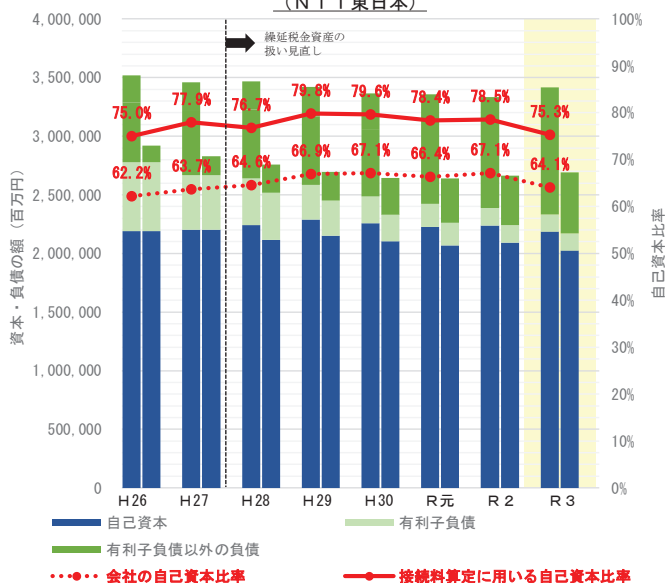
○ 具体的には、NTT東日本・西日本の財務会計における貸借対照表の簿価について、レートベースに含まれない流動資産等を、

- ・ 「投資その他の資産」のうち繰延税金資産（※1）については、自己資本から、
- ・ それ以外（繰延税金資産以外の「投資その他の資産」、流動資産）については、他人資本のうち「有利子負債以外の負債」から、

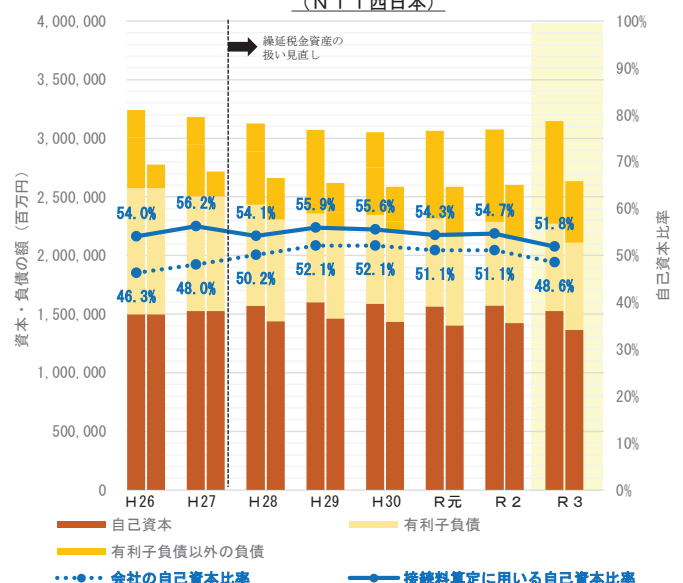
圧縮して資本構成比を算定している。

※1 接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年9月8日公表）において「繰延税金資産」については、税効果会計の適用により『繰延税金資産』を計上することによって、自己資本比率が上昇することになるから、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮することが適当」との考え方が示されたことを踏まえ、他人資本（のうちの有利子負債以外の負債）から圧縮していた扱いを見直した。

左：会社の資本構成、右：圧縮後の資本構成
（NTT東日本）



左：会社の資本構成、右：圧縮後の資本構成
（NTT西日本）



加入光ファイバに係る耐用年数の見直しの経緯

38

○ 加入光ファイバ接続料の算定に用いる耐用年数の見直しの経緯については、次のとおり。

	経緯等	架空光ケーブル	地下光ケーブル
～平成19年度	(法定耐用年数を採用)	10年	10年
平成20年度	経済的耐用年数を採用 (「光ファイバの使用実態にかかるデータについては、現時点、過去21年間で、架空は約9割、地下は約8割まで撤去されたというデータが蓄積されており、こうした使用実態等を踏まえ、地下ケーブル21年、架空ケーブル15年」を採用し、これは、「総務省が行ったLRICモデルの『経済的耐用年数』の推計の考え方を踏まえるとともに、様々な要因による使用実態等を総合的に勘案し、『経済的使用可能予測期間』を見積って推計」したもの ※1)	15年 (+5年)	21年 (+11年)
平成28年度	耐用年数の見直しに係る検討結果等について報告を要請(※2) →「NTTグループとして光ファイバケーブルの経済的耐用年数の見直しが必要な状況には至っていないと判断しましたが、今後、光ファイバケーブルに関する市場環境や使用実態等に大きな変化が認められた場合には、改めて耐用年数の見直しを検討する」	-	-
平成28年度～令和元年度	接続料の算定に関する研究会における議論	-	-
令和元年度	経済的耐用年数の見直し(※3) (「『材質・構造・用途・使用上の環境』、『技術の革新』、『経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度』、および光ファイバの撤去率をもとにした耐用年数の推計結果も踏まえ、総合的に検討した結果、2019年度期首より見直す」こととしたもの ※4)	20年 (+5年)	28年 (+7年)
令和3年度	耐用年数の見直しに係る検討結果等について報告を要請(※5)	-	-
令和5年度	【今次申請】経済的耐用年数の見直し (「『材質・構造・用途・使用上の環境』、『技術の革新』、『経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度』、および光ファイバの撤去率をもとにした耐用年数の推計結果も踏まえ、総合的に検討した結果、2019年度期首より見直す」こととしたもの)	25年 (+5年)	30年 (+2年)

※1 情報通信審議会答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続料の変更の認可(平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)について」(平成20年3月27日)答申書別添「接続料の変更案に対する意見及びその考え方」再意見17(NTT東日本・西日本)

※2 情報通信行政・郵政行政審議会答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続料の変更の認可(平成28年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)について」(平成28年7月27日)において「NTT東日本・西日本に対し、平成20年度の見直し方法を参照して平成27年度末実績に基づき光ファイバケーブルの経済的耐用年数を導出した上で、実態との大きな乖離が認められた場合には、耐用年数の見直しを行い、見直しの検討結果及びその理由について平成29年2月中旬に総務省に報告するとともに、公表することを要請すること」を総務省に要望し、同日、総務省からNTT東日本・西日本に要請(平成28年7月27日総基料第132号)を実施。

※3 令和元年度の将来原価接続料等の再算定(令和元年6月24日付け再申請、6月28日諮問、8月23日答申・認可)において接続料に反映。

※4 接続料の算定等に関する研究会第22回会合(令和元年5月31日)資料22-6(NTT東日本・西日本提出資料)及び総務省への報告(令和元年6月17日付け東経企第19-00043号(NTT東日本)、同日付け西企第48号(NTT西日本))

※5 情報通信行政・郵政行政審議会答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続料の変更の認可(令和4年度の接続料の改定等)について」(令和4年3月28日)において「現在の加入光ファイバ接続料の算定期間が令和4年度に終了することから、令和5年度の接続料改定に係る接続料の変更認可申請の際までに、これらの点について総務省に報告するよう、総務省からNTT東日本・西日本に対し要請することが適当」を総務省に要望し、3月31日、総務省からNTT東日本・西日本に要請(令和4年3月31日総基料第62号)

分岐端末回線の接続料

39

- 分岐端末回線の接続料については、実績原価方式により毎年度算定されている。
- 加入光ファイバ全体のコストのうち分岐端末回線に係る部分を把握することができないことから、1回線あたりの創設費等を基礎として、網改造料の算定式に準じて算定されている。

接続料 = 分岐端末回線の創設費(※1) ÷ 耐用年数 + 分岐端末回線の創設費 × 設備管理運営費比率(※2)

+ 1回線あたり電柱創設費相当(※3) ÷ 耐用年数 + 1回線あたり電柱創設費相当(※3) × 設備管理運営費比率

減価償却費相当 保守運営費相当

+ 利潤(他人資本費用、自己資本費用、利益対応税)(※4) + 調整額(※5)

引込線コスト

電柱コスト

- 令和5年度においては、設備管理運営費比率の低下等により1回線あたりコストはNTT東日本・西日本いずれでも低下したところ、調整額の影響等により、NTT東日本で▲2円の減、NTT西日本で+30円の増。
- なお、接続料の算定に関する研究会第一次報告書(平成29年9月8日公表)で示された考え方を踏まえて、分岐端末回線における償却済み比率を平均的に反映して算定(※6)されているところ、今次申請における償却済み比率(令和3年度実績値)は、NTT東日本で0.00%、NTT西日本で0.02%となっている。

- ※1 減価償却費相当の算定にあたっては、工事費として回収する部分に関する創設費は除く。具体的には、NTT東日本においてはクロージャ内接続及びキャビネットを除くほか、単芯ケーブルについては、平日以外の日に設置する場合と平日設置の場合の差額を工事費として回収するため、平日設置の場合の創設費を用いている。
- ※2 網改造料の算定式においては、除却費を個別に支払うものとそれ以外で別の設備管理運営費比率を適用しているところ、分岐端末回線については、少芯区間の保守運営費相当についてのみ除却費を個別に支払う場合以外の比率を用いている。
- ※3 引込線に係る電柱設備の取得固定資産価額(サンプル調査によって引込線に係る電柱数の比率を算定し、全電柱設備の取得固定資産価額に乗じることで算定)を引込線(加入光ファイバ以外に係るものも含む。)の総数で除して求める。
- ※4 自己資本利益率について、除却費を個別に支払う部分(単芯区間)については網改造料で用いる値、それ以外は網使用料で用いる値。
- ※5 今次申請における算定においては、調整額についてはのみ、調整額の生じた年度(令和3年度)に適用されていた耐用年数(20年)を用いている。
- ※6 単芯ケーブル部分の減価償却費相当から当該比率分を除いている。

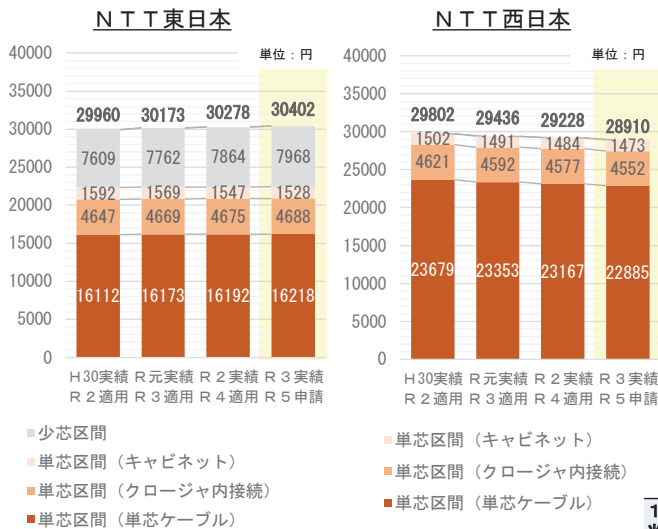
■ 接続料(NTT東日本・西日本の屋内配線設備を用いず、接続事業者のキャビネットを用いる場合)

NTT東日本(円/回線・月)					NTT西日本(円/回線・月)				
	R2適用	R3適用	R4適用	R5申請		R2適用	R3適用	R4適用	R5申請
1回線あたりコスト	418	383	373	345	1回線あたりコスト	523	485	467	455
調整額	▲11	▲28	▲44	▲18	調整額	+15	▲23	▲54	▲12
分岐端末回線接続料	406	355	329	327	分岐端末回線接続料	537	462	413	443

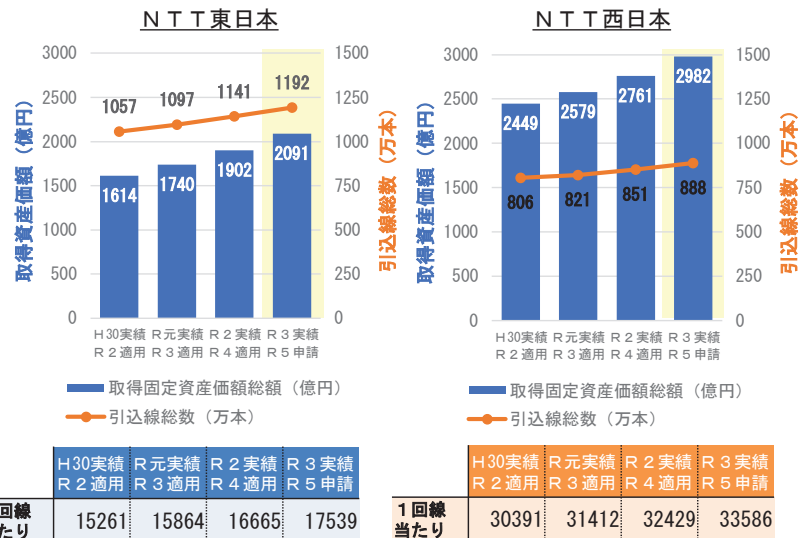
分岐端末回線の接続料(原価構造)

40

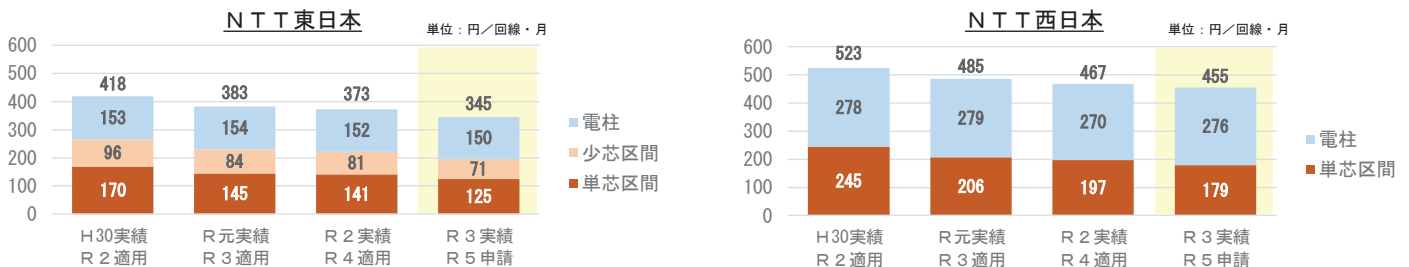
■ 創設費(引込線)



■ 創設費相当(1回線あたり電柱)



■ 1回線あたりコスト

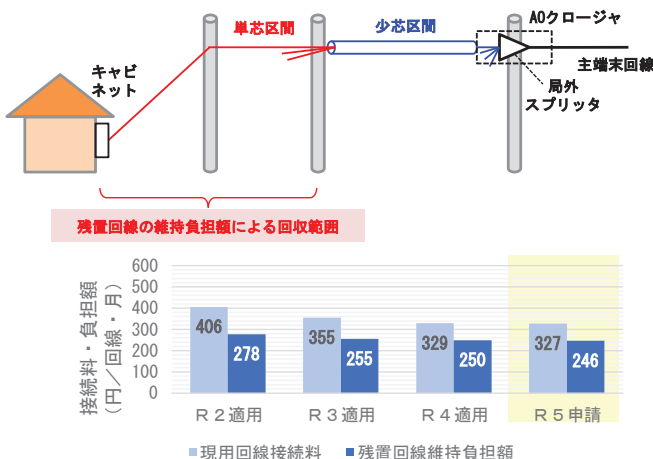


分岐端末回線の接続料(残置回線の維持負担額)

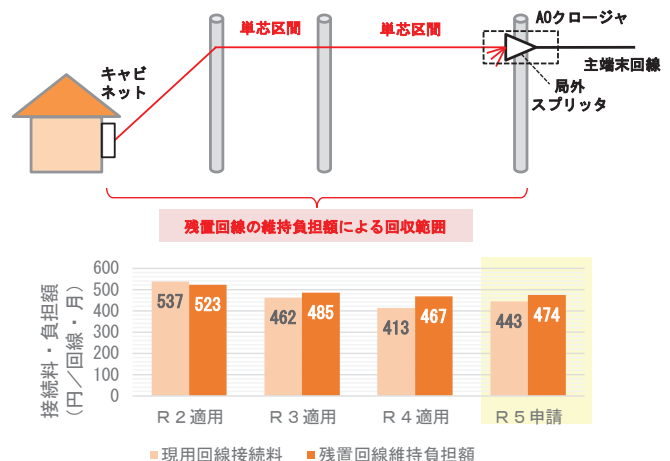
41

- シェアドアクセス方式の加入光ファイバとの接続において、**分岐端末回線の利用を終了した場合**、当該分岐端末回線の維持等に係る負担額(残置回線の維持負担額)の請求が開始される。
- これは、「接続事業者の個別の回線設置申込みに応じてNTT東日本及びNTT西日本がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるといった**特殊な状況**のものであることを考慮」(平成16年12月21日情報通信審議会答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(シェアドアクセス方式の接続料等の改定)について」)として設定されているものである。
- 残置回線の維持負担額は、**分岐端末回線のうち、接続事業者の求めに応じて敷設される部分**のコストを原価として算定されるほか、回線管理運営費については、分岐端末回線のものが準用されている。
- なお、残置回線の維持負担額による回収額については、**接続会計において加入光ファイバ等の原価から控除**されており、令和3年度接続会計では、**NTT東日本で171億円、NTT西日本で330億円**(いずれも振替網使用料を含む。)が控除されている。

(NTT東日本の場合) ※1 ※2



(NTT西日本の場合) ※1 ※2



- ※1 NTT東日本・西日本で設備の構成が異なる。NTT東日本では、単芯区間(1芯で引き込まれる区間)と少芯区間(複数芯を束ねた区間)により構成されるが、NTT西日本では単芯区間のみ。
- ※2 分岐端末回線接続料とは異なり調整額を算入していない。また、分岐端末回線接続料では令和3年度実績を用いつつ、耐用年数については見直し後(25年)を用いたが、残置回線維持負担額においては、見直し前の耐用年数(20年)を用いている。

加入光ファイバに係る施設設置負担加算料

42

- N T T 東日本・西日本のサービスには、契約時に施設設置負担金（※1）を一括して支払うサービス（INS ネット1500、高速デジタル伝送サービス等）と支払わないサービス（フレッツ光等）とがあり、**施設設置負担金を一括して支払わないサービスでは、月額の利用料に施設設置負担金相当額が加算**される。

- 加入光ファイバ接続料の算定に当たり、接続料原価に施設設置負担金相当額が含まれていると、契約時に一括して施設設置負担金を支払ったサービスについて、既に支払った施設設置負担金相当額を二重に負担することになるため、これを回避する観点から、まずは全てのサービスにおいて施設設置負担金を一括して支払われたものとみなして光ファイバの接続料原価を算定し、その上で施設設置負担金を一括して支払わないサービスについて「施設設置負担加算料」を接続料単価に加えることで、最終的な接続料を設定している。

- **シェアドアクセス方式における施設設置負担加算料は、シングルスター方式で用いる施設設置負担加算料に、シングルスター方式の接続料原価（光ファイバ分）に占めるシェアドアクセス方式の接続料原価（光ファイバ分）の年度ごとの割合を乗じて算定**している（例えば、令和5年度については、N T T 東日本は155円に80.22%を乗じ124円、N T T 西日本は139円に76.14%を乗じ106円となっている。）。

※1 加入者回線設備の建設費用の一部を基本料の前払い的な性格という位置付けで、N T T 東日本・西日本が利用者から徴収しているもの。支払われた施設設置負担金の相当額を加入者回線設備（光ケーブル、メタルケーブル、電柱等。F T M は含まれない。）において会計上圧縮記帳（取得固定資産価額から減額。接続会計上は、圧縮記帳後の価額を記載。）することにより、基本料が割安な水準に設定されている。平成17年3月1日に現在の水準（N T T 東日本・西日本ともにメタルケーブル（2線式）を利用するもので36,000円、光ファイバ・メタルケーブル（4線式）を利用するもので51,000円）に見直し（消費税率の引き上げに伴うものを除く。）。

（N T T 東日本）

$$\left(\begin{array}{c} \text{施設設置負担金 (※2)} \\ 51,000\text{円/回線} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{平均償却年数 (※3)} \\ 22.0\text{年} \end{array} = \begin{array}{c} \text{減価償却費} \\ 2,318\text{円/回線・年} \end{array} \right)$$

$$\left(\begin{array}{c} \text{施設設置負担金 (※2)} \\ 51,000\text{円/回線} \end{array} \times \frac{1}{2} = \begin{array}{c} \text{レートベース} \\ 25,500\text{円/回線} \end{array} \right) \xrightarrow{\text{残高率}} \text{利潤}$$

（N T T 西日本）

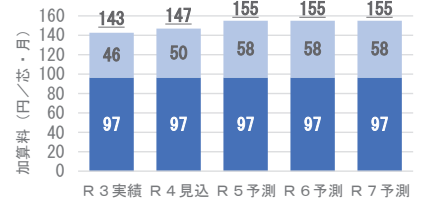
$$\left(\begin{array}{c} \text{施設設置負担金 (※2)} \\ 51,000\text{円/回線} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{平均償却年数 (※3)} \\ 21.8\text{年} \end{array} = \begin{array}{c} \text{減価償却費} \\ 2,339\text{円/回線・年} \end{array} \right)$$

$$\left(\begin{array}{c} \text{施設設置負担金 (※2)} \\ 51,000\text{円/回線} \end{array} \times \frac{1}{2} = \begin{array}{c} \text{レートベース} \\ 25,500\text{円/回線} \end{array} \right) \xrightarrow{\text{残高率}} \text{利潤}$$

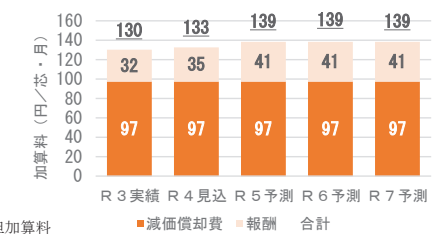
※2 2芯式の加入光ファイバを用いるサービス（INS ネット1500、高速デジタル伝送サービス）に設定されている負担金の額。

※3 平均償却年数は、圧縮記帳対象設備の平均償却期間（取得固定資産価額で加重平均） ※4 シングルスター方式で用いる施設設置負担加算料

施設設置負担加算料（N T T 東日本）（※3）



施設設置負担加算料（N T T 西日本）（※3）



加入光ファイバの接続料原価（FTM、局外スプリッタ）

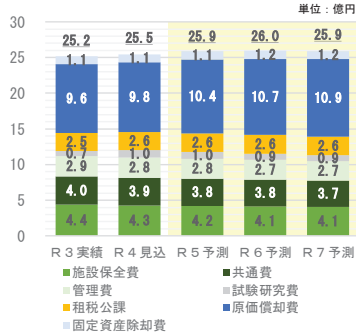
43

- 加入光ファイバ接続料の原価には、**主配線盤（F T M : Fiber Termination Module）の1芯あたり原価及び局外スプリッタの原価**が含まれている（局外スプリッタについてはシェアドアクセス方式の主端末回線にのみ加算）。

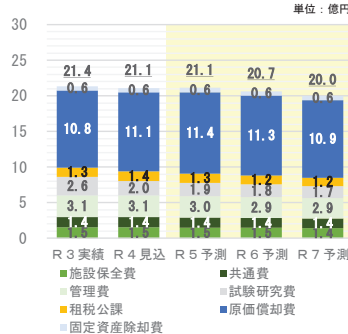
- **主配線盤の1芯あたり原価は将来原価方式で算定**され、芯線数の増加等を見込むことにより、N T T 東日本・西日本とも、**算定期間最終年度（令和7年度）において令和4年度と比較して▲8円/回線・月の減少**。

（1）F T Mに係る原価

設備管理運営費（N T T 東日本）

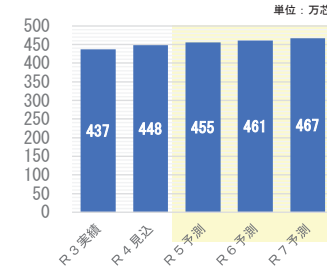


設備管理運営費（N T T 西日本）

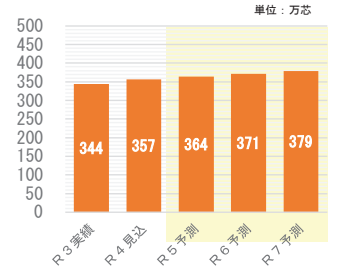


（2）F T Mに係る需要（※1）

光ファイバ芯線（N T T 東日本）



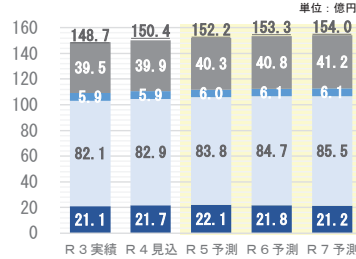
光ファイバ芯線（N T T 西日本）



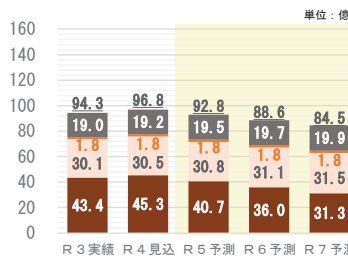
※1 加入光ファイバのほか、フレッツISDNで利用するISM折返し接続機能（F T M を利用）に係る回線数を含む（令和3年度実績から回線数に変動がないと見込んで予測）。

（参考）F T Mに係る固定資産価額（※2）

正味固定資産（N T T 東日本）



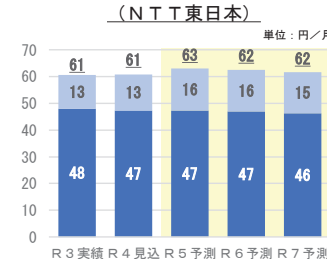
正味固定資産（N T T 西日本）



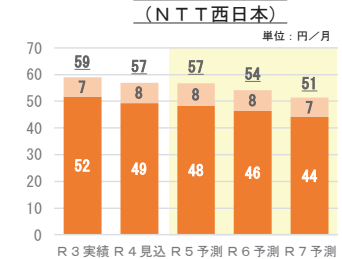
※2 その他には、土地及び器具備品等が含まれる。建物・構築物については専有面積比で按分。

（3）1芯線あたりコストの算定（（1）÷（2）+ 適正利潤）

1芯あたりコスト（N T T 東日本）



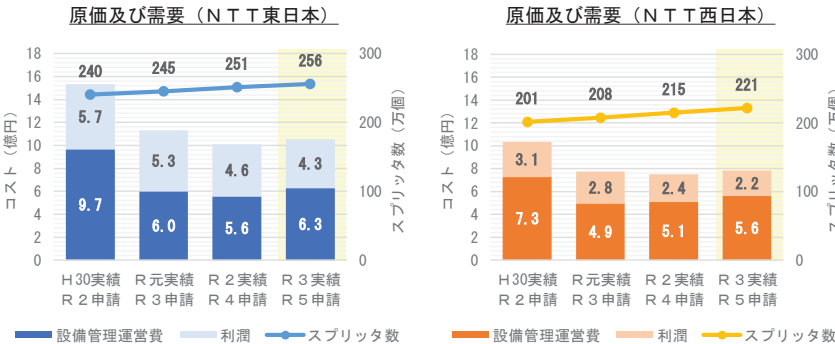
1芯あたりコスト（N T T 西日本）



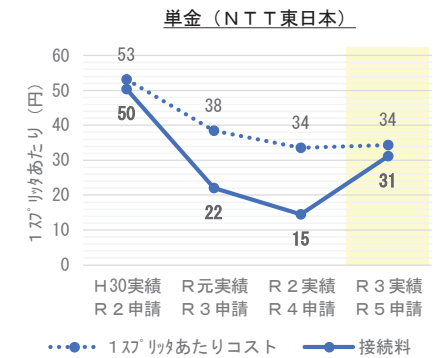
加入光ファイバの接続料原価(FTM、局外スプリッタ)

- **局外スプリッタの原価については**、需要の増加による接続料低廉化の效果に乏しいため、**実績原価方式で算定**される。
 - 令和4年度適用接続料と比較すると、1スプリッタ当たりコストについては概ね横ばい(※1)であるものの、**調整額の算入の影響により単金は上昇**し、**NTT東日本で34円/スプリッタ・月(+17円)**、**NTT西日本で29円/スプリッタ・月(+13円)**となった。
- ※1 実績原価方式で算定するため、今回の見直しのうち耐用年数の見直しは反映されていない。令和3年度申請におけるコスト減は平成30年度期首の耐用年数見直しによるもの。

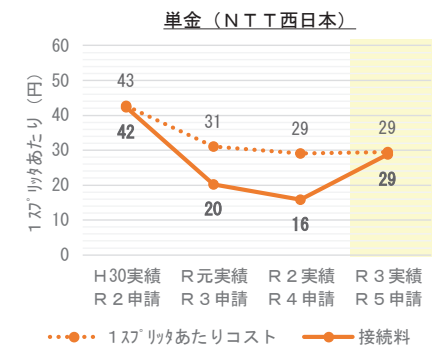
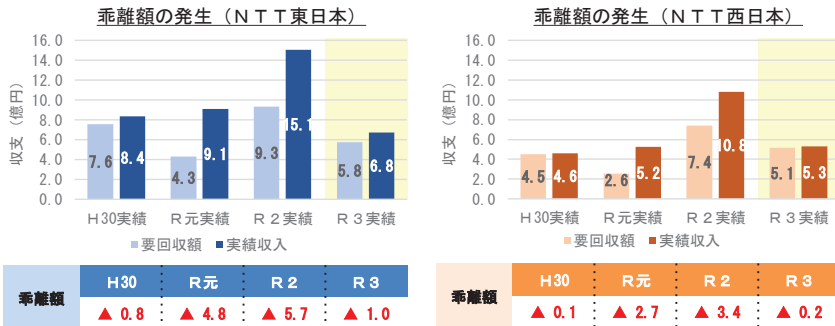
局外スプリッタに係る原価及び需要



1スプリッタあたり単金



局外スプリッタに係る乖離額



加入光ファイバの接続料水準が前年度と比較して上昇する場合の措置について

- 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成27年9月14日情報通信審議会答申)を踏まえた総務省要請を受け、**前々算定期間**(平成28年度～令和元年度) **及び前算定期間**(令和2年度から令和4年度) **の加入光ファイバ接続料に関しては**、接続約款附則において、**接続料水準が前年度と比較して上昇する場合に**、(希望する事業者が) **当該年度の接続料を前年度と同水準以下とする措置**の適用が受けられることが**規定**されていた。
- 当該措置を今次算定期間の加入光ファイバ接続料において適用しようとする場合、その**基準は令和4年度適用接続料となるが、その水準は**、新型コロナウイルス感染症の拡大等による報酬の減少等を反映した乖離額調整の結果として(実際の1芯あたりコストの水準と離れた)**特異的に低廉な水準となっていることから、前掲答申が「『自己設置』『接続』『卸役務』の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれ」に留意しつつ**、「戸建向けのFTTH市場において『接続』型の提供形態が広く活用されるためには、接続料が接続事業者にとって利用しやすいものであることが必要」として**同措置を示した趣旨を踏まえて適切とは言えない効果を生じさせる**。
- こうした観点を踏まえ、**今次算定期間の加入光ファイバ接続料に関しては、接続約款附則に同措置が規定されていない**。

加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関して講ずべき措置について(要請) (平成27年9月18日付け総基料第176号)

記1 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方について (1) 加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置について (2)

加入光ファイバの接続料低廉化を確実なものとするため、平成28年度以降の接続料が前年度と比較して上昇する場合、希望する事業者に対して、NTT東西管理部門が一時的に立て替えて同水準以下とするともに、当該措置により生じた差額は、翌年度以降、当該接続料水準を下回った段階で接続料に加算して回収すること。

前々算定期間及び前算定期間において規定されていた措置の概要

(前々算定期間：平成28年7月27日東相制第16-00017号及び西股相制第5号附則、前算定期間：令和2年3月26日東相制第19-00094号及び西股相制第12号附則)

【措置の適用基準】1の主端末回線接続料と1の分岐端末回線接続料(いずれも保守の区分はタイプ2。分岐端末回線については、NTT東日本・西日本の光屋内配線を利用する場合。)の合計値(＝発動基準接続料)が前年度の水準を上回ったとき

【措置の適用方法】例外措置の選択を希望する事業者(※1)に対し、発動基準接続料が前年度と同額となるように主端末回線接続料を減額(※2)して適用(※3)。その後、発動基準接続料が前年度の水準を下回った年度以降(※4)に、当該水準を上回らない範囲で、それまでの減額分に金利見合い(※4)を加味して精算。

※1 シェアドアクセス方式の加入光ファイバを利用する事業者に限り、新たに利用する予定の事業者を含む。

※2 減算額の上限値を、主端末回線接続料における電柱・土木設備に係る実績原価の割合とする。

※3 当該事業者のエントリーメニュー適用回線を除く全てのシェアドアクセス方式の加入光ファイバに適用する。

※4 措置の適用を受けている接続事業者がシェアドアクセス方式の利用を終了した場合、その時点で精算を要する。

※5 前々年度の接続料算定において適用するNTT東日本・西日本の有利子負債に対する利率とする。

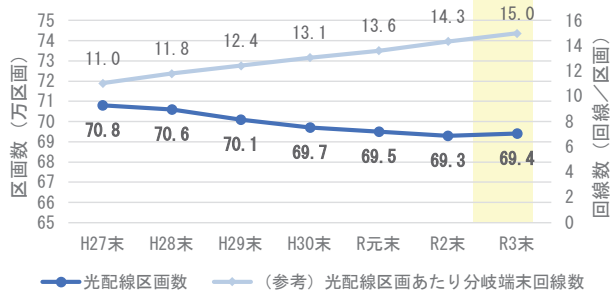
- 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年9月14日情報通信審議会答申）において、NTT東日本・西日本による既存の光配線区画（※1）の統合・分割の取組の実施状況を注視することが適当であるとされたことを踏まえ、毎年の光配線区画の見直し等の状況を総務省に報告することを要請。
- NTT東日本・西日本において、光配線区画の見直しが可能なものを隣接する光配線区画と統合する施策が継続的に行われた結果、平成24年12月から令和4年3月までの間に、NTT東日本で約〇〇〇〇区画、NTT西日本で約〇〇〇〇区画が減少（※2）。
- 一方で、光配線区画の事後的な分割・縮小（※3）の結果、平成27年4月から令和4年3月までの間にNTT東日本で約〇〇〇〇区画、NTT西日本で約〇〇〇〇区画が増加。

※1 加入光ファイバにおいて、主端末回線1芯線を共用することのできる地理的範囲。

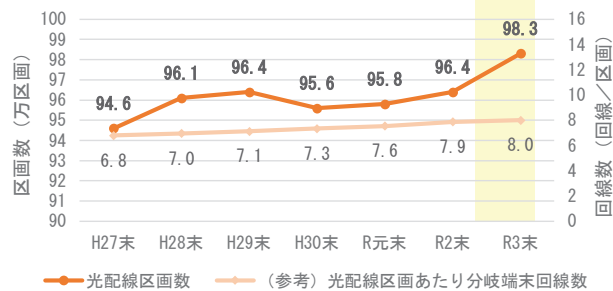
※2 NTT東日本・西日本の報告に基づく変動数を記載。単純な光エリア拡大、縮小等による変動を含まない。以下本項における区画数について同じ。

※3 光配線区画では、「8収容」の原則（電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第9号の規定により接続約款第34条の4第14項及び第15項に定める条件）が適用されるが、実態としては、主に、電線の地中化、区画整理等の支障移転や、工事当日、現場での施工面・安全面等への考慮等により、光配線区画を分割・縮小し、別の主端末回線に収容せざるを得ない場合もあるとされている。

光配線区画の状況（NTT東日本）

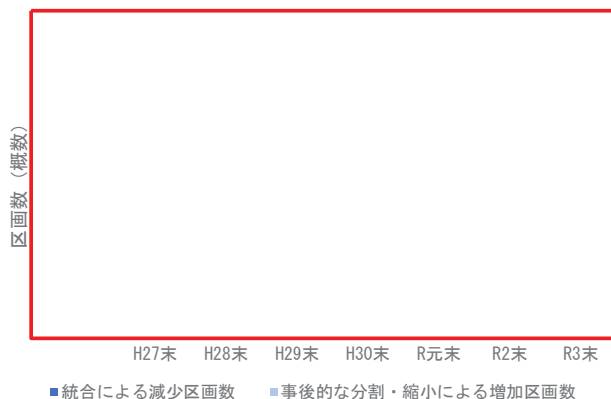
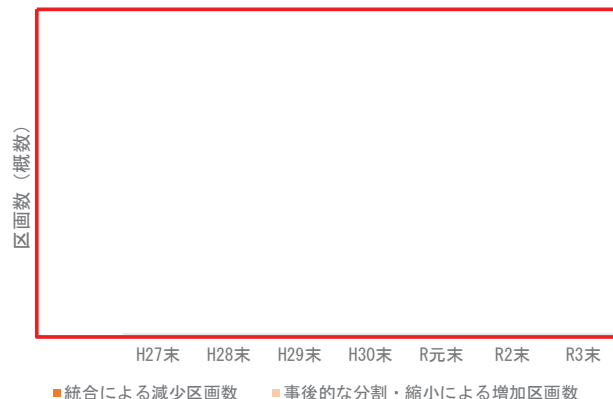


光配線区画の状況（NTT西日本）



■ 既存の光配線区画の見直し等に関するNTT東日本・西日本の取組（NTT東日本・西日本のこれまでの報告内容を整理）

- ・既存の光配線区画については、既存ユーザがおらず、カバー範囲が小さな光配線区画について、河川や鉄道を跨いでいる等の地理的条件や地下配線区間になっている等の物理的条件により統合できないケースを除いた上で、費用対効果等を踏まえ、隣接する光配線区画と統合する見直しを実施。
- ・加えて、光ケーブルの支障移転やユーザがいなくなったタイミング等を捉えて、光配線区画の見直しが可能なものは隣接する光配線区画との統合に取り組んでいる。
- ・また、光ケーブルの増設時や新規光エリア拡大の際には新配線方式を採用し、より広い光配線区画を設定するよう取り組んでいる（NTT西日本のみ）。
- ・今後も引き続き、見直しが可能な光配線区画について同様の取り組みを継続していく考え。

光配線区画の統合及び事後的な分割・縮小の状況【対前年差】
（NTT東日本）光配線区画の統合及び事後的な分割・縮小の状況【対前年差】
（NTT西日本）

■ 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成28年9月14日情報通信審議会答申）

第3章 加入光ファイバに係る接続制度の在り方 3. 3. 光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処の在り方

NTT東西による光配線区画の分割・縮小は、様々な事情によって行われていると考えられるが、NTT東西自身によって既存の光配線区画の統合の取組が今後とも進められる予定であることや、「8収容」の原則が遵守されたとしても事後的に区画が分割される場合には、接続事業者の収容率に対する予見性が損なわれるおそれがあることに鑑み、NTT東西において、光配線区画を分割・縮小する事例を類型化した上で、公表することが適当である。

また、NTT東西においては、事後的に分割・縮小される光配線区画等について、接続事業者の意見も聴きつつ、接続事業者が利用する「光アンパンドルシステム」の「回線原簿」上の光配線区画名を定期的に変更すること、工事の際に接続事業者の契約者を設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ないことが判明した場合にその是非について当該接続事業者迅速に確認を行う手順を設けること、光配線区画の構成に変更があった場合に接続事業者等に当該区画名を通知すること等、接続事業者の予見性の向上や影響の緩和のための措置を検討し、総務省に報告するとともに、その内容を公表することが適当である。

総務省においては、光配線区画の分割・縮小が接続事業者の収容率や加入光ファイバの利用効率に大きな影響を与え得るものであることに鑑み、その合理的な運用を確保する観点から、光配線区画の分割・縮小の状況やNTT東西による上記措置の実施状況について注視することが適当である。

○ 加入光ファイバの未利用芯線（※1）については、「接続料の算定等に関する研究会」（※2）の議論を踏まえ、NTT東日本・西日本において**時系列の芯線利用率等に関するデータを総務省に定期的に提供し**、かつ、（総務省において）**認可申請時においてできる限り一般公表すること**とされている。

○ これは、「能率的な経営のもとでの適正原価・適正利潤という接続料算定の考え方に照らすと、確かに、光ファイバ設備を含む事業用資産の保有は、現用・予備を含め、事業につき真に必要なものとするのが合理的であり、また**レートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切**と考えられる」（接続料の算定に関する研究会第二次報告書）こと等を踏まえ、未利用芯線の実態を把握するとともに、NTT東日本・西日本の行うケーブル敷設の**投資時点における需要予測等の合理性**等を検証するためのものである。

※1 NTT東日本・西日本の加入光ファイバ（及びメタル回線）については、ケーブル単位で敷設・保守・管理されており、芯線単位で除却・撤去を行うことができないため、利用されていない芯線が存在する。

※2 令和元年12月に「接続料の算定に関する研究会」から名称を変更。

●接続料の算定に関する研究会 第四次報告書（令和2年9月）

第4章「加入光ファイバの未利用芯線及び報酬額の算定方法」

1. 加入光ファイバの未利用芯線

（3）考え方

加入光ファイバの未利用芯線については、第三次報告書において示されたとおり、**今後も調査を行い時系列のデータを蓄積することにより投資の合理性に関する検証を継続することが必要**であり、そのため**当該データ及び当事者による評価分析が総務省に定期的に提供され、かつ、認可申請時などにできる限り一般公表されることが適当**である。

この時系列データは、サンプル数を増やしたとしても、直ちに定量的な結論を導き出せるものではないと考えられるものの、他方で、未利用芯線の実態をより明らかにする観点からは、より多くの事例を収集し、類似の事例を整理することで、投資の合理性に関する検証の精度を高めることが可能になると考えられる。

したがって、NTT東日本・西日本においては、現行のNTT東日本・西日本それぞれ大規模・中規模・小規模ビルの計6ビルにおける時系列データの収集に加え、更なるサンプル数の増加を検討するなど、実態把握の強化に向けた取組を継続することが適当である。

サンプルビルの選定・調査について

○ これまでサンプル調査したビル（箇所）において、**令和4年10月末における芯線使用率について調査を実施**。

○ **地下光ケーブルは、調査対象ビルの全数を調査。架空光ケーブルは**、複雑に枝分かれしており、ルートの特定を全ての架空光ケーブルに実施することは困難であることから、**調査対象ビルの一部をサンプル調査**。サンプルの選定においては、投資の合理性を確認する観点から、複数の種別のケーブルが存在する箇所を選定。

○ NTT東日本・西日本それぞれにおいて、**地下光ケーブルに関して3ビル、架空光ケーブルに関して3箇所**の調査を実施。

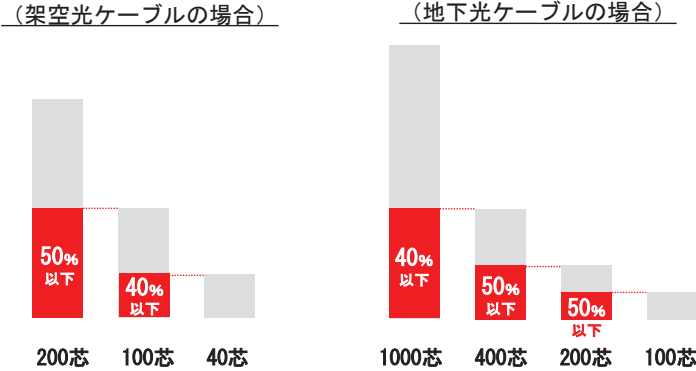
NTT東日本				NTT西日本			
架空 光ケーブル	■調査対象箇所（ルート）			■調査対象箇所（ルート）			
	ルート1	ルート2	ルート3	ルート1	ルート2	ルート3	
	新宿ビル （東京都）	新宿ビル （山形県）	八戸三沢ビル （青森県）	名古屋栄ビル （愛知県）	大阪日本橋ビル （大阪府）	金沢松任ビル （石川県）	
	■調査実施時期 平成30年10月【ルート1】及び平成31年4月【ルート2】 （第1回）※ルート3に関しては実施せず 令和元年12月【ルート1及び2】（第2回）※同上 令和2年12月（第3回）、令和3年10月（第4回）、 令和4年10月（第5回）			■調査実施時期 平成30年10月【ルート1】及び平成31年4月【ルート2】 （第1回）※ルート3に関しては実施せず 令和元年12月【ルート1及び2】（第2回）※同上 令和2年12月（第3回）、令和3年10月（第4回）、 令和4年10月（第5回）			
地下 光ケーブル	■調査対象ビル			■調査対象ビル			
	大規模	中規模	小規模	大規模	中規模	小規模	
	新宿ビル （東京都）	山形ビル （山形県）	角館ビル （秋田県）	大阪日本橋ビル （大阪府）	岡山今村ビル （岡山県）	指宿ビル （鹿児島県）	
	■調査実施時期 平成30年10月（第1回）、令和元年12月（第2回）、 令和2年12月（第3回）、令和3年10月（第4回）、 令和4年10月（第5回）			■調査実施時期 平成30年10月【大規模】及び平成31年4月【それ以外】（第1回）、 令和元年12月（第2回）、令和2年12月（第3回）、 令和3年10月（第4回）、令和4年10月（第5回）			

○ 「**最小限投資合理性**」の考え方等を踏まえ、主に以下の①～③に該当するケーブルについて、**個別事情を調査・分析**。

- ① 経済的耐用年数経過後で、かつ下位ロットの収容率を下回るケーブル
- ② 経済的耐用年数経過前で、かつ下位ロットの収容率を下回り、芯線使用率が低下しているケーブル
- ③ 上記以外で、芯線使用状況が特徴的なケーブル

■ **下位ロットの収容率を下回る芯線使用率**

※シェアドアクセス方式及びシングルスター方式に利用されている芯線のほか、故障予備用を含む保守用芯線等を含め、芯線使用率を算定



■ **経済的耐用年数**

※直近の調査時点である令和4年10月に採用していた耐用年数を用いる。
※かつこ内は経済的耐用年数を経過している光ケーブルの敷設年度

架空光ケーブル	28年（平成5年度以前）
地下光ケーブル	20年（平成13年度以前）

（参考）接続料の算定に関する研究会 第三次報告書

第6章 加入光ファイバとの接続 2. 加入光ファイバの未利用芯線 (2) 考え方
イ 令和2年度以降の加入光ファイバ接続料算定

一方で、仮に過去の投資判断が基本的には合理的であったという想定に立つのであれば、どのケーブルも、現在は芯線利用率が低いように見えたとしても、基本的には、**少なくとも経済的耐用年数が経過するまでには、より小容量のケーブルでは対応できない需要を収容するに至るはずという考え（以下「最小限投資合理性」という。）が成り立つ。**

そのため、令和2年度以降の加入光ファイバ接続料の算定に当たっては、（将来原価方式が採用される場合には）この最小限投資合理性の考え方を踏まえ、さらに未利用芯線の実態の調査を深めるとともに、その後、それによって判明した具体的数値等を勘案して将来原価方式による需要の予測の合理性をより高めていくという取組※を行うことが求められる。

※ 合理性の確認は最終的には総務省により認可プロセスで行われるものであるが、実態調査の方法等は必要に応じ本研究会で検討することが考えられる。

架空光ケーブルに関する調査結果（1/4）

赤枠内委員限り

58

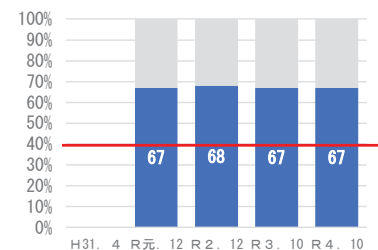
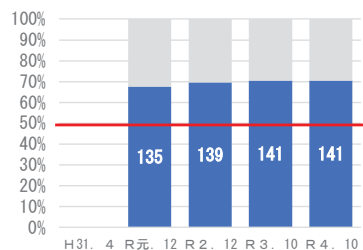
○ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

東日本ルート1:新宿ビル(東京都)

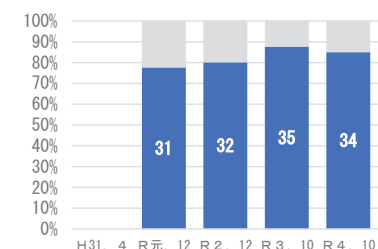
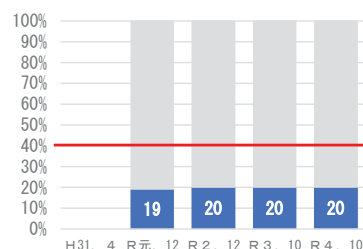
(調査対象ルート)

(調査結果) ■ : 利用芯線 ■ : 未利用芯線

(1) 200芯ケーブル () 年敷設 (2) 100芯ケーブル () 年敷設



(3) 100芯ケーブル () 年敷設 (4) 40芯ケーブル () 年敷設



◎ き線点

■ き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

架空光ケーブルに関する調査結果（2/4）

赤枠内委員限り

59

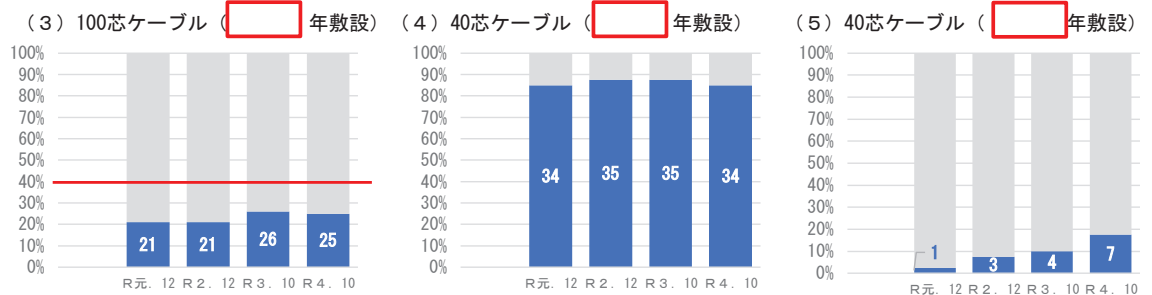
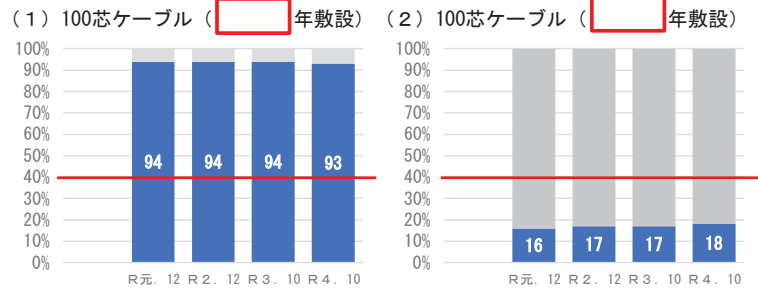
- ②（経済的耐用年数経過前で、かつ芯線使用数が下位ロットの総芯線数を下回り、芯線使用率が低下しているケーブル）に該当するケーブルあり（100芯ケーブル（平成22年敷設））。
- これは、接続事業者の需要の減少により、芯線使用率が減少しているもの。

東日本ルート2：新宿ビル（東京都）

（調査対象ルート）

◎ き線点 ■ き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

（調査結果） ■：利用芯線 ■：未利用芯線



架空光ケーブルに関する調査結果（3/4）

赤枠内委員限り

60

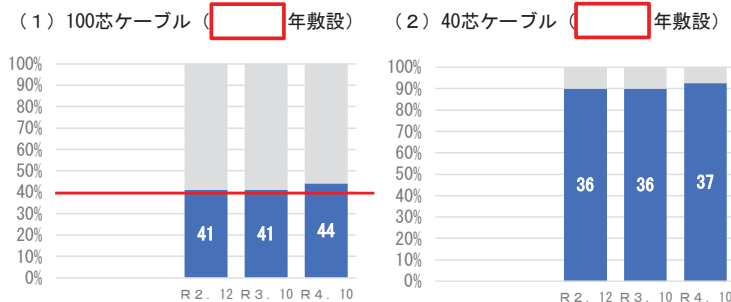
- 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

東日本ルート3：八戸三沢ビル（青森県）

（調査対象ルート）

◎ き線点 ■ き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

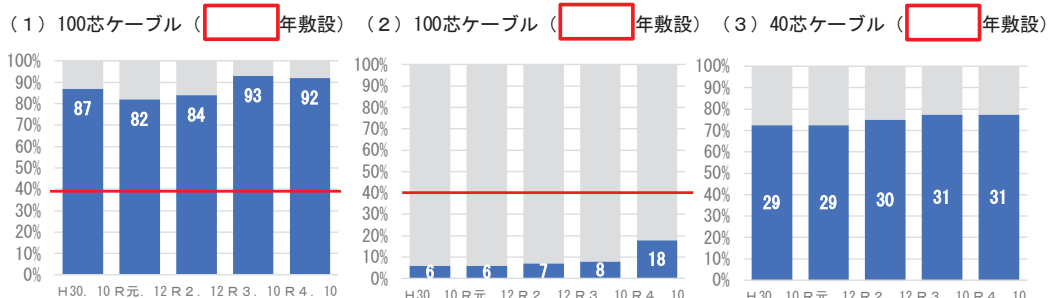
（調査結果） ■：利用芯線 ■：未利用芯線



西日本ルート1：名古屋栄ビル（愛知県）

（調査対象ルート）

（調査結果） ■：利用芯線 ■：未利用芯線



架空光ケーブルに関する調査結果（４／４）

赤枠内委員限り

61

○ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

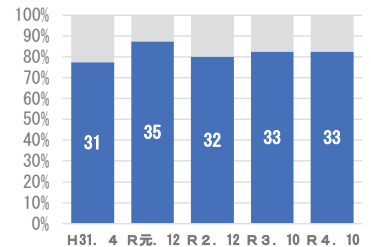
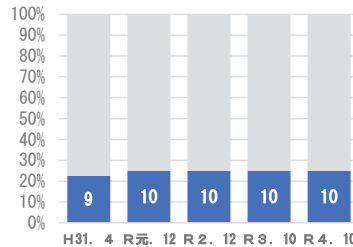
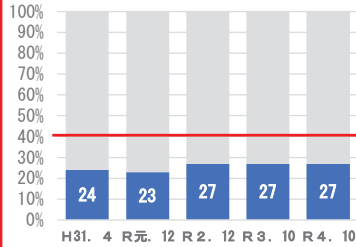
西日本ルート2：大阪日本橋ビル(大阪府)

◎ き線点 ■ き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

（調査対象ルート）

（調査結果） ■：利用芯線 □：未利用芯線

（１）100芯ケーブル（年敷設） （２）40芯ケーブル（年敷設） （３）40芯ケーブル（年敷設）

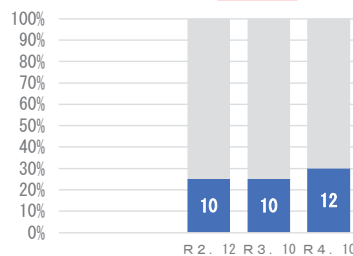
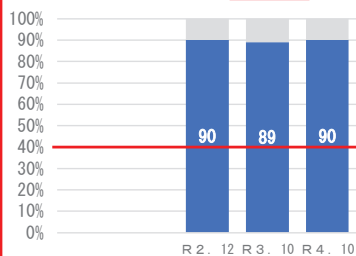


西日本ルート3：金沢松任ビル(石川県)

（調査対象ルート）

（調査結果） ■：利用芯線 □：未利用芯線

（１）100芯ケーブル（年敷設） （２）40芯ケーブル（年敷設）



地下光ケーブルに関する調査結果（１／４）

赤枠内委員限り

62

東日本・大規模：新宿ビル(東京都)

○ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例 ■ 耐用年数経過後のケーブル □ 下位ロットの収容率を下回るケーブル



地下光ケーブルに関する調査結果（2/4）

赤枠内委員限り

63

東日本・中規模：山形ビル（山形県）

- 個別事情の調査・分析として①、③に該当するケーブルはなし。
- ②（経済的耐用年数経過前で、かつ下位ロットの収容率を下回り、芯線使用率が低下しているケーブル）として、
 - ・ 1 方面（1000芯ケーブル（平成29年敷設））において、大規模ユーザの移設及び新興住宅地の宅地造成により架空光ケーブル工事が発生し、それに伴いビル側にある地下光ケーブルを確保する必要があるため、一時的に芯線数が増加していたが、大規模ユーザの移転工事完了に伴い芯線使用率が減少しているものがある。
 - ・ 1 方面（200芯ケーブル（平成12年敷設））において、専用サービスの廃止による利用芯線数減により、芯線使用率が減少しているものがある。

凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル



東日本・小規模：角館ビル（秋田県）

- 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル



地下光ケーブルに関する調査結果（3/4）

赤枠内委員限り

64

西日本・大規模：大阪日本橋ビル（大阪府）

- 個別事情の調査・分析として①、②に該当するケーブルはなし。
- ③芯線使用状況が特徴的なケーブルとして、
 - ・ 3 方面（いずれも100芯ケーブル（平成元年敷設））において、撤去予定の旧規格ケーブルのため、芯線使用率が増えていないものがある。
 - ・ 1 方面（1000芯ケーブル（令和元年敷設））において、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響でデータセンタ利用事業者のサービス開始時期が遅れたため、芯線使用率が低い水準であったものの、令和3年度よりサービスが開始されたため、徐々に芯線使用率が上昇。

凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル



西日本・中規模：岡山今村ビル（岡山県）

- 個別事情の調査・分析として①、②に該当するケーブルはなし。
- ③（芯線使用状況が特徴的なケーブル）として、下位ロットの収容率を下回る 1 方面（1000 芯ケーブル（平成10年敷設））において、芯線使用率に大きな変動はないが、大手企業のデータセンタ移転に起因して利用芯線が減少。

凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル



西日本・小規模：指宿ビル（鹿児島県）

- 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル



加入光ファイバ等の提供遅延に係る要請に基づく NTT東日本・西日本からの報告結果

1. 加入光ファイバ

(1) 申込み～提供可能時期の回答

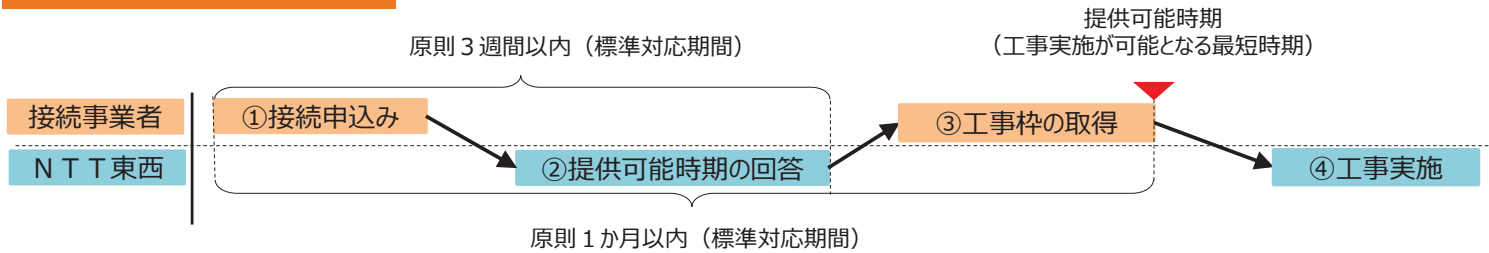
(2) 申込み～提供可能時期

(3) 提供可能時期～工事実施日

2. 局内ダークファイバ・コロケーション等

3. 参考資料

加入光ファイバ提供までのフロー



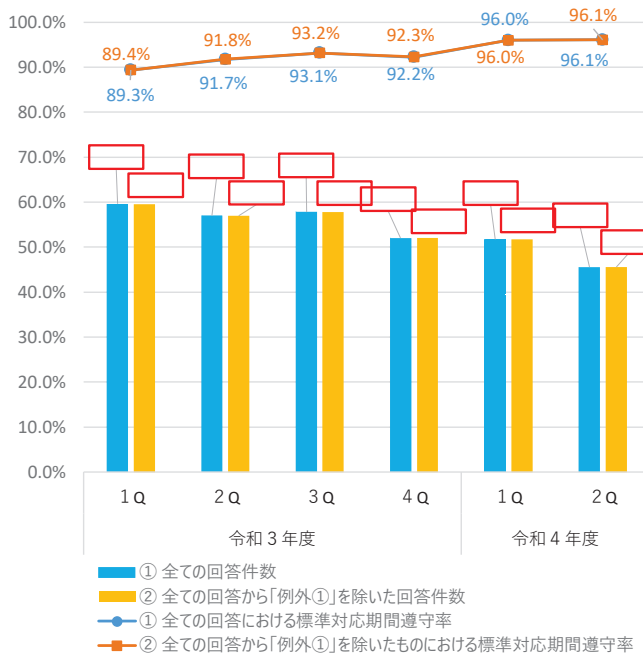
- 接続約款において、提供可能時期の回答は原則として申込みの到達から3週間以内に回答すること、提供可能時期は原則として申込みの到達から1か月以内とすることとされている。
- 一方、「光屋内配線の調査に時間を要する」場合(提供可能時期の回答)【例外①】、「光屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するとき」又は「利用者の建物の光配線盤まで既設の光信号端末回線がないとき」等の場合(提供可能時期)【例外②】においては、標準対応期間(3週間/1か月)を超えることがあるとされている。
- また、「大量の申込みを一時に受け付けた場合」又は「大量の申込みを既に受け付けている場合」等の特別の事情があるとき【例外③】にも、3週間/1か月を超えることがあるとされている。

提供可能時期回答の標準対応期間遵守率①(全国、加入DF全体)

- 提供可能時期の回答に関する、NTT東日本における加入ダークファイバ(以下「加入DF」という。)全体の標準対応期間遵守率(申込みから3週間以内に回答された率)は9割前後で推移。西日本では、約7割から約9割の間で推移。西日本において、令和3年度第2四半期から第3四半期にかけて遵守率が低下したものの、その後は回復傾向にある。【図表1・2折れ線グラフ】
- 報告対象期間において、NTT東日本では全体の約0.02%が「例外①」に該当し、西日本では約0.06%が該当。西日本においては、前回報告で約2%が該当していたことから、この点でも状況は回復傾向にあると言える。【図表1・2棒グラフ】

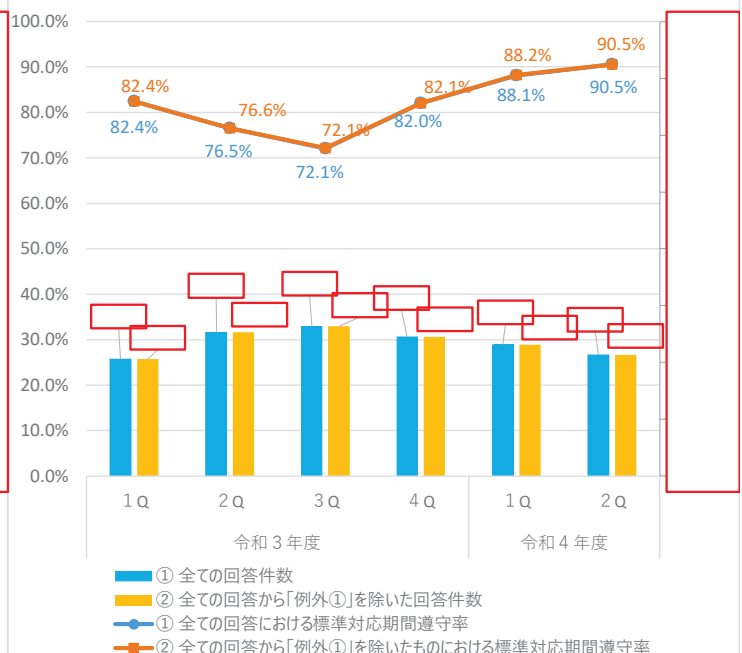
1. 東日本の加入DF全体における

- ① 全ての回答の件数及び標準対応期間遵守率
- ② 全ての回答から「例外①」を除いた件数及び標準対応期間遵守率



2. 西日本の加入DF全体における

- ① 全ての回答の件数及び標準対応期間遵守率
- ② 全ての回答から「例外①」を除いた件数及び標準対応期間遵守率

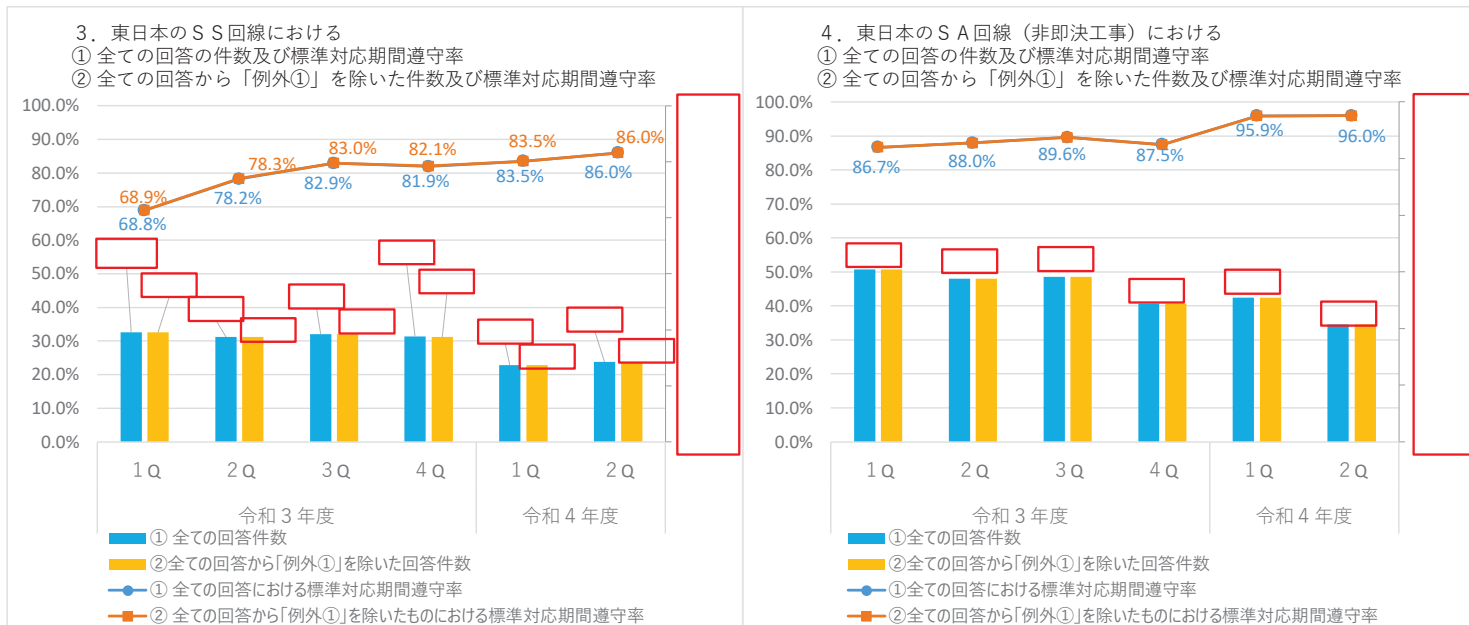


※①と②の件数(棒グラフ)の差が「例外①」に該当する件数

提供可能時期回答の標準対応期間遵守率②(東日本全体、回線形態別)

4

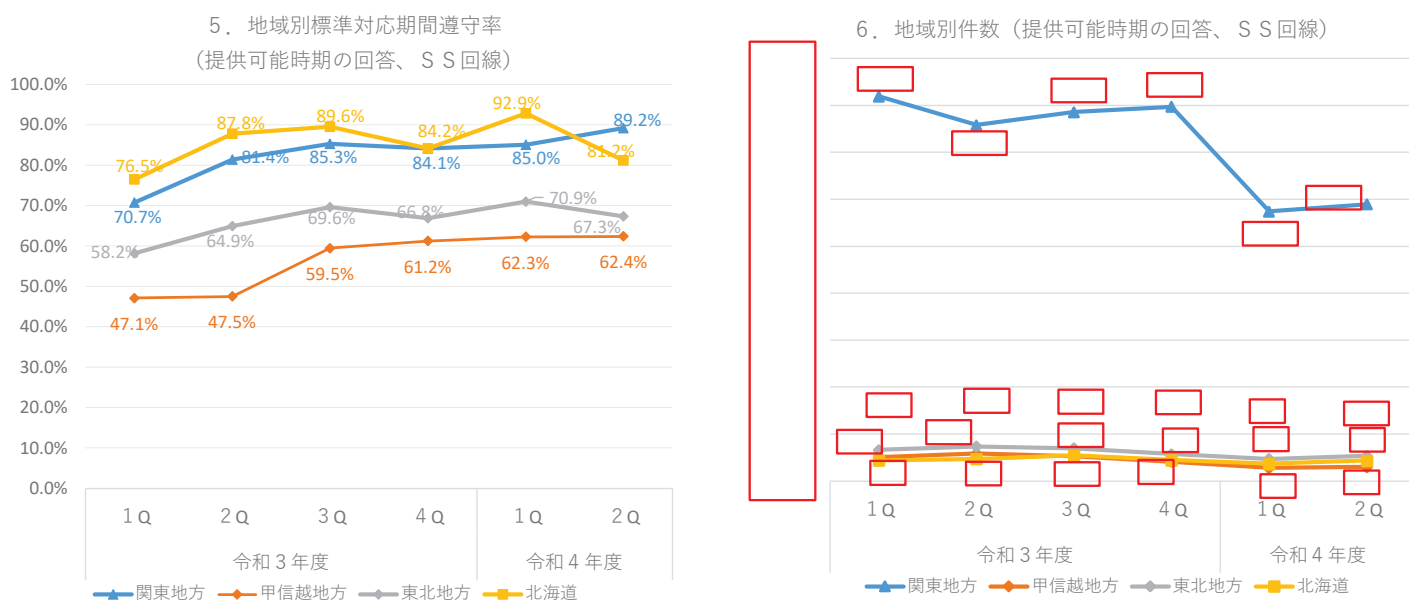
- **シェアアクセス回線**(以下「SA回線」という。)**の工事には、接続申込み時に提供可能時期の回答が可能である「即決工事」と、光回線開通に向けたルート設計や必要な設備の構築等の要否を確認する必要がある「非即決工事」がある。**即決工事では提供可能時期の回答の標準対応期間遵守率が100%となることは明らかであるため、**本資料では、SA回線は非即決工事のみ分析を行っている。**なお、本報告の対象であるSA回線のうち、約4割が非即決工事に該当。一方、シングルスター回線(以下「SS回線」という。)は全て非即決工事に該当。
- **NTT東日本における「例外①」を除いた回線形態別の標準対応期間遵守率は、SS回線では、令和3年度第1四半期において約7割であったものの、その後8割台まで上昇。SA回線(非即決工事)の遵守率は、9割前後で推移。**【図表3・4折れ線グラフ】
- 全回答のうち、「例外①」に該当したものは、SS回線では約0.1%のみ存在し、前回報告から約0.1%減少。SA回線では存在しなかった。【図表3・4棒グラフ】



提供可能時期回答の標準対応期間遵守率③(東日本のエリア別、SS回線)

5

- **NTT東日本の各エリアでの、「例外①」を除いたSS回線の標準対応期間遵守率は、全エリアにおいて令和3年度第1四半期にかけて低下したものの、その後回復傾向にある。ただ、令和3年度第4四半期においては、若干の低下が見られる。**
 - **関東地方では、令和3年度第1四半期に約7割まで低下したものの、以降、令和4年度にかけて約8～9割まで回復。**
 - **甲信越地方では、令和3年度第1四半期に約5割まで低下したものの、以降、令和4年度にかけて6割前後まで回復。ただ、前回報告の令和2年度第1四半期における約9割という水準には、及ばない。**
 - **北海道及び東北地方では、それぞれ8割前後、7割前後を推移している。**【図表5】
- **なお、各エリアでの回答件数の推移を見ると、全エリアにおいて令和3年度第1四半期と令和4年度第2四半期を比べて、回答件数が減少していることが分かる。特に、関東地方においては約0.7倍、甲信越地方においては約0.6倍となっている。**【図表6】

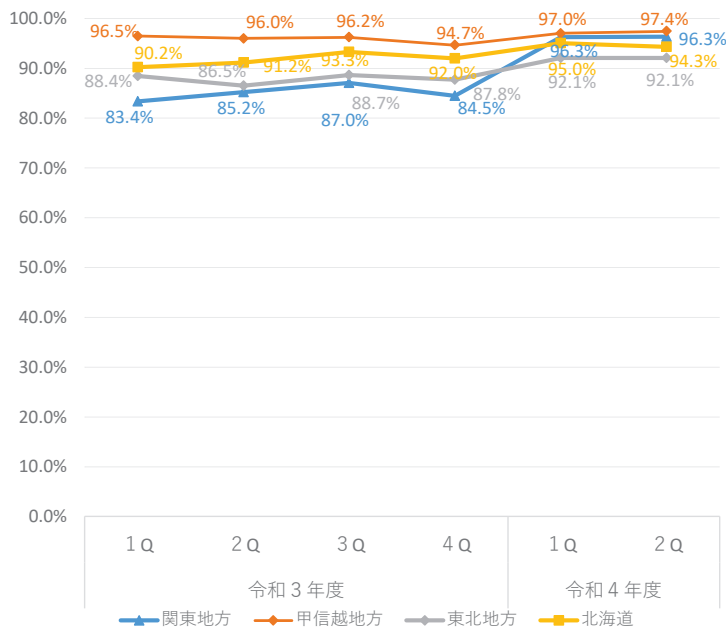


提供可能時期回答の標準対応期間遵守率④(東日本のエリア別、SA回線)

6

- NTT東日本における、SA回線(非即決)の標準対応期間遵守率は、大きな増減はなく、令和4年度第2四半期において全エリアで9割台となっている。
- 回答件数は令和3年度第1四半期と令和4年度第2四半期を比べて、東北地方以外で減少しており、北海道では約0.5倍、関東地方では約0.7倍、甲信越地方では約0.8倍となっている。【図表8】

7. 地域別標準対応期間遵守率
(提供可能時期の回答、S A回線 (非即決工事))



8. 地域別件数
(提供可能時期の回答、S A回線 (非即決工事))

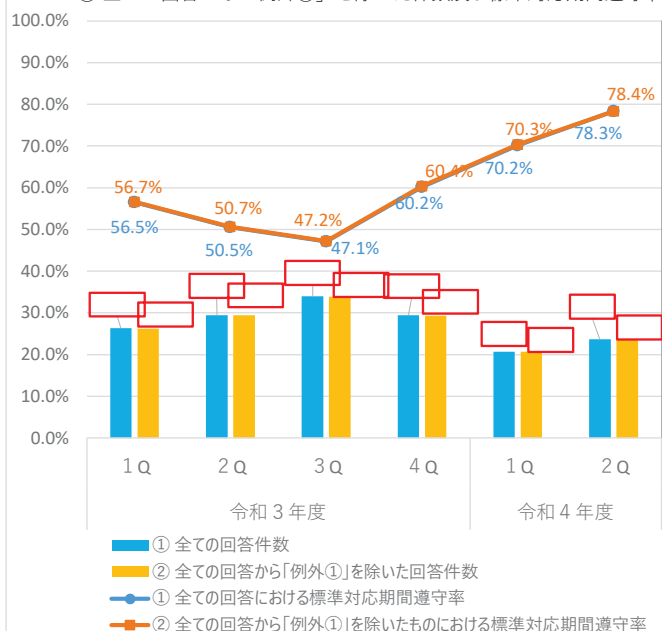


提供可能時期回答の標準対応期間遵守率⑤(西日本全体、回線形態別)

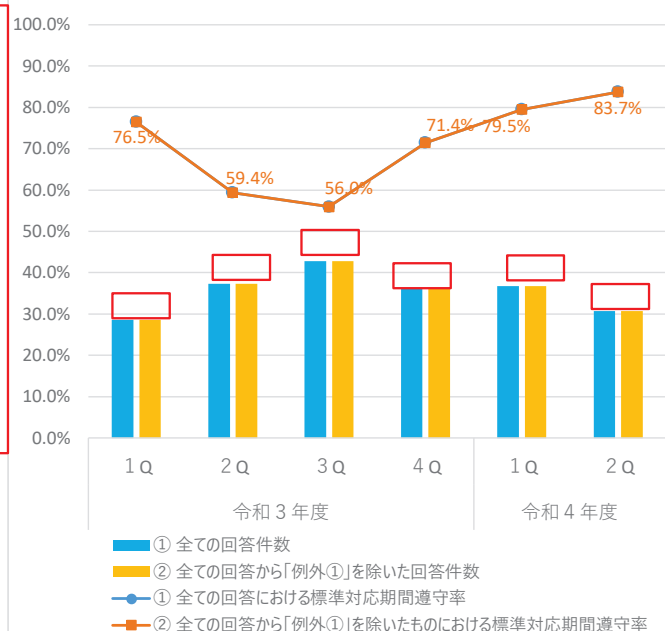
7

- NTT西日本における「例外①」を除いた回線形態別の標準対応期間遵守率は、SS回線では、令和3年度第3四半期にかけて約5割まで低下したものの、以降は回復傾向にあり、令和4年度第2四半期には約8割まで上昇。【図表9の②】
- SA回線(非即決工事)も、令和3年度第2四半期から第3四半期にかけて低下したものの、以降は回復傾向にあり、令和4年度第2四半期には8割台まで上昇。なお、本報告の対象であるSA回線のうち、約4割が非即決工事に該当。【図表10の②】
- 全回答のうち、「例外①」に該当したものは、SS回線では約0.2%存在し、SA回線では存在しなかった。【図表9・10棒グラフ】

9. 西日本のSS回線における
① 全ての回答の件数及び標準対応期間遵守率
② 全ての回答から「例外①」を除いた件数及び標準対応期間遵守率



10. 西日本のSA回線(非即決工事)における
① 全ての回答の件数及び標準対応期間遵守率
② 全ての回答から「例外①」を除いた件数及び標準対応期間遵守率



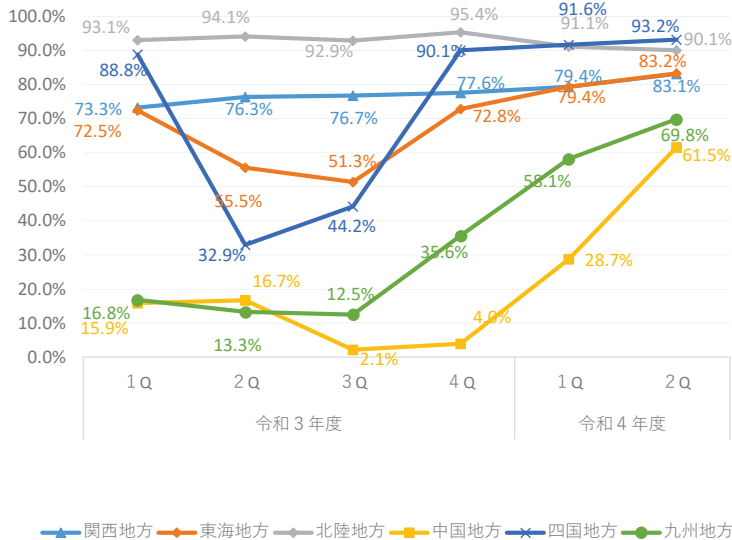
※①と②の件数(棒グラフ)の差が「例外①」に該当する件数

提供可能時期回答の標準対応期間遵守率⑥(西日本のエリア別、SS回線)

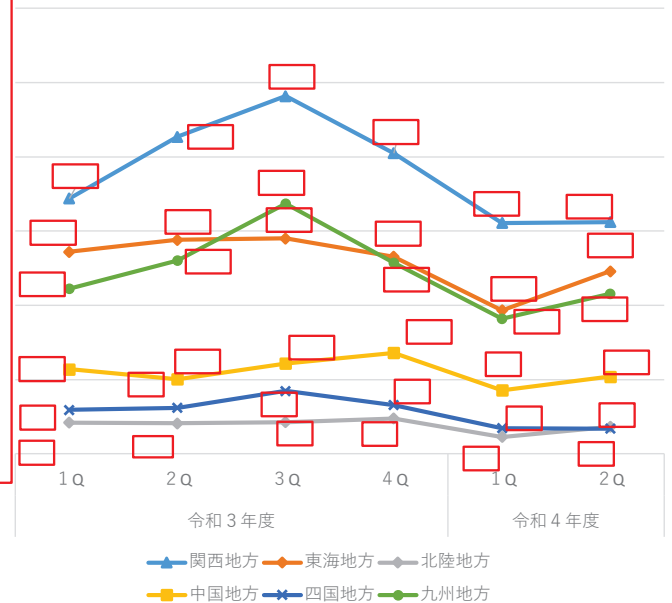
8

- NTT西日本の各エリアにおけるSS回線の標準対応期間遵守率は、
 - 北陸地方(9割台)、関西地方(7割台)では大きな増減なく推移。【図表11】
 - 一方、東海地方では令和3年度第2四半期から第3四半期にかけて、四国地方では令和3年度第2四半期において、遵守率が大幅に低下したものの、以降は回復傾向にあり、概ね令和2年度末の水準まで回復。
 - また、中国及び九州地方では、令和3年度において遵守率が著しく低調であった。特に中国地方では、一時遵守率が2%台まで低下した。ただ、令和4年度第2四半期までに約6割～約7割まで回復している。【図表11】
- なお、各エリアでの回答件数の推移を見ると、全エリアにおいて令和3年度第1四半期と令和4年度第2四半期を比べて、回答件数が減少している。特に、四国越地方においては約0.6倍となっている。【図表12】

1 1. 地域別標準対応期間遵守率
(提供可能時期の回答、S S回線)



1 2. 地域別件数 (提供可能時期の回答、S S回線)

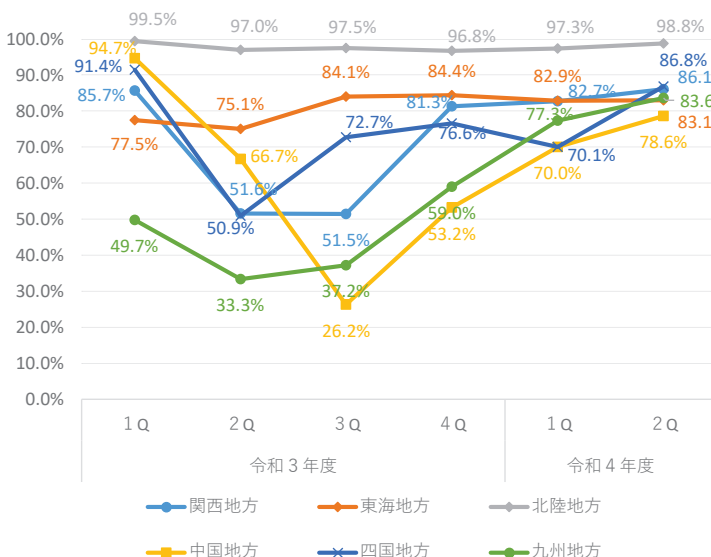


提供可能時期回答の標準対応期間遵守率⑦(西日本のエリア別、SA回線)

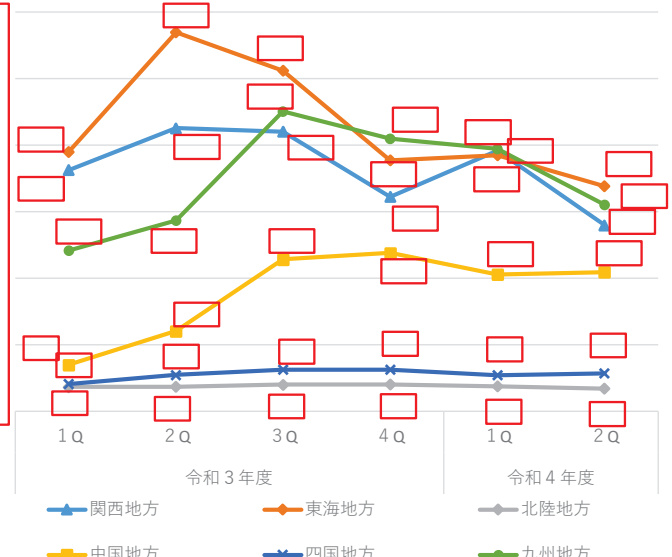
9

- NTT西日本における、SA回線(非即決工事)の標準対応期間遵守率は、
 - 北陸地方(9割台)、東海地方(約8割台)では大きな増減なく推移。【図表13】
 - 関西及び四国地方では、令和3年度第2四半期において遵守率が大幅に低下したものの、以降は回復傾向にあり、いずれも約9割まで回復。中国地方でも令和3年度第3四半期にかけて著しく遵守率が低下するも、以降は回復傾向にあり、約8割まで回復。
 - 九州地方では、令和3年度において遵守率が低調であったが、令和4年度第2四半期までに約8割まで回復。【図表13】
- なお、各エリアでの回答件数の推移を見ると、令和3年度第1四半期と令和4年度第2四半期を比べて、中国地方を除く各エリアで約0.8～約1.4倍となっている。中国地方では、特に令和3年度第3四半期に大幅に回答件数が増加し、令和3年度第1四半期と令和4年度第2四半期を比べると約3倍となっている。【図表14参照】

1 3. 地域別標準対応期間遵守率
(提供可能時期の回答、S A回線 (非即決工事))



1 4. 地域別件数 (提供可能時期の回答、S A回線 (非即決工事))



1. 加入光ファイバ

(1) 申込み～提供可能時期の回答

(2) 申込み～提供可能時期

(3) 提供可能時期～工事実施日

2. 局内ダークファイバ・コロケーション等

3. 参考資料

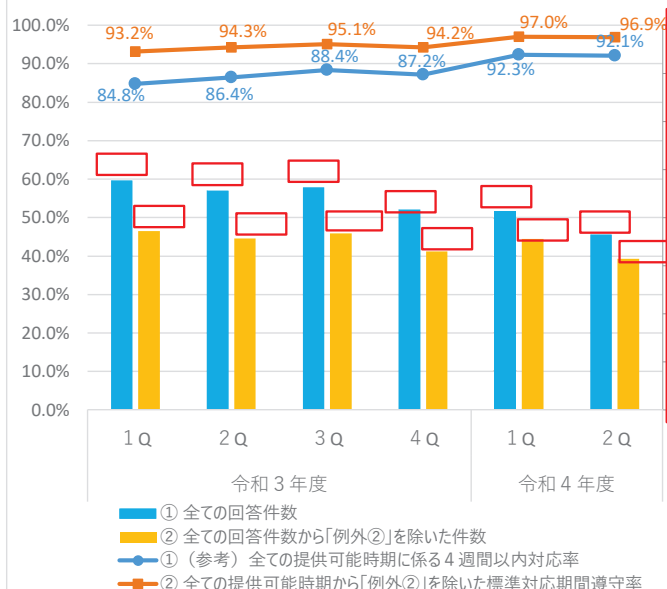
提供可能時期の標準対応期間遵守率①(全国、加入DF全体)

11

- **提供可能時期の標準対応期間遵守率**(申込みから1か月以内であった件数)について、「**例外②**」(1か月を超えることがあるもの)に該当するものを除くと、NTT東日本ではほぼ全ての提供可能時期について標準対応期間が遵守されており、西日本の遵守率も令和3年度は8割前後、令和4年度は9割台で推移。【図表15及び16折れ線グラフ】
- 一方で、「**例外②**」を含めた場合で見ると、報告対象期間において「**例外②**」に該当した(1か月を超えることがある)件数は、東日本では約19%、西日本でも約23%となっており、「**例外②**」に該当するものを含めた場合に、4週間以内に対応された割合は、東日本では9割前後、西日本では約6割～約8割で推移。【図表15及び16棒グラフ】

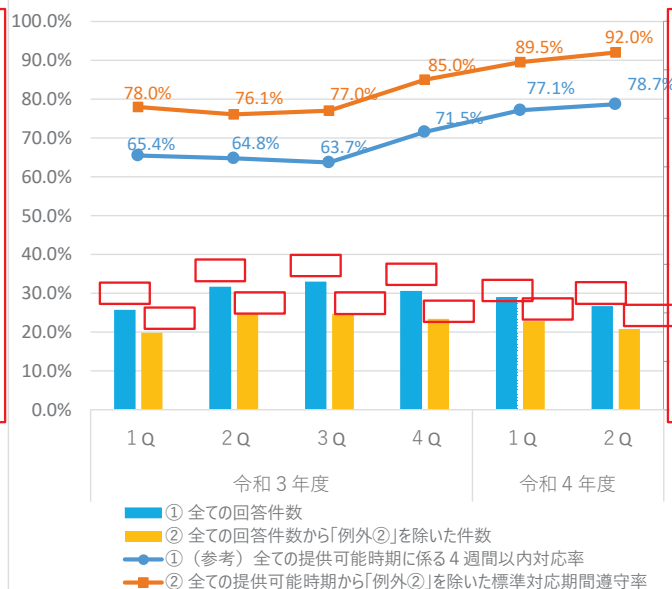
15. 東日本の加入DF全体における

- ① 全ての提供可能期間に係る回答の件数及び4週間以内対応率(参考)
- ② 「例外②」を除いた提供可能時期に係る回答の件数及び標準対応期間遵守率



16. 西日本の加入DF全体における

- ① 全ての提供可能期間に係る回答の件数及び4週間以内対応率(参考)
- ② 「例外②」を除いた提供可能時期に係る回答の件数及び標準対応期間遵守率



※①と②の件数(棒グラフ)の差が「例外②」に該当する件数

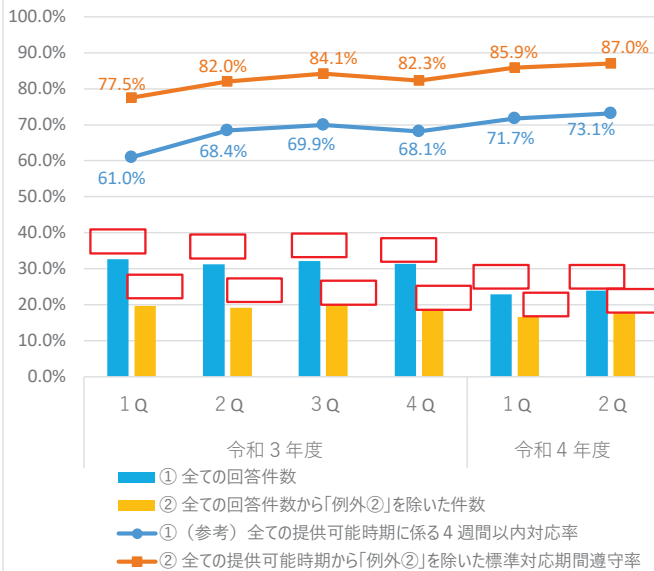
提供可能時期の標準対応期間遵守率②(東日本全体、回線形態別)

12

- NTT東日本における、「例外②」を除いた回線形態別の標準対応期間遵守率は、SS回線では、令和3年度第1四半期においては7割台であったものの、以降は8割台を推移。SA回線(非即決工事)については、9割台で推移。(本報告の対象であるSA回線全体のうち、約4割が非即決工事に該当。)。【図表17・18折れ線グラフの②】
- 一方で、「例外②」に該当した件数は、SS回線で約4割、SA回線でも約2割を占めている。ただ、SS回線・SA回線ともに、前回報告からその割合は低下している。(前回:SS回線(約8割)、SA回線(約3割))「例外②」も含めた全件数において、提供可能時期が4週間以内となった割合を見ると、SS回線では6~7割台、SA回線については8~9割台で推移。【図表17・18の①】

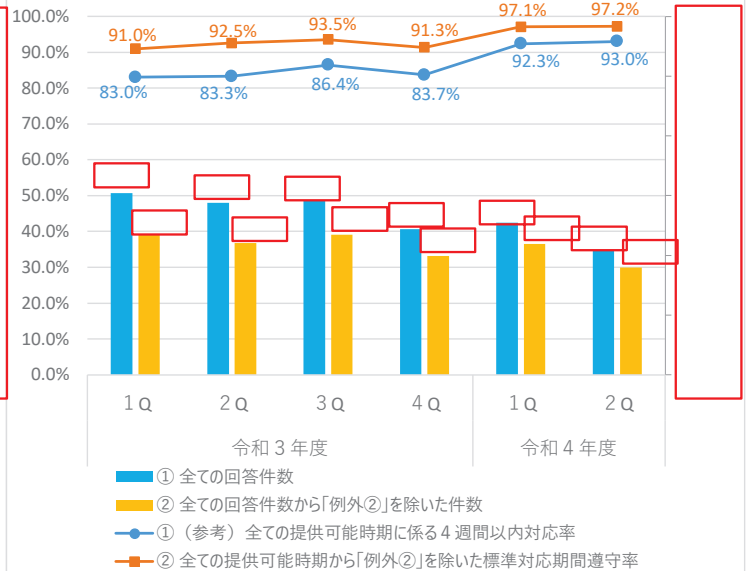
17. 東日本のSS回線における

- ① 全ての提供可能期間に係る回答の件数及び4週間以内対応率(参考)
- ② 「例外②」を除いた提供可能時期に係る回答の件数及び標準対応期間遵守率



18. 東日本のSA回線(非即決工事)における

- ① 全ての提供可能期間に係る回答の件数及び4週間以内対応率(参考)
- ② 「例外②」を除いた提供可能時期に係る回答の件数及び標準対応期間遵守率



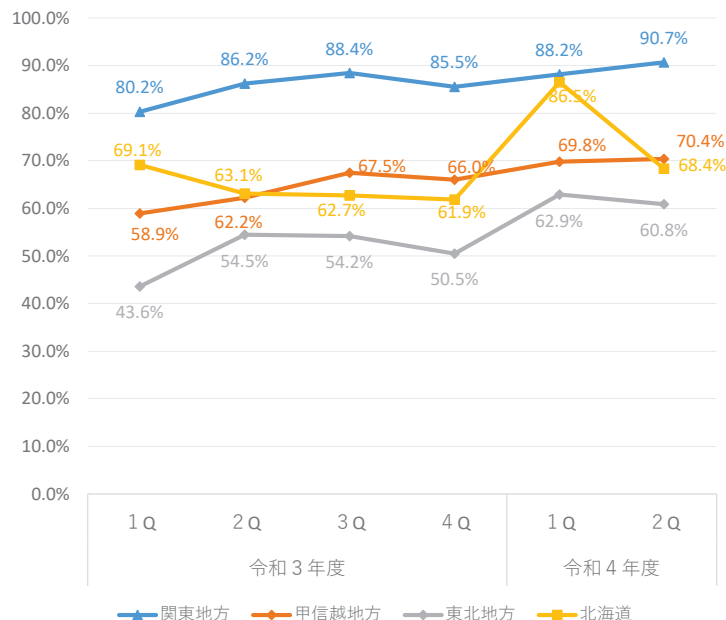
※①と②の件数(棒グラフ)の差が「例外②」に該当する件数

提供可能時期の標準対応期間遵守率③(東日本のエリア別、SS回線)

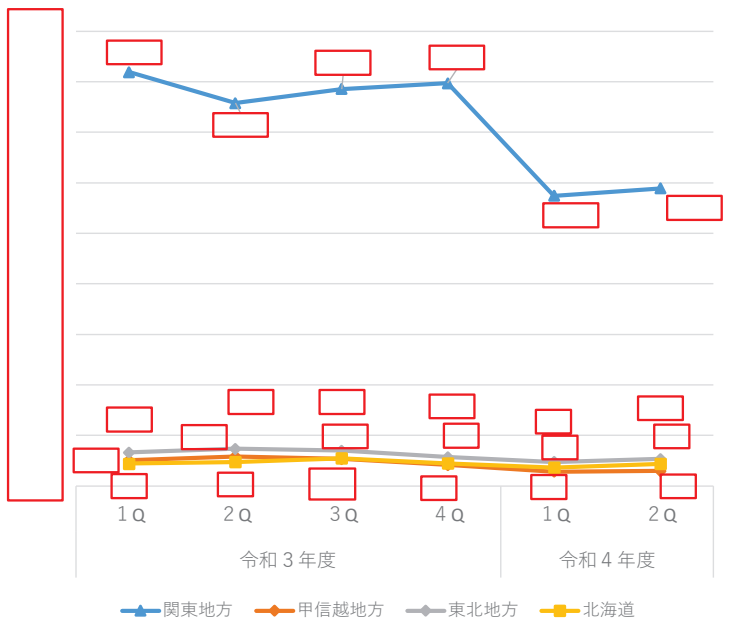
13

- NTT東日本における、「例外②」を除いたSS回線の標準対応期間遵守率は、関東地方を除き低調である。
 - 関東地方では約8割~約9割を推移。
 - 甲信越、東北、北海道地方では令和2年度第4四半期から令和3年度第1半期にかけて遵守率が低下し、特に東北地方においては、4割台まで低下した。その後回復傾向にはあるが、令和2年度当初の水準には及ばない。【図表19】
- なお、各エリアでの回答件数の推移を見ると、令和3年度第1四半期と令和4年度第2四半期を比べて、いずれのエリアでも回答件数が減少しており、特に甲信越地方では約0.6倍となっている。【図表20】

19. 地域別標準対応期間遵守率
(提供可能時期、SS回線)

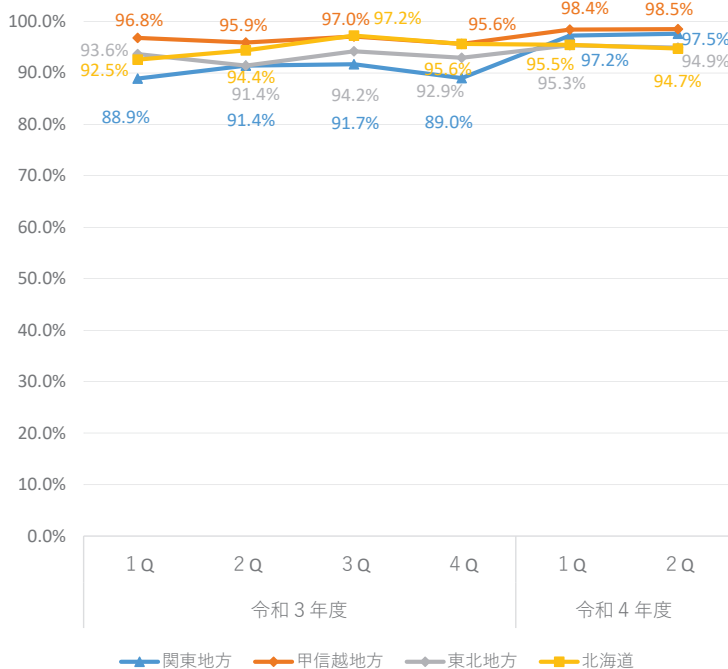


20. 地域別件数
(提供可能時期、SS回線)



- NTT東日本における、「例外②」を除いたSA回線(非即決工事)の標準対応期間遵守率は、いずれの地域でも9割以上で推移。【図表21】
- 各エリアでの回答件数の推移を見ると、報告対象期間内において大きな増減はないものの、全体的に減少傾向にある。【図表22】

2 1. 地域別標準対応期間遵守率
(提供可能時期、S A回線 (非即決工事))



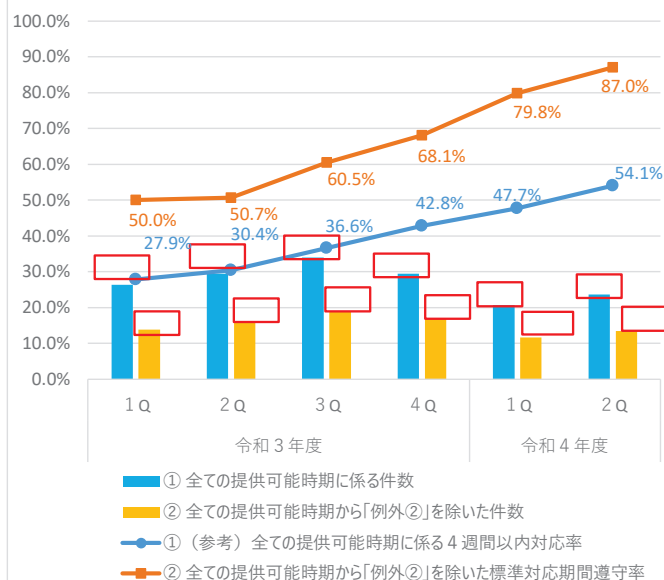
2 2. 地域別件数
(提供可能時期、S A回線 (非即決工事、即決工事))



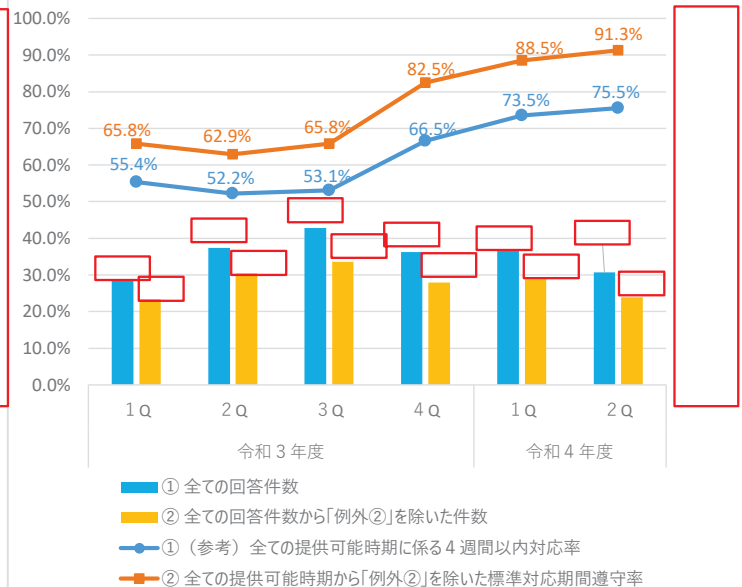
提供可能時期の標準対応期間遵守率⑤(西日本全体、回線形態別)

- NTT西日本における、「例外②」を除いた回線形態別の標準対応期間遵守率は、SS回線では令和3年度第1四半期及び第2四半期において5割台まで低下したが、以降回復傾向にあり、令和4年度第2四半期では約9割。SA回線(非即決工事)についても、同期間において6割台まで低下したが、こちらも以降回復傾向にあり、令和4年度第2四半期では約9割。なお、本報告の対象であるSA回線のうち、約4割が非即決工事に該当。【図表23・24折れ線グラフの②】
- 一方で、「例外②」に該当した件数は、SS回線で約4割、SA回線でも約2割を占めている。「例外②」も含めた全件数において、提供可能時期が4週間以内となった割合を見てみると、SS回線では、一時2割台まで低下したものの、5割台まで回復。SA回線(非即決工事)についても、一時5割台まで低下したものの、7割台まで回復。【図表23・24折れ線グラフの①】

2 3. 西日本のSS回線における
① 全ての提供可能時期に係る回答の件数及び4週間以内対応率(参考)
② 「例外②」を除いた提供可能時期に係る回答の件数及び標準対応期間遵守率



2 4. 西日本のSA回線(非即決工事)における
① 全ての提供可能時期に係る回答の件数及び4週間以内対応率(参考)
② 「例外②」を除いた提供可能時期に係る回答の件数及び標準対応期間遵守率



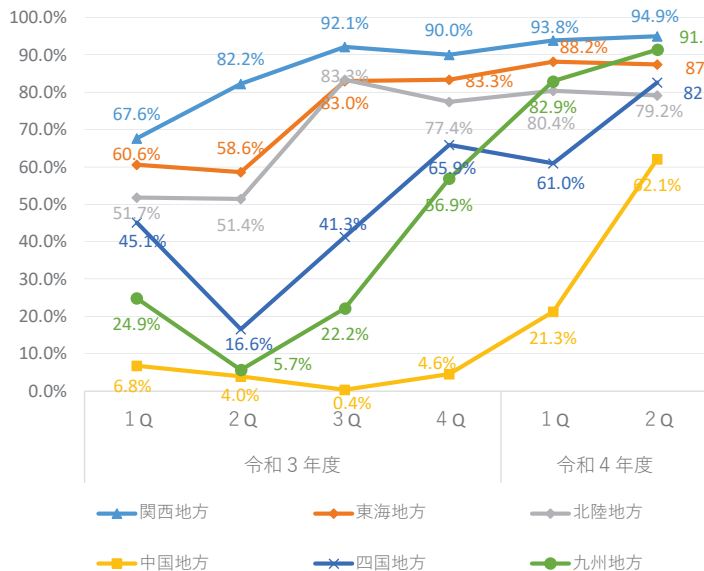
※①と②の件数(棒グラフ)の差が「例外②」に該当する件数

提供可能時期の標準対応期間遵守率⑥(西日本のエリア別、SS回線)

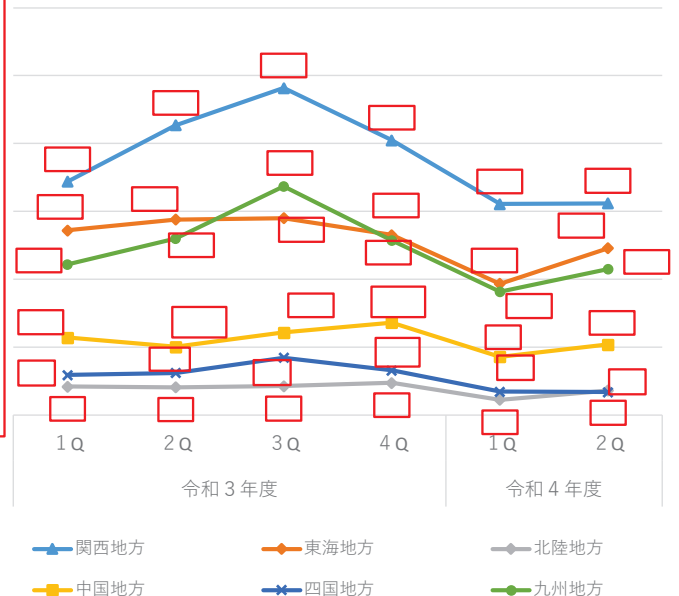
16

- NTT西日本における「例外②」を除いたSS回線の標準対応期間遵守率は、関西地方を除くエリアにおいて令和3年度第1四半期から第2四半期にかけて、著しく低下したものの、令和4年度第2四半期にかけて回復傾向にある。
 ➤ 特に、令和3年度における中国、九州地方での遵守率の低下が著しいもの。中国地方では、令和3年度第3四半期において0%台を記録。【図表25】
- 各エリアでの回答件数の推移を見ると、全エリアにおいて令和3年度第3四半期にかけて、回答件数が増加。報告対象期間の令和3年度第1四半期と令和4年度第2四半期を比べると、中国地方を除いて概ね同水準である。中国地方では約0.6倍。【図表26】

25. 地域別標準対応期間遵守率
(提供可能時期、SS回線)



26. 地域別件数
(提供可能時期、SS回線)

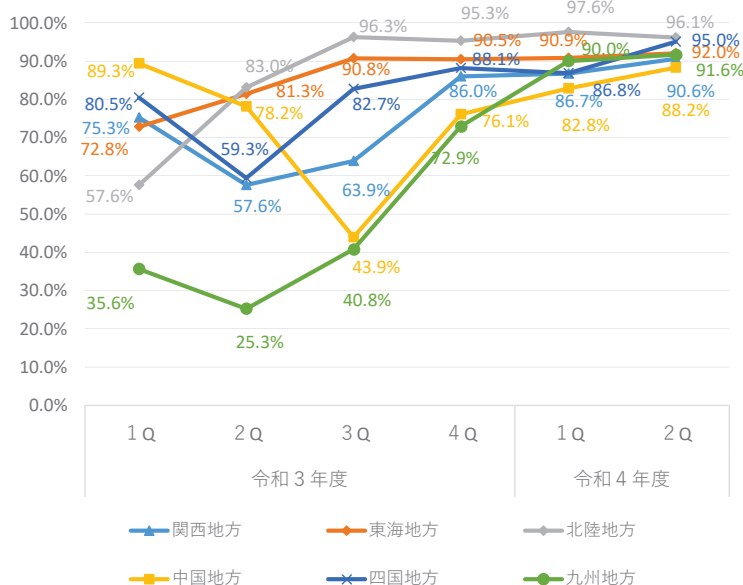


提供可能時期の標準対応期間遵守率⑦(西日本のエリア別、SA回線)

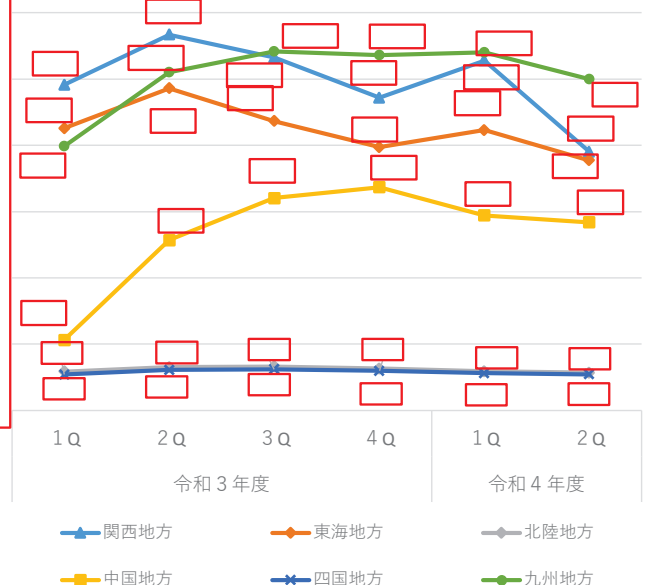
17

- NTT西日本における「例外②」を除いたSA回線(非即決工事)の標準対応期間遵守率は、時期の差はありながらも全エリアにおいて、一時的に大きく低下した。ただ、いずれも令和4年度第2四半期にかけて回復傾向にある。
 ➤ 特に、SS回線同様令和3年度における中国、九州地方での遵守率の低下が著しいもの。九州地方では、令和3年度第2四半期において2割台を記録。【図表27】
- 各エリアでの回答件数の推移を見ると、全エリアで令和3年度において、回答件数が増加。報告対象期間の令和3年度第1四半期と令和4年度第2四半期を比べると、中国地方を除いて概ね同水準である。中国地方では約2.7倍に増加。【図表28】

27. 地域別標準対応期間遵守率
(提供可能時期、SA回線(非即決工事))



28. 地域別件数
(提供可能時期、SA回線(非即決工事、即決工事))



- **提供可能時期について、「例外②」に該当**(=光屋内配線の準備に時間を要する場合又は利用者の建物の光配線板盤まで既設の光信号端末回線がない場合等に1か月を超過することがある)**した件数の割合は、加入DF全体で見ると、東日本では約19%、西日本では約23%となる。特に、SS回線においては、東日本では約36%、西日本では約45%が「例外②」に該当。**【図表29】

29. 「例外②」に該当した件数の割合

	加入DF全体	SS回線	SA回線 (非即決)
東日本全域	19.1%	36.0%	19.0%
関東	20.3%	33.6%	20.8%
甲信越	18.4%	48.4%	17.6%
東北	16.8%	51.8%	14.1%
北海道	12.8%	39.6%	13.6%
西日本全域	22.9%	44.6%	20.9%
関西	26.1%	42.4%	22.8%
東海	22.8%	46.6%	17.9%
北陸	16.0%	48.2%	8.6%
中国	22.9%	36.4%	27.3%
四国	18.8%	33.0%	16.2%
九州	21.0%	51.8%	21.2%

(参考) 前回報告の「例外②」に該当した件数の割合

	加入DF全体	SS回線	SA回線 (非即決)		加入DF全体	SS回線	SA回線 (非即決)
東日本全域	34.5%	78.5%	24.7%	西日本全域	27.0%	50.7%	20.1%

黄色：50%以上80%未満

緑色：30%以上50%未満

1. 加入光ファイバ

(1) 申込み～提供可能時期の回答

(2) 申込み～提供可能時期

(3) 提供可能時期～工事実施日

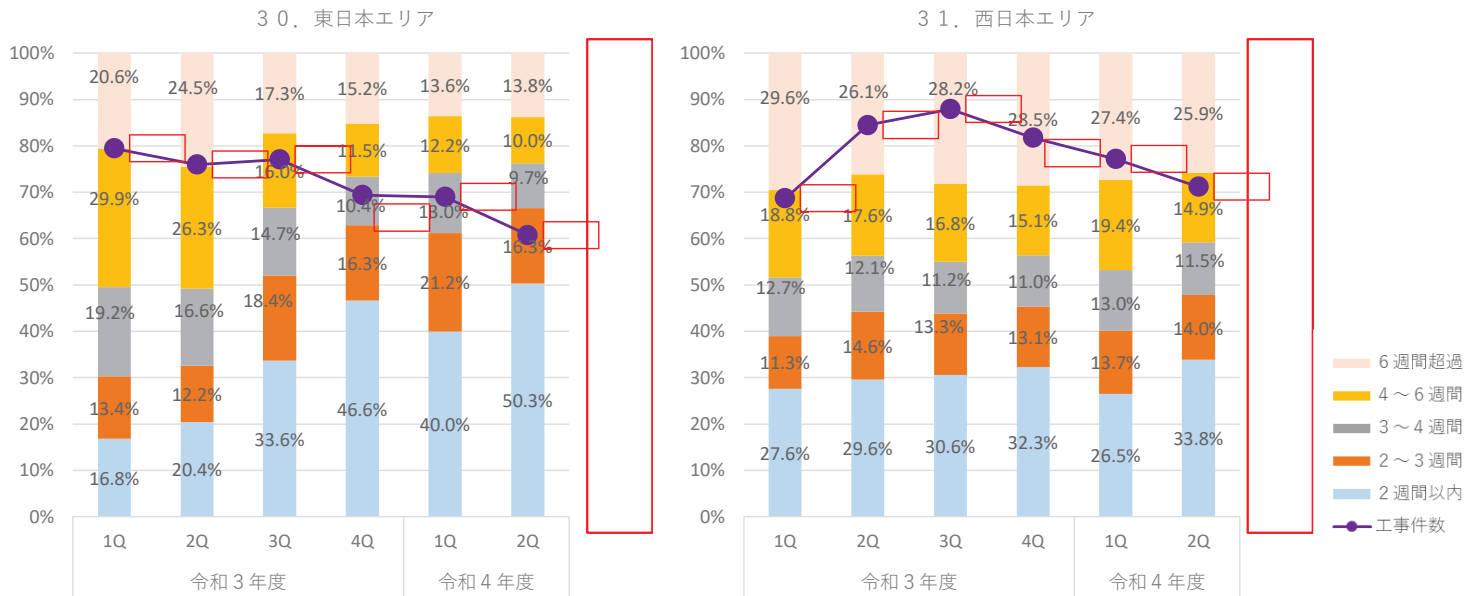
2. 局内ダークファイバ・コロケーション等

3. 参考資料

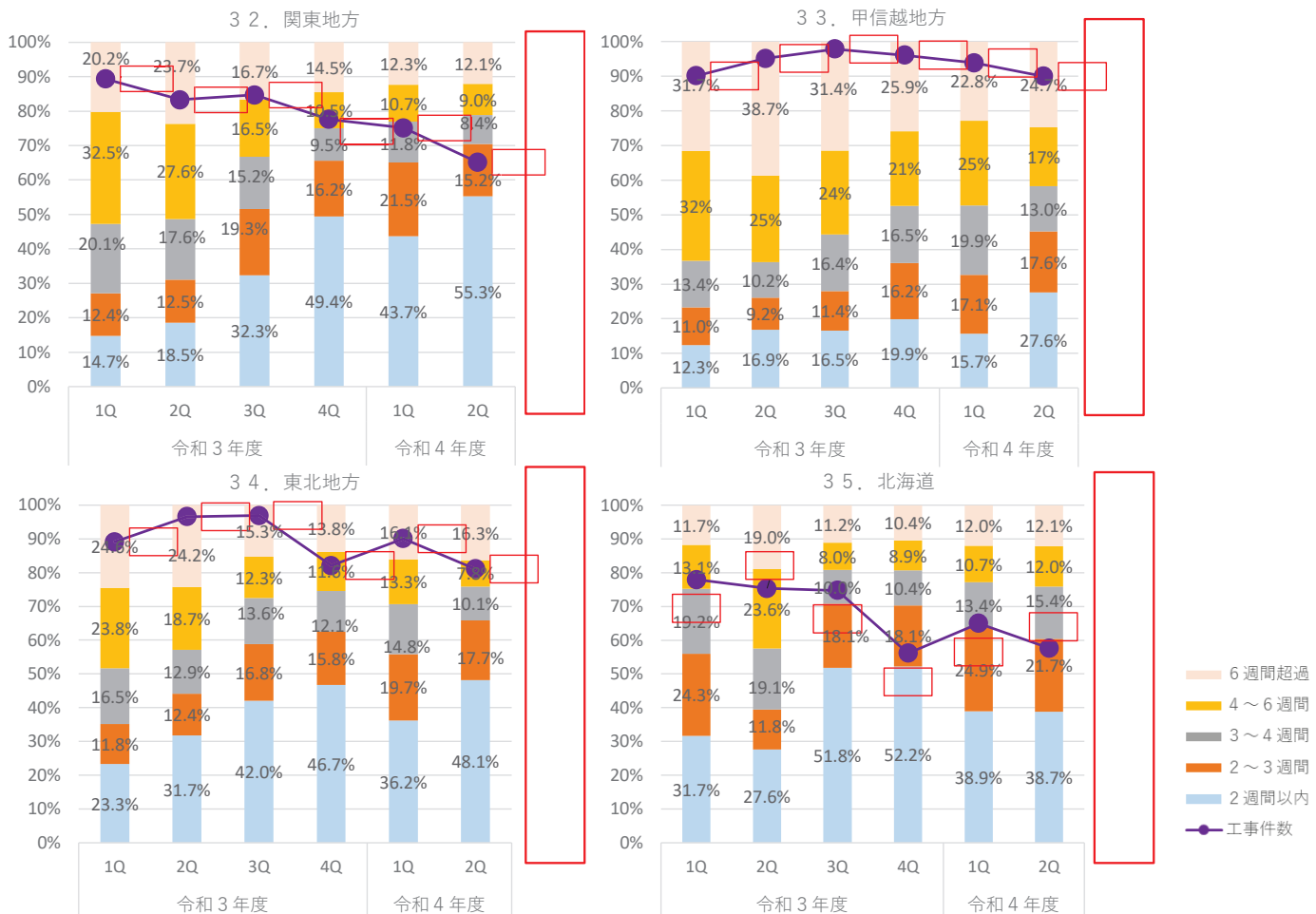
提供可能時期～工事実施までのリードタイムについて

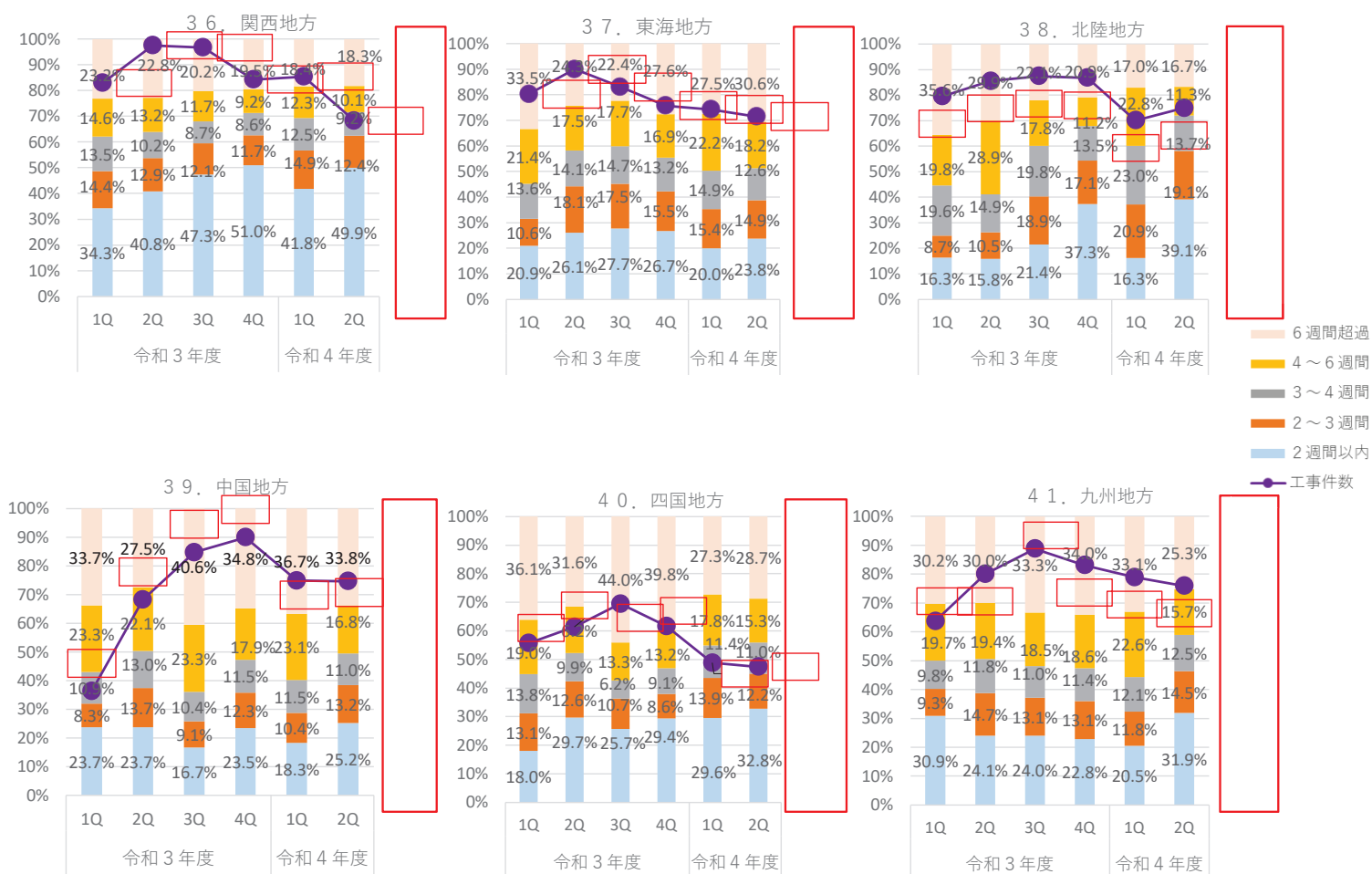
- ① 提供可能時期～工事実施までのリードタイムについては、地域ごとにばらつきがある。工事実施までに6週間以上を要した工事の割合を指標として比較すると、例えば、
- 東日本エリアにおいて、北海道では1割台、関東、東北地方では2割前後。一方、甲信越では約2割～約4割で推移。
 - 西日本の各エリアでも約2割～約4割で推移。
- ② 地域によっては一時的に、工事件数の増加によりリードタイムが延伸傾向にあったところも存在する。

工事リードタイム及び工事の総実施件数



提供可能時期～工事実施までのリードタイム①(NTT東日本エリア)





1. 加入光ファイバ

(1) 申込み～提供可能時期の回答

(2) 申込み～提供可能時期

(3) 提供可能時期～工事実施日

2. 局内ダークファイバ・コロケーション等

3. 参考資料

〇局内光ファイバ

: 接続事業者

: NTT東日本・西日本

①接続の申込み

※約款上、期間の定めなし

②両端確定

※局内DFで接続する両端の設備(NTT東西の設備と接続事業者/NTT東西の設備)を確定させる

※NTT東西は、両端の設備が確定した日から**1ヶ月半以内**に接続の準備を整えるよう努めることとされている。

③接続の準備

〇コロケーション

①相互接続点調査及び設置の申込み

②コロケーション予定場所の空きスペース、機器等の設置可否の確認

申込みの到達から

(A) 通信用建物内において、接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修等の検討が必要でないことが明らかなきときは**2週間以内**(B) 通信用建物内において、接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要なきときは**1ヶ月以内**(C) それ以外のとき※1は**1ヶ月半以内**

(※1)コロケーションの利用場所として、接続事業者が洞道内での設置を希望する場合等。

④工事実施の申込み

③調査結果の回答

申込みの到達から

(A) 接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修が必要でないときは**2週間以内**(B) (A) 及び (C) 以外の場合※2は**1ヶ月以内**

(※2) 二重床や電源設備以外の設備(光回線の配線盤や空調設備等)の改修のみを要する場合。

(C) 接続申込者からの要望等の事由により二重床の設置又は改修を行うときは**1ヶ月半以内**

(※) その他、電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となる場合は、(A)～(C)のいずれにも該当せず、約款上、対応期限の定めがない。

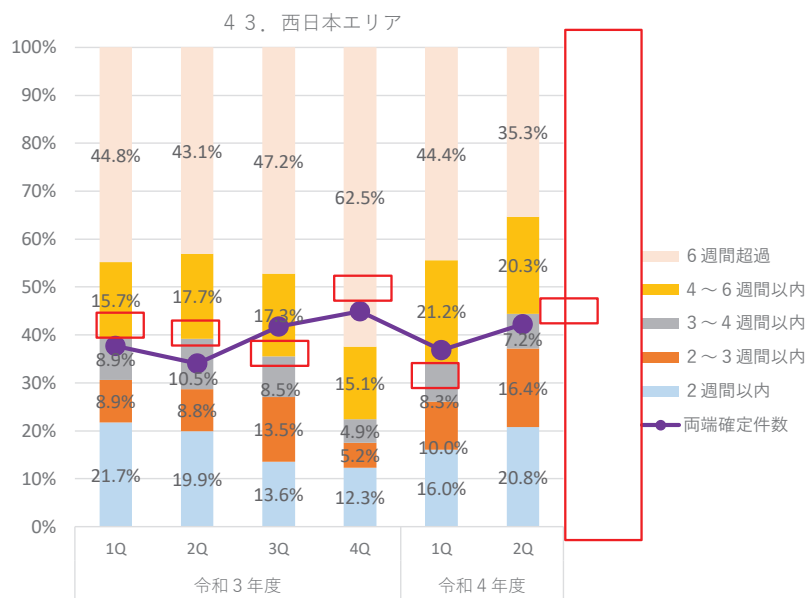
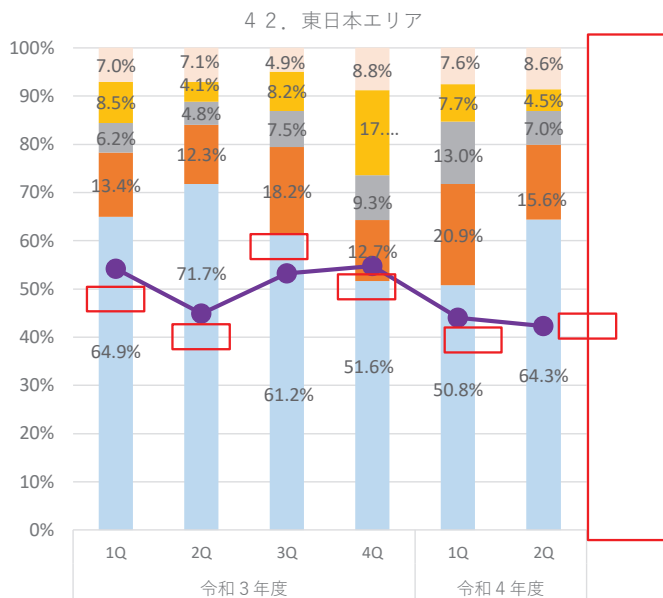
⑥自前工事の実施

⑤接続事業者が設備設置工事(自前工事)を行うための準備

局内DFにおける申込み～両端確定までのリードタイム(東日本・西日本)

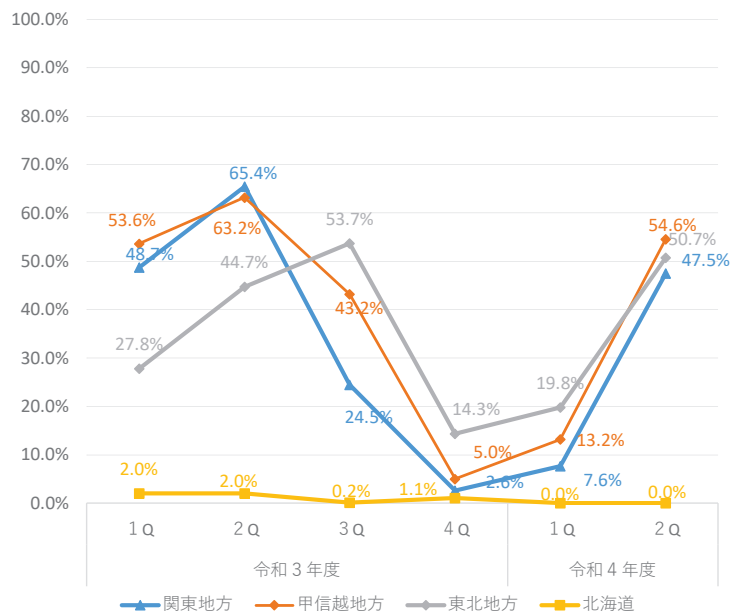
- 東日本エリア全域における接続の申込み～両端確定までのリードタイムについて、全確定件数のうち、**2週間以内に確定された割合は5割台～7割台**で推移している。一方、一部の申込みにおいては、**6週間を超過するケースも存在し、令和3年度第4四半期からは約1割が6週間を超過**。【図表42】
- このうち**2週間以内に確定された割合が5割台まで低下した令和3年度第4四半期においては、4～6週間での確定の件数が増加している**。
- 西日本エリア全域においては、全確定件数のうち、**2週間以内に確定された割合は1割台～2割台**で推移している。特に、令和3年度第3四半期から令和4年度第1四半期においては、**工事件数の増加に伴い、1割台まで低下している**。【図表43】
- また、**6週間を超過して確定された割合は、令和4年度第1四半期まで4割台～6割台**で推移している。**令和4年度第2四半期においては3割台まで低下し、回復傾向にあるとしても前回報告と比べると以前その割合は高い**。

両端確定までのリードタイム及び両端確定を行った件数

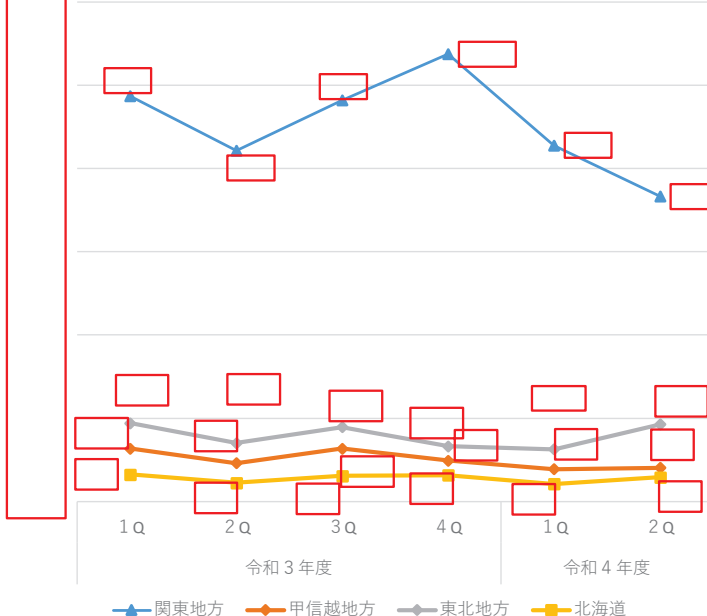


- 局内ダークファイバは、接続約款上、両端確定から1ヶ月半以内に接続の準備を整えるよう努めることとされている。
- 東日本エリア全体における、標準対応期間遵守率は、報告対象期間において大きく変動している。
- 北海道を除いたエリアでは、令和3年度第3四半期から令和4年度第1四半期にかけて、遵守率が著しく低下したが、その後は回復傾向にある。北海道では0%～3%と著しく低い値で推移している。【図表44】
- 北海道では、令和4年度第2四半期より一部エリアで工事体制の強化を開始。

44. 地域別標準対応期間遵守率(局内DF)

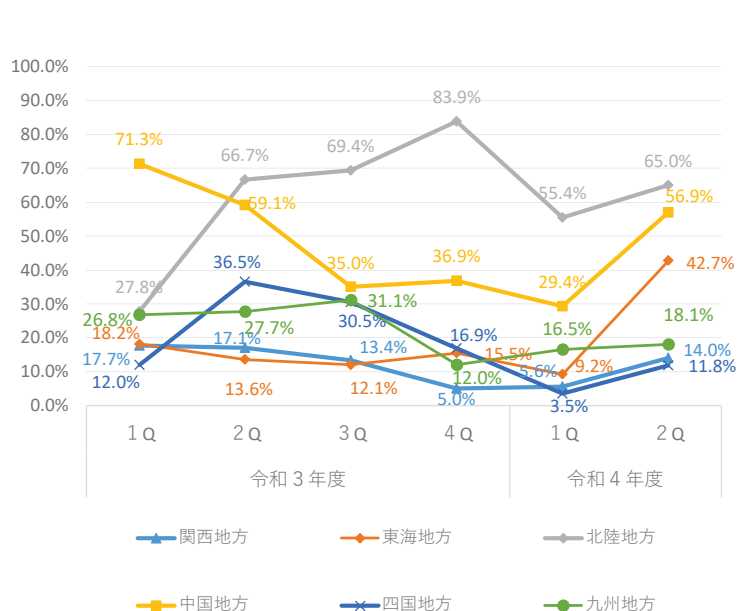


45. 地域別工事件数(局内DF、未実施を含む)

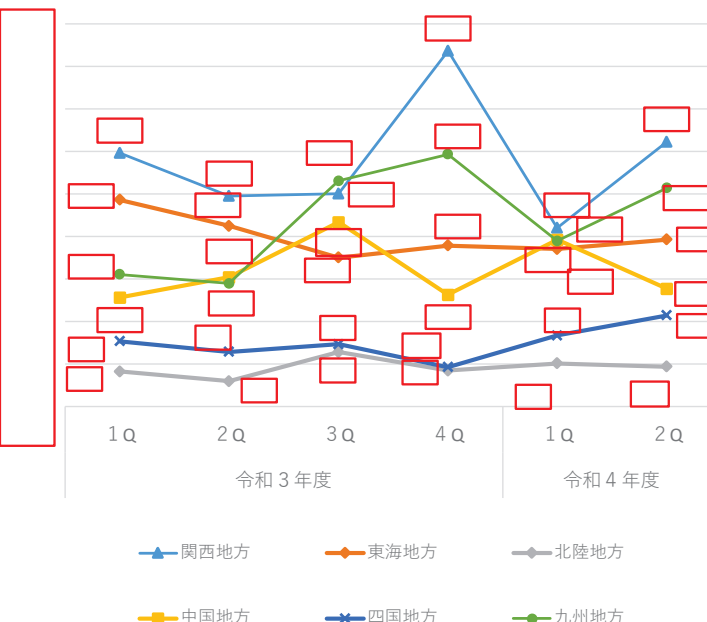


- 西日本エリア全体における標準対応期間遵守率は、報告対象期間において上下に変動しているが、全体として低調。
- 特に、令和3年度第4四半期から令和4年度第1四半期には、遵守率が一桁台に落ち込んだ地域もある。【図表46】
- ただ、令和4年度第2四半期にはいずれのエリアにおいても、遵守率が回復している。【図表46】
- 地域別工事件数との関係を見ると、令和3年度第4四半期から令和4年度第1四半期にかけての変動が見られる。【図表47】

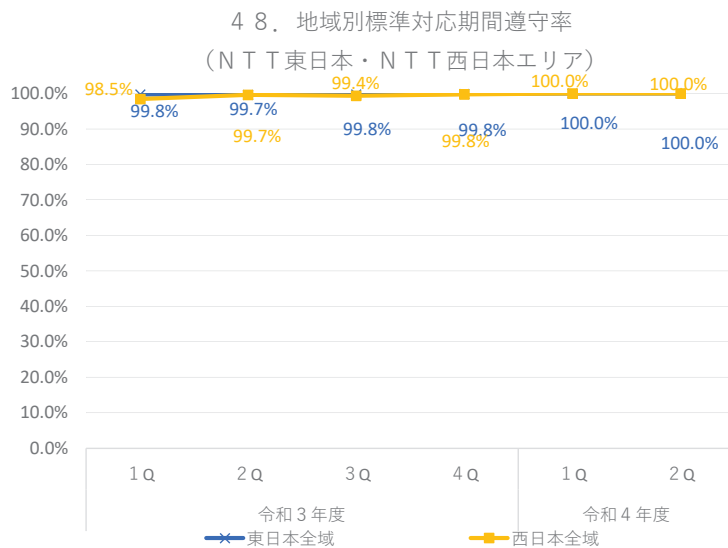
46. 地域別標準対応期間遵守率(局内DF)



47. 地域別工事件数(局内DF、未実施を含む)

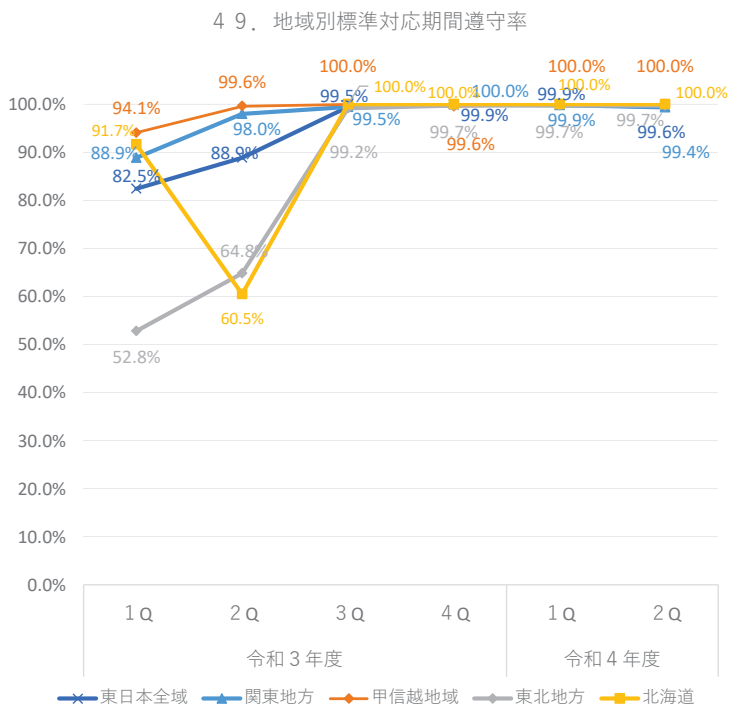


- コロケーションに係る調査申込み全体における標準対応期間遵守率は、東日本・西日本全ての地域において、ほぼ10割で推移。
- 四半期ごとの標準対応期間遵守率については、報告対象期間の1年半年間、95%を下回ることとはなく、特に令和4年度第1四半期及び第2四半期における遵守率は100.0%。【図表48】



コロケーションに係る自前設置工事の準備に係る標準対応期間遵守率①(東日本)

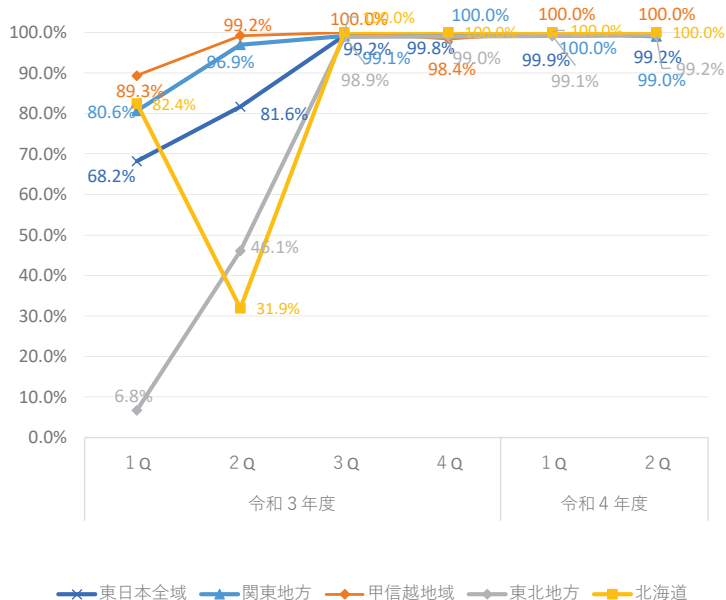
- 東日本エリアにおける、コロケーションに係る自前設置工事全体の標準対応期間遵守率は、一部地域を除き、おおそ10割で推移。東北地方では、令和3年度第1四半期及び第2四半期において5割～6割台であったが、令和3年度第3四半期より、ほぼ10割まで回復。【図表49】
- 作業件数は令和3年度第2四半期にかけて増加傾向にあったが、以降は減少傾向に転じた。作業件数がピークであった令和3年度第2四半期と比べ、東日本全域における令和4年度第2四半期の作業件数は、その約8割に減少。【図表50】



- 東日本エリアにおけるコロケーションに係る自前設置工事のうち、1か月以内に提供することとされているものについて、その標準対応期間遵守率は、令和3年度第3四半期以降、全エリアにおいてほぼ10割で推移。東北地方では、令和3年度第1四半期において、遵守率が1割を切っていたが、その後大幅に回復。【図表51】
- 作業件数は令和3年度第2四半期にかけて増加傾向にあったが、以降は減少傾向に転じた。作業件数がピークであった令和3年度第2四半期と比べ、東日本全域における令和4年度第2四半期の作業件数は、その約7割に減少。【図表52】

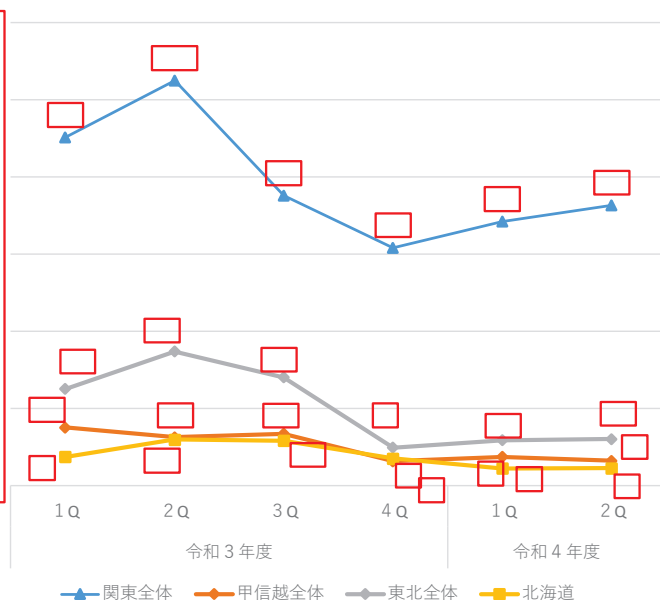
5 1. 地域別標準対応期間遵守率

(対応期限が1か月以内とされている自前設置工事の準備)



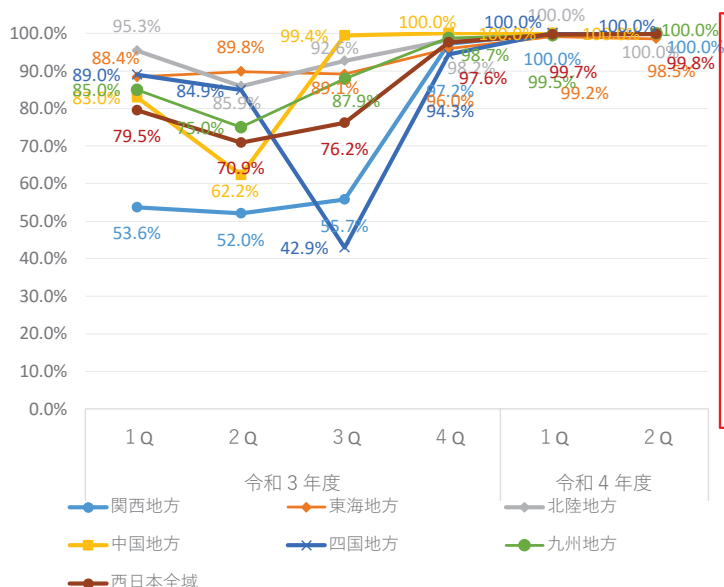
5 2. 地域別作業件数

(対応期限が1か月以内とされている自前設置工事の準備)

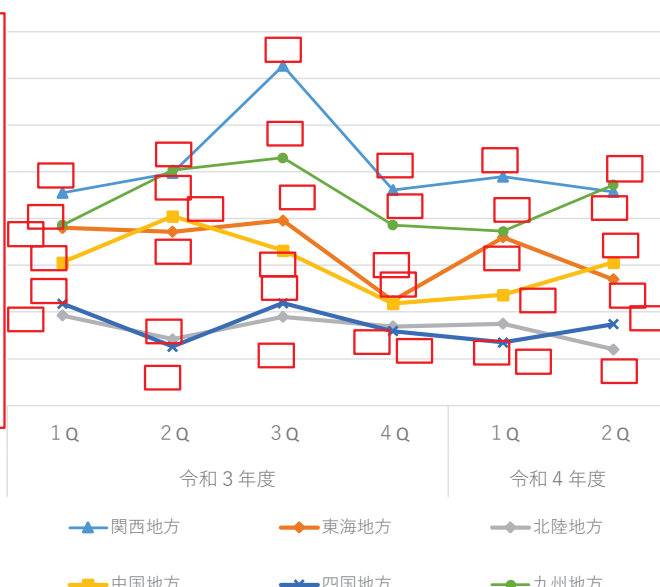


- 西日本における、コロケーションに係る自前設置工事全体に係る標準対応期間遵守率は、令和3年度第3四半期にかけて、一部地域で上下していたが、令和3年度第4四半期以降は、全エリアにおいてほぼ10割で推移。四国地方では、令和3年度第3四半期に大幅な低下が見られ、遵守率が4割台まで低下したものの、その後は9割~10割まで回復。【図表53】
- 作業件数は令和3年度第3四半期にかけて増加傾向にあったが、以降は減少傾向に転じた。作業件数がピークであった令和3年度第3四半期と比べ、西日本全域における令和4年度第2四半期の作業件数は、その約8割に減少。【図表54】

5 3. 地域別標準対応期間遵守率



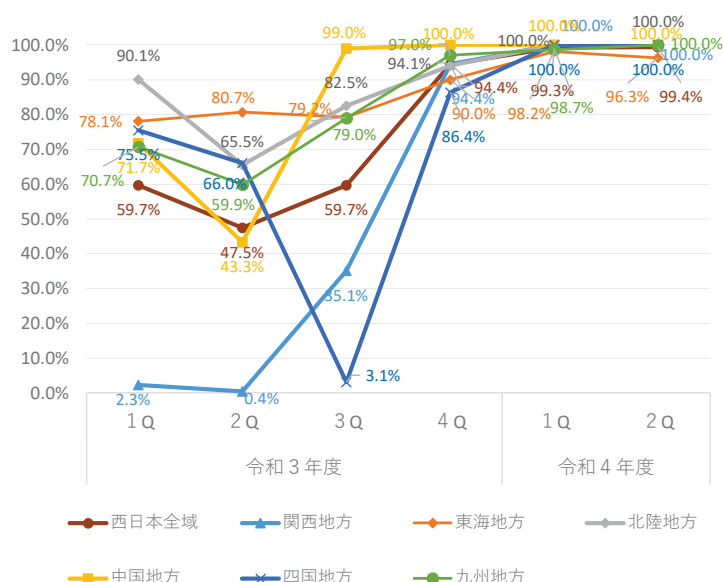
5 4. 地域別作業件数



- 西日本における、コロケーションに係る自前設置工事のうち、1か月以内に提供することとされているものの標準対応期間遵守率は、令和3年度第1四半期から第3四半期にかけて、西日本全域で5割前後まで低下。関西地方で、令和3年度第1四半期及び第2四半期以降に急激に遵守率が悪化し、0.4%まで低下。また、四国地方においても、令和3年度第3四半期に3%まで低下した。その後は回復傾向にあり、令和4年度は全エリアでほぼ10割で推移している。【図表55】
- 作業件数は令和3年度第3四半期にかけて増加傾向にあったが、以降は減少傾向に転じた。作業件数がピークであった令和3年度第3四半期と比べ、西日本全域における令和4年度第2四半期の作業件数は、その約5割に減少。【図表56】

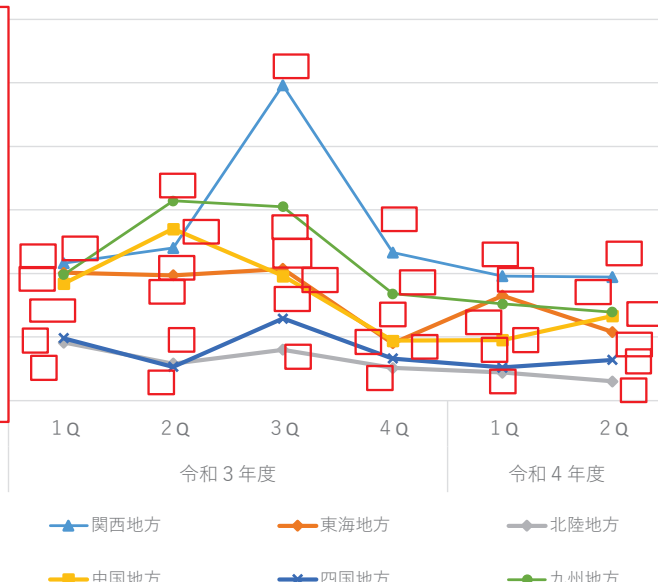
55. 地域別標準対応期間遵守率

(対応期限が1か月以内とされている自前設置工事の準備)



56. 地域別作業件数

(対応期限が1か月以内とされている自前設置工事の準備)

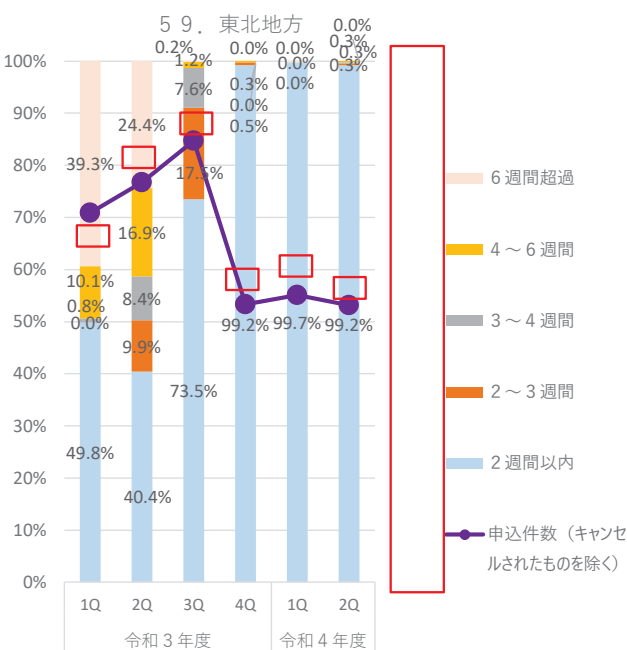
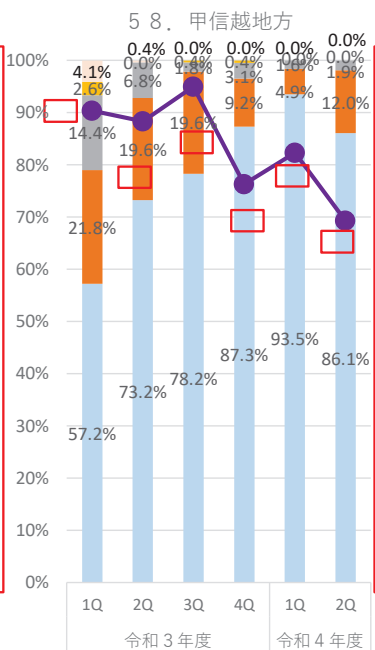
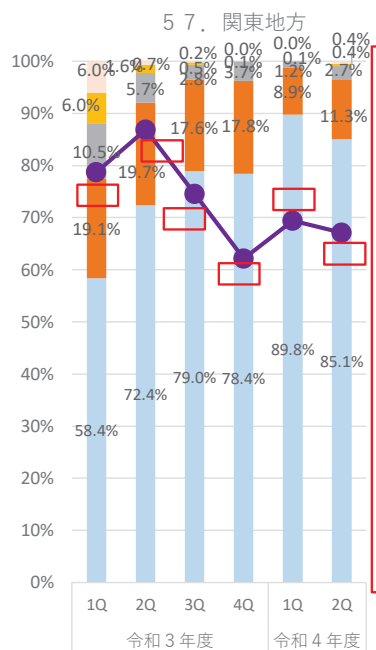


コロケーションに係る自前設置工事の準備に係るリードタイム①

33

- コロケーションに係る自前設置工事の準備のうち、対応完了までに6週間を超過した申込みは、令和3年度第1四半期及び第2四半期において、東日本全域で約1割存在したが、令和3年度第3四半期以降はほぼ0%で推移。
- 関東、甲信越地方において、2週間以内に対応が完了した申込みの割合は、令和3年度第3四半期以降約8割～約9割で推移。対応完了までに6週間を超過した申込みは、基本的に1割未満。【図表57・58】
- 一方、東北地方では、対応完了までに6週間を超過した割合が、令和3年度第1四半期に約4割存在したが、その後減少。令和3年度第4四半期以降は、2週間以内に対応が完了した申込みの割合が、ほぼ10割で推移。【図表59】

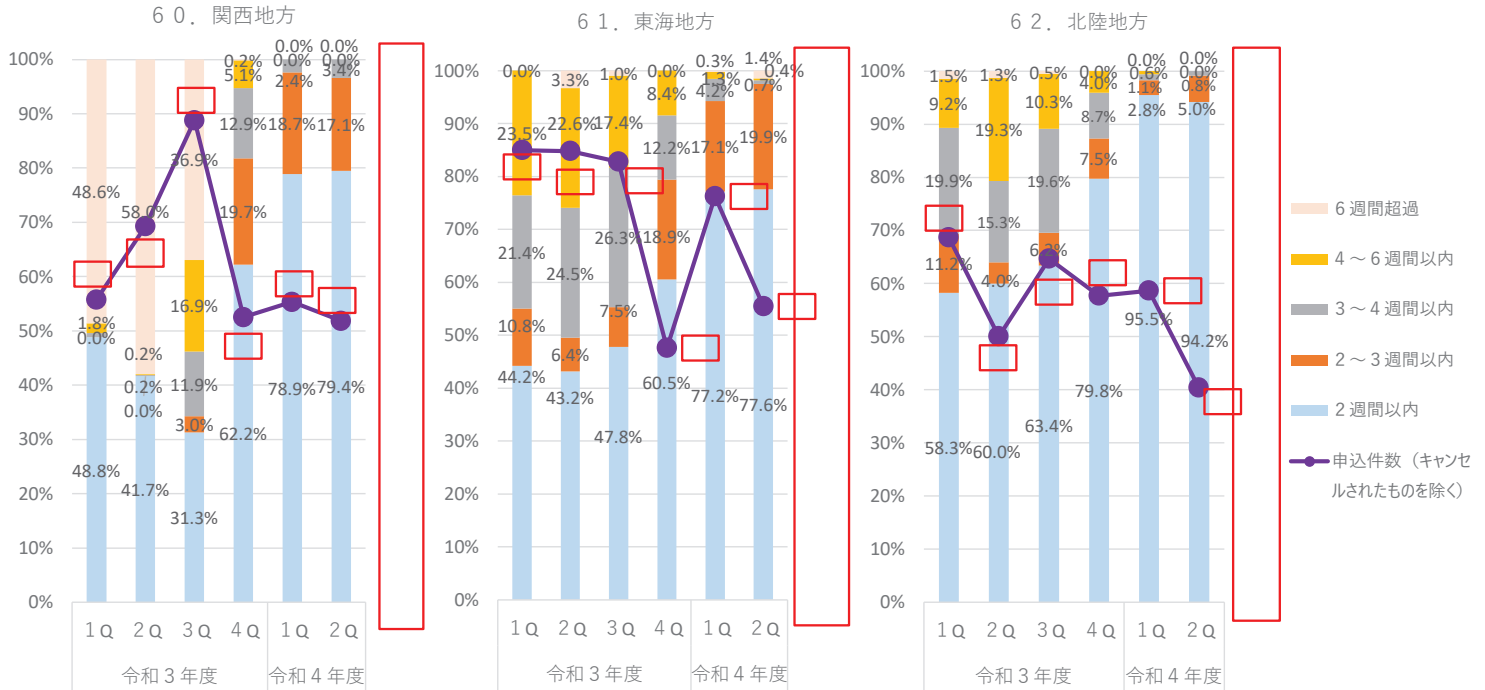
作業リードタイム及び申込件数(対応前にキャンセルされたものを除く)



※標準対応期間遵守率が100%で推移している北海道はデータ掲載なし

- コロケーションに係る自前設置工事の準備のうち、対応完了までに6週間を超過した申込みは、令和3年度第1四半期から第3四半期において、西日本全域で約2割存在したが、令和3年度第4四半期以降はほぼ0%で推移。
- 関西地方では、対応完了までに6週間を超過した申込みの割合が、令和3年度第2四半期に約6割まで増加した。令和3年度第4四半期以降、その割合はほぼ0%に低下し、2週間以内に対応が完了した申込みの割合が、約6~8割に増加。【図表60】
- 東海、北陸地方では、令和3年度第3四半期以降、2週間以内に対応が完了した申込みの割合が増加傾向にある【図表61及び62】

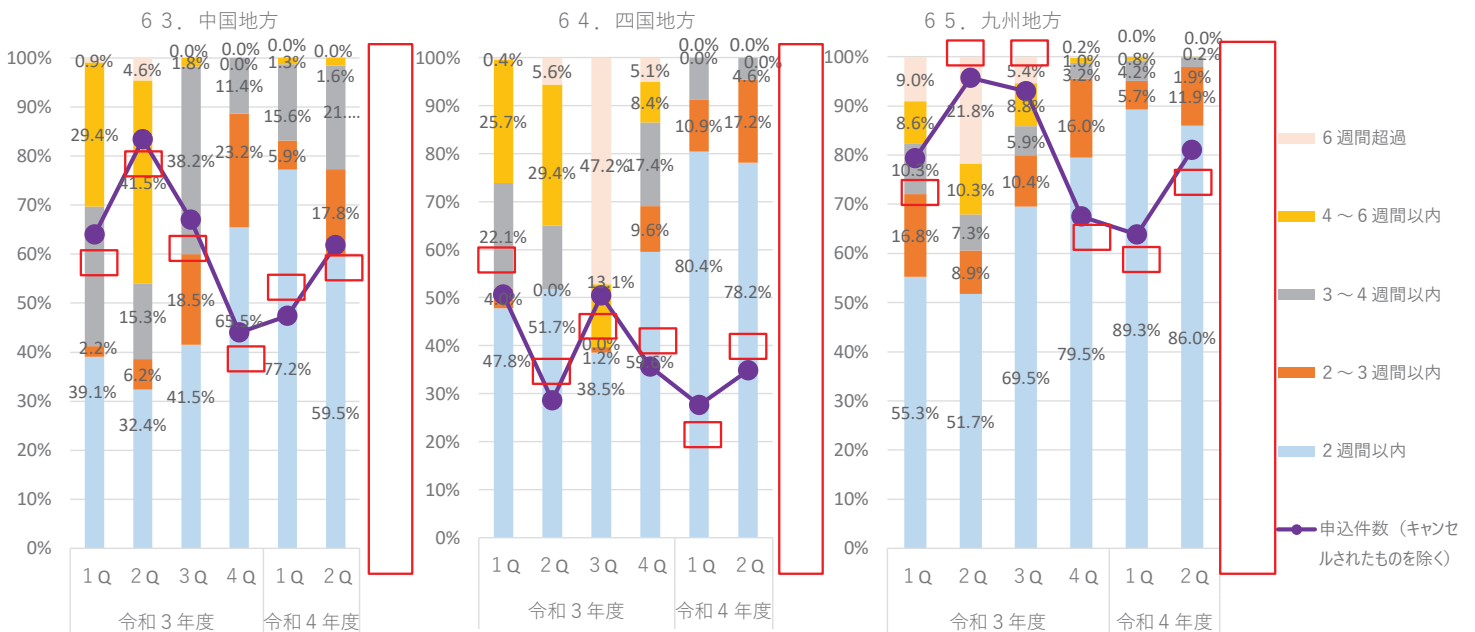
作業リードタイム及び申込件数（対応前にキャンセルされたものを除く）



コロケーションに係る自前設置工事の準備に係るリードタイム③

- 中国地方では、令和3年度第2四半期において、対応完了までに4週間以上要した申込みの割合が、4割台まで増加するなど、リードタイムが延伸傾向にあった。令和4年度第1四半期には、2週間以内に対応が完了した申込みの割合が約8割まで回復したものの、令和4年度第2四半期においては、6割台まで低下している。【図表63】
- 四国地方においては、令和4年度第3四半期において、対応完了までに6週間を超過した申込みが約5割に増加。その後は回復傾向にあり、令和4年度はほぼ0%で推移。【図表64】
- 九州地方においては、令和3年度第2四半期において、対応完了までに6週間を超過した申込みが約2割存在したものの、令和3年度第4四半期以降は、2週間以内に対応が完了した申込みの割合が約8割～約9割で推移。【図表65】

作業リードタイム及び申込件数（対応前にキャンセルされたものを除く）



電気通信事業法施行規則等の一部改正について

(電気通信事業法の一部を改正する法律(第一種指定電気通信設備制度の見直し関係)等を踏まえた規定整備)

電気通信事業法の一部を改正する法律(概要)

1

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立。

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。

※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定のブロードバンドサービスを**基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)**に位置付け、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。

- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す。

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。

- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。

- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。

- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から**各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す**。

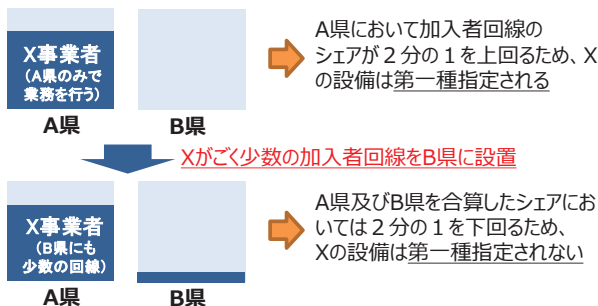
上記のほか、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の業務の追加、重大事故等のおそれのある事態の報告制度の整備等を行う。

- 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号。以下「改正法」という。）における第一種指定電気通信設備制度の見直しを踏まえて、①加入者回線の占有率の算定方法及び②指定の対象となる電気通信設備の範囲等の規定を整備する。
- 上記②及び「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申 ～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～」（令和3年9月1日情報通信審議会電気通信事業政策部会。以下「最終答申」という。）を踏まえて、他の電気通信事業者が不可欠的に利用する設備である県間通信用設備（IPoE接続及びIP音声接続に用いるもの）及びゲートウェイルータ（IP音声接続に用いるもの）について、③新たに第一種指定電気通信設備に加えるとともに、④接続料の算定方法に関する規定を整備する。

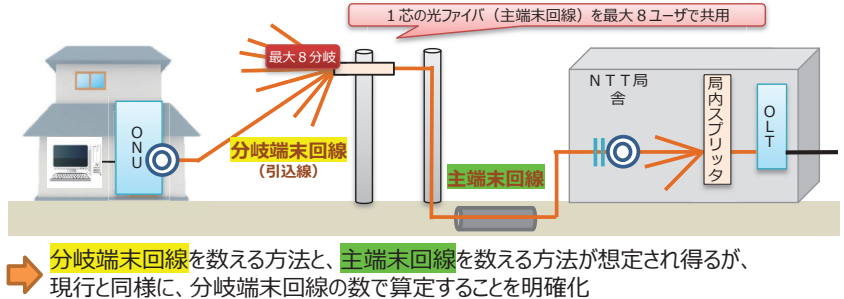
① 加入者回線の占有率の算定方法に係る規定整備【施行規則第23条の2第2項（新設）】

- 設置する加入者回線について、第一種指定電気通信設備として指定されることを免れることを目的に、通常の業務区域外の都道府県にごく少数の加入者回線を設置する等の潜脱を防止し、適切な算定を行うため、ある都道府県における加入者回線の設置割合が一定の割合（百分の一）未満である場合は、当該都道府県には加入者回線を設置していないものとみなす（業務区域に加えない）。【第一号】
- 加入者回線の数について、シェアアクセス方式で設置される加入者回線については、①局舎の電気通信設備に接続される主端末回線を数える方式と、②利用者の電気通信設備に接続される分岐端末回線を数える方式の2方式が想定され得るところ、現行と同様に後者で算定することを明確にするため、利用者側の電気通信設備に接続される回線の数で算定する旨を規定。【第二号】

●本規定（第一号）の想定する潜脱（例）



●シェアアクセス方式の加入者回線の算定方法（第二号）



改正の概要②～④（第一種指定電気通信設備の追加等）

② 指定の対象となる電気通信設備の範囲に係る規定整備【施行規則第23条の2第4項】

- 第一種指定交換等設備について、これまで単位指定区域（都道府県）内の通信を行うものに限り指定可能としていたところ、東京及び大阪に設置されるIP音声接続用のゲートウェイルータ及び県間通信に係る中継ルータを指定するため、単位指定区域内の通信を行うものに限り指定可能とする規定を削除。【第一号ロ】
- 第一種指定伝送路設備について、新たに県間通信に係る伝送路設備（第一種指定県間伝送路設備）を追加。【第二号ハ（新設）】

③ 第一種指定電気通信設備の指定【指定告示（※）】

- 県間通信用設備（IPoE接続及びIP音声接続に係るものに限る。）を新たに指定。【第三号ロ、第五号】
- NTT西日本が東京都に、NTT東日本が大阪府に設置するIP音声接続に係るゲートウェイルータを新たに指定。【第三号ハ】

④ 新たに指定される第一種指定電気通信設備に係る機能の接続料の算定【第一種指定電気通信設備接続料規則】

- 県間通信用設備に係る新たな法定機能として、「一般県間中継系ルータ交換伝送機能」を追加。【第4条表六の二】
- 新たな法定機能において、他の電気通信事業者が設置する設備（他社設備）を利用して提供される場合があることを踏まえて、他社設備に係る費用についても接続料に加えるものとする。【第9条】
- 新たな法定機能に係る接続料について、回線容量（データ伝送の場合）又は通信量（音声伝送の場合）を単位として設定することを原則とする。【第18条の2第2項】

最終答申 第3章 IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方（概要・関係部分抜粋）

- 「PPPoE接続」以外の「IP音声接続」、「IPoE接続」の県間通信用設備については、加入者回線との一体性を認め、ボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適切である。
- 県間通信用設備について規律する場合には、他社設備も含めて一体的に規律することが適切である。この際、自己設置の設備と他社設備利用に係るコストを一体的に接続料原価に算入（例えば、通信設備使用料等）して接続料を設定することが適切である。
- IP網移行後の音声通信について、NTT東日本が大阪府、NTT西日本が東京都に設置するゲートウェイルータ（IP音声用）を今後第一種指定電気通信設備として指定が可能となるよう、所要の制度対応を行うべきである。